

第3編 応急対策編

目 次

第3編 応急対策編

第1章 震災応急対策計画.....	3-1
第1節 応急活動体制の確立.....	3-2
第1 初動対応.....	3-3
第2 活動体制.....	3-4
1. 活動体制と配備基準 ⇨ 『各部共通』.....	3-4
2. 活動体制と動員計画 ⇨ 『各部共通』.....	3-5
3. 災害警戒本部の設置・運営 ⇨ 『市長公室』.....	3-5
4. 災害対策本部の設置・運営 ⇨ 『市長公室』.....	3-6
第3 応急活動.....	3-15
1. 職員の初動活動 ⇨ 『各部共通』.....	3-15
2. 応急対策の流れ ⇨ 『各部共通』.....	3-17
3. 応急活動の留意点 ⇨ 『各部共通』.....	3-18
第4 応援要請・相互協力.....	3-19
1. 県への応援要請 ⇨ 『市長公室、総合政策部』.....	3-19
2. 隣接市町等への応援要請 ⇨ 『市長公室、総合政策部』.....	3-20
3. 防災関係機関への応援要請 ⇨ 『市長公室、総合政策部』.....	3-21
4. ボランティア団体等との相互協力 ⇨ 『福祉部、関係各部』.....	3-21
第5 自衛隊の災害派遣.....	3-23
1. 派遣要請 ⇨ 『市長公室、総合政策部』.....	3-23
2. 依頼要領 ⇨ 『市長公室、総合政策部』.....	3-24
3. 派遣部隊の受入体制の確保 ⇨ 『市長公室、総合政策部』.....	3-25
4. 自衛隊の自主派遣.....	3-26
5. 派遣部隊の撤収要請 ⇨ 『市長公室、総合政策部』.....	3-27
6. 経費の負担区分.....	3-27
7. 自衛隊の権限.....	3-27
第6 災害救助法の適用.....	3-28
1. 災害救助法の概要 ⇨ 『各部共通』.....	3-28
2. 災害救助法の適用及び実施 ⇨ 『各部共通』.....	3-29
3. 災害救助法が適用されない場合の措置.....	3-31
第2節 情報の収集・伝達.....	3-32
第1 情報収集連絡体制.....	3-33
1. 情報連絡系統 ⇨ 『各部共通』.....	3-33
2. 情報連絡通信手段 ⇨ 『各部共通』.....	3-34
第2 災害情報の収集・伝達.....	3-36
1. 実施体制 ⇨ 『各部共通』.....	3-37
2. 初動期の情報収集体制 ⇨ 『各部共通』.....	3-38
3. 地震情報 ⇨ 『市長公室』.....	3-39
4. 火災情報 ⇨ 『消防本部』.....	3-40
5. 人的被害情報 ⇨ 『市長公室、消防本部、市民生活部』.....	3-41
6. 一般建築物被害情報 ⇨ 『建設部、都市整備部、消防本部』.....	3-42

7.	公共土木・建築施設被害情報	⇨『建設部、都市整備部』	3-42
8.	ライフライン被害情報	⇨『総合政策部、上下水道部』	3-42
9.	交通施設被害情報	⇨『建設部、都市整備部』	3-43
10.	その他の被害情報	⇨『関係各部』	3-44
11.	被害調査の報告	⇨『各部共通』	3-44
第3	市民への広報活動		3-46
1.	広報活動の方針	⇨『総合政策部』	3-46
2.	初動期の広報	⇨『総合政策部』	3-47
3.	生活再開時期の広報	⇨『総合政策部』	3-48
4.	要配慮者への広報	⇨『福祉部、総合政策部』	3-49
第4	市民の各種相談窓口		3-50
1.	各種相談窓口の設置	⇨『総務部、関係各部』	3-50
2.	相談の内容	⇨『総務部、関係各部』	3-50
第5	被災者への情報提供及び支援		3-52
1.	安否情報の収集、提供	⇨『市長公室、関係各部』	3-52
2.	被災者台帳の作成	⇨『市長公室、関係各部』	3-52
第6	報道機関への情報提供		3-53
1.	災害情報の提供	⇨『総合政策部』	3-53
2.	災害情報の報道依頼	⇨『総合政策部』	3-53
第3節	消防活動		3-54
第1	消防活動の方針		3-55
1.	消火活動	⇨『消防本部』	3-55
2.	救急救助活動	⇨『消防本部』	3-55
3.	安全避難の確保	⇨『消防本部』	3-55
第2	初動体制の確立		3-56
1.	消防本部の初動措置	⇨『消防本部』	3-56
2.	消防署の初動措置	⇨『消防本部』	3-57
3.	消防団の初動措置	⇨『消防本部』	3-57
第3	情報の収集		3-59
1.	収集要領	⇨『消防本部』	3-59
2.	収集内容	⇨『消防本部』	3-59
3.	収集系統	⇨『消防本部』	3-59
第4	交通規制		3-60
第5	災害防御活動		3-61
1.	災害防御活動の基本	⇨『消防本部』	3-61
2.	活動の主眼	⇨『消防本部』	3-61
3.	消防活動方針の決定	⇨『消防本部』	3-61
4.	火災現場の原則	⇨『消防本部』	3-61
5.	救急救助出動	⇨『消防本部』	3-62
6.	火災現場活動の原則	⇨『消防本部』	3-62
7.	救急救助活動の原則	⇨『消防本部』	3-62
第6	消防団の活動		3-63
1.	初期活動		3-63

2.	消防活動	3-63
3.	救急救助	3-63
4.	避難誘導	3-63
5.	情報の収集	3-63
第7	応援部隊の要請	3-64
1.	応援の要請 ⇨ 『消防本部』	3-64
2.	応援隊の受け入れと活動 ⇨ 『消防本部』	3-65
3.	応援隊の運用 ⇨ 『消防本部』	3-65
4.	その他の応援要請 ⇨ 『消防本部』	3-65
第8	危険物施設の応急対策	3-66
第4節	救援・救護活動	3-67
第1	人命救助活動	3-68
1.	人命救助活動 ⇨ 『消防本部、警察署』	3-68
2.	行方不明者の捜索活動 ⇨ 『市民生活部、消防本部、警察署』	3-70
第2	避難	3-71
1.	避難の指示・誘導 ⇨ 『市長公室、各部共通』	3-71
2.	避難場所の開放 ⇨ 『市長公室、各部共通』	3-74
3.	避難所の開設 ⇨ 『市長公室、各部共通』	3-74
4.	避難所の運営 ⇨ 『各部共通』	3-75
5.	避難所の閉鎖 ⇨ 『各部共通』	3-78
第3	要配慮者の安全確保	3-79
1.	高齢者・障がい者等の安全確保 ⇨ 『福祉部、こども未来部、健康保険部』	3-79
2.	外国人住民の安全確保 ⇨ 『総合政策部、市民生活部』	3-82
第4	医療救護	3-83
1.	医療情報の収集・伝達 ⇨ 『健康保険部、医療センター』	3-83
2.	初動医療体制 ⇨ 『健康保険部、医療センター』	3-83
3.	負傷者等の搬送体制 ⇨ 『健康保険部、医療センター』	3-85
4.	後方医療体制 ⇨ 『健康保険部、医療センター』	3-86
第5	感染症予防及び保健衛生	3-87
1.	感染症予防活動 ⇨ 『環境経済部、健康保険部』	3-87
2.	保健衛生活動 ⇨ 『健康保険部』	3-88
3.	動物愛護 ⇨ 『環境経済部』	3-89
第6	応急給水	3-90
1.	給水方法 ⇨ 『上下水道部』	3-90
2.	医療機関への給水 ⇨ 『上下水道部』	3-91
第7	食料・生活必需品の供給	3-92
1.	食料・生活必需品の調達 ⇨ 『市長公室、総合政策部、財務部』	3-92
2.	食料の配給 ⇨ 『各部共通』	3-92
3.	生活必需品の配給 ⇨ 『総合政策部、市民生活部、環境経済部、福祉部』	3-94
第8	住宅の確保	3-96
1.	応急仮設住宅の設置 ⇨ 『都市整備部、総務部』	3-96
2.	被災住宅の応急修理 ⇨ 『建設部、都市整備部』	3-98
3.	危険度判定の実施 ⇨ 『都市整備部』	3-99

第9	遺体の捜索・処理・埋葬.....	3-101
1.	遺体等の捜索 ⇨ 『 市民生活部、福祉部、消防本部 』.....	3-101
2.	遺体の処理 ⇨ 『福祉部、健康保険部、警察署』.....	3-102
3.	遺体の埋・火葬 ⇨ 『 福祉部、環境経済部 』.....	3-104
第10	要員の確保.....	3-105
1.	要員の確保⇨ 『 総務部、関係各部 』.....	3-105
第11	帰宅困難者対策.....	3-106
1.	市内の帰宅困難者対策 ⇨ 『 市長公室、市民生活部、学校教育部、関係各部、鉄道機関、警察署、各事業所 』.....	3-106
2.	外出先の帰宅困難者対策 ⇨ 『 市長公室、市民生活部、関係各部 』....	3-108
3.	徒歩帰宅者に対する支援 ⇨ 『 市長公室、総合政策部、各部共通、鉄道機関、東京電力パワーグリッド株式会社 』.....	3-109
第5節	都市施設の応急対策.....	3-110
第1	公共施設.....	3-110
1.	公共建築物 ⇨ 『 都市整備部、関係各部 』.....	3-111
2.	道路・橋梁 ⇨ 『 建設部 』.....	3-111
3.	河川・水路 ⇨ 『 建設部 』.....	3-112
4.	鉄道.....	3-114
5.	その他公共施設等.....	3-114
第2	ライフライン.....	3-116
1.	水道施設 ⇨ 『 上下水道部 』.....	3-116
2.	下水道施設 ⇨ 『上下水道部』.....	3-117
3.	都市ガス施設 ⇨ 『 株式会社エナジー宇宙 』.....	3-119
4.	電力施設 ⇨ 『 東京電力パワーグリッド株式会社 』.....	3-120
5.	電気通信施設 ⇨ 『 東日本電信電話株式会社 』.....	3-123
6.	現地作業調整会議の開催 ⇨ 『 関係各部、ライフライン事業者等 』....	3-124
第6節	交通対策.....	3-125
第1	緊急輸送の方針.....	3-125
1.	目標 ⇨ 『 総合政策部、総務部、建設部、都市整備部 』.....	3-125
2.	基本方針 ⇨ 『 総合政策部、総務部、建設部、都市整備部 』.....	3-125
3.	輸送対象 ⇨ 『 総合政策部、総務部、建設部、都市整備部 』.....	3-126
第2	緊急輸送道路の確保.....	3-127
1.	道路の被害状況の把握 ⇨ 『 建設部 』.....	3-127
2.	交通障害物の除去 ⇨ 『 建設部 』.....	3-127
3.	除去作業上の留意事項 ⇨ 『 建設部、環境経済部 』.....	3-128
第3	交通規制.....	3-129
1.	災害発生直後の交通規制の実施要領⇨ 『 市民生活部、建設部、警察署 』	3-129
2.	交通規制の方法 ⇨ 『 市民生活部、建設部、警察署 』.....	3-130
3.	交通規制の実施時期と法適用 ⇨ 『 市民生活部、建設部、警察署 』....	3-130
4.	交通規制の法的根拠 ⇨ 『 市民生活部、建設部、警察署 』.....	3-131
第4	緊急輸送手段の確保.....	3-132
1.	緊急輸送車両の確保 ⇨ 『 総合政策部、財務部 』.....	3-132
2.	緊急輸送車両の管理と運用 ⇨ 『 総合政策部、財務部 』.....	3-133

3.	緊急輸送車両の確認	⇨『総合政策部、財務部』	3-133
4.	その他の輸送手段	⇨『市長公室』	3-133
5.	災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送	⇨『関係各部』	3-134
第7節	障害物除去・廃棄物処理		3-135
第1	障害物除去		3-135
1.	住宅関係障害物の除去	⇨『建設部、都市整備部、環境経済部』	3-135
第2	廃棄物処理		3-137
1.	廃棄物処理	⇨『環境経済部』	3-137
2.	し尿処理	⇨『環境経済部』	3-138
第8節	教育福祉対策		3-140
第1	学校教育の早期再開		3-140
1.	児童・生徒の安否確認	⇨『学校教育部』	3-141
2.	学校施設の応急復旧	⇨『学校教育部』	3-142
3.	応急教育の実施	⇨『学校教育部』	3-142
4.	教材・学用品の調達・支給	⇨『学校教育部』	3-144
5.	市民への情報提供・相談窓口	⇨『学校教育部』	3-144
第2	文化財対策		3-145
1.	情報の収集・伝達	⇨『社会教育部』	3-145
2.	入館者の安全対策	⇨『社会教育部』	3-145
3.	収蔵・保管施設の応急対策	⇨『社会教育部』	3-145
4.	文化財の応急対策	⇨『社会教育部』	3-146
第3	福祉対策		3-147
1.	福祉施設の応急措置	⇨『福祉部、こども未来部、健康保険部』	3-147
2.	保育所の応急措置	⇨『こども未来部』	3-148
3.	放課後児童クラブの応急措置	⇨『こども未来部』	3-148
4.	要保護児童の応急保育	⇨『こども未来部、健康保険部、市民生活部』	3-149
第2章	風水害応急対策計画		3-150
第1節	応急活動体制の確立		3-151
第1	初動対応		3-152
第2	活動体制		3-153
1.	活動体制と配備基準	⇨『各部共通』	3-153
2.	活動体制と動員計画	⇨『各部共通』	3-154
3.	災害警戒本部の設置・運営	⇨『市長公室』	3-155
4.	災害対策本部の設置・運営	⇨『市長公室』	3-156
第3	応援要請・相互協力		3-165
第4	自衛隊の災害派遣		3-166
第5	災害救助法の適用		3-166
第6	市民及び自主防災組織の活動体制		3-168
1.	市民の行動		3-168
2.	自主防災組織の活動		3-169
第2節	情報の収集・伝達		3-171
第1	情報収集連絡体制		3-172
第2	災害情報の収集・伝達		3-173

1.	気象予報・警報等情報	⇨『各部共通』	3-174
2.	雨量と水位情報	⇨『市長公室』	3-179
3.	水防情報	⇨『市長公室』	3-180
4.	人的被害情報	⇨『市長公室、消防本部』	3-184
5.	一般建築物被害情報	⇨『建設部、都市整備部、消防本部』	3-185
6.	公共土木・建築施設被害情報	⇨『建設部、都市整備部』	3-185
7.	ライフライン被害情報	⇨『総合政策部、上下水道部』	3-185
8.	交通施設被害情報	⇨『建設部、都市整備部』	3-185
9.	その他の被害情報	⇨『関係各部』	3-185
10.	被害調査の報告	⇨『各部共通』	3-185
第3	市民への広報活動		3-188
第4	市民の各種相談窓口		3-189
第5	被災者への情報提供及び支援		3-190
第6	報道機関への情報提供		3-191
第3節	消防活動		3-192
第1	消防体制の確立		3-193
1.	風水害配備体制	⇨『消防本部』	3-193
2.	非常招集及び参集	⇨『消防本部』	3-193
3.	情報収集等	⇨『消防本部』	3-193
第2	消防部隊の運用		3-194
1.	運用の区分	⇨『消防本部』	3-194
第3	現場要務		3-195
1.	警戒区域の設定	⇨『消防本部』	3-195
2.	現場指揮本部の設置	⇨『消防本部』	3-195
3.	消防用緊急通行車両の通行の確保	⇨『消防本部』	3-195
5.	決壊時の措置	⇨『消防本部』	3-196
第4節	水防活動		3-197
第1	水防体制		3-198
1.	水防組織	⇨『各部共通』	3-198
2.	水防隊の出動	⇨『各部共通』	3-198
第2	水防活動		3-199
1.	河川等の監視・警戒	⇨『市長公室、建設部、都市整備部』	3-199
2.	気象情報・水防情報の伝達	⇨『市長公室』	3-200
3.	避難	⇨『各部共通』	3-200
4.	決壊時の処置	⇨『市長公室、建設部』	3-200
5.	警戒区域の設定	⇨『市長公室』	3-200
6.	協力応援	⇨『総合政策部』	3-200
7.	報告	⇨『各部共通』	3-200
8.	水防信号	⇨『市長公室』	3-201
第5節	救援・救護活動		3-202
第1	人命救助活動		3-203
第2	避難		3-204
1.	避難の指示・誘導	⇨『市長公室、各部共通』	3-204

2.	避難場所の開放	⇨ 『 市長公室、各部共通 』	3-208
3.	避難所の開設	⇨ 『 市長公室、各部共通 』	3-208
4.	避難所の運営	⇨ 『 各部共通 』	3-208
5.	避難所の閉鎖	⇨ 『 各部共通 』	3-208
第3	要配慮者の安全確保		3-209
第4	医療救護		3-210
第5	感染症予防及び保健衛生		3-211
第6	応急給水		3-212
第7	食料・生活必需品の供給		3-213
第8	住宅の確保		3-214
第9	遺体の捜索・処理・埋葬		3-215
第10	要員の確保		3-216
第11	帰宅困難者対策		3-217
第6節	都市施設の応急対策		3-218
第1	公共施設		3-218
第2	ライフライン		3-219
第7節	交通対策		3-220
第1	緊急輸送の方針		3-220
第2	緊急輸送道路の確保		3-221
第3	交通規制		3-222
第4	緊急輸送手段の確保		3-223
第8節	障害物除去・廃棄物処理		3-224
第1	障害物除去		3-224
第2	廃棄物処理		3-225
第9節	教育福祉対策		3-226
第1	学校教育の早期再開		3-226
第2	文化財対策		3-227
第3	福祉対策		3-228
第3章	事故災害応急対策計画		3-229
第1節	大規模火災応急対策計画		3-230
第1	情報収集・連絡体制		3-231
1.	大規模火災発生直後の災害情報の収集・連絡		3-231
2.	大規模火災情報の収集・連絡系統		3-231
3.	応急対策活動情報の連絡		3-231
第2	活動体制		3-231
第3	消火活動		3-232
第4	避難収容		3-232
第5	応急復旧		3-232
第6	被災者への情報伝達		3-232
第2節	危険物等災害応急対策計画		3-233
第1	危険物災害応急対策		3-234
1.	活動方針		3-234
2.	応急措置		3-234

第2	高压ガス災害応急対策.....	3-235
1.	活動方針.....	3-235
2.	応急措置.....	3-235
第3	毒物・劇物災害応急対策.....	3-236
1.	活動方針.....	3-236
2.	応急措置.....	3-236
第4	水道水水質汚染事故応急対策.....	3-237
1.	活動方針.....	3-237
2.	応援依頼.....	3-237
3.	水道事業関係機関への報告.....	3-238
第3節	放射性物質及び原子力発電所事故災害応急対策計画.....	3-239
第1	放射性同位元素取扱施設事故応急対策.....	3-240
1.	事故発生後の情報の収集・連絡.....	3-240
2.	活動体制.....	3-241
第2	原子力発電所事故災害応急対策.....	3-241
1.	情報収集・連絡及び活動体制.....	3-241
2.	市民等への的確な情報伝達活動.....	3-242
3.	警戒区域の設定.....	3-242
4.	飲食物の摂取制限等.....	3-242
5.	住民の健康調査等.....	3-243
6.	その他.....	3-243
第4節	道路災害応急対策計画.....	3-244
第1	情報収集・連絡体制.....	3-245
第2	職員動員体制.....	3-245
第3	応援要請.....	3-245
第4	緊急輸送活動.....	3-246
第5	危険物の流出に対する応急対策.....	3-246
第6	応急復旧活動.....	3-246
第7	被災者・住民への情報伝達.....	3-246
第8	災害復旧.....	3-246
第5節	鉄道事故応急対策計画.....	3-247
第1	活動体制.....	3-248
第2	情報収集.....	3-248
第3	避難誘導.....	3-248
第4	災害現場周辺の住民の避難.....	3-248
第5	救出・救助.....	3-248
第6	消火活動.....	3-248
第7	応援要請.....	3-249
第8	医療救護.....	3-249
第6節	航空機事故応急対策計画.....	3-250
第1	活動体制.....	3-251
第2	情報収集.....	3-252
第3	災害現場周辺の住民の避難.....	3-252

第4	救出・救助.....	3-252
第5	消火活動.....	3-253
第6	応援要請.....	3-253
第7	医療救護.....	3-253
第4章	特殊災害応急対策計画.....	3-254
第1節	竜巻・突風等応急対策計画.....	3-255
第1	情報伝達.....	3-256
第2	避難所の開設・運営.....	3-256
第3	がれき等の処理.....	3-256
第4	応急住宅対策.....	3-256
第2節	雪害応急対策計画.....	3-257
第1	応急活動体制.....	3-258
第2	情報の収集・伝達・広報.....	3-258
1.	積雪に関する被害情報の伝達.....	3-258
2.	市民への情報発信.....	3-258
第3	道路機能の確保と交通規制.....	3-258
第4	救出・救助の実施.....	3-259
第5	一時滞在施設の開設.....	3-259
第3節	火山噴火降灰応急対策計画.....	3-260
第1	応急活動体制の確立.....	3-261
第2	情報の収集・伝達.....	3-261
1.	降灰に関する情報の発信.....	3-261
2.	降灰に関する被害情報の伝達.....	3-261
3.	降灰に伴う取るべき行動の周知.....	3-261
第3	広域一時滞在.....	3-262
第4	降灰の処理.....	3-262
第4節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画.....	3-263
第1	計画の趣旨.....	3-264
第2	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応.....	3-265
1.	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応.....	3-265
2.	地震発生後の対応.....	3-267

第1章 震災応急対策計画

県の地震被害想定のうち、本市に最も大きな被害を及ぼす茨城県南部地震のケースでは、死者、重軽傷者合計715人、建物の全壊数1,180棟の被害が予想されている。

大規模地震の被害は、その広域性及び同時多発性にあるため、災害対策の第一線に立つ本市は、多岐にわたる災害応急対策活動を広範囲にわたり、迅速かつ同時並行的に実施することが求められる。

さらに、このような災害応急対策は、対策組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、災害発生後直ちに必要となる対策と、避難収容、給水、給食などの被害状況に応じて、災害発生後ある程度の時間を経て必要となる対策に大きく分かれるため、応急対策を迅速かつ効率的に実施するためには、きめ細かに計画を策定する必要がある。そのため、本市の震災応急対策計画は、以下の施策を大きな柱とする。

【 施策の体系 】



第1節

応急活動体制の確立

災害が発生した場合に迅速な応急対策を行うため、市の活動体制を整えるとともに、県、隣接市町等への応援要請又は相互協力体制を整えて、応急対策活動を実施する。また、大規模地震時には自衛隊と連携し、住民の安全を図り、被災者の救助に努める。

応急活動体制の整備に必要な施策を以下に定める。

第1節 応急活動体制の確立

第1 初動対応

第2 活動体制

第3 応急活動

第4 応援要請・相互協力

第5 自衛隊の災害派遣

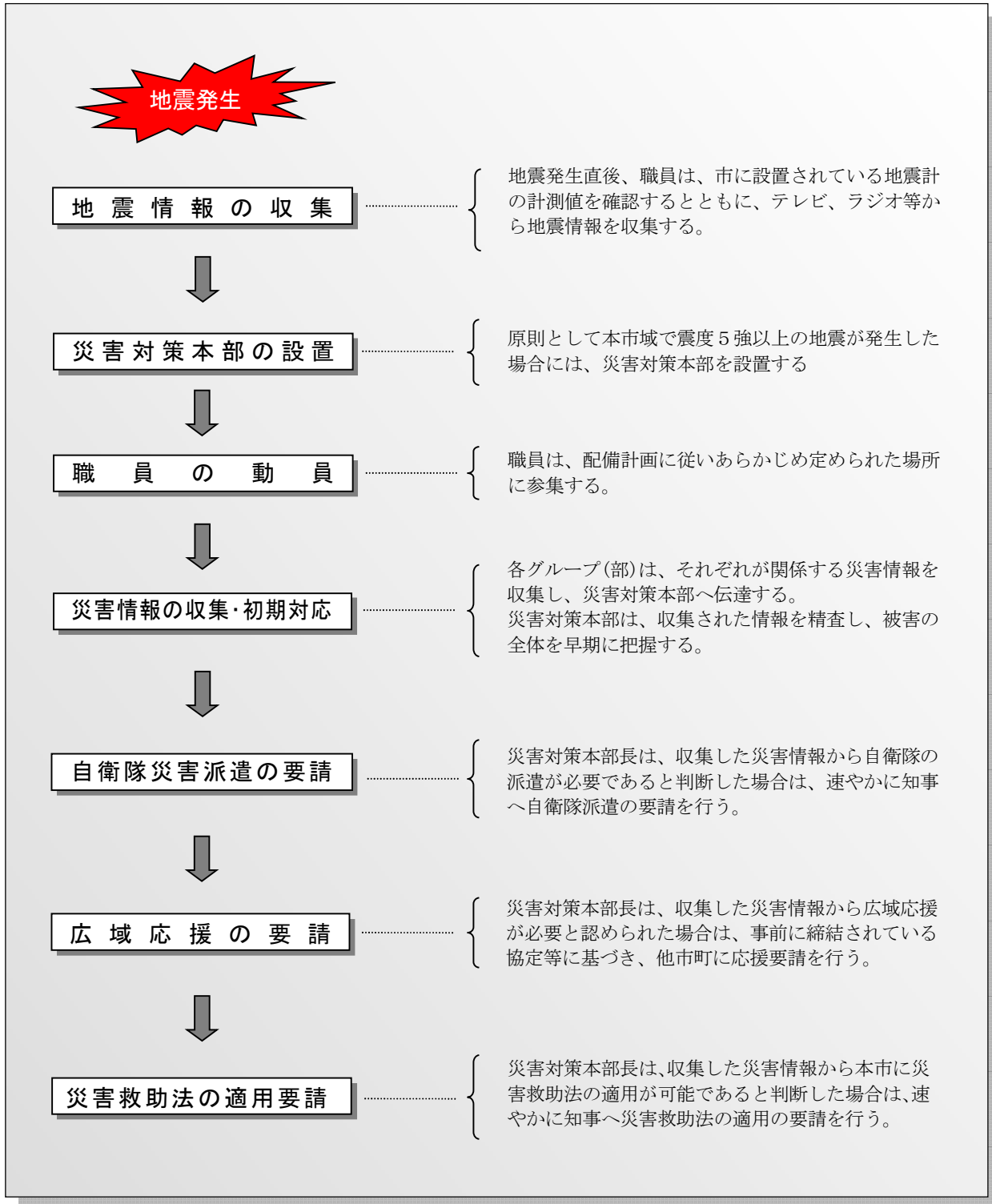
第6 災害救助法の適用

第 1

初動対応

大規模地震が発生し、市域に大きな被害が発生した場合、市は以下の手順に従い、初動対応を行う。

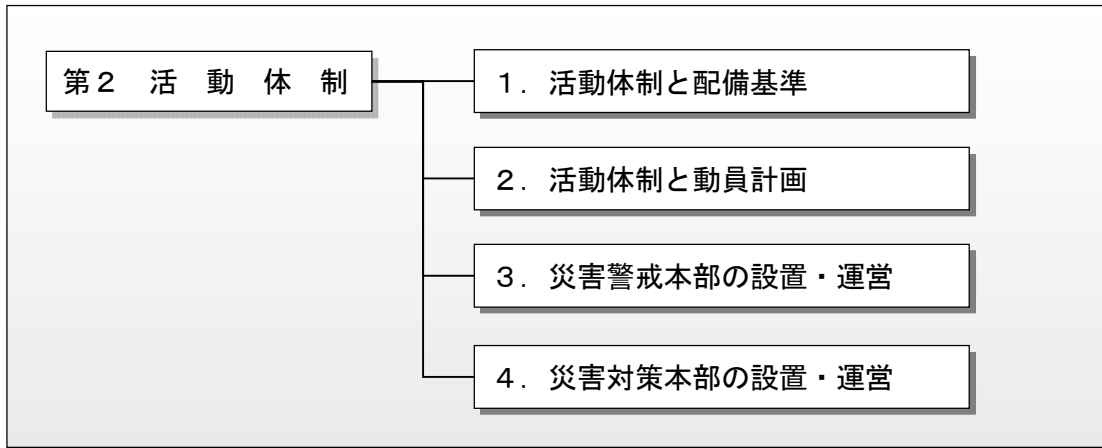
【 初動対応の手順 】



第2

活動体制

地震発生に伴い本市がとる活動体制、応急活動対策を行うための動員計画、及び活動の中核をなす災害対策本部の組織・運営について定める。



1. 活動体制と配備基準 ⇨ 『各部共通』

活動体制と配備基準は、以下のとおりである。

【活動体制と配備基準（震災対策）】

配備体制		配備基準	活動内容
警戒体制 災害警戒本部を設置して警戒にあたる体制	第一配備	災害が発生、又は発生するおそれがあるとき	災害の要因が発生するおそれがある場合において、限られた少数の人員をもってあたるもので、情報の収集、警報等の伝達及び応急対応を任務として活動する体制
	第二配備	○原則として市域に 震度5弱 の地震が発生したとき ○その他、市長が必要と認めたとき	災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は災害が発生した場合において、災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制
非常体制 災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制	第一配備	○原則として市域に 震度5強 の地震が発生したとき ○その他、市長が必要と認めたとき	中規模の災害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制
	第二配備	○原則として市域に 震度6弱以上 の地震が発生したとき ○その他、市長が必要と認めたとき	激甚な災害が発生した場合、市の全職員を動員し、市の組織及び機能の全てをあげて救助その他の応急対策を推進する体制

震度6弱以上の揺れが発生した場合、別に定める春日部市業務継続計画に基づき、必要最低限の業務を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集や当面の応急対策などの災害業務を行うものとする。

2. 活動体制と動員計画 ⇨ 『各部共通』

職員の配備体制ごとの動員計画は、別に定める「職員動員計画表」による。

3. 災害警戒本部の設置・運営 ⇨ 『市長公室』

3.1 警戒体制の決定

市長公室長の要請に基づき、総合政策部長、財務部長、総務部長、建設部長、都市整備部長、消防長、学校教育部長及び社会教育部長が協議し、災害警戒本部を設置するとともに警戒体制（第一配備又は第二配備）の動員配備を決定する。ただし、緊急を要し当該協議を行う時間的余裕がないときは、これを省略することができる。

3.2 災害警戒本部の設置

(1) 設置要件

- ・ 市域で震度 5 弱の地震が発生したとき
- ・ 災害が発生、又は発生するおそれがあるとき
- ・ その他、市長が必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害警戒本部は、春日部市役所に設置する。

(3) 実施責任者

災害警戒本部長は、副市長とし、不在の場合は市長公室長とする。

(4) 警戒体制より非常体制への移行

市長、副市長及び教育長が協議し、非常体制（第一配備、第二配備）の動員配備を決定する。

ただし、緊急を要し当該協議を行う時間的余裕がないときは、これを省略することができる。

(5) 解散基準

- ・ 災害対策本部を設置した場合
- ・ 災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

3.3 災害警戒本部の組織・運営

(1) 組織

本部長	市長公室の所管に属する事務を担当する副市長
副本部長	市長公室長
本部員	総合政策部長、公共施設事業調整担当部長、財務部長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、こども未来部長、健康保険部長、環境経済部長、建設部長、都市整備部長、鉄道高架担当部長、会計管理者、消防長、医療センター事務部長、上下水道部長、学校教育部長、学務指導担当部長、社会教育部長、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局
組織	動員する人員は、「職員動員計画表」による。

(2) 災害警戒本部の事務分掌

- 職員の動員に関すること
- 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他の連絡に関すること
- 防災行政無線の運用に関すること
- 被害情報の収集及び応急措置に関すること
- 被害状況の報告に関すること
- 市民への情報窓口の開設に関すること
- 災害対策本部への移行に関すること

4. 災害対策本部の設置・運営 ⇨ 『市長公室』

4.1 災害対策本部の設置

市長は、本市域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部を設置する。災害対策本部の設置については、市長、副市長、教育長が協議して市長が決定する。

ただし、緊急を要し当該協議を行う時間的余裕がないときは、これを省略することができる。

(1) 設置基準

- ・ 市内で震度5強以上を観測したとき。
- ・ 市域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、暴風雪、大雨又は洪水警報が発令され、かつ、市域内において重大な災害が予測され、その対策を要すると認められるとき。
- ・ その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、春日部市役所に置き、市役所正面玄関に「春日部市災害対策本部」の標識を掲げ災害対策本部の設置場所を明示する。

ただし、市庁舎が被災し予定した場所に設置できない場合は、代替場所として防災センターに設置するとともに参集した職員に周知する。

(3) 実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、市長とし、不在の場合は次の順位により代理する。

第1順位 市長公室の所管に属する事務を担当する副市長

第2順位 第1順位に掲げる副市長以外の副市長

第3順位 教育長

(4) 解散基準

本部長は、市内において災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を解散する。

(5) 設置・解散の通知

災害対策本部を設置又は解散したとき、本部長は、直ちに関係機関等に通知するものとする。

【 災害対策本部設置及び解散の通知 】

通知先	連絡担当	通知方法
市各部	危機管理防災課	庁内放送、市防災行政無線、電話、口頭
防災関係機関	危機管理防災課	市防災行政無線、県防災行政無線、電話、口頭
一般市民	危機管理防災課、 シティセールス広報課	市防災行政無線、市ホームページ、 安心安全メール、SNS、Lアラート
報道機関	シティセールス広報課	電話、メール、口頭
隣接市町等	総合政策部	電話、文書

□災害対策本部に用意すべき備品

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○有線電話及びファックス ○防災行政無線 ○災害対応用臨時電話 ○複写機 ○庁内放送設備 ○テレビ、ラジオ ○災害処理表その他書類一式 ○ハンドマイク ○筆記用具等事務用品 ○懐中電灯 ○防災関係機関一覧表 ○その他必要資機材 ○災害時の市内応援協力者名簿 ○被害状況図板、住宅地図及びその他地図類 |
|--|

(6) 県への行政機能の確保状況の報告

本部長は、震度6弱以上の地震を観測した場合、所定の様式により速やかに、以下の事項について県（統括部）に報告する（第1報は原則として災害発生後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。

□震度6弱以上の場合の県への報告事項

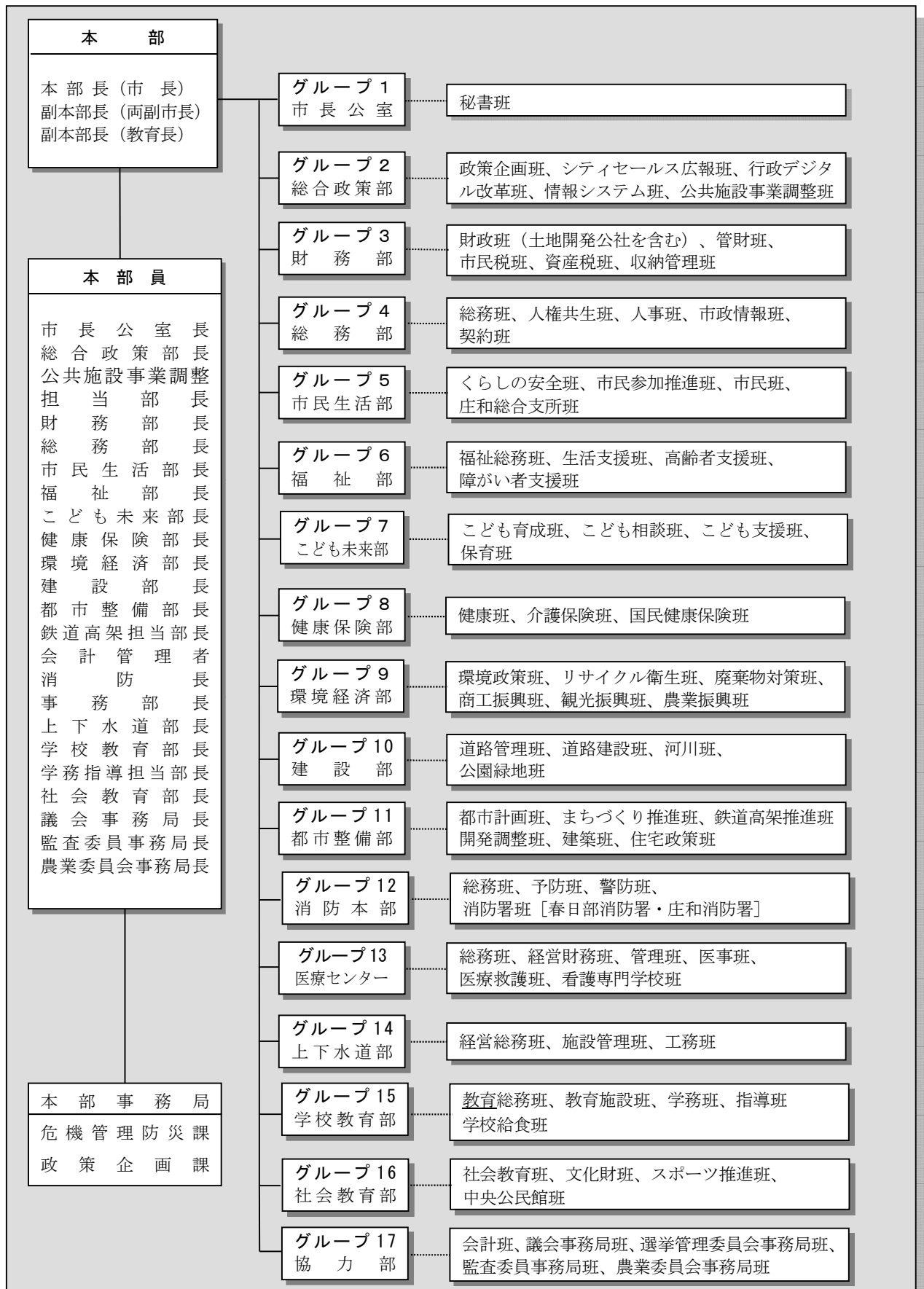
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○トップマネジメントが機能しているか ○人的体制は充足しているか ○物的環境（庁舎施設等）は整っているか |
|--|

4.2 災害対策本部の組織編成・事務分掌

災害対策本部の組織編成、各グループ（部）の事務分掌は、次のとおりである。

ただし、本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、各グループ（部）の事務分掌を弾力的に運用することができる。

【 災害対策本部組織図 】



【災害対策本部事務分掌】（その１）

グループ（部：部長）	班（班長）	事務分掌
グループ 1 市長公室 （市長公室長）	秘書班 （秘書課長）	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2. 災害の視察及び見舞の応接に関する事。 3. その他本部長の特命に関する事。
本部事務局 市長公室 （市長公室長） （市長公室次長）	危機管理防災班 〔本部事務局担当〕 （危機管理防災課長）	1. 災害対策本部の設置及び解散に関する事。 2. 災害対策本部の庶務に関する事。 3. 災害対策本部会議に関する事。 4. 災害応急対策の総括に関する事。 5. 災害情報及び被害状況の収集に関する事。 6. 災害調査の企画に関する事。 7. 防災行政無線の通信統括に関する事。 8. 罹災証明書（火災以外）の発行に関する事。 9. 災害に関する議会報告に関する事。 10. 情報通信機器に関する事。
グループ 2 総合政策部 （総合政策部長） 副部長 （総合政策部次長）	政策企画班 〔本部事務局担当〕 （政策企画課長）	1. 災害対策本部に関する事。 2. 各部の総合調整に関する事。 3. 災害救助法の適用に関する事。 4. 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 5. 県及び隣接市町等に対する応援要請に関する事。 6. 防災関係機関に対する協力及び応援要請に関する事。
	シティセールス広報班 （シティセールス広報課長）	1. 災害広報に関する事。 2. 災害状況の記録及び写真に関する事。 3. 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他の連絡等に関する事。 4. 市民の広聴に関する事。
	行政デジタル改革班 （行政デジタル改革課長）	1. 部内の班との協力に関する事。
	情報システム班 （情報システム課長）	1. 機器の復旧に関する事。
	公共施設事業調整班 （公共施設事業調整課長）	1. 公共施設の被害調査・復旧に関する関係部局への協力に関する事。
グループ 3 財務部 （財務部長） 副部長 （財務部次長）	財政班 （財政課長） 土地開発公社班 （財政課長兼務）	1. 災害予算に関する事。
	管財班 （管財課長）	1. 市有財産の被害調査、管理、庁舎の災害応急対策及び復旧に関する事。 2. 電話、ガス及び電力の確保に関する事。 3. 電話交換業務に関する事。 4. 公用車の手配に関する事。
	市民税班 （市民税課長） 資産税班 （資産税課長） 収納管理班 （収納管理課長）	1. 災害に伴う税の減免に関する事。 2. 物資（衣料、寝具及び生活必需品等）の調達の協力に関する事。 3. 罹災証明書（火災以外）の発行の協力に関する事。 4. 家屋の被害状況調査の協力に関する事。

【災害対策本部事務分掌】（その2）

グループ（部：部長）	班（班長）	事務分掌
グループ4 総務部 （総務部長） 副部長 （総務部次長）	総務班 （総務課長）	1. 部内職員の動員計画に関する事 2. 部内の庶務に関する事 3. 職員及び災害対策従事者への食料その他給付に関する事
	人権共生班 （人権共生課長）	1. 女性などの相談に関する事 2. 男女共同参画推進センターの管理応急対策に関する事
	人事班 （人事課長）	1. 職員の動員の把握に関する事 2. 職員の給与等に関する事 3. 職員及び災害対策従事者の災害補償（消防本部所管を除く。）に関する事 4. 国及び他の地方公共団体への職員要請に関する事
	市政情報班 （市政情報課長）	1. 市民相談に関する事
	契約班 （契約課長）	1. 応急復旧工事の契約に関する事
グループ5 市民生活部 （市民生活部長） 副部長 （市民生活部次長）	くらしの安全班 （くらしの安全課長）	1. 部内職員の動員計画に関する事 2. 部内の庶務に関する事 3. 交通・防犯に係る警察との連絡調整に関する事
	市民参加推進班 （市民参加推進課長）	1. 自治会等との連絡に関する事 2. 市民活動センターの管理応急対策に関する事
	市民班 （市民課長）	1. 被災者の被害状況に関する事 2. 被災者の各種証明書（罹災証明書を除く。）の発行に関する事 3. 住民安否情報の提供に関する事 4. 行方不明者の捜索に関する事 5. 埋火葬の許可に関する事 6. 被災者台帳の調整に関する事
	庄和総合支所班 （庄和総合支所長）	1. 支所内職員の動員計画に関する事 2. 対策本部との連絡調整に関する事 3. 支所内の庶務及び総合調整に関する事 4. 関係各部との連携及び協力に関する事 5. 支所庁舎の管理応急対策に関する事 6. 物資（飲料水、食料及び生活必需品等）の調達の協力に関する事 7. 罹災証明（火災以外）に関する事
グループ6 福祉部 （福祉部長） 副部長 （福祉部次長）	福祉総務班 （福祉総務課長）	1. 部内職員の動員計画に関する事 2. 部内の庶務に関する事 3. 部内施設の被害状況調査に関する事 4. 義援金品の受領及び配分計画に関する事 5. 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく被災者の救援及び受入施設との連絡調整に関する事 6. 各種ボランティア団体等との相互協力に関する事
	生活支援班 （生活支援課長）	1. 被災者の相談に関する事 2. 遺体の処理に関する事
	高齢者支援班 （高齢者支援課長）	1. 高齢者の救援に関する事
	障がい者支援班 （障がい者支援課長）	1. 現地における被災者の相談に関する事 2. 障がい者の救援に関する事

【災害対策本部事務分掌】（その3）

グループ(部:部長)	班(班長)	事務分掌
グループ7 こども未来部 (こども未来部長) 副部長 (こども未来部次長)	こども育成班 (こども育成課長)	1. 部内職員の動員計画に関する事。 2. 部内の庶務に関する事。 3. 部内施設の被害状況調査に関する事。
	こども相談班 (こども相談課長)	1. 児童等の相談・支援及び救援に関する事。
	こども支援班 (こども支援課長)	1. 児童等の医療・手当給付に関する事
	保育班 (保育課長)	1. 部内施設の被害状況調査に関する事。 2. 児童等の救援に関する事。
グループ8 健康保険部 (健康保険部長) 副部長 (健康保険部次長)	健康班 (健康課長)	1. 部内施設の被害状況調査に関する事。 2. 病院、診療所及び助産所の把握に関する事。 3. 災害医療本部の庶務に関する事。 4. 医療救護所の設置に関する事。 5. 被災者の医療及び助産に関する事。 6. 応急治療の実施に関する事。 7. 感染症予防に伴う救護活動に関する事。 8. 医療関係機関との連絡調整に関する事。 9. 他市等との医療協力の連絡調整に関する事。
	介護保険班 (介護保険課長) 国民健康保険班 (国民健康保険課長)	1. 介護相談に関する事。 2. 保険給付に関する事。 3. 介護保険施設の把握に関する事。
グループ9 環境経済部 (環境経済部長) 副部長 (環境経済部次長)	環境政策班 (環境政策課長)	1. 部内職員の動員計画に関する事。 2. 部内の庶務に関する事。 3. 河川水等の分析及び検査に関する事。 4. 災害時における公害防止に関する事。 5. 災害廃棄物処理体制の確立及び統括に関する事。
	リサイクル衛生班 (リサイクル衛生課長)	1. 各種防疫及び消毒に関する事。 2. 仮設トイレ等も含むし尿汲取りに関する事。 3. 埼葛斎場組合に関する事。 4. 災害廃棄物の広報に関する事。
	廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	1. 生活ごみ及び災害廃棄物の収集・処理に関する事。 2. ごみ処理施設の運転管理に関する事。 3. し尿処理施設の運転管理に関する事。 4. 最終処分場に関する事。 5. 仮置き場の確保及び管理運営に関する事。
	商工振興班 (商工振興課長)	1. 商店、工場及び事業所等の被害状況調査に関する事。 2. 商工業関係の復旧対策に関する事。 3. 中小企業の資金融資に関する事。
	観光振興班 (観光振興課長)	1. 観光関連施設の被害状況調査に関する事。 2. 観光関係の復旧対策に関する事。
	農業振興班 (農業振興課長)	1. 田畑及び農作物等の被害調査に関する事。 2. 農作物の災害対策に関する事。 3. 耕地関係災害応急対策に関する事。 4. 農業関係の復旧対策に関する事。

【災害対策本部事務分掌】（その４）

グループ（部：部長）	班（班 長）	事 務 分 掌
グループ 10 建設部 （建設部長） 副部長 （建設部次長）	道路管理班 （道路管理課長）	1. 部内職員の動員計画に関する事 2. 部内の庶務に関する事。
	道路建設班 （道路建設課長）	1. 堤防の緊急修理に関する事。 2. 道路及び橋梁等の緊急修理に関する事。
	河川班 （河川課長）	3. 樋管及び水路関係の整備に関する事。 4. 公共土木施設、道路、橋、堤防、河川及び公園の被害調査・復旧に関する事。
	公園緑地班 （公園緑地課長）	5. 排水ポンプに関する事。 6. 吐口の開閉操作に関する事。 7. ポンプ場のポンプ操作及び防護に関する事。
グループ 11 都市整備部 （都市整備部長） 副部長 （鉄道高架担当部長） 副部長 （都市整備部次長）	都市計画班 （都市計画課長）	1. 部内職員の動員計画に関する事。 2. 部内の庶務に関する事。
	まちづくり推進班 （まちづくり推進課長）	1. 施設の防護及び復旧に関する事。 2. 施設の被害状況調査及び災害応急対策に関する事。
	鉄道高架推進班 （鉄道高架推進課長）	3. 被災宅地危険度判定に関する事。
	開発調整班 （開発調整課長）	
グループ 12 消防本部 （消防長） 副部長 （消防本部次長）	建築班 （建築課長）	1. 被災建築物応急危険度判定に関する事。 2. 災害復旧に係る建設指導に関する事。 3. 施設の復旧に関する事。
	住宅政策班 （住宅政策課長）	4. 応急仮設住宅及び応急避難場所（仮設を含む。）の整備に関する事。 5. 市営住宅の災害対策及び営繕に関する事。
	総務班 （総務課長）	1. 職員の招集、部隊編成及び輸送等に関する事。 2. 消防団の連絡調整に関する事。 3. 消防用車両の運用整備に関する事。 4. 消防用物資の調達及び職員の給食に関する事。 5. 庁舎の防護及び被害調査に関する事。 6. 職員及び災害対策従事者の災害補償（消防本部所管）に関する事。
	予防班 （予防課長）	1. 被害調査に関する事。 2. 被害情報の収集及び通報に関する事。 3. 災害対策本部その他の防災機関との連絡に関する事。
グループ 12 消防本部 （消防長） 副部長 （消防本部次長）	警防班 （警防課長）	1. 災害対策活動の計画に関する事。 2. 部隊の運用に関する事。 3. 災害記録及び警防活動の記録に関する事。 4. 災害情報の受信伝達に関する事。 5. 応援要請に関する事。 6. 災害情報の収集及び通報に関する事。 7. 緊急通報等の対応に関する事。 8. 消防無線の運用に関する事。
	消防署班 （消防署長）	1. 災害の警戒活動に関する事。 2. 消防及び水防に関する事。 3. 救急救助に関する事。 4. 給水活動の支援に関する事。 5. その他現場活動に関する事。 6. 罹災証明書（火災）の発行に関する事。

【災害対策本部事務分掌】（その5）

グループ（部：部長）	班（班 長）	事 務 分 掌
グループ 13 医療センター事務部 （事務部長） 副 部 長 （副 院 長）	総 務 班 （総務課長） 経 営 財 務 班 （経営財務課長） 管 理 班 （管理課長） 医 事 班 （医事課長）	1. 部内職員の動員計画に関すること。 2. 部内の庶務に関すること。 3. 病院施設の被害状況調査に関すること。 4. 病院施設の管理応急対策に関すること。
	医 療 救 護 班 （診療統括部長） （中央診療部長） （薬 剤 部 長） （看 護 部 長）	1. 患者の救護及び被災者に対する応急救護に関すること。 2. 薬剤及び治療材料の供給に関すること。
	看護専門学校班 （看護専門学校副校長）	1. 部内の班との協力に関すること。
グループ 14 上下水道部 （上下水道部長） 副 部 長 （上下水道部次長）	経 営 総 務 班 （経営総務課長）	1. 部内職員の動員計画に関すること。 2. 部内の庶務に関すること。
	施 設 管 理 班 （施設管理課長） 工 務 班 （工務課長）	1. 被災者に対する飲料水の確保及び給水に関すること。 2. 給水活動の広報に関すること。 3. 浄水場管路の維持管理に関すること。 4. 給水施設の応急対策に関すること。 5. 下水道施設の復旧に関すること。
	学 務 班 （学務課長） 指 導 班 （指導課長）	1. 児童・生徒の安否確認に関すること。 2. 応急教育場所の確保に関すること。 3. 教育実施者の確保に関すること。 4. 教科書教材の支給に関すること。 5. 学校の保健及び衛生指導に関すること。
グループ 15 学校教育部 （学校教育部長） 副 部 長 （学務指導担当部長） （学校教育部次長）	教 育 総 務 班 （教育総務課長） 教 育 施 設 班 （教育施設課長）	1. 部内職員の動員計画に関すること。 2. 部内の庶務に関すること。 3. 教育施設の被害状況調査に関すること 4. 教育施設の管理応急対策に関すること。 5. 文化会館施設の管理応急対策に関すること。
	学 務 班 （学務課長） 指 導 班 （指導課長）	1. 児童・生徒の安否確認に関すること。 2. 応急教育場所の確保に関すること。 3. 教育実施者の確保に関すること。 4. 教科書教材の支給に関すること。 5. 学校の保健及び衛生指導に関すること。
	学 校 給 食 班 （学校給食課長）	1. 学校の給食応急対策に関すること。 2. 非常炊き出しに関すること。
グループ 16 社会教育部 （社会教育部長） 副 部 長 （社会教育部次長）	社 会 教 育 班 （社会教育課長） 文 化 財 班 （文化財課長）	1. 部内職員の動員計画に関すること。 2. 部内の庶務に関すること。 3. 文化財の保護に関すること。 4. 各施設の管理応急対策に関すること。 5. 図書館施設の管理応急対策に関すること。
	ス ポ ー ツ 推 進 班 （スポーツ推進課長）	1. 市体育施設の管理応急対策に関すること。
	中 央 公 民 館 班 （中央公民館長）	1. 公民館等の社会教育施設の管理応急対策に関すること。 2. 地区防災拠点施設の運営に関すること。

【災害対策本部事務分掌】（その6）

グループ（部：部長）	班（班長）	事務分掌
グループ17 協力部 （会計管理者） 副部長 （議会事務局長） （監査委員事務局長） （農業委員会事務局長）	会計班 （会計課長）	1. 部内職員の動員計画及び部内調整に関すること。 2. 災害に関する現金の出納に関すること。 3. 部内の庶務に関すること。 4. 義援金品の受領、保管及び配分計画に関すること。
	議会事務局班 （議会事務局次長）	1. 議会関係の連絡調整に関すること。
	選挙管理委員会事務局班 （選挙管理委員会事務局次長） 監査委員事務局班 （監査委員事務局次長） 農業委員会事務局班 （農業委員会事務局次長）	1. 非常炊き出しの応援に関すること。 2. 各部の応援に関すること。

共通する事務分掌：グループ内の班との協力に関すること。

4.3 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、以下のとおり実施する。

(1) 災害対策本部会議

災害に関する情報を分析し、本部の基本方針の協議をするため、本部長は随時本部員で構成する本部会議を開催する。本部長は議長を務める。

本部員に事故ある場合は、当該部の次席者が代理出席する。

□災害対策本部事務局

本部会議に、本部事務局を置く。本部事務局は、市長公室危機管理防災課職員と総合政策部政策企画課職員により構成され、本部と各グループ（部）・各班との相互連絡及び情報交換を行う。

□各グループ（部）・各班

市の各グループ（部）・各班は、非常体制における「災害対策本部事務分掌」に従い業務を遂行する。

(2) 災害対策本部の職務

災害対策本部は、市全域的な被災状況に関する情報の収集を行い状況把握するとともに、以下の事項を協議、決定する。

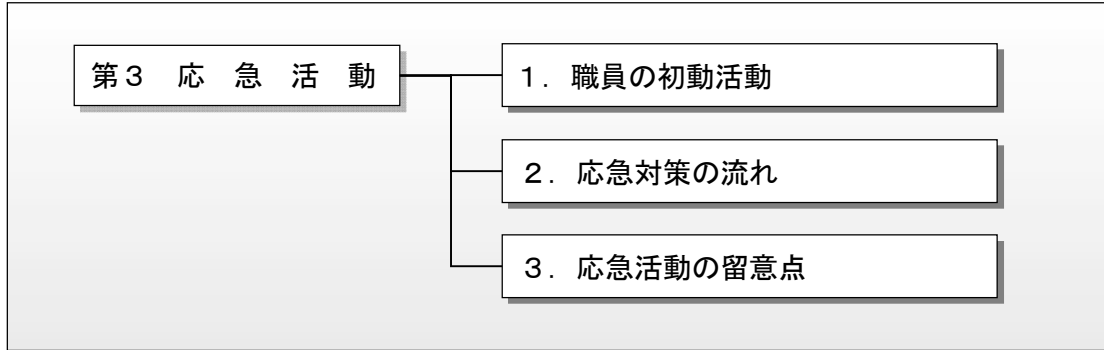
□災害対策本部の協議、決定事項

- 災害対策本部の解散に関すること。
- 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 避難指示等に関すること。
- 「災害救助法」（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。
- 市町村の相互応援に関すること。
- 埼玉県及び公共機関に対する応援要請に関すること。
- グループ（部）間の連絡及び調整に関すること。
- 災害対策に要する経費の支弁に関すること。

第3

応急活動

地震災害時において職員が実施すべき応急活動を次のように定める。



1. 職員の初動活動 ⇨ 『各部共通』

1.1 地震直後の緊急措置

地震直後の緊急措置を、勤務時間内と勤務時間外とに分けて以下に示す。

(1) 勤務時間内

勤務時間内に地震が発生した場合は、地震直後の緊急措置として、職員は各施設において以下に示す措置をとる。

さらに、震度5強以上の地震が発生した場合、避難場所に配置されている職員は避難場所へ、その他の職員は所属の執務場所へ自ら参集する。

□勤務時間内の緊急措置

- 職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には、速やかに初期消火に努める。
- 市民等来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。
- 被害状況に応じて、施設の内部及び周辺において危険箇所への立ち入り規制や薬物・危険物に対する緊急の防護措置を講ずる。
- 非常用自家発電施設や通信施設の被害状況を把握し、それぞれの機能を確保する。

□勤務時間内の服务内容

- 職員は配備についていないときも、常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
- 原則として行事、会議、出張等を中止する。
- 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せずに待機する。
- 災害現場に出動する場合は、防災用ビブスを着用する。
- 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないように、発言には細心の注意を払う。

(2) 勤務時間外

□職員の自主参集

勤務時間外(夜間・休日等)に、市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、職員は動員指令の有無にかかわらず、震度階級に応じた動員計画に基づき、速やかに自主参集し、指揮者の指示に従い的確、適切に行動する。

□自主参集職員の緊急措置

- 各庁舎及び各施設の被害状況の把握
- 被害の状況に応じて、各庁舎及び各施設の緊急防護措置を講ずる。
- 各庁舎及び各施設の安全確保(初期消火、飛散ガラス処理等)を行う。
- 非常用自家発電施設や通信施設の点検、機能確保は各庁舎及び各施設管理者が登庁した段階で、速やかに実施する。

【 参集場所 】

配備体制	震度階級	参集場所	参集職員
警戒体制	震度5弱	市庁舎、勤務施設	「職員動員計画表」 (別に定める)に準じる。
非常体制	震度5強	市庁舎、避難場所、勤務施設、	
	震度6弱以上	地区活動拠点	

□登庁時の携帯品等

- 身分証明書
- 自分用の食料、飲料水
- 雨具、防寒着、軍手等
- ラジオ、懐中電灯
- 作業がしやすい服装

□登庁不可能な場合の措置

交通機関等の被災により登庁が不可能になった場合は、下記の参集場所で情報収集にあたるとともに、自らの安否及び周辺の被災状況を可能な限り電話等により連絡し、所属部の指示を受ける。また、災害状況の好転により登庁可能になった職員は、所定の配置に就く。

- 最寄りの防災関係機関
- 防災活動拠点

1.2 地震情報の収集

地震発生直後、県防災行政無線、防災気象情報機器、テレビ、ラジオ等から地震情報を収集する。

1.3 避難場所の開放

避難場所配備の職員は、避難場所の開放、救護、避難場所近隣の被災状況の把握及び災害対策本部への報告並びに情報伝達を実施する。

1.4 初動期災害情報の収集

災害対策本部は、警察署及びその他防災関係機関と緊密な連携を図りながら、各グループ(部)が収集した初動対応に必要な情報を整理するとともに、自衛隊災害派遣の要請や広域応援要請の判断に必要な情報を収集する。

2. 応急対策の流れ ⇨ 『各部共通』

地震発生からの時間の経過に応じた応急活動の内容について、主要な応急活動項目ごとに以下に示す。

時間 項目	地震発生～ 24時間位まで	地震発生24時間位～ 3日目位まで	地震発生3日目位～ 1週間位まで
被害情報の 収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参集職員による被害情報の収集伝達 ○ 消防本部、消防団等からの被害情報の収集伝達 ○ 自主防災組織からの情報収集 ○ 防災関係機関からの被害情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物等の被害情報の収集伝達 ○ ライフライン被害情報の収集伝達 ○ 交通、公共施設等の被害情報の収集伝達 ○ 被災者への生活情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の生活情報の収集伝達
市民への 広報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況（特に火災発生）に関する情報 ○ 避難指示等及び安全な避難場所に関する情報 ○ パニック防止を促す情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種被害状況に関する情報 ○ 避難所に関する情報 ○ 救援救護に関する情報 ○ 行政の対応に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフライン等の復旧状況に関する情報 ○ 避難所に関する情報 ○ 救援救護に関する情報 ○ 各種相談窓口開設に関する情報
避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所の開放 ○ 避難所の開設 ○ 避難人員及び避難状況の把握 ○ 特設公衆電話の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の開設・運営 ○ 避難所への飲料水、食料、生活必需品などの供給 ○ 仮設トイレの調達、設置及び衛生管理 ○ 特設公衆電話の増設 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難人員、生活状況の実態把握
広域応援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の派遣要請と受入れ ○ 災害救助法の適用の要請 ○ 県、隣接市町等への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域応援の受入 ○ 救援物資の受入 ○ ボランティアの受入 	—
人命救助・ 医療活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生き埋め者等の救出活動 ○ 負傷者等の救急医療活動 ○ 医療救護所の開設、運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生き埋め者等の救出活動 ○ 負傷者等の救急医療活動 ○ 医療救護所の運営 ○ 後方医療機関への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者等の救急医療活動 ○ メンタルケア
救援・ 救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲料水、食料の確保及び供給 ○ 生活必需品の確保及び供給 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲料水、食料の供給 ○ 生活必需品の供給 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道復旧による生活用水の供給 ○ 救急物資の供給
交通規制・ 緊急輸送	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通規制 ○ 緊急輸送路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通規制 ○ 緊急輸送路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通規制 ○ 緊急輸送路の確保
消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災の初期消火 ○ 火災の延焼状況の予測 ○ 危険物施設等の火災防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災の延焼防止 ○ 危険物施設等の火災防止対策 	—
要配慮者 への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安否の確認、緊急介護 ○ 避難所でのケア 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安否の確認、緊急介護 ○ 避難所でのケア ○ 在宅要配慮者の施設への受入 	—
遺体捜索・ 埋火葬	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体の捜索、搬送 ○ 火葬場等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体の埋・火葬
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフラインの復旧
廃棄物対策	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ、し尿処理 ○ 仮置き場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ、し尿処理 ○ 災害廃棄物処理
生活再建	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物応急危険度判定の実施 ○ 宅地危険度判定の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口の開設 ○ 罹災証明書等発行の準備 ○ 応急仮設住宅建設の準備 ○ 被災建物応急修理の準備 ○ 学校再開の準備 ○ 建築物応急危険度判定の実施 ○ 宅地危険度判定の実施

3. 応急活動の留意点 ⇨ 『各部共通』

3.1 災害対策本部の弾力的運営

大地震においては、数多くの災害応急対策を同時並行的に行うことが要求される。また、職員自身も被災者となり参集不能となり得る事態も予想される。

そのため、「本部事務局」は、災害状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入するなど、弾力的に要員の運用を図り、災害応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

3.2 災害対策要員のローテーション

大地震の場合は、災害対策が長期化することから、応急対策活動に携わる職員の健康管理に十分留意する必要がある。「政策企画班」、「人事班」は、職員の心身の健康管理に留意しながら動員配備計画に沿った勤務体制を確立し、各部長は職員の活動状況と事務分掌を考慮し、職員を適宜交代させる。

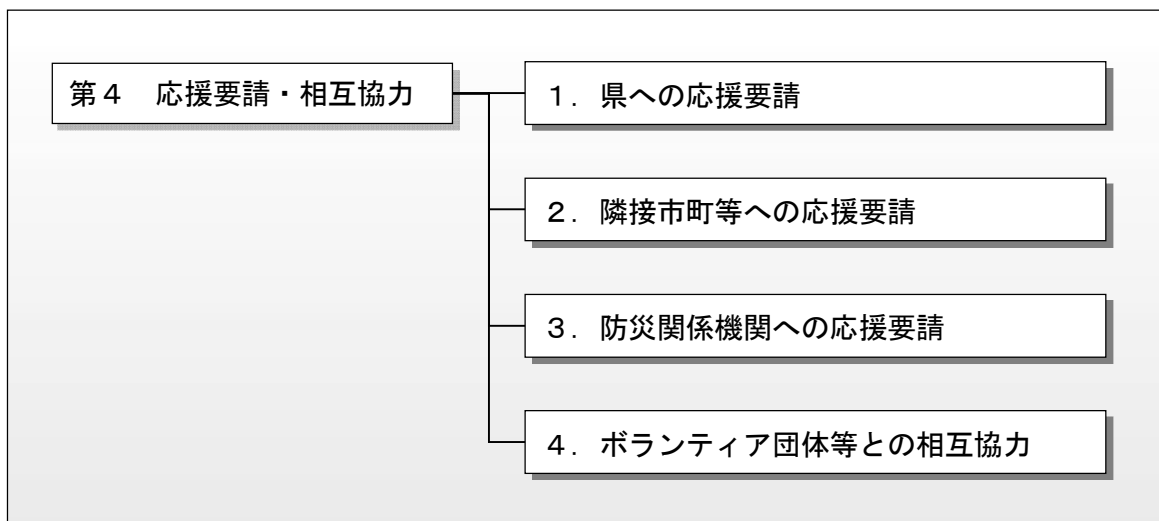
3.3 応援部隊等の受入

大地震においては、本市の防災体制だけでは災害応急対策のすべてに対応できないことも予想され、その際は、自衛隊、県、近隣市町等に対して応援を要請することとなる。また、市内外から多くのボランティアが集まることも予想されるので、「政策企画班」は、各グループ(部)と緊密な連携を図り、これらの応援部隊が円滑に活動できるよう受け入れ体制を整える。

第4 応援要請・相互協力

市長は、地震等による災害の規模や初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、地方公共団体並びに防災関係機関等に対して職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

応援要請、相互協力を行う組織、団体を以下に示す。



1. 県への応援要請 ⇨ 『 市長公室、総合政策部 』

市の能力では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、市長は、災害対策基本法等に基づいて知事に応急措置等の実施を要請することができる。知事に対する応援又は応援の斡旋及び応急措置等の要請は、県（統括部）を経由して、次に掲げる事項について文書により処理する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

1.1 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

災害対策基本法第68条に基づく応援要請の概要は以下のとおりである。

- 災害の状況
- 応援を要請する理由、期間
- 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする活動内容
- その他の必要事項

1.2 自衛隊、指定地方行政機関等に対する応援の斡旋を知事に求める場合

(1) 自衛隊の災害派遣要請を求める場合（自衛隊法第83条）

『本章 第1節 第5 自衛隊の災害派遣』参照。

(2) 指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣の斡旋を求める場合（災害対策基本法第29条・第30条、地方自治法第252条の17）

- ・派遣又は派遣の斡旋を求める理由
- ・派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・その他参考となるべき事項

1.3 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市は、市だけでは災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

■派遣対象業務

期間	業務・職種
短期（派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる）	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等

2. 隣接市町等への応援要請 ⇨ 『市長公室、総合政策部』

災害時において、災害応急対策活動の万全を期すため、本市は、周辺市町と相互応援協力協定を締結しているほか、全国8市との間で「大規模災害時における相互応援に関する協定」等を締結している。

⇨ 『【本文】第2編 第2章 第2節 第1 「5 応援協力体制の充実」』参照

□応援を求める場合の要領

応援を受けようとする被災市町は、応援市町に対して必要事項を明らかにし、電話等により要請を行う。

□知事の指示による応援協力

市長は、知事から関係市町村の実施する応急措置について、応援すべきことの指示を受けた場合は、速やかに応援部隊を編成し派遣する。

3. 防災関係機関への応援要請 ⇨ 『 市長公室、総合政策部 』

市は、災害の規模等必要に応じ指定地方行政機関、公共機関等と連携し被害の軽減に努める。

3.1 責 務

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令・防災業務計画・県地域防災計画並びに市地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務に関わる災害応急対策を速やかに実施するとともに、市の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

3.2 活動体制

(1) 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備並びに服務基準を定めておく。

(2) 職員の派遣

本部長は、災害応急対策又は災害復旧対策のための必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対して、その職員の派遣を要請する。

4. ボランティア団体等との相互協力 ⇨ 『 福祉部、関係各部 』

地震発生後にボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるよう、春日部市ボランティアセンターと密接な連携を図るとともに、ボランティアの受入れ及びボランティアの活動拠点の提供に努める。

4.1 実施体制

市社会福祉協議会との連携により、ボランティアセンター及び「福祉総務班」は、ボランティアの受け付け並びに被災地、避難所への派遣を実施する。また、市のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等の支援を要請する。

4.2 ボランティアの受け入れ窓口

各所管において専門ボランティアAに対する受け入れ窓口を設置し、参加申込みの受け付け及び登録を実施する。

災害対策ボランティアセンターは、専門ボランティアB、一般ボランティアに対する受け入れ窓口を設置し、参加申込の受け付け及び登録を実施する。

(1) ボランティアの種別、及び受付窓口

種別	資格・機能	受付窓口
専門ボランティアA	特殊な資格、職能を有している者 ○ 医師 ○ 看護師 ○ 薬剤師 ○ 応急危険度判定士 ○ 被災宅地危険度判定士	各所管
専門ボランティアB	資格、職能を有している者 ○ アマチュア無線技師 ○ 大型運転免許所有者 ○ オペレーター ○ 外国語通訳 ○ 手話通訳 ○ 建設作業員 ○ その他	災害対策 ボランティアセンター
一般ボランティア (個人・団体を含む)	上記の資格、職能を有していない者	災害対策 ボランティアセンター
福祉ボランティア	福祉ボランティアとして平常時より活動している個人・団体	社会福祉協議会

(2) 災害対策ボランティアセンターの設置場所

災害対策ボランティアセンターは、市役所及び庄和総合支所、又は総合福祉センターに設置する。

(3) 災害対策ボランティアセンターの役割

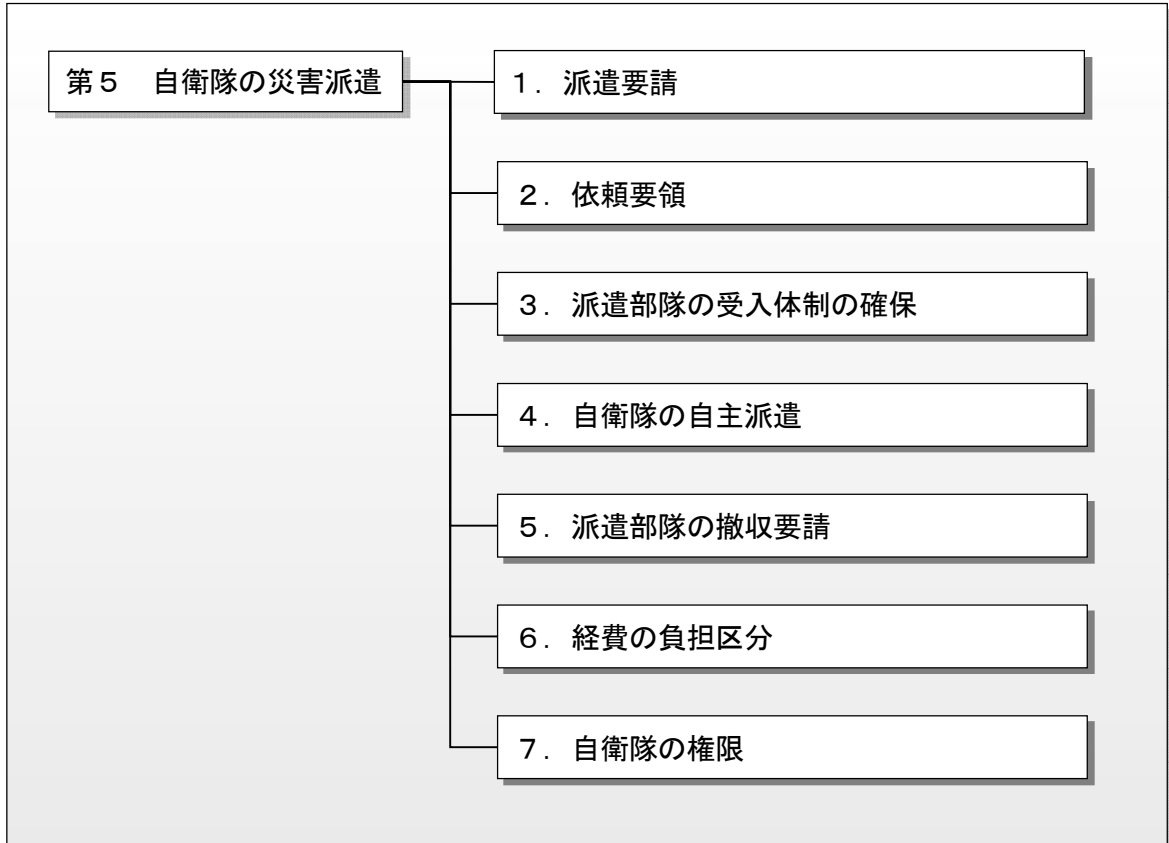
- ボランティアコーディネーターの確保
- ボランティアの登録、名簿作成
- ボランティアの証明書、名札の発行
- ボランティアの宿泊場の確保、斡旋
- ボランティアの派遣先、内容、人数・配置、派遣機関等の総合調整
- 被災地、避難場所におけるボランティア要望の把握等の情報収集
- 県、社会福祉協議会、民間ボランティア団体等の連絡調整

◇ 『【本文】第2編 第2章 第3節 第5「2 ボランティアセンターとの連携体制の構築」』参照

第5

自衛隊の災害派遣

市は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。



1. 派遣要請 ⇨ 『市長公室、総合政策部』

本部長は、災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣が必要と判断した場合は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、直ちに知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。なお、自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

- ① 緊急性の原則
差し迫った必要性があること。
- ② 公共性の原則
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- ③ 非代替性の原則
自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

2. 依頼要領 ⇨ 『 市長公室、総合政策部 』

2.1 担当部署

自衛隊の派遣要請依頼に関する手続きは「政策企画班」が行う。

2.2 要請依頼方法

本部長が知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電信、電話等により県（統括部）に依頼し、事後速やかに文書を送達する。また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求できない場合は、直接最寄りの部隊に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

【 依頼要領 】

提出先	埼玉県（統括部）
記載事項	<ul style="list-style-type: none">○ 災害の状況及び派遣を要請する事由○ 派遣を希望する期間○ 派遣を希望する区域及び活動内容○ その他参考となるべき事項
連絡先	<ul style="list-style-type: none">① 県 《危機管理防災部危機管理課》 電話 048-830-8131 ファックス 048-830-8129② 自衛隊 《陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊》<ul style="list-style-type: none">○ 所在地 〒331-0823 さいたま市北区日進町1-40-7○ 課業時間内 第3科電話 048-663-4241 内線 436～9○ 課業時間外 部隊当直司令電話 048-663-4241 内線 402

2.3 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要があり、かつ、その実態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

【 自衛隊の災害派遣要請の範囲 】

活動範囲	災害派遣時に実施する救援活動
1 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
3 遭難者の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
6 道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
7 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
8 人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
10 物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
11 危険物の保安及び除去	能力可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
12 その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で可能なものについては、所要の措置をとる。

出典：防衛省「防衛省防災業務計画（令和5年3月24日）」

3. 派遣部隊の受入体制の確保 ⇨ 『 市長公室、総合政策部 』

災害派遣を依頼した場合は、派遣部隊の受入れに際し、次の事項に留意して派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう努める。

3.1 緊密な連絡協力

本部長は、県、警察・消防機関等と、派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題など発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

3.2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

本部長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

3.3 作業計画及び資材等の準備

本部長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により作成するとともに、作業実施に必要な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮する。

- ・ 作業箇所及び作業内容
- ・ 作業の優先順位
- ・ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ・ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3.4 自衛隊との連絡窓口一本化

本部長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を災害対策本部に設置する。

3.5 派遣部隊の受入

本部長は、自衛隊の派遣が決定したときは、速やかに下記により自衛隊受入れの体制を整える。

部隊の受入れについては、春日部市受援計画による。

【 派遣部隊の受入内容 】

受入場所	大沼公園
ヘリコプター発着地	大沼公園 その他の場所の選定にあたっては以下の条件を満足すること ・ 75m×75m 以上の面積があること。 ・ 予定地の周囲、少なくとも1～2方向に、電柱、高圧線、煙突等の高層の構造物や建築物がないこと。
使用機材	被害の状況により、自衛隊と連絡を密にし、自衛隊所有機材以外については市において調達する。

4. 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。

この場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに知事及び市災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

- 大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
- 通信の途絶等により埼玉県との連絡が不可能な場合、人命の救助のための部隊の派遣
- 地震災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

5. 派遣部隊の撤収要請 ⇨ 『 市長公室、総合政策部 』

本部長は、応急・復旧対策の進行状況により、派遣部隊の撤収要請を依頼するときは、派遣部隊の長と協議の上、知事あてに依頼する。

6. 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材
(自衛隊装備に係るものを除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 派遣部隊の救助活動の実施の際生じた
(自衛隊装備に係るものを除く)損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、
自衛隊と本市が協議する。

7. 自衛隊の権限

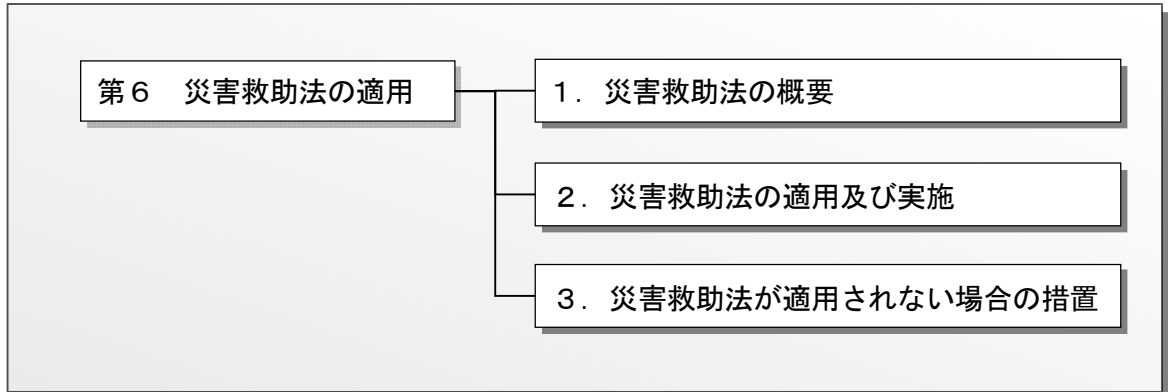
(「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限」法第63条～65条、第82条及び第84条関係)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市長等及び警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- 警戒区域の設定及びそれに基づく立入り制限・禁止並びに退去命令
- 他人の土地等の一時使用等
- 現場の被災工作物等の除去等
- 住民等を応急措置の業務に従事させること。

知事は、本市域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、同法を適用して応急的に必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。



1. 災害救助法の概要 ⇨ 『各部共通』

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

1.1 救助の実施機関

救助の実施については、都道府県知事の法定受託事務と定められている。

1.2 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、以下に示すとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護、及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平穏化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の捜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障をおよぼしている物の除去

1.3 救助の実施者

災害救助法の適用後は、知事が実施者となる。ただし、知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、市長が行う。また、委任により市長が行う事務を除くほか、市長は、知事が行う救助を補助する。

災害救助法による救助の種類、実施期間、実施者は、以下のとおりである。

【 救助の種類と実施者 】

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	7日以内	市
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内(但し、助産は分べんした日から7日間以内)	医療班派遣：県及び日赤県支部 (ただし、委任したときは市)
学用品の供与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市
被災者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
応急仮設住宅の供与	(建設型応急住宅) 20日以内に着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定：市長 建設：県 (ただし、委任したときは市)
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	3ヶ月以内(災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内)に完了	市
遺体の搜索	10日以内	市
遺体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。

ただし、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

1.4 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

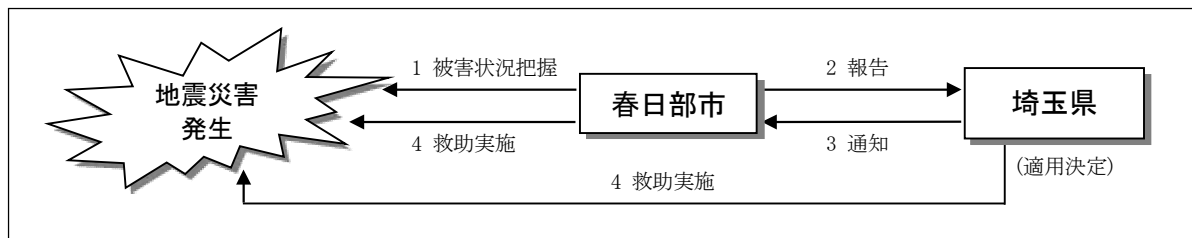
2. 災害救助法の適用及び実施 ⇨ 『 各部共通 』

本法による救助は、本市域を単位に原則として同一原因の災害による市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

2.1 適用・実施の流れ

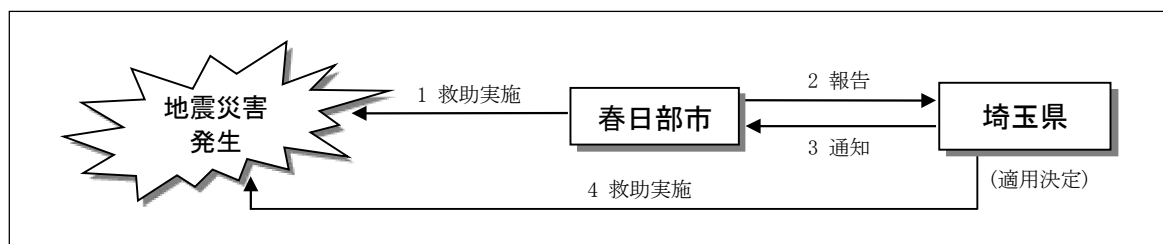
(1) 原則

市長は、被害状況の調査、把握に努め知事に報告する。知事は、市長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。



(2) 災害事態が急迫している場合

- ・ 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。
- ・ この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。



2.2 適用基準

災害救助法による救助は、市の区域にかかる被害が次の各号の基準に該当するとき適用される。

- 市の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が100世帯以上であるとき。
- 県の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上であるとき。
- 県の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、本市の区域内の被害世帯数が多数であるとき。
- 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

2.3 被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については2世帯をもって1世帯と見なし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住出来なくなった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

2.4 滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、次の被災世帯の算定基準による。

【 判定基準 】

住家の全壊・滅失	<ul style="list-style-type: none">○ 住家の損壊、消失もしくは流失した部分の面積が、その住家の床面積の70%以上に達したもの。○ 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
住家の半壊・半焼	<ul style="list-style-type: none">○ 住家の損壊又は焼失した部分の面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。○ 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
住家の 床上浸水、 土砂のたい積	<ul style="list-style-type: none">○ 浸水がその住家の床上に達した程度のもの。○ 土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

【 世帯及び住家の単位 】

世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家	現実に使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で住居の用に供している部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

2.5 埼玉県への報告

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

2.6 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め、本市に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

3. 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、災害対策基本法に基づき市長が救助を実施する。

第2節

情報の収集・伝達

本市域において大規模地震が発生した場合、災害応急対策を行うための情報の収集・伝達、災害情報を市民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、市民の相談を受け付ける窓口の設置及び報道機関への情報提供等に関する計画を以下に定める。

第2節 情報の収集・伝達

第1 情報収集連絡体制

第2 災害情報の収集・伝達

第3 市民への広報活動

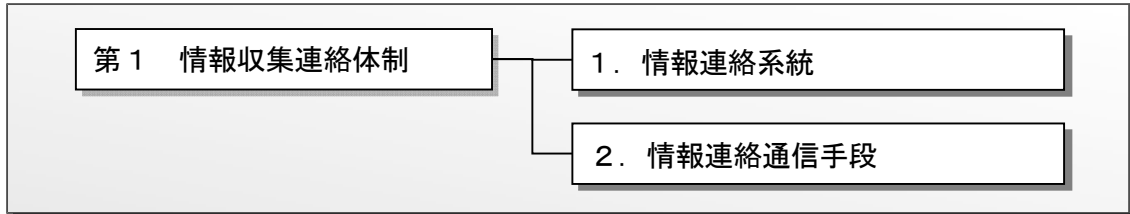
第4 市民の各種相談窓口

第5 被災者への情報提供及び支援

第6 報道機関への情報提供

第1 情報収集連絡体制

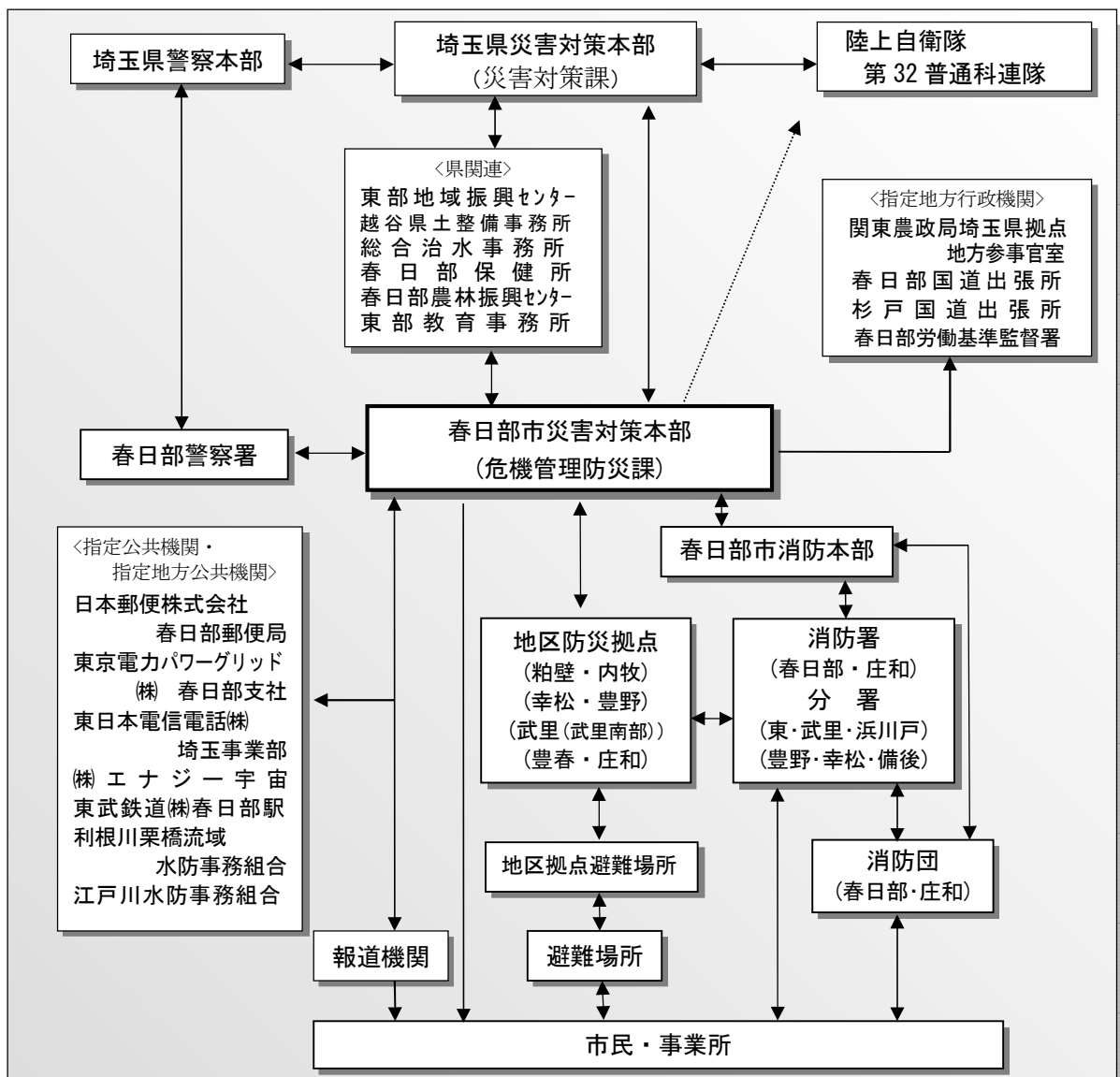
災害情報の収集・伝達について、これを迅速かつ的確に実施するための連絡系統及び連絡手段を以下に定める。



1. 情報連絡系統 ⇨ 『各部共通』

地震災害時における本市災害対策本部を中心とした情報連絡系統は次のとおりである。

【情報連絡系統図】



注) ◀.....▶ : 市から県災害対策本部への連絡ができない場合の通信網

2. 情報連絡通信手段 ⇨ 『各部共通』

地震災害時における各種情報の確実な伝達を図るため、各種通信手段の運用と通信施設の復旧対策について定める。

2.1 災害通信の運用方針

有線電話の途絶にも対応できるよう、地震災害時の通信は、無線通信等の各種通信手段の特性を活かし、迅速かつ確実に実施する。

2.2 市本部と市の各機関との通信手段

本市の各機関との通信手段は、防災行政無線を活用する。

各機関及び地区拠点避難場所等との通信手段は有線を主体とするが、有線が途絶した場合は、移動系防災行政無線の設置、あるいは道路事情を考慮し、庁用車、バイク、自転車、徒歩の方法を選択し迅速に情報を連絡する。

2.3 県等との通信手段

本市と埼玉県との通信手段は、災害オペレーション支援システム、県防災行政無線、災害応急復旧用無線電話を使用し、県本部及び県の地域機関と情報連絡を実施する。

2.4 防災関係機関との通信手段

本市と防災関係機関との通信手段は、有線電話、防災行政無線、災害応急復旧用無線電話等を使用して通信連絡を実施する。

2.5 他団体への協力要請通信手段

有線電話の途絶した場合にアマチュア無線やタクシー無線及びその他の無線設置者の協力を得て、災害情報の収集に努める。

2.6 非常通話及び非常電報の利用

災害の予防及び救護、交通、通信、もしくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする市外通話又は電報については、他の市外通話に先立って接続し、電送並びに配達することになっているので、これを活用する。

- 水防機関相互間
- 消防機関相互間
- 災害救助機関相互間
- 災害の予防又は救援に直接関係ある機関

2.7 緊急通話及び緊急電報

公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする市外通話又は電報については、他の市外通話又は電報に先だって接続し、又は伝送及び配達をすることになっているので、これを活用する。

- 災害の予防又は救援に直接関係ある機関

2.8 災害情報通信のための通信施設の優先使用

災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急時において特別の必要があると認めるとき、又は災害が発生しその応急措置に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があると認めるとき、通信施設を優先して使用することができる。

- | | | |
|----------|----|-----------|
| ○ 警 察 | 3- | 3-○ 鉄道事業者 |
| ○ 消防機関 | 3- | 3-○ 鉱業事業者 |
| ○ 水防機関 | 3- | 3-○ 電気事業者 |
| ○ 航空保安機関 | | 3-○ 自衛隊 |
| ○ 気象業務機関 | | |

□優先する場合の注意事項

- | |
|---|
| ○ 緊急の場合に混乱が生じないようにあらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の手続きを定める。 |
| ○ 市が警察の専用電話又は無線施設を使用するときは、あらかじめ埼玉県警察本部長と協定する。 |

2.9 非常通信の利用

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のために有線通信を利用することができないとき又は著しく困難であるときは、電波法第52条に基づいて「非常通信」を利用する。

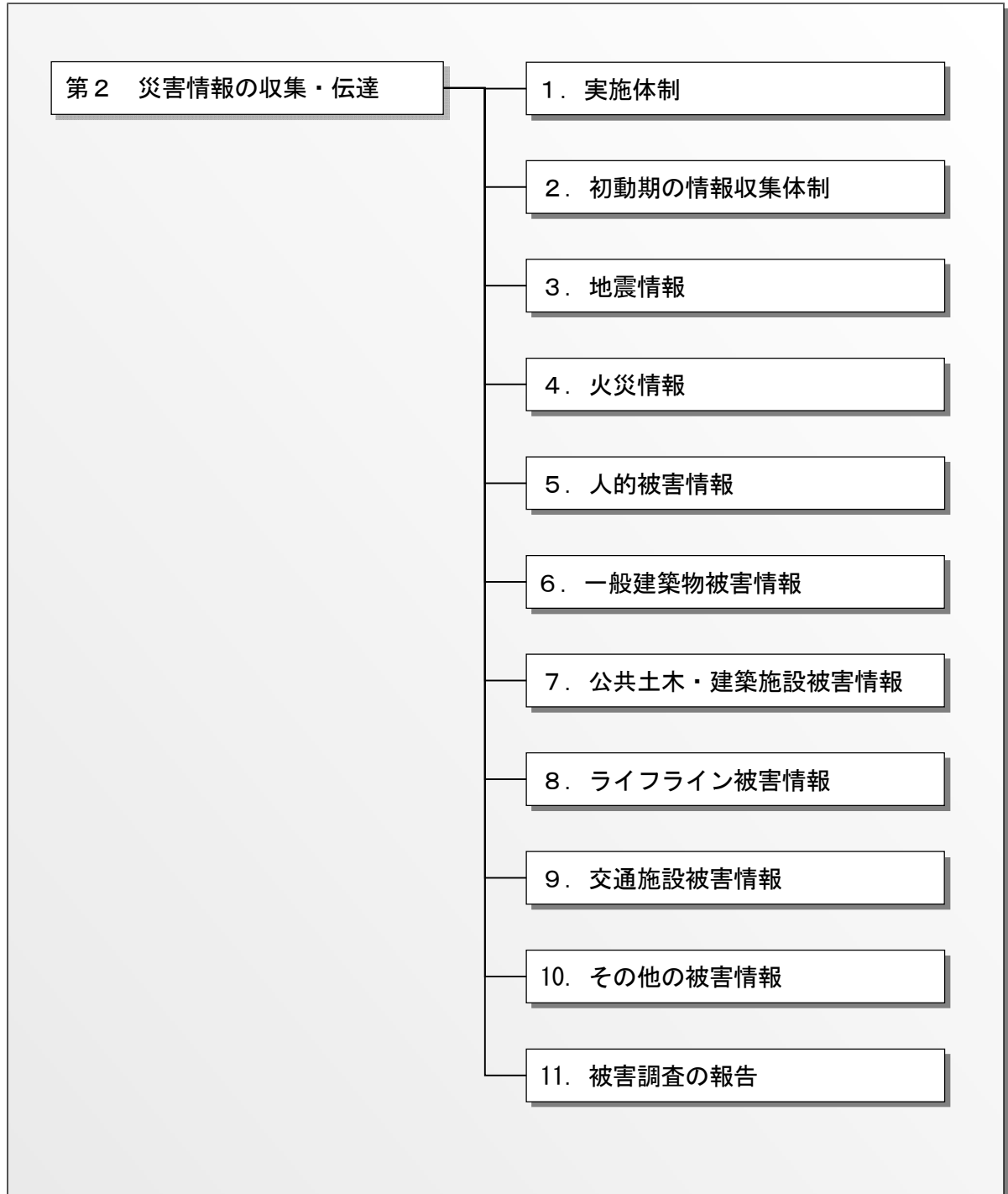
2.10 通信施設の復旧対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を実施して通信を確保する。

第2

災害情報の収集・伝達

市は、地震災害時には各関係機関と緊密な連携を図り、情報の交換を行い、管内又は所管業務に関する被害状況及び応急復旧状況等の災害情報を迅速かつ的確に把握する。

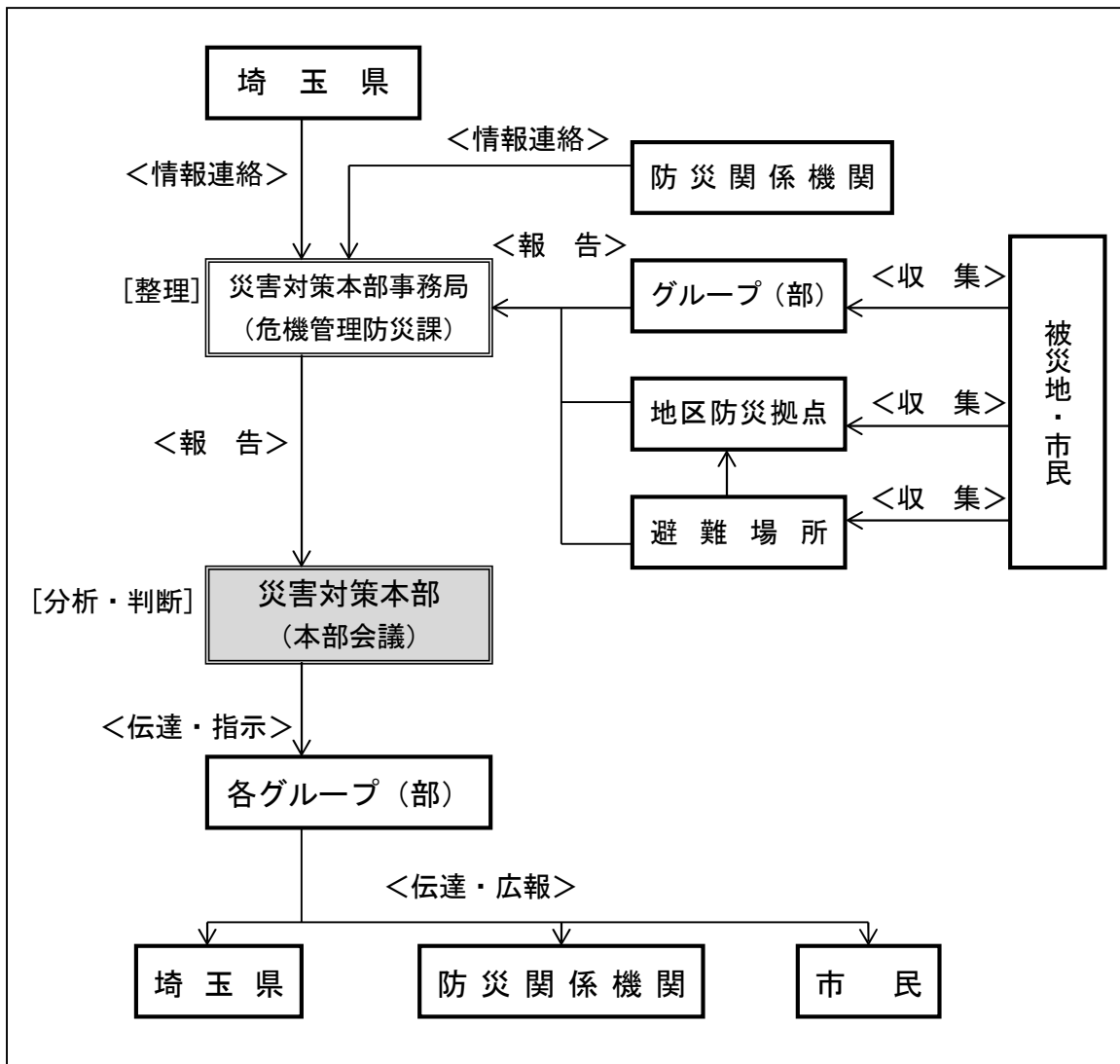


1. 実施体制 ◀ 『 各部共通 』

各グループ(部)において把握される被害状況及び応急復旧に関する情報は、次の実施体制により収集、整理及び伝達する。

- 各グループ(部)は、担当業務に関わる被害状況及び応急・復旧対策状況に関する情報を収集し、速やかに災害対策本部へ報告する。
- 災害対策本部は、埼玉県、防災関係機関、市民及び各グループ(部)から収集した災害情報を整理し、災害対策本部会議へ報告する。
- 各グループ(部)は、災害情報を埼玉県、防災関係機関及び市民に伝達・広報する。
- 災害対策本部は、災害情報を分析・判断し、埼玉県、防災関係機関及び各グループ(部)に伝達、指示する。

【 災害情報収集・伝達実施体制 】



【 災害情報収集 】

情報項目	被害対象	担当グループ(部)
人的被害	死者、行方不明者、負傷者	市民生活部、消防本部
一般建築物被害	全壊(全焼)、半壊(半焼) 一部損壊、床上・床下浸水	建設部、都市整備部、 消防本部
公共土木・建築施設等 の被害・復旧	道路、河川、水路、橋梁等 市営住宅、公園施設等	建設部、都市整備部
ライフライン施設 の被害・復旧	上・下水道、ガス、電気、電話	総合政策部、上下水道部
社会福祉施設 の被害・復旧	社会福祉施設、心身障害者福祉施設、 老人福祉施設、児童福祉施設	福祉部、子ども未来部、健康 保険部
環境衛生施設 の被害・復旧	ごみ処理施設、し尿処理施設	環境経済部
医療施設 の被害・復旧	民間医療機関、医療センター	健康保険部、医療センター
商工業・農業 の被害・復旧	商工業施設等、農産物等	環境経済部
火災等 の被害・復旧	消防庁舎 火災及び危険物等による被害	消防本部
学校施設 の被害・復旧	市立学校、給食施設等	学校教育部
社会教育施設 の被害・復旧	公民館、文化財、図書館、体育館等	社会教育部
公共交通施設 の被害・復旧	鉄道、バス等	総合政策部、都市整備部
その他 行政財産・施設	市庁舎、総合支所庁舎、 区画整理記念館等	財務部、市民生活部

2. 初動期の情報収集体制 ⇨ 『 各部共通 』

地震発生直後の初動期の災害情報は、早期の災害応急対策の実施、自衛隊の災害派遣要請、及び相互応援要請等を判断するための情報として、特に重要である。

そのため、以下に示す方法により被害情報等を迅速かつ的確に収集する。

2.1 情報収集

原則として震度5弱以上の地震が発生したとき、又は発生したと思われるときには、「危機管理防災班」は、他部の協力を得て避難場所、公共施設及び情報収集手段の途絶えた地域の情報を収集する。

なお、情報収集の出動にあたっては、障害物等による途絶も想定されることから、オートバイ、自転車を利用することも考慮する。

2.2 防災拠点からの情報収集

市内の各防災拠点から、双方向通信が可能な移動系防災行政無線等により初動期災害情報を収集する。

2.3 消防団からの情報収集

消防団の編成に準拠して分団の管轄区域ごとに当該分団長が担当者となり災害情報の収集活動を行う。

2.4 自治会からの情報収集

市内の各自治会等から地域における災害情報を収集する。

「市民参加推進班」は、現地災害対策本部と各地域との連絡体制の確保を図るため、各自治会と連携して情報収集の体制を構築する。

2.5 その他の情報収集

地震発生時の被害状況を早期に把握するため、アマチュア無線、タクシー無線及びその他の無線局設置者に協力を求めて災害情報を収集する。

また、市民の間での情報共有ツールとして広くSNSが普及しており、この通信手段を活用して被災地の情報を収集する。

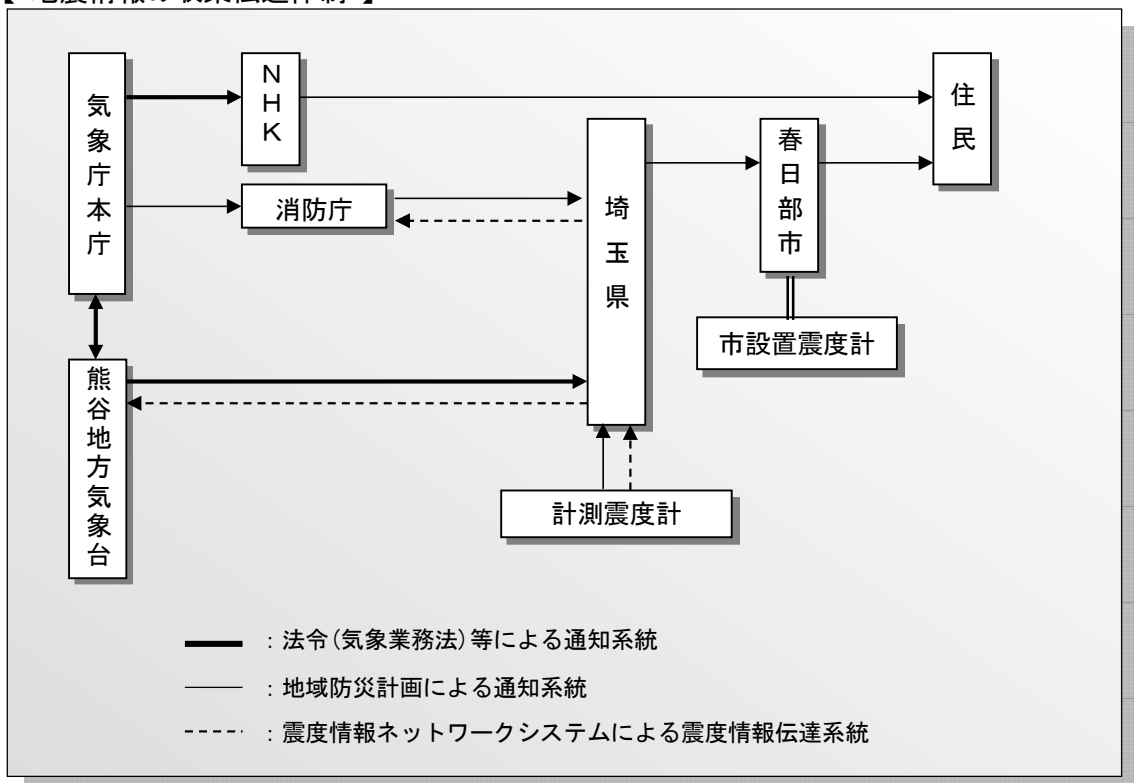
3. 地震情報 ⇨ 『市長公室』

3.1 地震情報の収集体制

「危機管理防災班」は、市の庁舎に設置した震度計の確認及び県防災行政無線による地震情報等から、地震の規模と範囲の概況を把握する。

本市が収集する地震情報の主たる流れは、次のとおりである。

【地震情報の収集伝達体制】



3.2 余震情報の収集体制

本震情報の収集体制と同様とする。

4. 火災情報 ⇨ 『消防本部』

地震火災の特徴である同時多発火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その警戒、鎮圧、被害の拡大防止に努めるため、火災の出火及び延焼拡大の危険性に関する情報収集を行う。

4.1 初動期の火災情報の収集・伝達

地震時の火災防止では、初動期の消火活動が被害拡大防止に重要である。ここでは、地震発生直後の火災発生情報の収集と収集内容について示す。

□消防本部等の情報収集

- 地震発生直後、直ちに署所からの伝達情報、参集者の途上の情報、119番受信時の情報、駆けつけ情報、加入電話での災害通報等により積極的な情報把握に努める。
- 予防班による初動期災害情報の伝達を受ける。
- 県に防災ヘリコプターの派遣要請を行い、空からの情報収集に努める。
- 防災関係機関からの情報収集を行う。

□火災情報の分析と伝達

- 警防本部を設け、情報収集の分析、活動方針の決定と指揮、防災関係機関との連絡調整及び市民に対する広報等を行う。
- 収集した情報は、初動期の情報として災害対策本部へ伝達し、また他都市消防及び自衛隊等への応援要請のための判断情報の一部とする。
- 他都市からの応援消防隊、自衛隊、防災関係機関や警察等の災害対応班への災害情報の伝達及び密接な連携のもとに消防活動を行う。

□火災等の国及び県への報告

地震等により火災が同時多発的に発生あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する災害の場合、その状況を直ちに電話等により埼玉県及び消防庁に報告する。

□火災情報の内容

火災の発生、救急救助事案の発生、危険物等の流出事故等により消防隊の出動が必要とされる事案について、次のような災害情報を収集する。

- 事故発生場所
- 被害発生の対象物名
- 被害の状況
- 死傷者の有無と性別、年齢別人数

□部隊の運用に関する情報

- 消防部隊の編成及び非常招集状況
- 道路被害や交通停滞状況
- 負傷者の収容に必要な情報（病院）
- 消防水利に必要な水道等の情報

□生活の安全確保に関する情報

- 避難指示等に伴う避難先、人数、医師等の派遣の必要性についての情報
- 電気、ガス、水道の被害及び復旧の目途
- 消防本部以外の防災関係機関の活動状況
- その他、救助物資等に関する情報

4.2 二次災害防止情報

地震火災の延焼拡大防止、二次災害防止等に必要な下記の情報を迅速かつ的確に収集する。

□二次災害防止情報

- 災害発生地域での二次災害防止と啓発関連情報
- 道路復旧情報と交通渋滞に関する情報
- ライフラインの復旧状況
- 消防水利に必要な水道の復旧情報

5. 人的被害情報 ⇨ 『 市長公室、消防本部、市民生活部 』

地震発生直後は、広域的あるいは局地的に多数の傷病者が発生すると予想される。また、医療機関も被災し、道路の通行にも支障が出ると考えられるので、これらの状況に即して医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要となる。

人命救助活動は、地震発生直後からの初動期に最も必要とされ、そのためには初動期の迅速かつ的確な情報収集・伝達と情報分析が重要である。

各グループ(部)は、担当業務の被害調査に関連し速やかに人的被害を収集し、「危機管理防災班」は、各グループ(部)からの情報、警察署及び防災関係機関からの報告に基づき、人命救助に関する情報を遺漏がないように把握する。また、収集情報に基づいて、人的被害の情報図を作成し被害の発生状況を把握する。

5.1 人的被害の情報源

人的被害に関する情報源は、次のものがあり、これらの情報の錯そう・混乱が生じないように十分留意して把握する。

□人的被害の情報源

- 参集した職員からの情報
- 市役所、消防署等への市民からの通報
- 避難場所からの被災者情報
- 各地区の自治会、自主防災組織等の住民組織からの報告
- 医療機関からの負傷者救護状況報告
- 「医療救護班」からの死傷者の収容状況の報告
- 警察署、消防署、その他の防災関係機関からの報告

5.2 人的被害情報の内容

人的被害に関する情報内容は、次に示すとおりであり、情報別にわかりやすく整理する。

□人的被害情報の内容

- 死者の情報
- 建物倒壊等による生き埋め情報
- 傷病者発生情報
- 要配慮者に係る情報
- 火災情報
- 搬送路選定のための道路情報
- 医療機関の開設情報

6. 一般建築物被害情報 ⇨ 『建設部、都市整備部、消防本部』

一般建築物の被害に関する情報は、初動期における災害応急対策の実施の上で重要である。このため、市域全体の被害状況を速やかに把握する。

6.1 初動期の建物被害調査

地震発生直後の初動期において、市域の建物被害を正確に把握することは困難と予想される。このため、地区防災拠点及びその周辺地域の被害を重点的に調査あるいは情報収集し、その被害状況から市域の全体被害を推測する。

6.2 初動期以降の建物被害調査

市は、被災した建物外観の被害状況を目視により全棟被害調査を実施し、建物被害状況図を作成する。

また、被災建築物の応急危険度判定を行い、必要に応じて建物の応急措置等の指導を実施する。

7. 公共土木・建築施設被害情報 ⇨ 『建設部、都市整備部』

本市が管理する公共施設の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施し、被害状況は、現地写真等により記録する。また、国、埼玉県等の管理する公共施設の被害については、各グループ(部)が各関係機関から災害情報を把握する。

8. ライフライン被害情報 ⇨ 『総合政策部、上下水道部』

ライフラインの被害に関する情報は、初動期の災害応急対策及びその後の市民生活に重要であることから、被害状況を速やかに把握する。

8.1 ライフライン（上・下水道）被害調査

ライフライン被害のうち、上水道については「工務班」「施設管理班」、下水道については「施設管理班」が被害状況調査を実施し、主要な被害状況は、現地写真等により記録する。

8.2 その他のライフライン（ガス・電気・電話）被害調査

その他のライフラインについては、「政策企画班」が各事業者から被害状況を把握する。

8.3 ライフライン復旧情報

ライフラインの復旧情報については、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして市民への情報提供ができるように、「政策企画班」が各事業者から復旧情報を把握する。

9. 交通施設被害情報 ⇨ 『建設部、都市整備部』

「道路建設班」は交通施設被害について被害状況調査を実施する。広域的な交通の運行状況等は、テレビ等報道機関から情報を得る。

また、国、県及び東武鉄道株式会社等が管理する交通施設については、関係機関から被害状況を収集する。

9.1 道路被害

初動期の道路交通の確保は、被災者の救出、初期消火等、被害拡大の防止のために非常に重要である。

□道路被害情報

- 市は、市域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。
また、復旧状況及び交通規制状況等を把握する。
- 市は、県がとりまとめた緊急輸送道路被害の状況を収集し、災害応急対策を実施するとともに、防災関係機関に連絡する。

⇨ 『【資料編(1)】第21「緊急輸送道路一覧」』参照

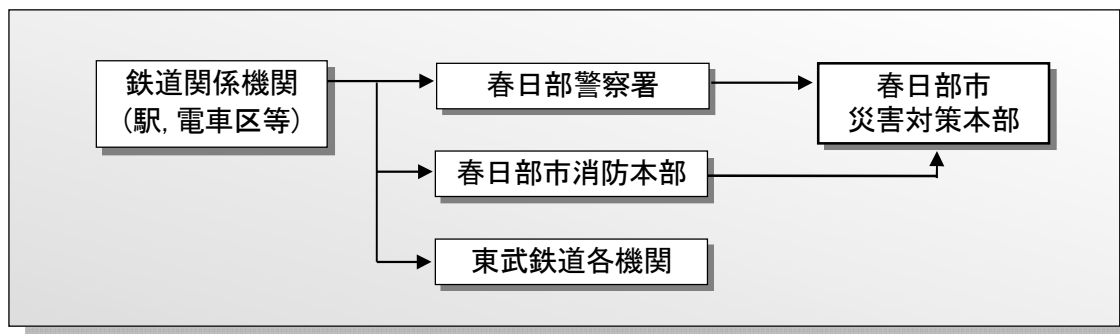
9.2 鉄道被害

車両の転覆等により重大事故の発生時の情報収集を、鉄道施設の管理者等から行う。

□鉄道被害情報

- 鉄道における重大事故とは、おおむね次のような事態が発生した場合をいう。
 - ・ 旅客列車の脱線又は転覆により多数の死傷者を生じたとき。
 - ・ 列車及び施設に火災が発生したとき。
 - ・ 災害により施設に甚大な被害が生じたとき。
- 事故の状況を把握し、次の事項を連絡する。
 - ・ 発生時期 ・ 死傷者数及び被害程度
 - ・ 発生場所 ・ 復旧の見込み
 - ・ 列車番号 ・ 必要物件及び人員の応援協力

【 通報連絡体系 】



10. その他の被害情報 ⇨ 『 関係各部 』

その他の被害としては、商業、工業、農業等があげられ、被害の情報収集は、基本的には建物被害の情報収集と同様の方法により、関係機関、関係団体等から把握する。

11. 被害調査の報告 ⇨ 『 各部共通 』

本市域で発生した被害報告は次のとおりとする。

11.1 市災害対策本部への報告

登庁した職員、各グループ(部)、防災関係機関等において把握された被害状況に関する情報は、市災害対策本部（「危機管理防災班」）へ報告する。

11.2 県への報告（法第53条第1項）

県への報告は、災害の発生と経緯に応じて埼玉県災害オペレーション支援システムにより報告するものとする。埼玉県災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、電話、ファックス、埼玉県防災行政無線で行う。

(1) 被害速報

被害速報は、発生速報と経過速報とに分け、県の所定の様式を用いて報告する。

□発生速報

「発生速報」を用いて、その概要について被害発生直後に行う。

□経過速報

「経過速報」を用いて、被害状況の進展に伴い収集した被害について逐次報告するものとし、特に指示する場合のほか2時間ごとに行う。

(2) 確定報告

別に定める被害の判定基準を参考とし「被害状況調」を用いて、災害の応急対策が終了した後7日以内に報告する。

⇨ 『【資料編(1)】第24「被害報告判定基準」』参照

【 県への報告先（災害オペレーション支援システムが使用できない場合）】

	【勤務時間内】 県危機管理防災部 災害対策課	【勤務時間外】 県危機管理防災部 当直	県東部地域振興センター
N T T回線	電 話 048-830-8181 F A X 048-830-8159	電 話 048-830-8111 F A X 048-830-8119	電 話 048-737-1110 F A X 048-737-9958
県防災行政無線 地上系・衛星系	電 話 (発信特番)-200-6-8181 F A X (発信特番)-200-6-8159	電 話 (発信特番)-200-6-8111 F A X (発信特番)-200-6-8119	電 話 (発信特番)-276-951 F A X (発信特番)-276-950

※防災行政無線の発信特番

- ・ 防災電話、防災FAX から発信（地上系） 85（衛星系） 89
- ・ 庁舎内線電話から発信（地上系） *985（衛星系） *989

11.3 消防庁への報告

市が県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する（法第 53 条第 1 項括弧書）。
また、本市域において震度 5 強以上の地震が発生した場合は、県だけでなく消防庁へも報告する。

【 消防庁への報告先 】

回線別	区 分	平日（9：30～18：15）	左記以外
		応急対策室	宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	電 話	TN-90-49013	TN-90-49012
	F A X	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	F A X	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

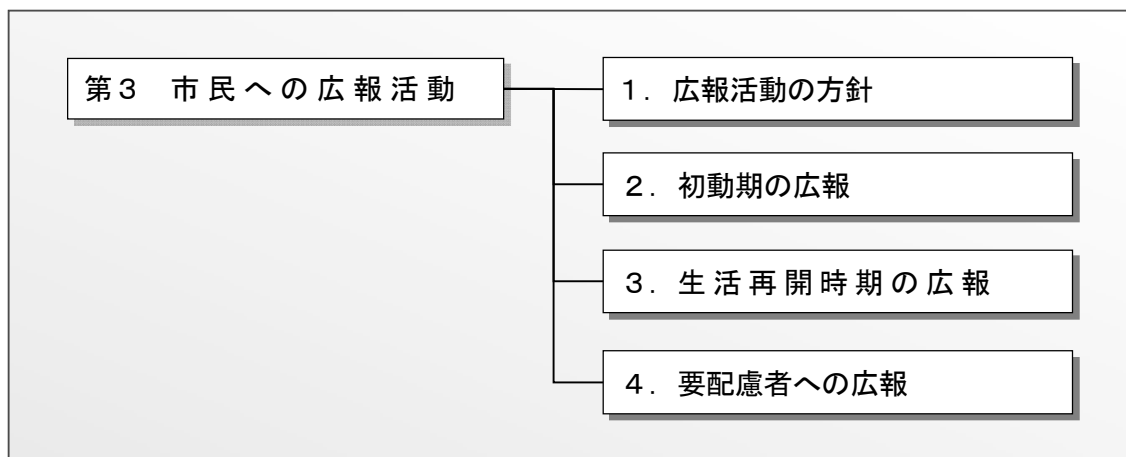
（注）TN は、回線選択番号を示す。

□電子メールによる報告の場合

報告先の電子 メールアドレス	●●●●@ml.soumu.go.jp ※●●●●を別途連絡済みの英字に変更
添付ファイルの形式	Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式、PDF形式
その他	電子メールの件名は、【埼玉県春日部市（又は埼玉県春日部市消防本部）】及び災害名（又は事故種別）を含むものとする。 ・電子メールの本文へ火災・災害等の概要記載は不要。

第3 市民への広報活動

地震発生時には、被災地や隣接地域の市民に対し地震災害や生活に関する様々な情報を提供する必要があり、このため、「総合政策部」は適切かつ迅速な広報活動を実施する。



1. 広報活動の方針 ⇨ 『総合政策部』

地震災害時における市民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、災害応急対策状況等を市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、市民に周知するよう努める。

1.1 広報の連絡系統

⇨ 『【本文】第2編 第3章 第2節 第1「1 情報連絡系統」』参照

1.2 災害広報の方法

地震災害に関する情報及び災害対策状況のうち市民に必要な広報手段は、防災行政無線、市ホームページ、安心安全メール、SNS等を活用して実施する。

また、地震災害時の広報は、時間の経過とともに変化する市民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、その時点で活用できる様々な広報手段を効果的に用いて、市民等（避難者・避難場所外の被災者・市外避難者等）に適宜、的確に周知するよう努める。

特に、停電や通信障害発生時は、住民の情報取得手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体でも情報提供を行うなど、適切な情報提供に努める。

広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておく。

2. 初動期の広報 ⇨ 『総合政策部』

地震直後の広報は、市からの直接的な広報（呼びかけ）が市民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

2.1 初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、下記に示す市民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。

- 市災害対策本部の震災対策状況
- 住民に対する避難指示等に関する事項
- 災害救助活動状況
- 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- 埼玉県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- 電話の通話状況
- 支援情報
(避難場所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報)
- 電気、ガス、水道等の状況
- 流言、飛語の防止に関する情報
- 災害廃棄物の処理に関する情報

2.2 初動期の広報手段

初動期の広報は、下記的手段により市民に混乱を与えないよう十分に配慮する。

- 防災行政無線による広報
- テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報
- 市ホームページ、安心安全メール、SNSによる広報

⇨ 『【資料編(2)】第2「放送要請手続一覧」』参照

3. 生活再開時期の広報 ⇨ 『 総合政策部 』

市民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。

3.1 生活再開時期の広報の内容

広報の内容の時間的流れは次のとおりである。

時期	期間	広報内容
第1時期	3日～ 1週間程度	<p>災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策について避難所を中心に広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気、ガス、水道等の復旧状況 ○ 電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報 ○ 公共交通機関の復旧情報 ○ 生活の基礎情報 (スーパーマーケット、ガソリンスタンド、入浴施設等の生活情報、行政サービス情報) ○ 安否情報 ○ 相談窓口開設の情報 ○ 被災者生活再建支援に関する情報 ○ 災害廃棄物の処理に関する情報
第2時期	2～3週間目	<p>ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった市民は通常生活を再開するので、これらの市民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。</p>
第3時期	4週間目以後	<p>避難所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の市民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の市民向け情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害関連の行政施策情報 ○ 通常の行政サービス情報

3.2 生活再開時期の広報の手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段として貴重である。

□避難所の市民への広報

- 広報紙、臨時広報紙の配布
- 防災行政無線による伝達
- 掲示板への掲出（広報紙、臨時広報紙、伝達情報等）

□避難所外の市民への広報

- 避難所以外の公共施設での広報紙の配布及び伝達情報等の掲出
- 報道機関への情報提供による広報

□市外避難者への広報

- ファックスサービス、報道機関への情報提供による広報

□その他の広報

- 市ホームページ、安心安全メール、SNSによる情報提供

4. 要配慮者への広報 ⇨ 『福祉部、総合政策部』

聴覚・視覚障がい者や外国人住民等の災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して広報に努める。

4.1 障がい者への広報

「障がい者支援班」は「シティセールス広報班」と連携し、聴覚障がい者に対しては、文字情報（広報紙）や市ホームページ、テレビでの文字放送、手話放送テロップ等により広報に努める。

視覚障がい者に対しては、テレビ、ラジオで繰り返し情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、可能な限り点字や文字情報を音声コードに変換して文字内容を音声化した広報に努める。

また、各種障がい者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

4.2 外国人住民への広報

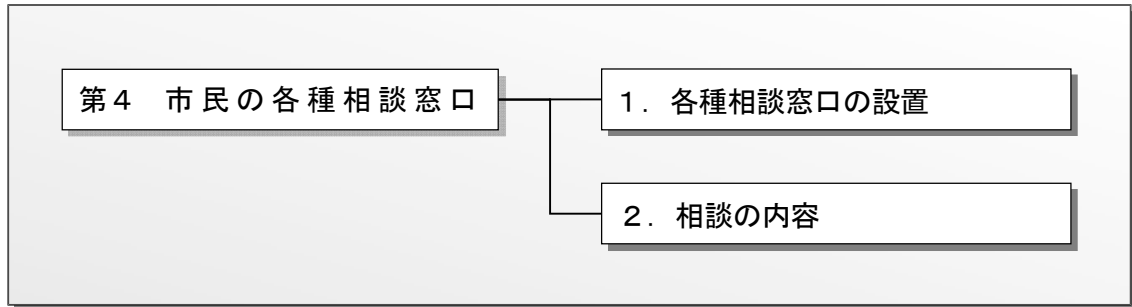
「シティセールス広報班」は、被災外国人住民への情報伝達のため、外国人住民団体、ボランティア等と連携し、広報内容の多言語化を図りつつ広報する。

また、報道機関へも外国語放送の協力を要請し、広報が行き届くよう努める。

第4

市民の各種相談窓口

被災住民からの相談、要望、要求等、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各グループ(部)と相互に連携して市庁舎等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。また、外国人住民に対しても通訳ボランティア等を配置し、相談に応じる。



1. 各種相談窓口の設置 ⇨ 『総務部、関係各部』

「市政情報班」は、被災市民からの相談、要望等の早期解決を図るため、関係各グループ(部)及び関連機関と協力し、次のような各種相談窓口を設置する。

□相談窓口の設置

- 市役所、公民館等での相談窓口の設置
- 各避難所の巡回相談
- 電話相談窓口の設置
照会、連絡や相談窓口の設置状況等の連絡については、電話及びファックス等
で対応する。
- 他機関(国、県、防災関係機関等)との共同相談窓口の設置
市、県、国等による支援事業についての相談及び斡旋について実施する。

2. 相談の内容 ⇨ 『総務部、関係各部』

相談の内容は次のとおりとする。

2.1 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等の相談は次の項目について実施する。

- 罹災証明書の発行
- 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等
- 倒壊家屋の処理
- 住宅の応急修理、仮設住宅の入居、公営住宅の斡旋
- その他生活相談

2.2 事業再建相談

事業再建のための、市、県及び国による支援事業についての相談並びに斡旋を行う。
また、県、国による支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

- 中小企業関係融資
- 農業関係融資
- その他融資制度

2.3 個別専門相談（法律・医療）

(1) 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て相談を行う。

(2) 医療相談

心身の健康に関わる医療問題など、医療関係団体等の協力を得て相談を実施する。特に震災による悲しみや恐怖、不安、ストレス等心の悩みを受け止め、問題解決の一助とするため、専門のカウンセラーによる電話相談、面接相談を行う。

2.4 ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。
電気、ガス等については関係機関との共同相談窓口を設ける。

2.5 消費生活相談

地震発生直後から、災害に伴う悪質商法により、契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導に当たっては、県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、市の広報紙、市ホームページ、安心安全メールや報道機関等の広報手段により、悪質商法への注意を啓発する。

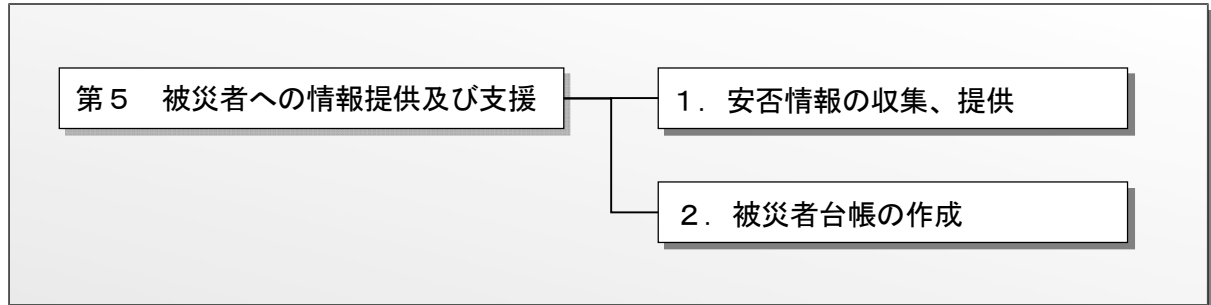
2.6 安否情報

安否情報は、同居の家族や市内の住民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供、広報を行う。

第5

被災者への情報提供及び支援

法に基づき、被災者への支援を行うため、被害状況及び支援の実施状況等を一元的に整理する被災者台帳を必要に応じて作成し、個人情報の取扱いに留意して、被災者の家族等への情報提供の活用について定める。



1. 安否情報の収集、提供 ⇨ 『市長公室、関係各部』

「市民班」は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助活動等の人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努める。

「市民班」は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防、警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努める。

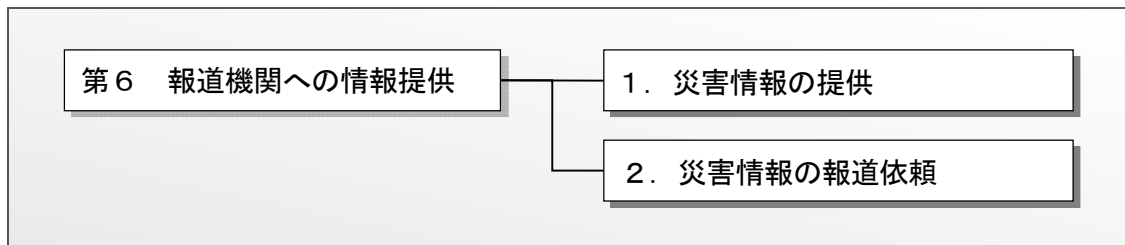
2. 被災者台帳の作成 ⇨ 『市長公室、関係各部』

「危機管理防災班」は、必要に応じて、被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者への総合的かつ効率的な支援の実施に努める。

第6

報道機関への情報提供

被災地の市民が、適切な判断により行動がとれるように、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報の迅速で的確な広報を実施する。



1. 災害情報の提供 ⇨ 『総合政策部』

「シティセールス広報班」は、プレスセンターを開設し報道機関に対して災害情報を提供する。

1.1 災害情報の内容

報道機関に対して次の事項を中心に災害情報を提供する。

個人情報の公開については、十分に配慮の上実施する。

- 地域の被害状況等に関する情報
- 本市における避難に関する情報
 - ・ 避難指示等に関すること
 - ・ 避難施設に関すること
- 地域の応急対策活動の状況に関する情報
 - ・ 救護所の開設に関すること
 - ・ 交通機関及び道路の復旧に関すること
 - ・ 電気、水道等の復旧に関すること
- その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）
 - ・ 給水及び給食に関すること
 - ・ 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること
 - ・ 感染症予防に関すること
 - ・ 各種相談窓口の開設に関すること

1.2 プレスセンターの開設

「シティセールス広報班」は、報道機関等に提供するためのプレスセンターを庁舎内に開設し、一定時間ごとに情報を発表する。また、その際に提供した資料を保管し、他機関からの問い合わせ等に対応する。

2. 災害情報の報道依頼 ⇨ 『総合政策部』

「シティセールス広報班」は、災害に関する情報を広報するため、テレビ、ラジオの報道機関へ情報提供し、報道発表を依頼する。

テレビ、ラジオについては、埼玉県を通じてNHKさいたま放送局、テレビ埼玉、FM NACK 5（エフエムナックファイブ）、ジェイコム北関東に対し放送を要請する。
⇨ 『資料編(2)』第2「放送要請手続一覧」参照

地震による被害の発生は、家屋の倒壊等による被害もさることながら、同時多発的に発生する火災による被害が人的にも、物的にも最も大きい。

そのため、消防本部は、平常時から住民や事業者に対し、出火防止と初期消火の徹底について呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能をあげて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開し、大地震時の火災から住民の生命及び財産を守らなければならない。

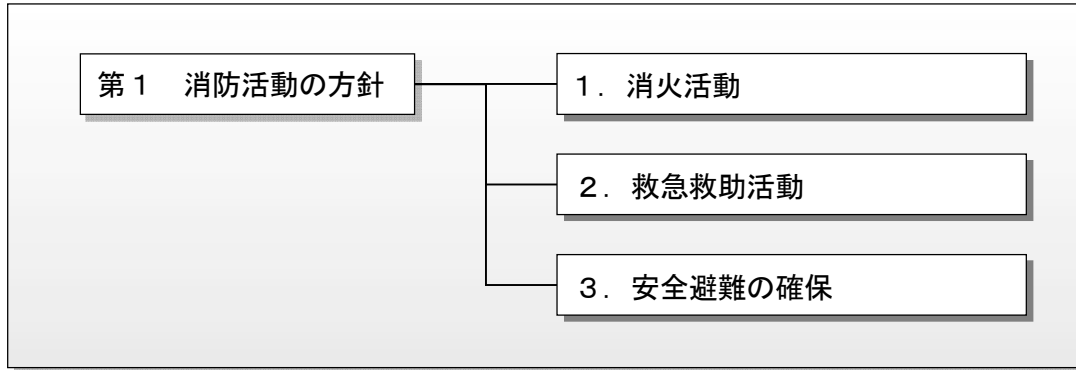
地震災害時における消防活動の計画を以下に定める。



第1

消防活動の方針

地震災害時における消防活動の方針は、火災及び災害規模、態様に応じ消防力を効率的に運用し、人命の安全確保を最優先に実施する。



1. 消火活動 ⇨ 『消防本部』

地震災害時に二次的に発生する火災に対処するため、消防の総力をあげて、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。

2. 救急救助活動 ⇨ 『消防本部』

地震災害時には、家屋の倒壊、障害物の落下、自動車事故、危険物・毒劇物等の漏洩等により複合的に被害が発生することが予想される。このことから、消防の人員、資機材を活用し救急救助活動を最優先に実施し、人命の安全確保に努める。

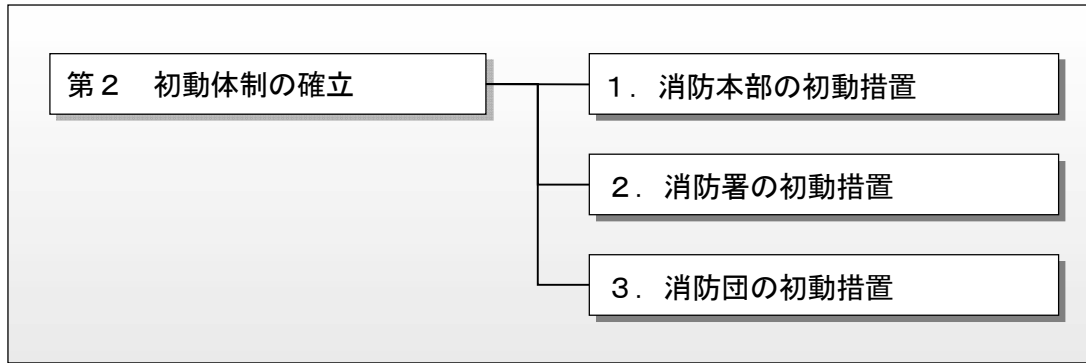
3. 安全避難の確保 ⇨ 『消防本部』

火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、市民の安全避難を確保するため活動する。

第2

初動体制の確立

地震災害時における初動体制を速やかに確立するため、消防本部、消防署、消防団の初動措置を以下のように定める。



1. 消防本部の初動措置 ⇨ 『消防本部』

市内で震度5強以上の地震が発生したとき及び消防長が震災警戒体制を特に必要と認めたときは、早期に災害警戒体制の確立を図る。

1.1 初動措置の指令

市内で震度5強以上を覚知したときは、自動的に非常配備体制を発令されたものと判断し、各署職員に初動措置の実施を指令する。

各署職員にあつては、指令受信後、直ちに初動出動体制の確立を図る。

1.2 情報収集体制の確立

警防課及び各署所の通信施設・機器の機能試験、並びに非常電源の点検を実施し、通信体制を確保するとともに情報収集体制の確立を図る。

1.3 警防本部の設置

災害対策本部との活動調整及び各署職員の災害活動を総合的に処理し、災害情報の収集と活動方針の伝達等を的確に実施するため、消防本部に警防本部を設置する。

1.4 非常体制の確立

発生した地震の規模等により、各署職員の非常招集を指令し、非常体制の確立を図る。

1.5 出火防止措置及び庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに庁舎並びに附属施設の被害の有無を確認する。

2. 消防署の初動措置 ⇨ 『 消防本部 』

消防署の初動措置は以下のとおりである。

2.1 情報収集活動の確立

地震災害の発生及び非常配備体制が発令された場合、施設、通信機能並びに連絡網等のあらゆる手段により迅速かつ的確に情報を収集、整理、分析し、重要な情報を警防本部に報告する。報告はファックスを活用する。ただし、これにより難しい場合は、電話等で報告する。

2.2 出火防止措置及び庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施する。

2.3 車両の安全確保

地震による消防車両の出動障害を避けるため、署所の立地条件、建物の構造等を考慮し、消防車両等を車庫前又は安全な場所へ移動する。

2.4 部隊の編成

消防署は部隊編成を整える。

2.5 災害状況の調査

市内の火災、救急救助事案の発生状況及び周辺道路の交通障害の状況を調査する。

2.6 資機材の確保

備蓄資機材、簡易救助資機材、携帯用非常電源及び可搬ポンプ等の機能点検を実施するとともに、非常用燃料の確保に努める。

3. 消防団の初動措置 ⇨ 『 消防本部 』

消防団長は、市内で震度5強以上の地震が発生したときは、指揮連絡体制を確立し、非常配備体制を確保するため、消防庁舎に消防団本部を設置する。

3.1 非常参集

本市内で震度5強以上の地震を覚知した消防団員は、分団車庫に自発的に参集し、早期に活動体制をとる。各分団長は、参集途上における周辺の被害状況を消防団員から集め、所轄署所へ伝達する。

3.2 出動体制の確保

消防車両の安全確保を図り、ホースの車両積載数を増やし、出動体制を整える。

3.3 出火防止の広報

被害軽微時は、管轄区域内における火気始末、出火防止等の広報を実施する。また、実施する際は自治会及び自主防災組織等の協力を得て実施する。

3.4 初期消火活動

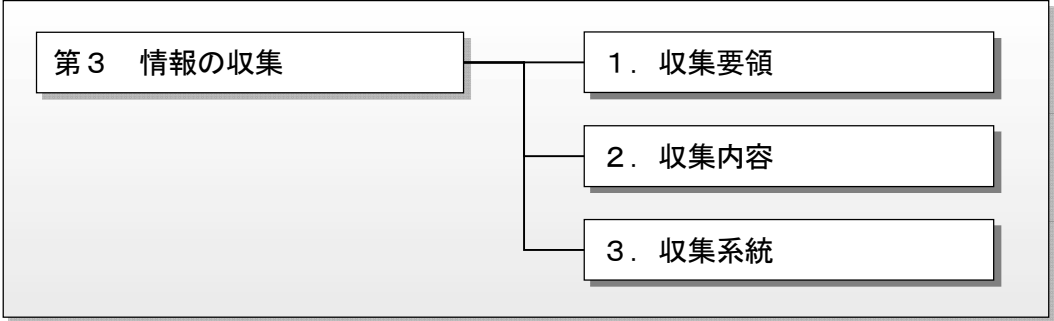
火災を発見した場合には、直ちに消防本部に通報するとともに、消火活動に従事する。
なお、出火件数が多い場合は、適宜、付近の自治会及び自主防災組織等の協力を求める。

3.5 救出活動

地震による家屋の倒壊、障害物の落下等による救急救助事案の発生を覚知した場合には、直ちに消防本部に通報するとともに、被災者の救出、搬送等支援活動を実施する。また、活動実施に当たっては、付近の自治会及び自主防災組織等の協力を求める。

第3 情報の収集

情報の収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により極度に制限されることが予想されるので、次のとおり迅速かつ的確に情報の収集に努める。



1. 収集要領 ⇨ 『消防本部』

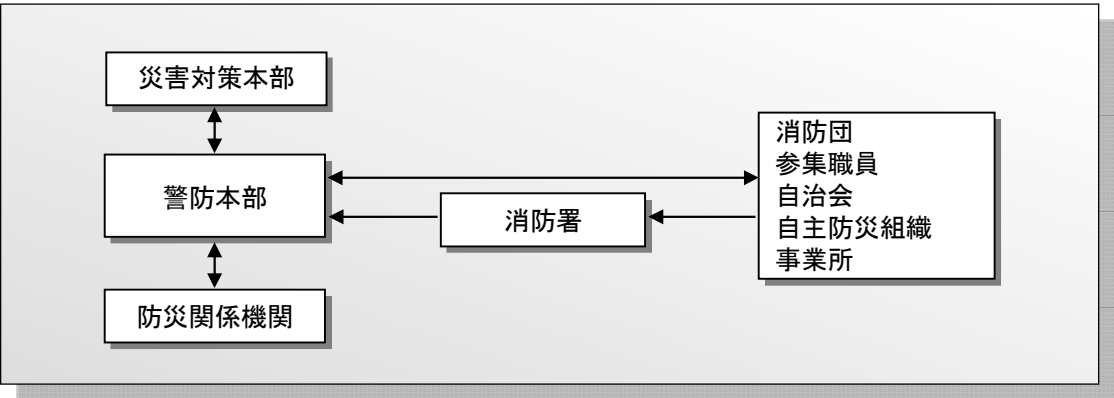
各署所は、指揮車、消防ポンプ自動車等の巡回、その他、あらゆる手段で正確な被害状況の把握に努め、無線等により警防本部へ報告する。

2. 収集内容 ⇨ 『消防本部』

情報収集の内容は、地震発生に伴い生じた火災又は人命に係る情報を主体とし、次のとおりとする。

- 火災の発生場所、程度及び延焼方向
- 危険物、高圧ガス等の大量流出及び火災危険の状況
- 大規模救急救助事案の発生場所及び程度
- 家屋等の損壊状況
- 河川、堤防の決壊状況
- 道路、橋梁等の被害状況及び交通障害
- 重要対象物の被害状況
- その他消防活動上の必要事項

3. 収集系統 ⇨ 『消防本部』



災害現場周辺における交通渋滞は、緊急車両の通行の妨げとなり、災害応急対策活動の実施に著しい支障が生じる。

このため、災害現場において警察官と連携を図り、効果的な交通規制を実施する。

また、災害現場に警察官がいない場合にあっては、次の措置により消防緊急通行車両の円滑な交通道路を確保する。

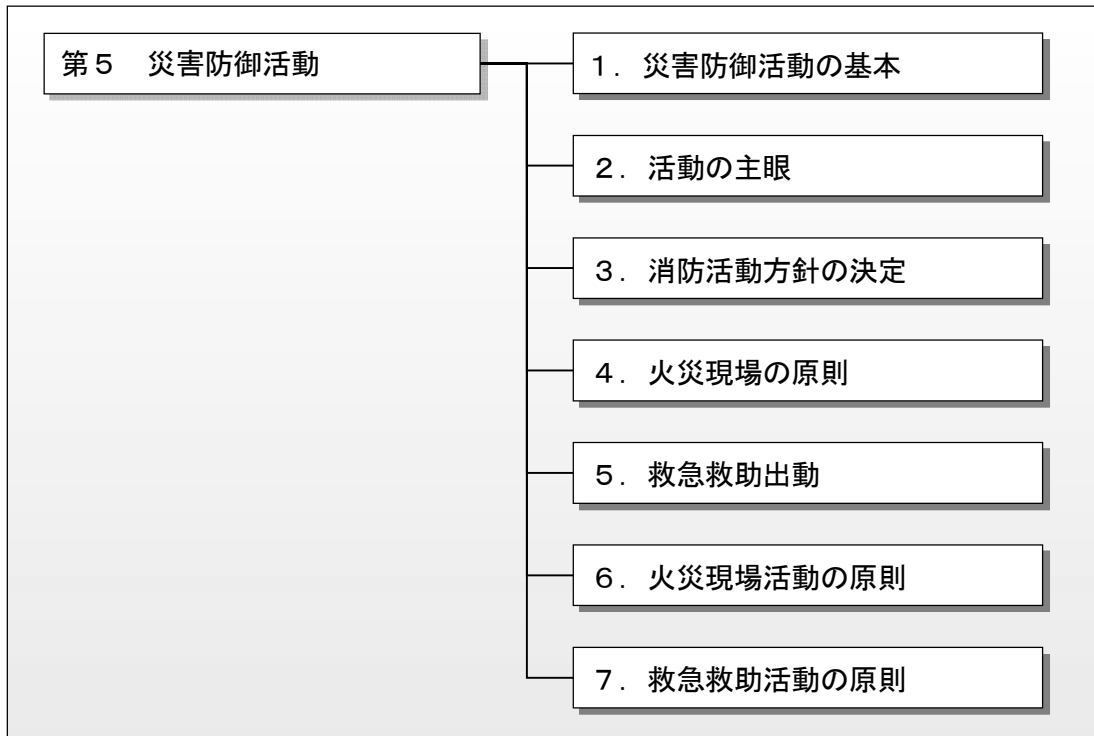
□消防緊急車両の交通道路を確保するための措置

- 通行禁止区域等において、災害応急対策活動の実施に著しく支障を生じるおそれがあると認めた場合に、車両及びその他の物件の所有者等に当該物件の移動等の措置を命ずることにより、緊急車両の通行路を確保する。
- 措置命令に従わない場合、又は所有者等が現場にいない場合にあっては、当該措置を自らが実施することにより、緊急車両の通行路を確保する。

第5

災害防御活動

地震災害時における災害防御活動を次のように定める。



1. 災害防御活動の基本 ⇨ 『消防本部』

指揮者及び隊員は、同時に多数の火災、救急救助事案が発生することを認識し、出動した火災等は自己隊の責任で対処する決意をもって消防力を最大限に発揮し、効果的な火災現場活動、救急救助活動に努める。

2. 活動の主眼 ⇨ 『消防本部』

消防活動は、火災発生数及び災害規模に応じ消防力を効率的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを主眼とする。

3. 消防活動方針の決定 ⇨ 『消防本部』

消防長及び消防署長は、次により災害対応方針を決定し、消防活動の万全を期する。

ア. 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を実施する。

イ. 市街地の火災防御活動を優先し、事業所等の火災に対しては、市街地に延焼拡大のおそれがあるときに局部的に防御する。

4. 火災現場の原則 ⇨ 『消防本部』

消防活動の効率性を確保するため、火災出動計画に基づく部隊運用を図る。

なお、災害状況によっては、特命出動等により柔軟な対応を図る。

5. 救急救助出動 ⇨ 『 消防本部 』

救急救助事案の伴う現場への出動は、救命率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。

また、救助事案の伴わない場合の出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

6. 火災現場活動の原則 ⇨ 『 消防本部 』

- ・ 火災現場と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ・ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物及び空地等を活用して、守勢的現場活動により延焼を阻止する。
- ・ 7 火災態様、風向、風速等に留意し、常に広域的な視点で防御活動に徹する。

7. 救急救助活動の原則 ⇨ 『 消防本部 』

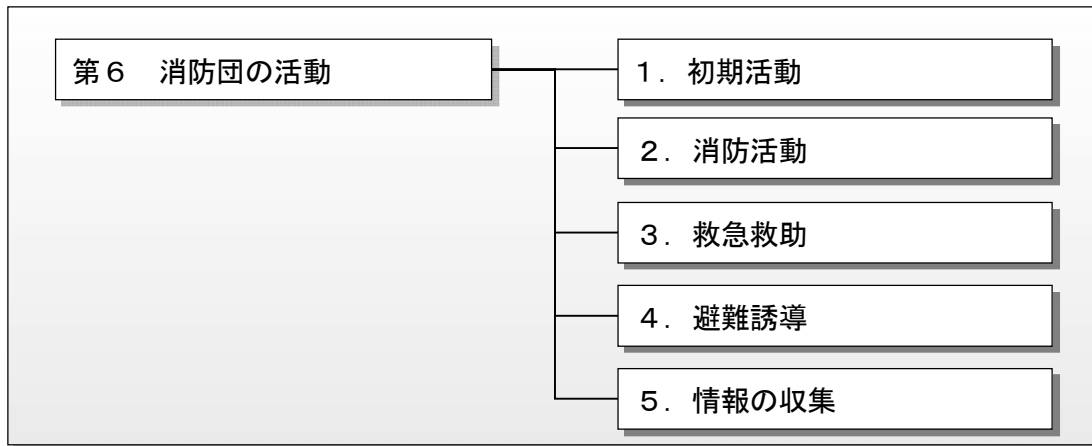
救急救助活動は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、その順位は次による。

- (1) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助事案が併発している場合は、火災現場付近を最優先に救急救助活動を実施する。
- (2) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助事案が併発している場合は、多数の人命を救護できる事案を優先に救急救助活動を実施する。
- (3) 救命処置を必要とする傷病者が多数発生している場合は、医療救護班等医療救護の関係機関と連絡を密にして、効率的な救護活動を実施する。

□救急活動の原則

- 傷病者の救急搬送は、救命の処置を必要とするものを優先として、医療機関に搬送する。
- 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とするものを優先する。
- 傷病者が多数発生している場合は、医療救護所を設置し救護活動を実施する。

地震災害時における消防団の活動を次のように定める。



1. 初期活動

- ・ 各分団は、地震時には直ちに分団車庫に参集し、消防自動車等を管理するとともに、積載ホースの増強を図り出動準備を行う。
- ・ 被害軽微時においては、情報の収集に努めるとともに、地域内の巡回を行い、出火防止等の広報にあたる。

2. 消防活動

2.1 出火防止

地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、被害軽微時においては、住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報する。

2.2 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を行う。

3. 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、医療救護所等に搬送する。

4. 避難誘導

避難指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

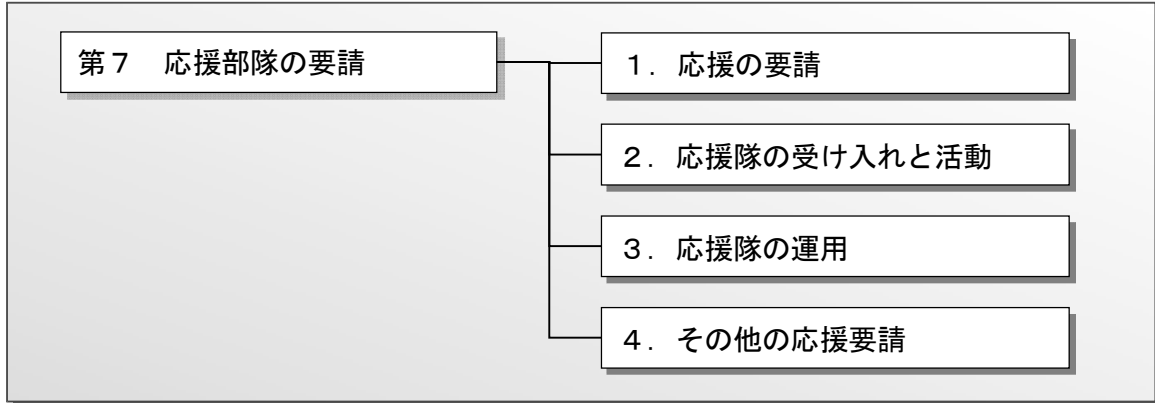
5. 情報の収集

消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

第7

応援部隊の要請

大規模な地震の発生により、火災防御活動、救急救助活動等において現有の消防力では対応できないと判断される場合、他の消防機関へ応援要請を行う。

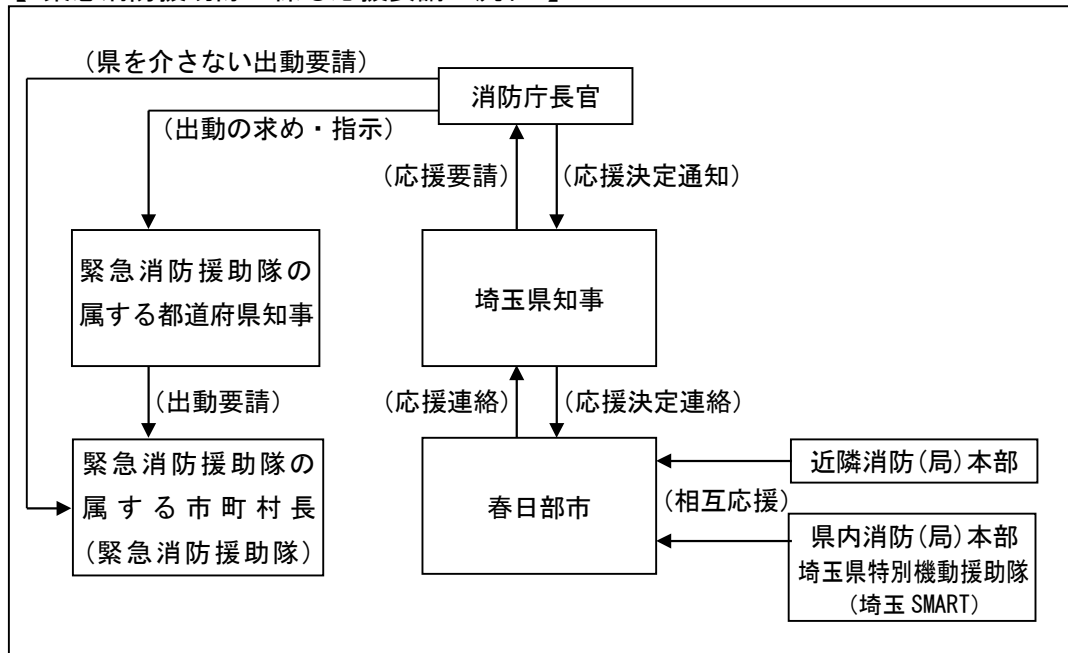


1. 応援の要請 ⇨ 『消防本部』

震災が発生し、市の消防力では対応することが困難であると判断した場合は、消防組織法（昭和23年法律第186号）第39条の消防相互応援協定に基づく応援、及び第44条に基づく緊急消防援助隊の応援要請を本部長に行うものとする。

なお、災害時の応援として埼玉県防災航空隊に防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

【緊急消防援助隊に係る応援要請の流れ】



⇨ 『【資料編(1)】第25「緊急消防援助隊に係る各部隊の概要」』参照

2. 応援隊の受け入れと活動 ⇨ 『消防本部』

- ・ 応援隊の宿営場所等の確保
- ・ 応援隊の指揮は、消防組織法第 47 条の規定による。
- ・ 応援隊との連絡調整を行い、活動の効率化を図る。

3. 応援隊の運用 ⇨ 『消防本部』

- ・ 応援隊を効率的に運用するため、指揮支援隊長と連携を図る。
- ・ 春日部市受援計画、春日部市消防受援計画に基づき、応援隊との連絡調整を行う。

4. その他の応援要請 ⇨ 『消防本部』

災害現場の状況により、必要があるときは、時期を逸することなく次の機関に応援要請する。

なお、応援要請に当たっては、関係機関と調整の上実施する。

- ・ 埼玉の DMAT（災害派遣医療チーム）への応援要請
- ・ 埼玉県ドクターヘリへの応援要請
- ・ 土木建設業者等民間企業への応援要請
- ・ その他の機関への応援要請

「消防本部」は、危険物施設等関係事業所に対し、地震災害時の応急対策として当該施設の実態に応じ、次の応急措置を講ずるように指示する。

□危険物施設の応急対策

- 危険物が流出、爆発のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は緊急停止措置を実施する。
- 危険物施設の現状把握と災害の危険性を確認するため、危険物の取扱施設、消火施設、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。
- 危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
- 危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
- 災害を発見したときは、速やかに消防本部、県、警察署に通報し状況を報告する。

第4節

救援・救護活動

地震災害時には被災者の生命の安全の確保をするとともに、人心の安定を図るために、迅速な救援・救護活動を実施する必要がある。

救援・救護活動に係る計画を以下に示す。

第4節 救援・救護活動

第1 人命救助活動

第2 避難

第3 要配慮者の安全確保

第4 医療救護

第5 感染症予防及び保健衛生

第6 応急給水

第7 食料・生活必需品の供給

第8 住宅の確保

第9 遺体の搜索・処理・埋葬

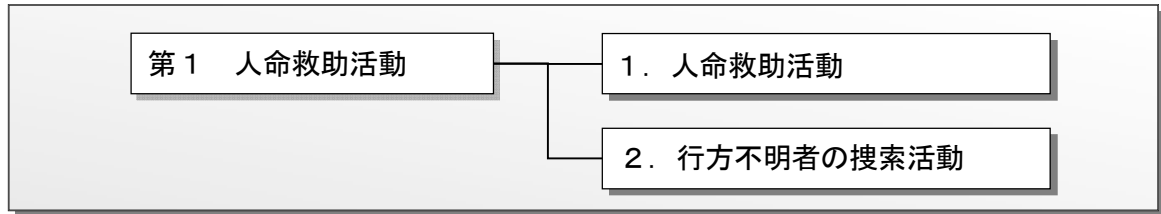
第10 要員の確保

第11 帰宅困難者対策

第 1

人命救助活動

地震災害のため、生命や身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対しては、捜索を行い、救助し保護を図る。



1. 人命救助活動 ⇨ 『消防本部、警察署』

地震発生直後においては、火災をはじめ建築物の倒壊等により、広域的に多数の人命救助の要請が発生することが予想される。

人命救助は、救援・救護活動の初動期において最も重要な活動であるとともに、最も緊急性の高い活動でもある。

このため、市は、消防機関をはじめ総力をあげて活動にあたるとともに、自治会組織、自主防災組織、事業所、市民及び警察との連携を図り、また、必要に応じて、自衛隊、埼玉県並びに防災関係機関の応援協力を得て、人命救助にあたる。

1.1 救急救助活動方針

(1) 救命活動の優先

救助隊及び救急隊は、救命活動を優先する。

(2) 重傷者優先の原則

救助及び救急処置は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者は、できる限り他の防災関係機関と連携のうえ救急救助活動を実施する。

⇨『資料編(2) 第3 トリアージタグ』参照

(3) 幼児・高齢者優先

負傷者が多数の場合の救急救助活動は、幼児及び高齢者等の要配慮者等を優先して実施する。

(4) 火災現場付近優先

火災現場付近を優先に救急救助活動を実施する。

(5) 救急救助の効率

同時に多数の救急救助事案が併発している場合は、効率的な救急救助活動を実施する。

1.2 救急救助活動体制

(1) 発災初期の活動体制

地震発生後、被害状況が把握されるまでの間は、必要に応じて署所周辺の救急救助を行う。

(2) 火災が少ない場合の体制

火災が少なく、救急救助事案が多い場合は、必要に応じた隊数を災害現場に投入し、救急救助体制を確保する。

1.3 救急救助出動体制

(1) 出動に対する措置

出動は、原則として火災出動計画に基づき出動する。

ただし、通信の輻輳により命令を受けることができない場合は、上位の指揮者の判断により出動する。

(2) 出動体制

救急事案への出動は、必要に応じて、救急隊に加えて支援隊が連携して出動する。

また、救助事案への出動は、原則としてユニットで対応する。

(3) 救助出動の優先順位

複数の救助事案を覚知した場合の優先順位は、事故の規模等から被害の甚大な事案を優先する。

(4) 救急救助事案の現場に出動途上の留意事項

□出動途上の留意事項

- 火災を現認した場合は、直ちに警防本部に報告し、消防団、地域の住民に協力を求める。
- 救助事案を現認した場合、出動先の救助事案よりも重大で優先順位が高い場合は、その内容を警防本部に報告し、順位の高い事案に対応する。
- 救急救助出動の途上でも、災害事案の発見に努める。

1.4 救急救助現場活動

(1) 救助の順位と効率の重視

救助は、救命措置を必要とする者を優先に救出し、軽傷者は、消防団員及び付近の住民等に協力を求め救出を行う。

ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救助できる者を優先とし、短時間に一人でも多く救出する。

(2) 消防団員及び一般住民への協力要請

救出した負傷者は、救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員及び付近の住民等に指示し、現場付近の医療救護所に搬送させる。

(3) 負傷者の救急搬送

負傷者の救急搬送は、救命を必要とする者を優先として安全かつ傷病に適応する医療機関等に搬送する。

(4) 負傷者に対する救急措置

負傷者に対する救急措置は、救命の措置を必要とする者を優先とし、その他の負傷者は、消防団員等の協力を得て、自主的な応急手当を行わせる。

(5) 医療救護所の設置

負傷者が多数発生している場合は、現場に医療救護所を設置して救護活動を行う。

医療救護所の設置については、負傷者が多数発生している場合、各署所に医療救護所を設置する他、市地域防災計画に定めるところによる。

1.5 災害救助法が適用された場合の費用等

災害にかかった者の救助に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できる。

◇ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

2. 行方不明者の搜索活動 ◇ 『市民生活部、消防本部、警察署』

震災時には、建物の倒壊や火災等により多数の行方不明者が発生することが予想されるため、速やかに行方不明者の安否を確認することが必要である。

市や県、救出・救助活動を実施する警察・消防機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」（令和4年10月、埼玉県）に基づいて行うものとする。

□行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、災害の規模等の状況を踏まえて、警察署、自衛隊等の関係機関や自主防災組織、ボランティア、地域住民の協力を得て実施する。

□安否不明者、行方不明者の公表基準

住民基本台帳の閲覧制限 ^{※1}	家族等の同意	公表・非公表	非公表 公表・非公表の理由
制限なし	同意 (例外:連絡が取れない場合等) ^{※2}	公表	人の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認められるため
	不同意	非公表 ^{※3}	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
制限あり			

※1 住民基本台帳の閲覧制限とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカ行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されていることをいう。

※2 家族等の同意を原則とするが、救出・救助活動等の効率化、円滑化の観点から知事が必要と判断した場合は、家族等の同意を必須とせずに公表する場合もある。ただし、その場合でも公表後に家族等から非公表の申出があった場合は、その時点から非公表とする。

※3 非公表であっても「居住市町村名」、「年代」及び「人数」等の個人が特定されない情報は公表する場合もある。

□公表内容・時期

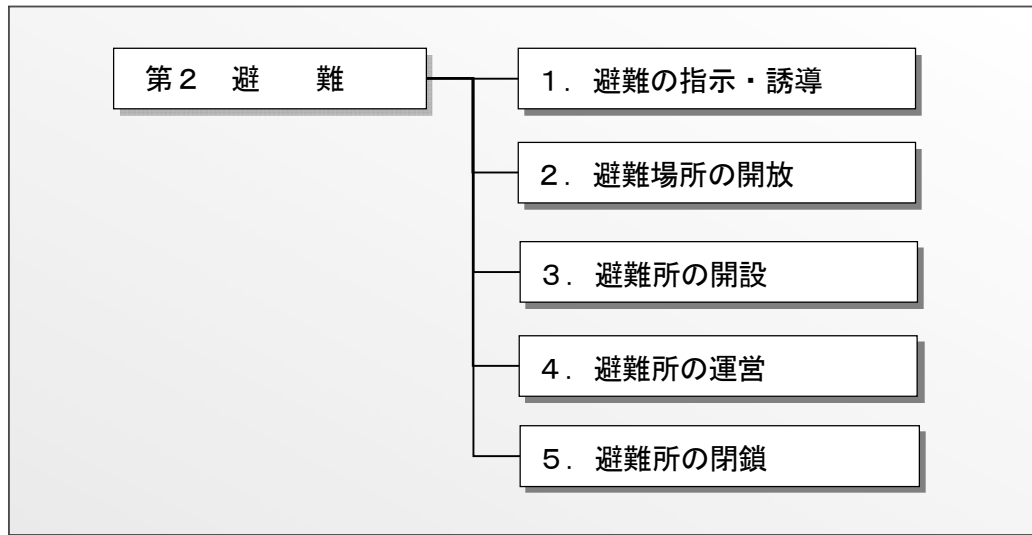
- 氏名（フリガナ含む）、住所（大字まで）、年代（年齢を公表する場合あり）
- 災害発生後概ね48時間以内を目標（目安）とする。

第 2

避難

地震災害時に、危険区域にある市民を安全地域に避難させ、避難場所・避難所を開設し、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。

さらに、大規模地震時には、他都道府県からの多数の避難者受入れを想定し、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。



1. 避難の指示・誘導 ⇨ 『市長公室、各部共通』

火災、がけ崩れ、洪水等の事態が発生又は発生する恐れがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるときは、避難指示等の発令及び誘導は、できる限り迅速かつ円滑に実施する。

1.1 実施責任者

避難指示等の発令及び誘導は、できる限り迅速かつ円滑に実施する。また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

【 避難に係る実施責任者 】

災害の種類	実施責任者	根拠法令	区分
災害全般	市長	法第 60 条	指 示
	警察官	法第 61 条 (警察官職務執行法第 4 条)	指 示 (警告、強制的措置)
	自衛官	自衛隊法第 94 条	指 示

1.2 避難指示等の基準及び伝達方法

市長は、次の基準により避難指示等を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者等に伝達する。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

□避難指示等の明示事項

- 避難の対象地域
- 避難経路
- 避難先
- 高齢者避難、避難指示の理由
- その他必要事項

【 避難指示等の基準及び伝達方法 】

種別	条件	伝達内容	伝達方法
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないような災害の発生する可能性が高まった状況	<input type="radio"/> 勧告者 <input type="radio"/> 避難の理由 <input type="radio"/> 避難地域 (○避難場所) <input type="radio"/> 避難の行動	<input type="radio"/> 防災行政無線 <input type="radio"/> サイレン <input type="radio"/> 警 鐘 <input type="radio"/> 登録制メール <input type="radio"/> 携帯電話の緊急速報メール <input type="radio"/> ホームページ <input type="radio"/> SNS <input type="radio"/> テレビ <input type="radio"/> ラジオ <input type="radio"/> FAX <input type="radio"/> 声かけ
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならないような災害の発生する可能性が明らかに高まった状況		

1.3 警戒区域の設定

市長は、法第 63 条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、もしくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は市長もしくは市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、この職権を実施することができる。

また、自衛官は市職員もしくは警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定及びそれに基づく立ち入り制限・禁止並びに退去命令の措置を講ずることができる。ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

1.4 関係機関相互の通知及び連絡

避難のため立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は報告する。

□警察官の措置

○ 災害対策基本法に基づく措置

警察官 → 市長 → 知事 (災害対策課)

□自衛官の措置

自衛官 → 市長 → 知事 (災害対策課)

□避難命令に伴う市長から知事への報告事項

- 災害の態様及び被害の状況
- 指示を発した日時
- 地域名又は対象人員
- 避難場所

1.5 避難経路及び誘導方法

(1) 避難経路

避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(2) 避難誘導

避難誘導は、警察官、消防団及び自主防災組織等の協力の基に、その地域の実情に応じ避難経路の安全度並びに道路の状況を適宜判断して安全な経路へ誘導する。危険な地点には、表示、縄張りを実施するほか、夜間の場合は照明器具等を併用し、明示する。

病弱者、傷病者、障がい者又は歩行困難者は、状況により適当な場所に集合し、車両等により輸送する。火災等で避難場所が危険となった場合あるいは危険となるおそれがある場合は、他の避難場所に誘導する。

(3) 避難順位

緊急度の高い地域から避難を開始することとし、次の順位を原則とする。

1. 病弱者、障がい者
2. 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
3. 一般住民

(4) 携帯品

避難にあたっては、特に以下の事項を遵守するように指導する。

- 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型を記載したもの）を携行する。
- 2食分位の食料、着替え、水筒、手拭い、ちり紙、照明具、救急薬品、携帯ラジオ等を携行する。
- 服装は軽装とし、素足を避け、帽子、頭巾、雨具及び必要に応じて防寒具等を携行する。
- 貴重品以外の荷物は携行しないこと。
- 非常持ち出し品は、平時から用意しておくこと。

2. 避難場所の開放 ⇨ 『 市長公室、各部共通 』

地震等の災害が発生した際に、切迫した危険回避又は一時待機の場所として、次の基準により避難場所を開放する。開放期間は、原則災害発生後から12時間とし、それ以上となる場合は、非常体制に移行するとともに、避難所を開設し、避難者を誘導する。

警戒体制〔震度5弱以下〕の場合

原則として本部から指示のあった避難場所

非常体制〔震度5強以上〕の場合

指定してある全ての避難場所

3. 避難所の開設 ⇨ 『 市長公室、各部共通 』

地震災害により住居を失いあるいは避難しなければならない者を収容保護するため、速やかに避難所を開設する。

避難所の開設については、事後の救助事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて次のように実施する。

3.1 開設の趣旨

地震災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。一定期間避難した被災者の滞在する施設となる。

3.2 開設の時期

- (1) 災害発生により、被災者の避難の必要を認めるとき。
- (2) 災害発生のおそれがあり、避難情報が発令されたとき。
- (3) 住居の倒壊等により、被災者が一定期間の滞在が必要と認めるとき。
- (4) その他必要と認めるとき。

3.3 開設の方法

(1) 避難所の開設基準

避難所は、災害に応じ次の基準により開設する。

なお、指定避難所施設の点検を速やかに実施し、安全確認が確保できたところから開設する。使用不可能な場合や倒壊、延焼等の危険が予測される場合は、付近の安全な避難所又は確実に安全が確保できる施設を代替場所として使用する。

非常体制の開設避難場所

避難情報を発令した地域の避難者が使用すべき全ての避難所とする。

ただし、避難者数が少ないと見込まれる場合は一部の避難所のみを開設する。

(2) 避難所開設の公示等

本部長は、避難所を開設したとき、その旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

(3) 避難所開設の知事への報告

本部長は、避難場所を設置した場合には、直ちに次の事項を埼玉県知事に報告する。

□知事への報告内容

- 避難場所開設の目的、日時及び場所
- 箇所数及び収容人員
- 開設期間の見込み

3.4 支出費用

災害救助法が適用された場合は、避難所のための支出費用を、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できる。

◇ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

4. 避難所の運営 ◇ 『各部共通』

避難所の運営は、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定した「避難所運営マニュアル」に従い、次の要領に基づき実施する。

4.1 避難所の運営管理

- (1) 避難所の管理運営は、自ら生活を行う避難者が主体となってルールを決めるなど、自治会や自主防災組織など地域住民が運営する。
- (2) 女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。
- (3) 避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- (4) 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等についても、避難者、住民自らが役割分担を行い、必要に応じてボランティア等の協力を得られるように努める。なお、必要があれば、県、相互応援協定を締結している市町等に対しても協力を要請する。
- (5) 女性や要配慮者をはじめとした避難者のニーズの把握(女性の更衣や授乳等のためのスペースの確保等)に努め、避難所の運営に反映するとともに、避難所における生活環境に注意し良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。
- (6) 市は、避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県に斡旋を依頼する。
- (7) 避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じる。

4.2 市職員の役割

避難所の開設に伴い、避難所担当職員は、避難者の生活が確保できるよう、災害対策本部との連絡調整など避難所運営をサポートする。

4.3 避難所運営責任者の役割

避難所ごとに運営責任者を定めることとする。避難所運営責任者は、被災者が互いに助け合い、また自主的な避難生活が実施できるように避難所の自治組織の結成を促し、組織の運営全般に関わる。

また、避難者の氏名、住所等、必要事項を掌握し、本部へ報告するとともに、避難所において必要とする食料、飲料水及び生活必需品等について、業務分担に基づく担当部に連絡する。

4.4 避難所施設職員の役割

災害初期において、学校等の施設の場合、学校職員及び教員は児童・生徒の安全確保並びに避難を最優先とするが、可能な範囲内で避難所の運営に協力する。

また、市職員が到着するまでは、施設管理者が避難所の管理を実施する。

4.5 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握する。市内で不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

4.6 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

4.7 要配慮者や女性などに対する配慮

- (1) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるように努める。
- (2) 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。
- (3) 女性の相談員、福祉相談員を配置もしくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。
- (4) L G B T Qなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

4.8 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿並びにごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

4.9 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、市医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

4.10 避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策

避難所では、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月、埼玉県）に沿って、新型コロナウイルス等の感染症対策を取るものとする。

4.11 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

4.12 避難所外避難者への対応

市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

4.13 他都道府県からの避難者受入れ

市は、大規模地震のため、他都道府県からの避難者受入れについて、知事から協議があった場合は、避難所等から適当なものを選定し、受け入れるものとする。

5. 避難所の閉鎖 ⇨ 『各部共通』

避難所は、災害が収まり、かつ避難する必要もなく、被災者のための応急仮設住宅などによる生活再建の目処が立った時点で閉鎖する。

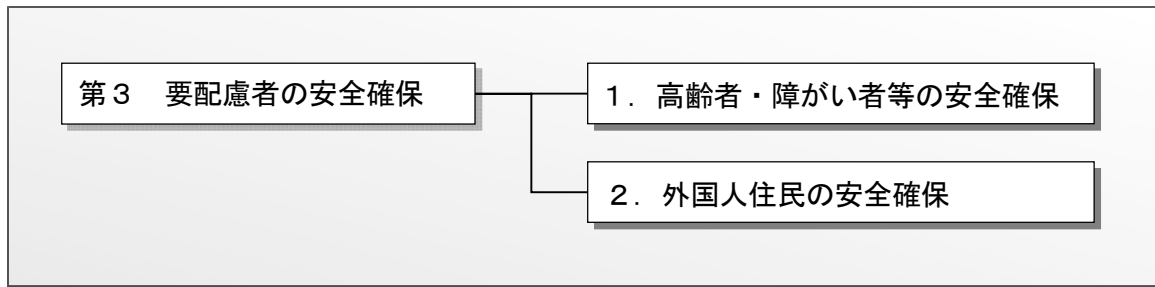
なお、避難所を閉鎖した場合は、速やかに県、関係機関等に報告する。

第3

要配慮者の安全確保

地震災害時に、自らの避難が困難で、避難所生活での困窮等、様々なハンディキャップを有する高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦及び言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人住民など、いわゆる要配慮者等の安全を確保する。

また、災害発生後において支援が必要となる者についても配慮し必要な措置を実施する。



1. 高齢者・障がい者等の安全確保 ⇨ 『福祉部、こども未来部、健康保険部』

地震災害時に機敏に行動できない高齢者や障がい者等の被害状況や安否について、近隣住民や家族の協力を得て把握・確認し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。

1.1 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

要配慮者関係部局は、施設管理者と連携し、社会福祉施設の入所者及び利用者の安全を確保する。

(1) 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に実施して緊急体制を確保する。

(2) 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者及び利用者の救助並びに避難誘導を迅速に行う。また、施設入所者及び利用者の救助並びに避難誘導を援助するため、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

(3) 被害状況の報告

施設管理者は、入所者及び利用者の被害状況並びに自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力だけでは対応が困難なケースを、最寄りの避難所又は災害対策本部へ報告する。

(4) 物資の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者及び利用者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、市並びに県に協力を要請する。

(5) 受入先の確保及び移送

グループ(部)内各班は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や搬送車両を確保し、施設入所者の移送を援助する。

(6) ライフライン復旧優先

社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン関係機関に対し、水道、電気、ガス等の優先復旧について「災害対策本部」を通じて要請する。

(7) 巡回サービスの実施

グループ(部)内各班は、自治会、自主防災組織、市社会福祉協議会及びボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、施設管理者からの報告に基づき、被災した入所者の状況やニーズを把握し、必要な援助を実施する。

1.2 在宅要配慮者の安全確保対策

要配慮者関係部局は、在宅要配慮者の安全を確保する。

(1) 安否確認

寝たきりや、一人住まい等の高齢者及び障がい者等の「名簿」あるいは「要配慮者マップ」等を活用し、民生委員、社会福祉協議会等の協力を得ながら要配慮者の安否を確認する。また、要保護児童等の実態把握に努め、関係機関及び地域の市民等と協力して、保護、生活支援、心のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 救助活動の実施

自治会、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら、「個別避難計画」等により在宅の要配慮者を救助する。

(3) 受入先の確保及び移送

要配慮者の受入先として、医療施設、社会福祉施設及び避難所等を確保する。また、搬送車両を確保し、自主防災組織並びにボランティア団体等の協力を得て移送する。

(4) 生活救援物資の供給

要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を調達及び供給する。配布を実施する際には、配布場所や配布時間を一般被災者とは別に設ける。

(5) 情報提供

在宅要配慮者に対して情報を提供するため、ファックスによる情報提供、手話通訳者の派遣による情報提供、音声情報の提供、点字による情報提供等を実施する。

(6) 相談窓口の開設

要配慮者関係部局は、「総務部」、「庄和総合支所班」と協力して市役所、避難所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師及び相談援助職等を配置し、在宅要配慮者の安全確保に関する対策についての総合的な相談に応じる。

(7) 巡回サービスの実施

職員、民生委員、地域包括支援センター及び保健師等により巡回班を編成し、在宅、仮設住宅等で生活する要配慮者の状況並びにニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(8) 物資の提供

在宅要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

(9) 福祉避難所の活用

社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

1.3 避難所における要配慮者への配慮

要配慮者関係部局は、避難所における要配慮者の安全を確保する。

(1) スペースの確保

高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等には、できる限り環境条件等の良い場所を提供するよう、避難所内に要配慮者のために区画されたスペースの確保や、和室スペースの活用など配慮する。

(2) 物資の提供

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

(3) 巡回サービスの実施

職員、民生委員、地域包括支援センター、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(4) 福祉避難所の開設

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供することができるよう施設の確保を図る。

(5) 情報提供

視覚障がい者、聴覚障がい者、及び外国人住民に対しては、特に、災害情報等の提供に配慮する。

1.4 仮設住宅における配慮

仮設住宅においては、要配慮者に対し、次のような配慮を行う。

- (1) 優先的に入居させること。
- (2) 階段段差が少ないこと。
- (3) トイレと距離が遠くないこと。
- (4) 車椅子が使用可能なこと。

1.5 停電時の対応

計画停電等の停電時においては、電気機器を使用している在宅療養者等に電源対策や、何らかの代替処置が必要になる要配慮者の発生が予想される。このようなケースに対応するために、必要な処置を講じるよう努める。

2. 外国人住民の安全確保 ⇨ 『 総合政策部、市民生活部 』

言葉の支障により、災害時の必要な情報を得にくい外国人住民の被害状況や安否を近隣住民から把握し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。

2.1 避難誘導等の実施

(1) 安否確認の実施

「市民班」は、通訳ボランティア等により調査班を編成し、自主防災組織、防災関係組織等の情報を基に、住民基本台帳等の記録を活用し、外国人住民の安否を確認する。その調査結果を、埼玉県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

「シティセールス広報班」は、避難指示等を発令した場合には、状況に即した原稿等を使用し、広報車や防災行政無線、市ホームページ、安心安全メール、SNS等を活用してやさしい日本語等による広報を実施し、外国人住民に対して速やかな避難誘導を実施する。

2.2 情報提供及びコミュニケーションの補助

(1) 情報提供

「シティセールス広報班」は、広報紙、テレビ、ラジオ、ガイドブック、市ホームページ、安心安全メール、SNS等を活用し、やさしい日本語等による情報提供を実施する。また、通訳ボランティア等の協力を得ながら、チラシ、情報誌等の発行による生活情報を随時提供する。

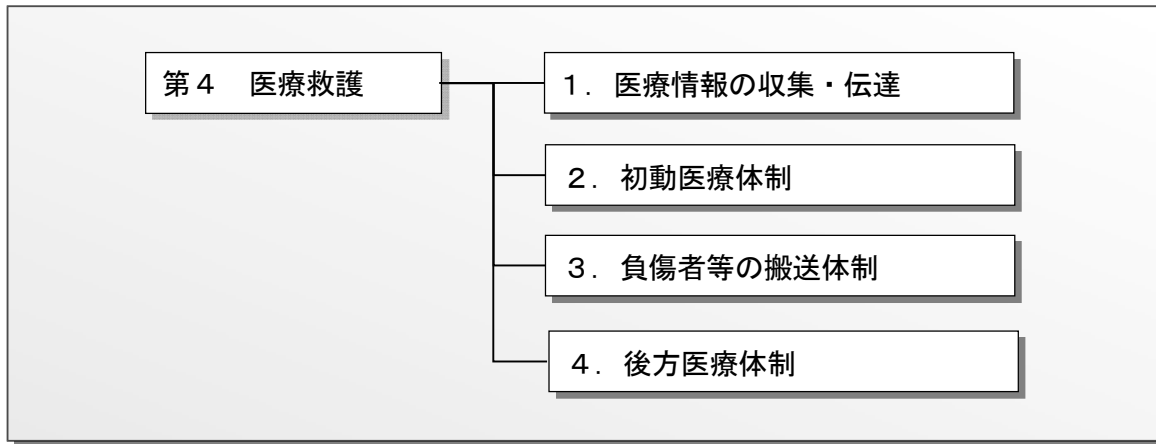
(2) コミュニケーションの補助

「福祉総務班」は、外国人住民が円滑にコミュニケーションを図れるように外国語通訳ボランティアなどの確保を図る。

第4

医療救護

市は、地震災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。



1. 医療情報の収集・伝達 ⇨ 『健康保険部、医療センター』

傷病者等を迅速かつ的確に救護医療機関へ搬送するためには、收容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の活用により、災害時医療体制を確立する。

そのため、市は、医療救護所及び救護医療機関に無線等の資機材を設置し、連絡体制を整備することにより、的確な搬送を行う。

2. 初動医療体制 ⇨ 『健康保険部、医療センター』

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施するものであり、災害直後は交通や通信が遮断されることを想定し、必要に応じて医療救護所を開設し、「医療救護班」が応急医療活動を実施する。

2.1 初動医療体制の整備

「健康班」は、初動医療体制として「医療センター」、医師会、日本赤十字社等の協力を得て、医療救護班の編成を行う。

軽傷者は被災地内の医療救護所、重傷者は救護医療機関において診療を行う。

また、市内で負傷者の受け入れ、治療に十分対応できない事態となった場合は、県（保健所）及びその他の関係機関に協力を要請する。

⇨ 『【資料編(1)】第27「病院、診療所等の医療施設一覧」』参照

2.2 トリアージ（負傷者選別）の実施

被災地内の診療可能な医療機関及び医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、市内で負傷者の受け入れ、治療に十分対応できない事態となったとき、又は事態となると予想されたときは、トリアージを実施する。

被災地内の診療可能な医療機関及び医療救護班は、消防本部や必要に応じて自衛隊等の機関と連携をとって医療活動を行い、傷病者が重傷の場合等は、救護医療機関に速やかに搬送する。

医療救護班の活動内容

- トリアージ
- 診 察
- 応急処置
- 医薬品等の支給
- 助産救護
- 救護医療機関への搬送要請

2.3 医薬品等の調達

「健康班」及び「医療センター」は、医療救護所・救急医療機関などにおける医療活動に必要な医薬品・医療資機材を、市医師会・薬剤師会などと協力して配備を行う。

「健康班」及び「医療センター」は、災害の規模に応じて、備蓄医薬品並びに医療資機材に不足が見込まれる場合には、市医師会・薬剤師会等の協力を得て、協定を締結する卸売組合・業者等から調達する。

- **医薬品等の搬送**
医薬品等の搬送は、医療救護所の設置とあわせて医療救護班（薬剤師会に所属する備蓄管理を行う周辺の薬局）が行う。
- **血液の供給**
医療救護活動において血液が必要な場合、市長は、県あるいは赤十字血液センターに要請する。

2.4 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、市が医療・助産活動に着手しているときに要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できる。

◇ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

3. 負傷者等の搬送体制 ⇨ 『健康保険部、医療センター』

負傷者等の救護医療機関への一次搬送及び後方医療機関への二次搬送は次のとおりとする。

3.1 一次搬送方法

大規模な地震による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

- 医療救護所は災害医療本部を通じて「消防本部」に配車・搬送を要請する。
- 公用車、市内医療機関又は各医療救護所の班員が使用している自動車により搬送する。
- 各医療救護所の班員、消防職員、その他市の職員により担架やリヤカーで搬送する。
- 自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

3.2 救護医療機関の受け入れ要請

災害医療本部及び「消防本部」は、協力して救護医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、各救護医療機関に収容スペース確保等の受入れ体制の確立を要請する。

また、負傷者が一救護医療機関に集中しないように配慮する。

3.3 二次搬送体制

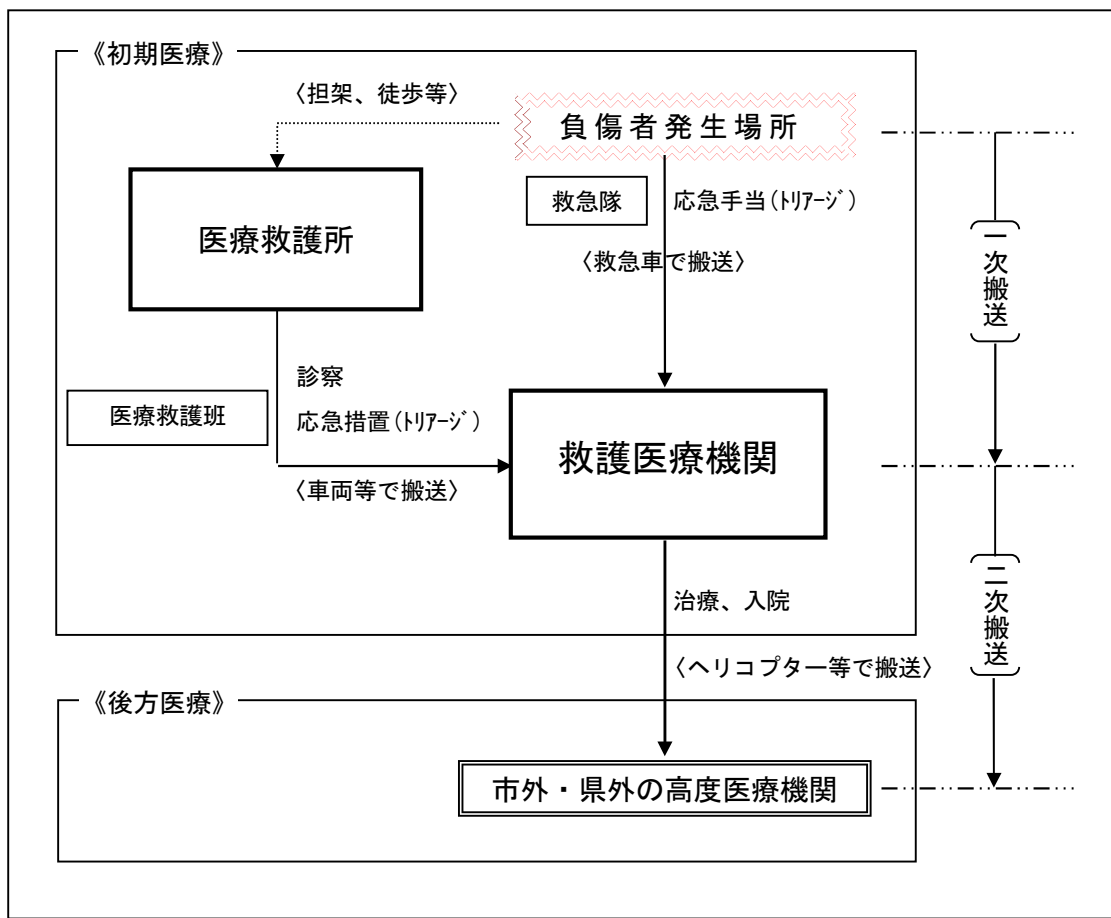
次の体制により二次搬送を実施する。

- 救護医療機関で対応できない傷病者の市外・県外の高度医療機関への搬送は、「医療救護班」、「消防本部」及び救護医療機関等が協力して実施する。
- 必要に応じて埼玉県にヘリコプター搬送の要請を行い、ヘリコプターによる搬送を実施する。なお、春日部市のヘリポートとしては、臨時ヘリポートとして大沼公園、庄和総合公園、龍Q館多目的広場及び西宝珠花グラウンドを指定している。

3.4 後方医療機関の受け入れ要請

本部長は、県及び相互応援協定を締結している市町等へ要請し、市外並びに県外の収容可能な医療機関を把握し、救護医療機関に必要な情報を伝達する。

【 救急隊、医療救護班の活動、後方医療体制への流れ図 】



4. 後方医療体制 ⇨ 『 健康保険部、医療センター 』

市は、市外県外の高度医療機関を後方医療機関としてあらかじめ指定し、体制の整備を行う。

また、医療救護所及び市内医療機関からの搬送ルートを整備を行い、医療救護所、被災地内の診療可能な医療機関、救護医療機関並びに後方医療機関との間の密接な情報交換を行う。

4.1 搬送体制

市は、救護医療機関では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者については、あらかじめ定めておいた後方医療機関に搬送する。

4.2 広域医療協力体制

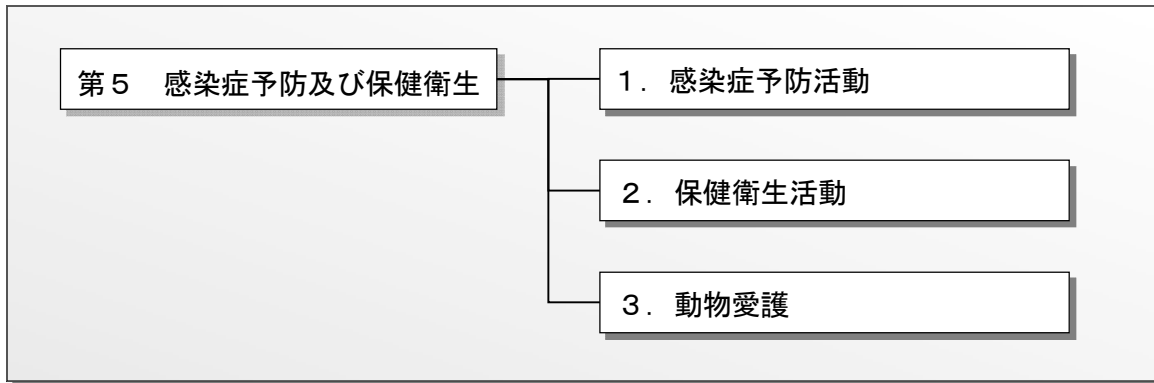
市は、多数の負傷者の対応による医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の諸問題に対し、県内他地域並びに県外地域からの広域医療協力体制により対応すべく整備を進める。

第5

感染症予防及び保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等がまん延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等のまん延防止措置や被災者に対する感染症予防及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施するものとする。



1. 感染症予防活動 ⇨ 『環境経済部、健康保険部』

水道の断水、汚水の溢水等により感染症のまん延するおそれがあるときは、被災地の感染症予防措置及び消毒等の感染症まん延防止活動を実施する。

【感染症予防活動】

実施主体 活動内容	埼玉県の活動	本市の活動
感染症発生動向調査	○	△
健康診断	○	△
消毒作業	△	○
ねずみ昆虫の駆除	△	○
感染症患者の移送*	○	
予防接種	△	○

注) ○：実施主体、△：市が協力

※：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第21条に基づく移送

1.1 実施体制

「リサイクル衛生班」及び「健康班」は、協力して「消毒・清掃係」、「収容・消毒係」、「保健指導係」を編成し、保健所の指示の基に感染症予防活動を実施する。

1.2 実施期間

災害発生日から起算しておおむね7日間とするが、被災状況に応じて適宜判断する。

1.3 活動内容

(1) 消毒・清掃

「消毒・清掃係」は、被災地において感染症が発生し又は発生するおそれのある区域を重点的に、消毒作業及び清掃作業を実施する。

□消毒・清掃の対象

- 感染症の病原体に汚染された又は汚染された疑いがある場所
- 感染症患者がいる又はいた場所
- 感染症により死亡した遺体がある又はあった場所

□ネズミ、昆虫等の駆除

「消毒・清掃係」は、災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、埼玉県の指示に基づき、ネズミ、昆虫等の駆除を実施する。

(2) 保健指導

□「保健指導係」の活動

- 避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、保健衛生上の注意事項等について啓発を行う。
- パンフレット及びリーフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。
また、保健師による訪問衛生相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を実施する。

(3) 予防接種

感染症のまん延防止上必要なときは、保健所と協議のうえ臨時予防接種を実施する。

1.4 埼玉県に対する要請

本部長は、市が実施する感染症予防活動の実施が困難な場合は、埼玉県へ要請する。

1.5 埼玉県が実施する感染症予防活動への協力

被災状況や感染症の発生状況に応じて、保健所が実施する被災地における感染症発生动向調査、健康診断及び感染症防止対策等の予防措置に協力する。

2. 保健衛生活動 ⇨ 『健康保険部』

「健康班」は、保健所が実施する食品衛生監視に協力するとともに、栄養指導、メンタルケア対策等を行う。

2.1 食品衛生監視

市は、保健所が実施する食品衛生監視活動に協力する。

□食品衛生監視活動内容

- 救護食品の監視指導及び試験検査
- 飲料水の簡易検査
- その他食品に起因する被害発生の防止

2.2 栄養指導

市は、次の栄養指導を実施する。

□栄養指導活動内容

- 被災者に対する栄養相談
- 災害時の影響・食生活支援の情報提供

2.3 メンタルケア対策

市は、精神保健活動班を編成し、避難所、応急仮設住宅等への巡回をし、次のメンタルケア対策を実施する。

□精神保健活動内容

- 避難所、仮設住宅等にいる精神障がい者の診療・内服薬の管理
- 精神科疾患の発症あるいは症状が悪化した市民への精神科医療機関の斡旋
- 医療機関等への搬送についての調整・確保
- 市、保健所、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整
- 被災者の精神保健福祉相談

3. 動物愛護 ⇨ 『環境経済部』

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に同行避難してくることが予想される。

市は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。

3.1 被災地域における動物の保護

市は、所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

3.2 避難所における動物の適正な飼養

「本章 第4節 第2 4 4.11 避難者と共に避難した動物の取扱い」を準用する。

3.3 情報の交換

市は、県や獣医師、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集、提供する。

- 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- 必要資機材、獣医師の派遣要請
- 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- 他都縣市への連絡調整及び応援要請

3.4 その他

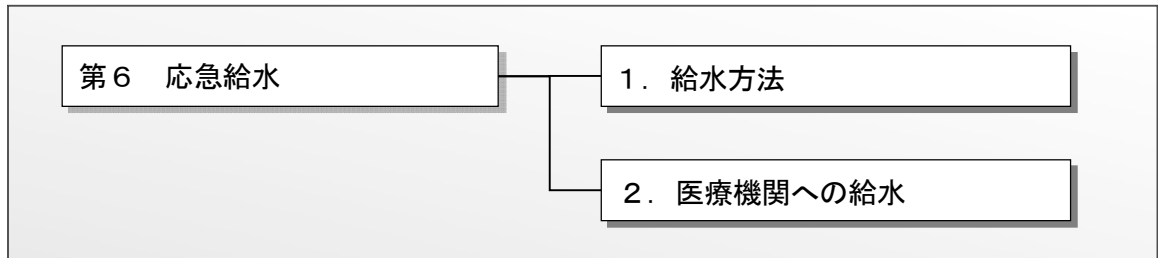
「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園並びに警察の協力を得て収容、管理する。

なお、「危険な動物の飼養状況」については、春日部保健所が管内において、特定動物飼養・保管許可を所管しており、災害時には飼養状況の確認を行う。

第6

応急給水

市は、地震災害に伴い飲料水の供給が途絶える又は汚染等により、市民が飲料に適する水を得ることができない場合は、必要最小限度の飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。



1. 給水方法 ⇨ 『上下水道部』

飲料水の供給は、被災地の断水している地域に応急給水所を開設し、耐震性貯水槽、給水車、給水タンク積載車等により供給を行う。

また、応急給水所の設置場所及び給水時間に関する情報の広報に努める。

- ⇨ 『【資料編(1)】第12「水道施設の現況(貯水施設)」』参照
- ⇨ 『【資料編(1)】第13「小中学校プールの現況」』参照
- ⇨ 『【資料編(1)】第14「応急給水用資機材一覧」』参照

1.1 給水対象者

給水対象者は、被災者及び地震によって水道施設が被害を受け、水道の供給が停止した世帯並びに緊急を要する医療機関等とする。

1.2 給水基準

飲料水の給水量は、1人1日3ℓを最低限の目安とする。なお、被災後は、次第に生活用水の需要も増えるので、復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

1.3 給水期間

災害発生の日から復旧完了までとする。

1.4 応急給水所

応急給水は、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置場所、各浄水場等により行う。

□水道施設の応急復旧

水道施設が被災した場合、春日部市管工事業協同組合等の協力を得て、直ちに復旧作業に着手し、早期復旧を目指す。

なお、復旧のための資材及び技術者が不足する場合は、日本水道協会埼玉支部に要請する。

1.5 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できる。

⇨ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

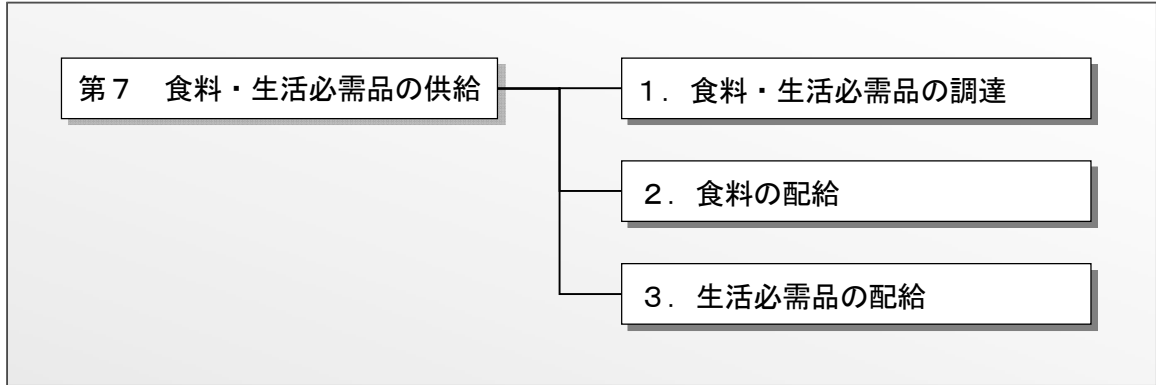
2. 医療機関への給水 ⇨ 『上下水道部』

市は、医療機関、特に多量の水を必要とする人工透析患者の受入施設から応急給水の要請があった場合には、これを最優先とする。

第7

食料・生活必需品の供給

地震災害時に、食料及び生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、被災者に対しては、速やかに食料及び生活必需品を供給できる措置を講ずる。



1. 食料・生活必需品の調達 ⇨ 『 市長公室、総合政策部、財務部 』

市は、食料及び生活必需品の迅速かつ的確な配給を行うため、必要量の備蓄物資を確保するが、市内業者においても、災害発生に際しては、直ちに市へ供給可能となるような協力体制をとる。

また、市において交通、通信の途絶、被災地の分断等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、知事（農林部）又は関東農政局生産部業務管理課に対して、食料の調達等を要請する。

1.1 食料・生活必需品等の調達

⇨ 『【資料編(1)】第10「事業所の協力体制一覧」』参照

1.2 救援物資の集積所

市外からの調達を受けた救援物資の集積所は、次の通りとする。また、必要に応じて活用できる協定事業者の場所を活用する。

集積所	市民体育館（大沼公園内）
-----	--------------

「春日部市業務継続計画・受援計画」より

1.3 救援物資の中継基地

調達した物資を適切に配布するため、必要に応じて、地区防災拠点又は地区拠点避難場所に物資の中継基地を設置し供給を実施する。

2. 食料の配給 ⇨ 『 各部共通 』

市は、地震災害時に被災者及び応急対策活動に従事するものに配給する食料について、必要な食料の確保とその配給は、以下の計画に従い実施する。

2.1 実施責任者

被災者及び救助従事者に対する食料の供与は市長が行う（災害救助法が適用された場合も同様とする）。

2.2 食料の配給内容

【 配給対象 】

配給対象	給食数量(一人当たりの配給数量)
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要があるとき。	1食当たりの精米換算 200グラム以内
被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要があるとき。	1人1日当たりの精米換算 400グラム以内
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う必要があるとき。	1食当たりの精米換算 300グラム以内
特定職場に属する鉄道、通信機関等の施設の緊急復旧作業（事故による応急復旧作業を含む）に従事するものに対して給食を行う必要があるとき。	1食当たりの精米換算 300グラム以内

□配給品目

配給品目は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては、クラッカー及び麦製品とする。

2.3 応急食料の緊急引渡しの取扱い

交通通信途絶のために応急給水の実施に関する知事の指示を受け得ない場合には、救助法発動期間中に応急供給する限度数量の食料について、農林水産省農政局農産政策部貿易業務課又は関東農政局生産部業務管理課に対して緊急引渡しを要請する。

2.4 食料の配給方法

「総務班」は、職員及び災害対策従事者を対象とし、また「庄和総合支所班」は、市民を対象として食料の配給を行う。

「総務班」及び「庄和総合支所班」は、避難場所等からの要請に基づいて、食料の必要数量を調達し、現地に輸送する。

避難所における食料の配給は、避難所を運営する運営責任者が自主防災組織、ボランティア、避難所内自治組織、その他団体等の協力を得て遅滞なく行う。

2.5 炊き出しの実施方法

□炊き出し対象者

- 避難所に収容された者
- 住家が被害を受け炊事のできない者

□炊き出し困難な場合の措置

炊き出しが困難な場合は、米飯提供業者や産業給食提供業者から弁当等を購入し配給する。

□実施方法

市長は、次の協力団体等に対して炊き出しの協力を要請し、避難所又は指定した場所において炊き出しを実施する。

なお、配分は避難所又は炊き出し地区ごとに責任者を定め、基準量に従い配分する。

- 春日部市赤十字奉仕団
- 生活改善推進委員会

□埼玉県への協力要請

市長は、地震により多大な被害を受けたことにより炊き出し等が実施困難と認めるときは、知事に炊き出し等について協力を要請する。

2.6 実施状況報告

市長は、炊き出し、食料及びその他食品の配給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合を含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

2.7 災害救助法が適用された場合の費用等

炊き出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できるものとする。

◇ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

3. 生活必需品の配給 ◇ 『総合政策部、市民生活部、環境経済部、福祉部』

市は、被災者に支給する被服、寝具、その他生活必需品等を春日部商工会議所、庄和商工会等を通じ関係業者から調達する。また、必要量調達に不足を生じた場合は、県知事にその調達を要請する。

3.1 生活必需品等の給（貸）与基準

災害時における生活必需品等の給（貸）与基準は、災害救助法の基準に準じて行う。

(1) 実施責任者

市長

(2) 給（貸）与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者

(3) 給（貸）与の品目

寝具、外衣、肌着、身回り品、炊事用具、食器、日用品、光熱材料

(4) 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は、貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できる。なお、災害対策従事者は、災害救助法の実費弁償の対象外である。

◇ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

(5) 期 間

災害発生の日から 10 日以内

3.2 配給方法

「庄和総合支所班」は、速やかに各物資の調達及び保管数量を確認し、配給計画を作成するとともに、物資を現地に輸送する。

また、各個別の配給は、避難所を運営する関係各部が自治会等又は他の団体の協力を得て遅滞なく行う。

配給する品目は、必要に応じ以下の表を参考として最低限の品目とする。

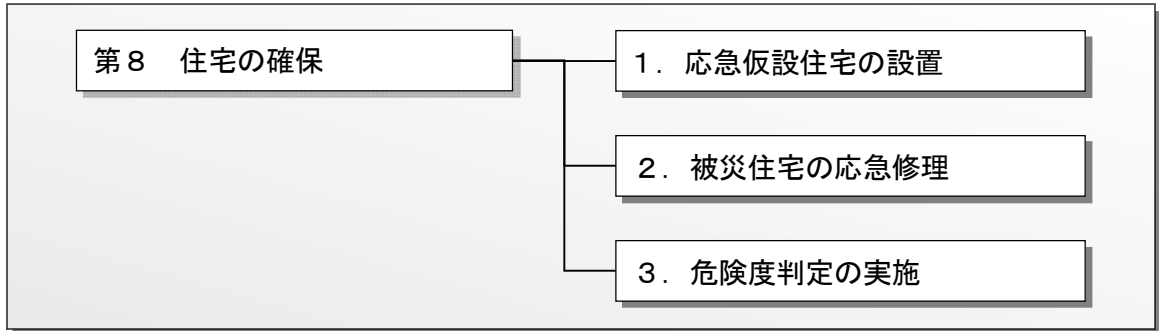
【 配給品目参考例 】

段階	第一段階 (ライフラインストップ)	第二段階 (電気復旧)	第三段階 (水道復旧)
期間	災害当日～3日	4日～6日	7日～
配給品目	<ul style="list-style-type: none">○ 水(飲料)○ ミルク○ 菓子パン○ レトルト食品(ごはん)○ 缶詰(イージーオープン)○ 電池、懐中電灯○ 軍手、バケツ○ ガムテープ、紙おむつ○ 濡れティッシュ○ トイレットペーパー○ 卓上ガスコンロ、鍋○ 毛布○ (夏期) 蚊取り線香○ (冬期) 使い捨てカイロ	<ul style="list-style-type: none">○ 水(飲料)○ 牛乳(LL)○ 切り餅○ レトルト食品(ごはん)○ 缶詰(イージーオープン)○ インスタントラーメン○ 紙おむつ○ 濡れティッシュ○ 鍋○ 生理用品○ 下着、靴下○ タオル○ 紙コップ、紙皿○ トイレットペーパー	<ul style="list-style-type: none">○ 米○ 食パン○ めん類○ バター、ジャム○ 肉、魚○ 野菜○ 果物○ レトルト食品(おかず類)○ インスタントラーメン○ 緑茶、コーヒー、紅茶○ トイレットペーパー○ 下着、靴下○ 鍋○ マスク

第 8

住宅の確保

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により家屋を失い自らの資力で住宅を確保できないものに対し、仮設住宅等の提供を行い、災害発生後の被災者の生活又は生活再建の支援を行う。また、災害により大規模半壊、半焼、半壊、又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。



なお、本項目における表記について、災害救助法に則る場合は「住家」とする。

1. 応急仮設住宅の設置 ⇨ 『都市整備部、総務部』

1.1 仮設住宅の建設

災害のため住家を失い、自己の資力では住宅を得ることができない者について、応急仮設住宅を設置し、その援護の万全を期する。

(1) 実施責任者

応急仮設住宅の設置は市長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は、原則的に知事の責任において実施する。

また、知事が直接設置することが困難な場合には、市にその建築を委任することがある。委任を受けた市は、その請負契約書、設計及び代金支払い証明書等を整理し保管する。

(2) 設置戸数

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。県は、市からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

(3) 設置場所

建設型応急住宅の設置場所は、市有地とするが、状況により私有地に設置する場合は、所有者と市との間に賃貸契約を締結する。

□場所の条件

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 居住地域と隔離していない場所

(4) 建物の構造及び規模

災害応急仮設住宅建築工事設計書を作成する。

建物の構造、規模、設置予定数及び単位並びに建設完了予定日数、供与期間等は、災害救助法を適用した場合に準じて行う。

なお、仮設住宅を建設する際には、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮する。

□仮設住宅の設置基準

- 応急仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工する。
- 入居期間は原則として 2 年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として 6 か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。
- 建物の形式は、軽量鉄骨組立式とする。

1.2 仮設住宅の入居

仮設住宅への入居者の選定については、住民の不公平感のないように努める。

(1) 入居者の選定

□選定基準

- 住家が全焼、全壊、又は滅失した者であること。
- 居住する家がない者であること。
- 自らの資力では、住家を確保することができない者で、例示すれば次のとおりである。
 - ・生活保護法の被保護者及び要配慮者
 - ・特定の資産のない高齢者、障がい者等
 - ・上記に準ずる者

(2) 高齢者、障がい者等の入居優先

高齢者、障がい者等の要配慮者を優先的に入居させる。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、ペットの飼育状況等への配慮を行い、良好なコミュニティの形成に努める。

1.3 仮設住宅の管理

仮設住宅での生活が長期化すると、生活環境における住民の種々の不満が発生する。そのため、「住宅政策班」は、「市政情報班」と協力して入居者相談窓口等を設置し、住民の仮設住宅での生活環境の向上に努める。

1.4 災害救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合で、その設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できる。

◇ 『【資料編(1)】第 26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

2. 被災住宅の応急修理 ⇨ 『建設部、都市整備部』

災害のため住家が半壊、半焼、もしくは準半壊の被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者、自己の資力で応急修理のできない者、または大規模半壊の被害を受けた者を対象とし、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分について必要最小限の応急修理をする。

2.1 実施主体

被災住宅の応急修理は、市長が行う（災害救助法が適用された場合も同様とする）。

2.2 修理の対象

修理の対象は、災害のため住家が半壊、半焼し、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者、自らの資力では応急修理をすることができない者、または大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者とする。

2.3 修理の基準

修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分、または日常生活に必要な部分に対し、最小限度の応急修理を行うものとする。

修理のために支出できる費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準によるものとする。

また、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

2.4 修理の方法

- (1) 住宅の応急修理は、木材、釘、トタン等を使って、大工あるいは技術者が応急修理を実施すること。したがって、被災者本人に現金や木材等を支給して応急修理を行わせることなどは許されない。
- (2) 応急修理の対象となる住家の選定は、特に慎重に行うべきで、真に法による修理を実施する以外に修理の方法のない者を充分調査の上決定すること。
- (3) 応急修理は、居室、炊事場、便所等のように生活上欠くことができない部分のみを対象とする。
- (4) 応急修理の対象数の算定は、世帯をもって行う。ただし、同一住家に2以上の世帯が同居している場合は、これを1世帯として取扱う。
- (5) 市長は、住家の応急修理を実施する場合には、その責任者を定め、次の帳簿類を整備、保管しておくこと。

□帳簿類一覧

- 救助実施記録日計票
 - 住宅の応急修理記録簿
 - 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
 - 住宅の応急修理関係支払証拠書類
- ただし、市が直営工事によって修理した場合には、この他に修理材料受払簿、大工・人夫等の出勤簿、材料輸送簿等を整理しておくこと。

2.5 修理住宅の選定

- (1) 県が修理住宅の選定を行う場合、「都市整備部」において被害程度の調査、その他選定に協力する。
- (2) 市が実施する場合は、「都市整備部」をもって被害程度を調査のうえ、修理住宅の選定を行う。

2.6 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できる。

⇨『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

3. 危険度判定の実施 ⇨『都市整備部』

地震災害時には、建築物や宅地が被災することにより居住者等の安全対策を実施する必要がある場合、被災建築物や被災宅地の余震等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

3.1 被災建築物応急危険度判定

(1) 被災建築物応急危険度判定とは

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定するものである。

(2) 被災建築物応急危険度判定士の役割

地震で被災した建築物を目視点検し、被災度がより大きく倒壊のおそれがある建物に対して「危険」等のステッカーを建築物の見やすい場所に貼付する。

判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。

3.2 宅地被害調査

(1) 被災宅地危険度判定

建築物の応急危険度判定と同様に、造成された宅地に対しても、災害時の応急対策として、その危険度を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定するものである。

(2) 被災宅地危険度判定士の役割

建築物の応急危険度判定と同様に、造成された宅地に対しても目視点検し、崩壊のおそれがある造成地に「危険」等のステッカーを見やすい場所に貼付する。

判定結果は、造成地の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその危険性について情報提供することとしている。

3.3 応急措置に関する相談及び広報

建築・住宅・防災関係機関の職員や市と連携する関係団体が協力して、住宅の応急修理に関する指導・相談を行う。

(1) 基本事項

住宅の応急修理に関する基本事項は、以下のとおりである。

- ・ 災害発生の日から3ヶ月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内）に完了する。
- ・ 災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠な部分について応急的に修理する。

(2) 応急措置に対する指導・相談

落下等の危険防止

倒壊のおそれのある建築物及び外壁等のはく離、脱落等のおそれのある屋外取り付け物等の危険防止に関する相談、指導を行うとともに、落下等による事故防止のための注意を喚起するため、住民に広報する。

電気、ガス等の整備事故防止

電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに住民への広報を依頼する。

(3) 復旧に関する指導・相談

被災建築物の復旧に関する技術的な指導及び相談を行うため、必要に応じて「総務部」と協力して相談窓口を設置し、以下に示す相談を行う。

- ・ 復旧に関する技術的指導及び相談を行う。
- ・ 復旧の助成に関する相談。

(4) 広報活動

「シティセールス広報班」と協力して、余震等により倒壊のおそれのある建築物及び二次災害のおそれのある宅地における事故防止のための住民への広報活動等を行う。

第9

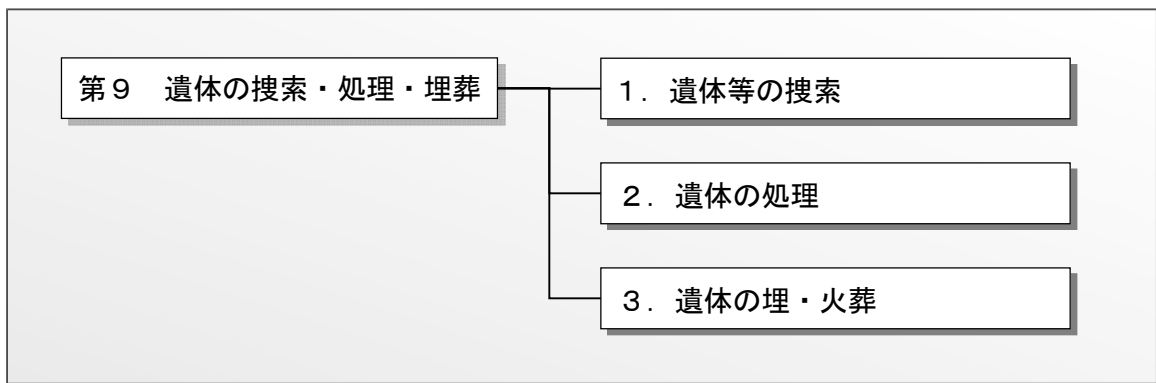
遺体の捜索・処理・埋葬

生命が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者等の捜索を実施する。また、災害の際に行方不明の状態にあり死亡していると推定される者の収容及び死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ身元が判明しない死亡者は適切に埋・火葬を実施する。

遺体の捜索、処理及び埋・火葬は、以下に示すように市長が行う。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処理についても市長が行う。

なお、市のみで処理が不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。



1. 遺体等の捜索 ⇨ 『市民生活部、福祉部、消防本部』

「市民班」、「生活支援班」及び「消防本部」は、捜索隊を編成し、警察、自衛隊等と協力し、生命が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者並びに遺体の捜索を行う。

1.1 捜索の依頼、届出の受付

所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼、届出の受付は以下のとおり実施する。

□捜索の依頼、届出の受付

- 市庁舎内に「行方不明者相談所」を設置
- 行方不明者の詳細情報を聞き取り
 - ・住所、氏名、年齢、性別、着衣その他の特徴
- 避難所の収容者リスト等を確認
- 災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により既に死亡していると推定されるものの名簿を作成

1.2 捜索対象者

災害により行方不明の状態にあり、周囲の状況から考えて、死亡していると推定される者とする。

1.3 搜索の方法

災害による行方不明者で、既に死亡していると推定される者、死亡者の遺体については、警察署、自衛隊等の関係機関が協力して遺体の発見に努める。

発見した遺体や、その他事故遺体は、災害発生に伴い、開設された遺体安置所に収容する。

1.4 関係市町への要請

市のみでの搜索が困難であり、近隣市町の応援を要する場合、又は遺体が流出等により他市町村に漂着していると思われるときは、漂着が予想される市町村に対し搜索の依頼を要請する。要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

□関係市町への要請

- 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- 遺体数及び氏名、性別、容ぼう、特徴、着衣等
- 応援を要請する人員又は船艇、器具等の種別

1.5 費用及び期間

(1) 費用

搜索のための機械器具の借上費、修繕費、輸送費及び人夫賃は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内とする。

⇨『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

(2) 期間

期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

2. 遺体の処理 ⇨『福祉部、健康保険部、警察署』

2.1 実施者

警察官は、検視又は死体調査を行う。

警察嘱託医は、検案を行い、必要に応じて、遺体の洗浄・縫合・消毒の処理を行う。

2.2 遺体の届出

遺体を発見した場合は、直ちに警察に連絡届出を行い、検視又は死体調査を受けた後処置を行う。

2.3 遺体の処理

遺体の処理は、次のことに留意して行う。

- 警察は、検視又は死体調査を行ったのち、身元不明又は引取人のない遺体については、市長に引き渡す。
- 遺体の身体識別のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋・火葬ができない場合は、遺体収容安置所に一時保存する。
- 警察嘱託医は、日本赤十字社埼玉県支部及び春日部市医師会の協力を得て、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行った後、身元の判明した遺体を遺族・親族に引き渡す。

2.4 身元確認

身元の確認にあたっては、次のことに留意して行う。

□身元確認にあたっての留意事項

- 身元不明者の身元確認には、警察、地元住民の協力を得て行う。
- 収容した遺体は、遺体処理台帳を作成し、保管する。
- 身元確認を終えた遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成し、納棺する。また、埋葬許可証を交付する。
- 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合には、十分調査の上引き渡す。
- 必要に応じて、医療救護所における法歯学的活動の協力も得る。

2.5 遺体の収容（安置）・一時保存

遺体の収容・一時保存にあたっては、次のことに留意して行う。

□遺体の収容等にあたっての留意事項

- 延焼火災他により身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、葬祭場等の協力を受け安置所を設定し、身元不明遺体を収容する。
- 収容処理班は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス等を用意する。

2.6 費用及び期間

(1) 費用

遺体の処理の以下にかかる費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内とする。

- ・ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用
- ・ 遺体の一次保存するための費用
- ・ 遺体処理のため必要な輸送及び人夫賃
- ・ 医療救護班により検案ができない場合

◇ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

(2) 期間

期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

3. 遺体の埋・火葬 ⇨ 『福祉部、環境経済部』

災害の際の死亡者で、本部長が必要と認めた場合、応急的に埋・火葬を行う。

3.1 対 象

その遺族が被災し、埋葬を実施することが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合

3.2 費 用

(1) 次の範囲内において、なるべく棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

- ・ 棺（付属品を含む）
- ・ 埋葬又は火葬
- ・ 骨壺又は骨箱

(2) 支給できる費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内とする。

⇨ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

3.3 期 間

期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

3.4 埋・火葬の手続

- (1) 事故死等による遺体は、警察により引き渡しを受けた後、埋・火葬する。
- (2) 身元不明の遺体は、警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。この場合の取り扱いは「行旅病人行旅死亡人取扱法」に準じて行う。
- (3) 埋葬又は火葬するときは、埋火葬台帳の作成、保管を行う。

3.5 埋・火葬の方法

- (1) 埋・火葬は、市が行い、原則として火葬とする。
- (2) 市の火葬能力を超える遺体が発生したときは、周辺市町に応援を要請することが出来る。
- (3) 身元の確認が出来ない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し身元が判明次第、遺族に引き渡す。
- (4) 災害応急埋葬場は、法人営墓地の中に所要の地積を確保し埋葬する。

斎場（火葬施設）

名 称：埼葛斎場組合
所 在 地：内牧1431
電話番号：752-1531
火葬能力：1日17体

地震災害時において、応急対策を実施する際に不足する労力については、市内公共職業安定所を通じて要員を確保し、労力供給の万全を図る。

1. 要員の確保 ⇨ 『 総務部、関係各部 』

1.1 実施責任者

市 長

1.2 災害救助法を適用した場合の実施基準

(1) 市長の対応

災害救助法を適用した場合の、応急救助のために要員の雇い上げによる労力の供給は、応急仮設住宅の供与及び医療・助産に要するものを除き市長が実施する。

ただし、埼玉県知事の職権の一部を市長が実施することとして通知された場合、又は埼玉県知事の実施を待つことができない場合は、市長が実施する。

(2) 労働力の内容

応急救助の実施に必要な労力の供給は、次の救助を実施するものに必要な最小限度の要員の雇い上げによって実施する。

- 被災者の避難
- 医療及び助産における移送
- 被災者の救出
- 飲料水の供給
- 旧採用物資の整理配分及び輸送
- 遺体の捜索
- 遺体の処置

1.3 費 用

応急救助のために支出できる資金は、当該地域における通常の実費とする。

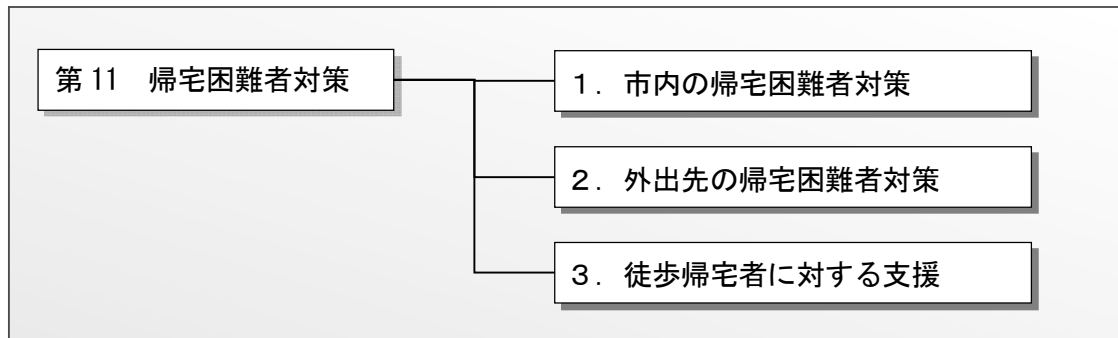
第 11

帰宅困難者対策

市外から春日部市内に通勤、通学している方は大規模地震発生時には、それぞれの居住地に帰宅できなくなることが予想される。

また、多くの市民が東京都内等の市外に通勤、通学しているため、東京圏において大規模地震が発生した場合には、多くの市民が市外で帰宅困難になることが予想される。

このため、市内及び外出先で帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、市は、県、防災関係機関と連携して適切な保護・支援、情報提供などの対策を実施する。



1. 市内の帰宅困難者対策 ⇨ 『市長公室、市民生活部、学校教育部、関係各部、鉄道機関、警察署、各事業所』

市内の帰宅困難者に対して、関係機関と連携・協力して、必要な対策を実施する。

1.1 帰宅困難者の保護・支援

(1) 一時滞在施設の開設

□一時滞在施設の開設

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺や路上に滞留者が発生した場合、混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を確保する。

駅前等において帰宅困難者が滞留することが生じた場合、鉄道事業者と相互に連携するほか、警察署とも連携し速やかに滞在者に対し一時滞在施設への誘導を行う。

なお、一時滞在施設の受入能力には限りがあるため、要配慮者の受け入れを優先するものとする。

□一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。このため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災拠点等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

(2) 避難所等における受け入れ及び対応

帰宅困難者を避難所に受け入れる場合、混乱を避け円滑に運営するためには、地域住民と帰宅困難者の処遇をある程度分けて対応する必要がある。

物資の適切な調達と配分及び避難所の安全対策を考慮して、可能な限り帰宅困難者についても入退出の管理を行う。

帰宅困難者に対しても、地域住民と同様に水・食料・毛布といった生活物資を提供する。

(3) 帰宅困難となる観光客等への対策

市は、観光協会や旅館組合をはじめ、宿泊施設や観光施設等の施設管理者と連携協力し、宿泊施設に滞在、滞留する観光客数や観光施設利用者数を把握すると共に、避難所へ避難する観光客の安全な避難誘導を図る。なお、観光客が順次帰宅できるよう、道路状況や公共交通機関の運行状況等の情報収集、情報提供等の支援体制をとる。

1.2 帰宅困難者への情報提供

市内の帰宅困難者にとって必要な交通情報や市内の被害状況等の情報を伝達する。

□帰宅困難者に伝える情報例

- 被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- 支援情報（一時滞在施設等の開設状況等）

【 情報提供の内容 】

実施機関	項目	対策内容
市	誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急速報エリアメールによる情報提供 ○ 市ホームページ等で一時滞在施設等の開設状況を広報
県	情報提供、広報、県内主要駅での帰宅困難者への広報	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ○ 危機管理、災害情報ブログによる情報提供 ○ 駅前の大型ビジョンによる情報提供 ○ 緊急速報エリアメールによる災害発生直後の注意喚起
鉄道機関	情報提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）のサービス提供 ○ 特設公衆電話の設置
各携帯事業者	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害用伝言板のサービス提供
ラジオ、テレビ等放送報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者向けの情報提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）

1.3 事業所・学校等における帰宅困難者対策

(1) 事業所等における帰宅困難者対策

事業所等は、災害発生時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、事業所等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等同様な対応が取れるよう対策を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

(2) 学校等における帰宅困難者対策

学校は、災害発生時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間教室等に留める対策を講じる必要がある。このため、飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

2. 外出先の帰宅困難者対策 ⇨ 『 市長公室、市民生活部、関係各部 』

外出先の帰宅困難者に対して、関係機関と連携・協力して、必要な対策を実施する。

2.1 帰宅困難者への情報提供

外出先の帰宅困難者にとって必要な交通情報や市内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

□帰宅困難者に伝える情報例

- 被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）

【 情報提供の内容 】

実施機関	項目	対策内容
市	誘導	○ 市ホームページ、安心安全メール等による情報提供 ○ NTTが開設する「災害用伝言ダイヤル」等の活用方法の周知
県	情報提供、広報、県内主要駅での帰宅困難者への広報	○ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ○ 危機管理、災害情報ブログによる情報提供
鉄道機関	情報提供、広報	○ 鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話	安否確認手段の提供	○ 災害用伝言ダイヤル（171）

実施機関	項目	対策内容
株式会社		○ 特設公衆電話の設置
各携帯事業者	安否確認手段の提供	○ 災害用伝言板
ラジオ、テレビ等放送報道機関	情報の提供	○ 帰宅困難者向けの情報提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)

3. 徒歩帰宅者に対する支援 ⇨ 『市長公室、総合政策部、各部共通、鉄道機関、東京電力パワーグリッド株式会社』

徒歩帰宅者が避難場所等に立ち寄る目的は、主として水分補給やトイレ利用、仮眠、季節によっては採暖、または、熱中症対策などを目的とした一時的なものである。

徒歩による帰宅行動を支援するために必要な施策を以下に示す。

3.1 徒歩帰宅者への支援

徒歩帰宅者に対して、関係機関と協力して、必要な対策を実施する。

【支援対策の内容】

実施機関	項目	対策内容
県・市	一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施
鉄道機関	トイレ等の提供	トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド株式会社	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

注) 幹線道路とは、都市間を結び、歩道が整備された道路等である。

3.2 一時休憩所提供の要請

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。地域の避難場所は、地域住民の避難者で満員になる可能性が高いため、避難場所とは別に一時休憩場所の確保に努める。

(1) 帰宅支援ステーションとの連携

埼玉県と協定を締結したコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の帰宅支援ステーションに対し、徒歩帰宅者に対する情報提供やトイレの貸与等を市から依頼する。

3.3 徒歩帰宅者への情報提供 ⇨ 『市長公室、総合政策部』

主要道路その他の被害状況及び安全に帰宅するための公共交通機関等の復旧状況等の情報を提供し、徒歩帰宅者の安全で円滑な帰宅を支援する。

情報提供は、掲示板等により提供し、周辺の地図を合わせて、被害状況、病院、その他の避難所、安全な帰宅ルート、帰宅方面別の次に目指すべき避難所などを明記しておく。

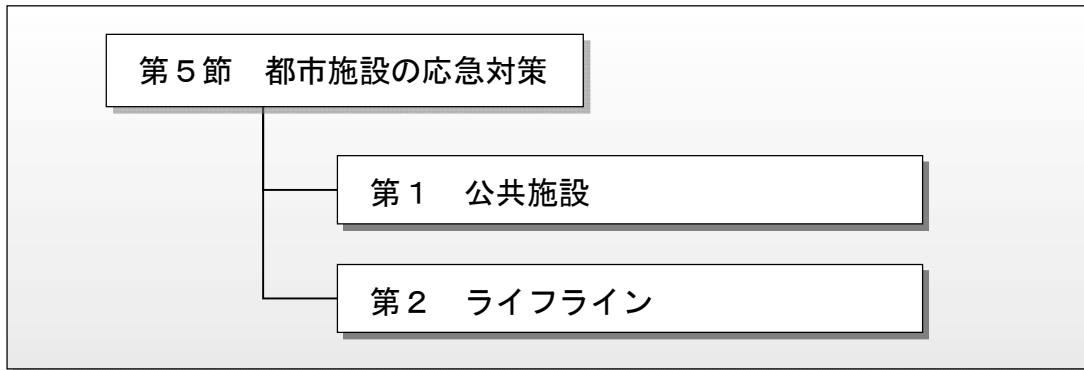
また、休憩場所でラジオ放送等を流すことで、帰宅行動の参考となる情報をリアルタイムで提供する。

第5節

都市施設の応急対策

都市生活の基盤をなす道路、交通、ライフライン等の都市施設が、地震により被災した場合、都市機能が麻痺し、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。このため、各防災機関においては相互に連携を図り、災害応急対策及び広報活動を迅速に実施する。

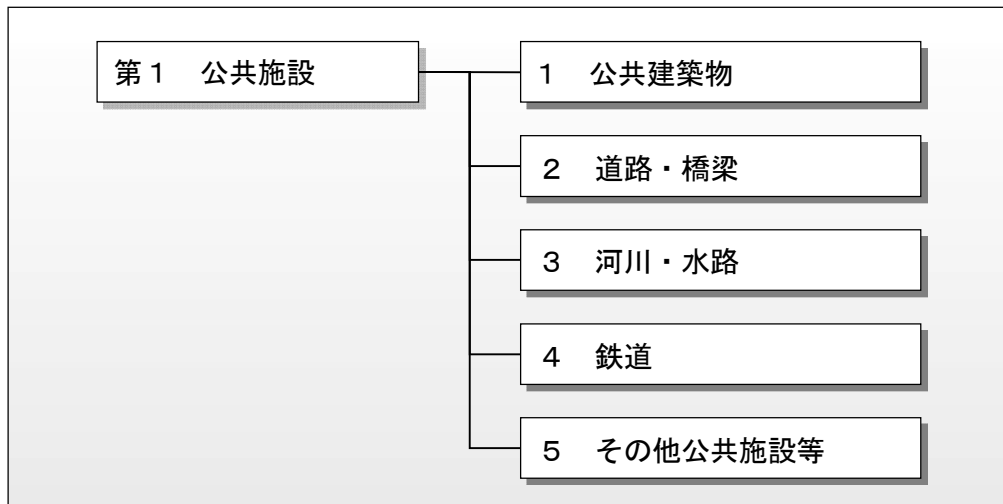
以下に、都市施設の応急対策の計画を示す。



第1

公共施設

道路、橋梁、河川、鉄道等の公共施設が地震により損壊した場合は、災害応急対策活動に重大な支障をおよぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。



1. 公共建築物 ⇨ 『 都市整備部、関係各部 』

公共建築物は、災害応急対策の活動拠点等の防災拠点となることから、平時より耐震性を高め、万一被災した場合には、優先的に復旧し、災害応急対策上支障のないよう努める。

1.1 安全性の調査

被災建築物応急危険度判定により建築物の安全性を調査し、二次災害の防止を図り、拠点として使用可能か判断を行う。

1.2 優先復旧

調査の結果、応急措置により使用可能な建築物については、災害応急対策上拠点となるため、優先的に復旧を行う。

1.3 応援協力

応急措置を行うにあたり、人員、資機材が不足する場合は、県災害対策本部に要請を行う。

2. 道路・橋梁 ⇨ 『 建設部 』

道路及び橋梁は、災害応急対策上、消防、救援・救護はもとより、物資、対策要員の輸送施設として重要な役割を果たす。

また、災害応急対策に際しては、緊急輸送路となる道路を優先的に行う。

2.1 国・県道

指定地方行政機関（大宮国道事務所春日部国道出張所、北首都国道事務所杉戸国道出張所）、及び越谷県土整備事務所に通報し、災害応急対策を速やかに実施するよう要請する。

2.2 市 道

(1) 道路のパトロール、道路被害状況の把握

市道のパトロール等により道路の被害状況を把握し、道路の亀裂・陥没、損壊等の箇所について速やかに応急措置を講ずる。パトロール要員が不足するときは、市内の建設業関連の業者に応援要請を行う。

被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と調整する。

(2) 応援の要請

指定地方行政機関に対し橋梁等構造物の危険度を判定できる技術者の派遣を要請する。（災害対策基本法 29 条）。

(3) 応急対策

□復旧の基本方針

- 管内道路について災害時活用路線図を作成し、救助活動の円滑な運営に資する。
- 救助活動のための道路及び避難者の通路にあたる道路は、優先的に復旧する。
- 道路に被害を受けた場合には、速やかに県災害対策本部に報告し、ただちに排土作業、盛土作業、瀝青乳剤舗装作業等その他被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。
- 被害の状況により応急措置ができない場合は、警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止めもしくは交通規制の標示等の必要な措置を講ずる。
- 上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、その時間的余裕がない場合には、当該事故を知った機関がただちに応急の措置を講じ、事後連絡するものとする。
- 復旧資材、材料に不足が生じたときは、適宜関係業者の協力を求めて確保するものとする。

□市道の応急対策

- 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。
- 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。
- 路面やのり面の崩壊については、土のうや杭打等の工法により行う。
- 崖くずれによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。
- 落下した橋梁もしくはその危険があると認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止めもしくは交通規制の標示等の必要な措置を講ずる。なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて実施する。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。

(4) 広 報

「道路建設班」は「シティセールス広報班」を通して通行不能箇所、迂回路、復旧見込み等の広報を行う。

3. 河川・水路 ⇨ 『建設部』

水防活動と並行して市内の河川施設、特に危険な箇所を重点的にパトロールし、堤防及び護岸が被害を受けた場合、一級河川については国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所（江戸川上流出張所）並びに越谷県土整備事務所に通報し、必要に応じ応急措置を講ずる。

3.1 市管理河川施設の災害応急対策

市管理の河川施設について、水門及び排水機等の破損あるいは故障・停電等により運転が不能になった場合、土のう、矢板等により応急に締切を実施し、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を実施する。

3.2 各河川管理者の災害応急対策

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所（江戸川上流出張所）及び越谷県土整備事務所が実施する災害応急対策は次のとおりである。

□江戸川河川事務所の災害応急対策

- (1) 震災対策支部の設置
事務所長は、点検開始の基準となる気象庁が震度6を発表した場合、地震により大規模な災害が発生した場合及び局長が指令した場合は非常体制として支部を設置し、震度4以上震度6未満の場合は災害の発生に備え注意体制、警戒体制をとる。
- (2) 動員計画
勤務時間内に支部が設置された場合、各班長は速やかに動員配置状況を総務班総務係を通し対策支部長へ提出する。また、勤務時間外の場合は、対策支部からの指令伝達、事務所、出張所及び地区連絡員等又はテレビ、ラジオ等の報道から情報を得て行動し、参集体制の区分によってあらかじめ指定する事務所、出張所等に参集する。なお、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な資機材、人員等の配備手配に関して必要に応じ本部長に他支部等の応援を要請するものとする。
- (3) 通信連絡
対策支部設置後の通信連絡は、通信連絡系統図に基づき実施し、連絡の方法は原則として専用多重通信設備とする。
- (4) 他機関との相互協力
地震災害応急対策にあたっては、他機関と密接な連絡を保ち、相互の協力により実施するものとする。
- (5) 広報
地震発生後の広報は、地震災害応急等に係る措置の状況について、必要に応じ逐次広報を実施するように努めるものとする。
- (6) 災害対策用建設機械等の出動及び管理
災害対策用建設機械等の出動要請は、「関東地方整備局災害対策用建設機械等運営要領」によるものとする。
- (7) 施設対策等
 - ① 庁舎関連施設対策
庁舎の点検を速やかに実施し、備品等の被害状況の把握に努めるものとし、非常食の配給に関する業務、職員等の誘導、職員及び家族並びにその宿舍の被害状況の把握及び負傷者に対する救急医療業務にあたるものとする。
 - ② 河川施設対策
河川施設が損壊した場合は、被災状況を迅速かつ的確に把握し、関係地方公共団体と協力して浸水の防御あるいは被害を軽減するような措置をとり水防業務の万全を期するものとする。
 - ③ 電気通信施設対策
震災対策情報の伝達が円滑に実施されるよう専用多重通信設備の確保について最大の努力を払い、通信輻輳に対処し、専用多重通信設備の障害時における緊急対策として移動多重回線又は超短波無線通信整備の使用についても対処するものとする。
- (8) 避難住民対策等
地方公共団体、地域住民等により、あらかじめ指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況を確認の上適切に対処するものとする。また、所管施設等の被害による被災者やその家族に対して、関係機関と連携して待機場所の確保、情報の提供等適切に対処するものとする。

資料)「平成18年度 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所災害対策計画運営要領（抜粋、要約）」

(国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所)

□越谷県土整備事務所の災害応急対策

(1) 水防活動

① 監視・警戒活動

水防管理者は、出勤命令を出した時から水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、天端及び裏側を巡回し、異常を発見した場合は直ちに当該河川の管理者及び管轄県土整備事務所長に報告するとともに、水防活動を開始する。

② ダム・水門の操作

ダム、水門の管理者は、地震を観測した場合、直ちに門扉を開閉できるよう体制を整え、必要に応じて適正な開閉を行う。

③ 資機材の備蓄及び水防措置の実施

水防用器具、資材の備蓄に努めるとともに、監視及び警戒により水防措置が必要と認められる場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

(2) 応急対策

① 河川施設応急対策

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

② 砂防施設等応急対策

砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

③ 治山施設応急対策

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

④ ダム・ため池応急対策

ダム、ため池施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

資料)「埼玉県地域防災計画(震災対策計画)」から抜粋

3.3 広 報

「河川班」は、「シティセールス広報班」を通して被害箇所、復旧見込み等の広報を行う。

4. 鉄 道

鉄道施設が被災した場合については、最寄りの駅又は当該鉄道施設の管理者に通報し、災害応急対策の実施を依頼する。また、当該路線による輸送が望めない場合は、復旧対策と平行して列車の折り返し運転又は自動車輸送等の対策を講ずる。

5. その他公共施設等

5.1 不特定多数の人が利用する公共施設

- (1) 施設利用者等を、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期す。
- (2) 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

5.2 畜産施設等

市長は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を「中央家畜保健衛生所」に報告する。

5.3 医療救護活動施設

- (1) 施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- (2) 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

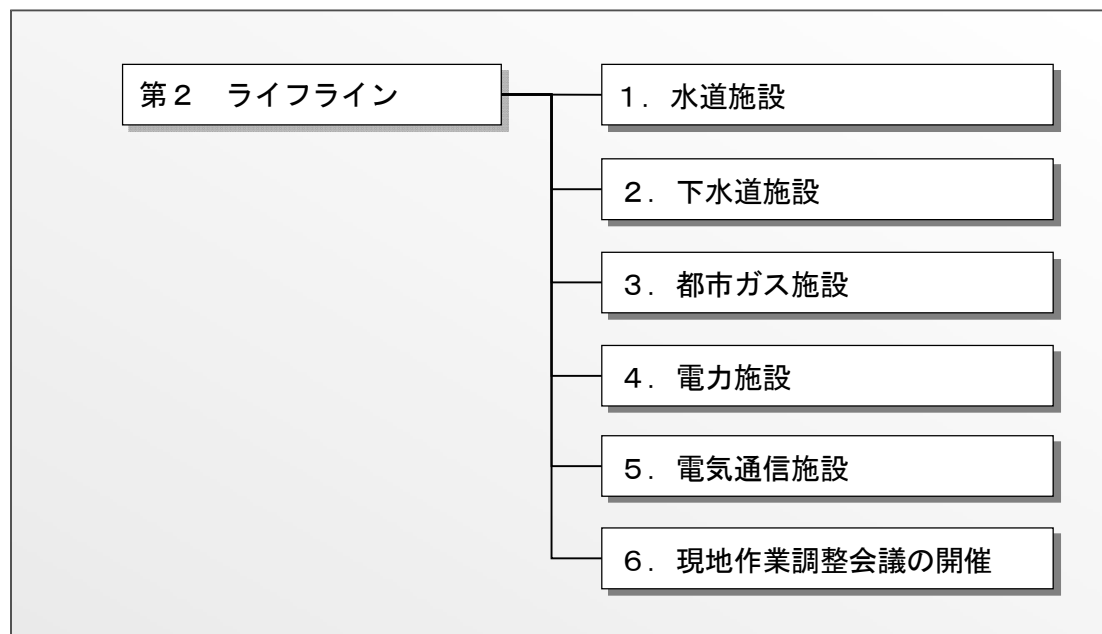
5.4 社会福祉施設

- (1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- (2) 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- (4) 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者及び利用者の安全を確保する。

第2

ライフライン

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、市及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。



1. 水道施設 ⇨ 『上下水道部』

災害による応急給水が長期に及ぶことは、衛生対策上、住民生活に重大な影響を与える。そのため、市は、速やかに浄水場施設及び管路施設等の応急復旧について対策を講ずる。

1.1 被害状況の調査

水道施設の被害状況を速やかに調査し、その実態を把握して的確な復旧計画を策定する。

1.2 技術者及び作業員の確保

応急対策を円滑に実施するため、修繕工事等契約業者、請負工事契約実績業者、材料契約業者、春日部市管工事業協同組合等にあらかじめ協力を要請する。

また、技術者が不足する場合は、日本水道協会埼玉支部を通じて、他の水道事業者へ応援を要請する。

1.3 宿舎等の手配

復旧作業に従事する要員の宿舎、食料及び寝具等の手配を行う。

1.4 応急給水活動

応急給水活動については、「本章 第4節 第6 応急給水」に示す。

1.5 応急復旧対策

復旧作業は、災害の状況を勘案し、取水、導水、浄・配水場施設の復旧順位を水道事業体が決定する。

被害状況調査により復旧用資材の所要量を把握し、備蓄資材の手配と不足資材の発注を行う。また、資材が不足する場合は、日本水道協会埼玉県支部に要請する。

1.6 施 工

被害状況、作業の難易度及び復旧用資材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ応急工事を実施するが、原則として浄水場に近い配水管から行う。

1.7 災害時の広報

地震災害時の応急給水・応急復旧対策等の実施状況や活動状況を、市民に適時に情報を広報する。

□広報手段と広報事項

- 市民に対する広報は、広報車による巡回のほか、SNS、防災行政無線、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請して実施する。
- 主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急給水・復旧の現状と見通し等とする。
- 水道の復旧等について、市民への情報提供を行うとともに相談窓口を設置する。

2. 下水道施設 ⇨ 『上下水道部』

地震により下水道施設が被害を受けた場合、速やかに下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設等への影響を把握する。

また、必要に応じて緊急措置を講ずる。

2.1 活動体制

応急復旧は、「施設管理班」において実施し、必要に応じ民間業者の協力及び相互応援協定を締結している市町等に応援を要請する。

2.2 緊急点検

「施設管理班」は、道路管理者、河川管理者、電気、水道等の道路占有者など他機関からの情報、市民等からの情報、被害発生想定場所等を考慮し、優先順位を決定後、幹線等の緊急点検を実施する。

点検場所及び点検内容は次のとおりとし、被害の程度はメジャー等での計測等簡易な範囲で把握し、必要に応じ写真撮影、スケッチ等により記録する。

【 緊急点検場所及び点検内容 】

点検場所	点検内容
中継ポンプ場	○ 下水の流入状況の異常（流量、土砂の流入、石油等危険物の流入）の有無
マンホール	○ 下水の流出の有無 ○ マンホール蓋、口金の変形等異常の有無 ○ 周辺路面の異常の有無 ○ マンホール内の異常の有無 （躯体、管渠接合部、堆積物、下水流下状況（流量、石油等危険物の流下）等）[路上からの目視による]
伏越	○ マンホール内の異常の有無 （躯体、管渠接合部、下水流下状況、堆積物、ゲート等） [路上からの目視による] ○ 管渠埋設場所（河川等）での下水の流出の有無 ○ 管渠埋設場所の地表の異常の有無
添架	○ 構造物の変形等異常の有無 ○ 下水の流出の有無
管渠埋設道路の路面等	○ 路面、地表の異常の有無 （陥没、隆起、亀裂、波打ち、噴出等）

2.3 緊急措置

緊急措置については、道路、周辺への与える影響を考慮し、管渠については二次災害の発生を防ぐのに最低限必要な措置、ポンプ場にあつては施設の保護に必要な措置に限定し、早急に実施する。

□緊急措置の内容

○ 安全柵、標識等の設置	○ 土のうによる浸水防止
○ 段差部のすり付け	○ 通行規制
○ 陥没部への土砂等による埋め戻し	○ 下水道の使用制限
○ 排水ポンプの設置	○ その他

2.4 応急復旧

「施設管理班」は、民間業者等の協力を得て、優先順位にしたがって下水道の応急復旧を行う。

□復旧の優先順位

○ 指定避難場所になっている市内小中義務教育学校、高等学校等の公共施設
○ 災害対策本部設置施設
○ 緊急輸送道路下に埋設されている下水道施設
○ その他、物資調達場所等活動拠点となる公共施設

2.5 災害時の広報

関係機関と連携を図り、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を市民に広報する。

3. 都市ガス施設 ⇨ 『株式会社エナジー宇宙』

地震により都市ガス施設に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、都市ガス施設の防護措置又は応急措置を速やかに講ずる。

株式会社エナジー宇宙が実施する応急、復旧対策は、次のとおりである。

□災害応急、復旧対策(株式会社エナジー宇宙)

○応急対策

(1) 応急対策

① 通報・連絡

- ・外部機関及び社内の通信については、迅速・確実に行えるよう体制の確立に努める。
- ・通報・連絡の方法については、災害時優先電話、専用電話、携帯電話、無線等を使用し行う。

② 災害時における情報収集

- ・地震等災害が発生した場合は、各情報を巡回点検又は出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。
 - a 気象情報
 - b 電気、水道、交通、通信等被害情報
 - c 観測情報他

○応急復旧対策

(1) 災害時における広報

① 広報活動

- ・災害の発生が予想される場合又は発生した場合、発生前、発生後、復旧作業中等で広報活動を行う。
- ・広報の方法については、地方自治体、警察・消防署、報道機関等に広報依頼するほか、必要に応じ直接当該地区へ周知する。

(2) 対策要員の確保

① 要員の確保

- ・地震等の発生に伴い非常体制が発令された場合、対策要員は予め指定された業務・出勤場所に出動する。
- ・勤務時間外に地震が発生した場合、気象庁震度階級を基準とし、関係地域の震度に応じ、自動出勤基準を定めている。

② 他会社との協力

- ・協力会社とは災害時協力体制を確立し、必要に応じ出勤要請を行う。
- ・自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の『地震・洪水等非常事態における救援措置要綱』に基づき他ガス事業者からの支援を要請する。

(3) 災害時における復旧用資機材の確保

復旧工事で使用する資機材の在庫量を確認し、必要な資機材を取引先やメーカーより速やかに調達する。

(4) 災害時の危険予防措置

① 危険予防措置

ガスの漏洩により被害の拡大のおそれのある場合は避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な予防措置を講ずる。

② 地震発生時の供給停止判断

地震が発生した場合、大きな被害が確認された場合には当該低圧ブロックについてガスの供給を停止する。

(5) 災害時の応急工事

二次災害防止の観点から、緊急度を考慮し速やかに対処する。また発生防止にも万全を期す。

○連絡先

【 連絡先 】

名称	所在地	電話番号
(株)エナジー宇宙	春日部市大場 202 番地	048-735-5777

4. 電力施設 ⇨ 『 東京電力パワーグリッド株式会社 』

地震により電力施設に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、電力施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合、「政策企画班」は東京電力パワーグリッド株式会社春日部支社に通知し、速やかな対応を要請する。

東京電力パワーグリッド株式会社春日部支社が実施する災害応急対策は、次のとおりである。

□市の措置

市の措置
1. 情報の提供 本市が収集した情報について、東京電力パワーグリッド株式会社に提供する。
2. 広報活動の実施 東京電力パワーグリッド株式会社が行う広報活動と合わせて電力施設の被害状況、復旧の見通しについて広報活動を実施する。

【 連絡先 】

名称	所在地	電話番号
東京電力パワーグリッド(株) 春日部支社	春日部市浜川戸 2 丁目 12 番地 1 号	0120-995-442 埼玉カスタマーセンター

□災害応急対策（東京電力パワーグリッド株式会社）

○ 目 的

台風、雪害、洪水、地震その他の災害に対し、各設備の被害を防止するとともに被害の早期復旧を図るものとする。

○ 活動体制の確立

(1) 災害対策本部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、迅速かつ適切な対策を実施するため、社内規定により災害対策本部を設置する。

(2) 非常態勢の組織

非常災害に際し、管内の事前対策、被害の把握、災害復旧等を迅速かつ円滑に推進するため、組織を編成しておくものとする。

(3) 職員の動員

非常災害対策編成表により、所要の職員を動員するものとする。

【非常体制適用表】

非常災害の情勢	非常体制の区分
○ 災害の発生が予想される場合 ○ 災害が発生した場合	第1非常態勢
○ 大規模な災害が発生した場合 (大規模な災害の発生が予想される場合を含む) ○ 東海地震注意情報が発せられた場合 ○ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合※	第2非常態勢
○ 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○ 東海地震警戒宣言が発せられた場合 ○ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合※	第3非常態勢

※埼玉エリアは第1非常態勢

○ 応急措置

(1) 危険予防措置

災害の状況に応じて、警察、消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講じる。

(2) 応急工事

災害時における具体的応急工事については、必要に応じ定める。

(3) 緊急送電

応急措置として官庁役所、病院、避難場所等へ緊急送電を行う。

○ 応急復旧

(1) 復旧計画の作成

被害の状況を把握し、人員の配置、復旧資機材の調達、作業日程等の復旧計画を作成する。

(2) 復旧の優先順位

次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

【復旧の優先順位】

設備名	復旧順位
送電設備	1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他の線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	1. 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 2. 都心部に送配電する送電系統の中間発電所 3. 重要施設に配電する配電用変電所 (この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	1. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所・指定避難場所、その他重要施設への供給回線 2. その他の回線
通信設備	1. 給電指令回線（制御・監視および保護回線） 2. 災害復旧に使用する保安回線 3. その他保安回線

(3) 標識等の掲示

当社職員並びに復旧応援隊作業者にあらかじめ準備した所定の腕章を、また、連絡車、作業車には所定の標識を掲示して、東京電力パワーグリッド復旧作業隊であることを明示する。

○災害時の広報

(1) 二次災害防止のための広報

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、市民に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。
- 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は、危険なため使用しないこと。
- 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 復旧に関する広報

災害時における住民不安を解消させる意味からも、電力の果たす役割は大きいため、電力施設の被害状況、復旧予定時間等についての的確な広報を行う。

これら広報手段としては、東京電力パワーグリッドホームページ、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により、直接当該地区へ周知する。

5. 電気通信施設 ⇨ 『東日本電信電話株式会社』

地震等の災害のために、電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生のおそれのあるときにおいて、電気通信設備の防護措置又は災害応急措置を講ずる必要がある場合には、「政策企画班」は、東日本電信電話株式会社に通知し、速やかな対応を要請する。

□電気通信設備の災害対策（東日本電信電話株式会社）

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し又は発生するおそれがある場合において、東日本電信電話株式会社が実施する応急対策は次のとおりである。

(1) 応急対策

① 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

イ 情報連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

② 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

ア 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずる。

イ 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事を優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

④ 災害時の広報

ア 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

イ 通信のそ通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

ウ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

エ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

① 復旧要員計画

ア 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等からの応援措置を講じる。

イ 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

② 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の発動

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直接連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

④ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうする恐れがある場合は、対地別の規制及び災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の開設の措置を講ずる。

⑤ 復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

6. 現地作業調整会議の開催 ⇨ 『 関係各部、ライフライン事業者等 』

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、県、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

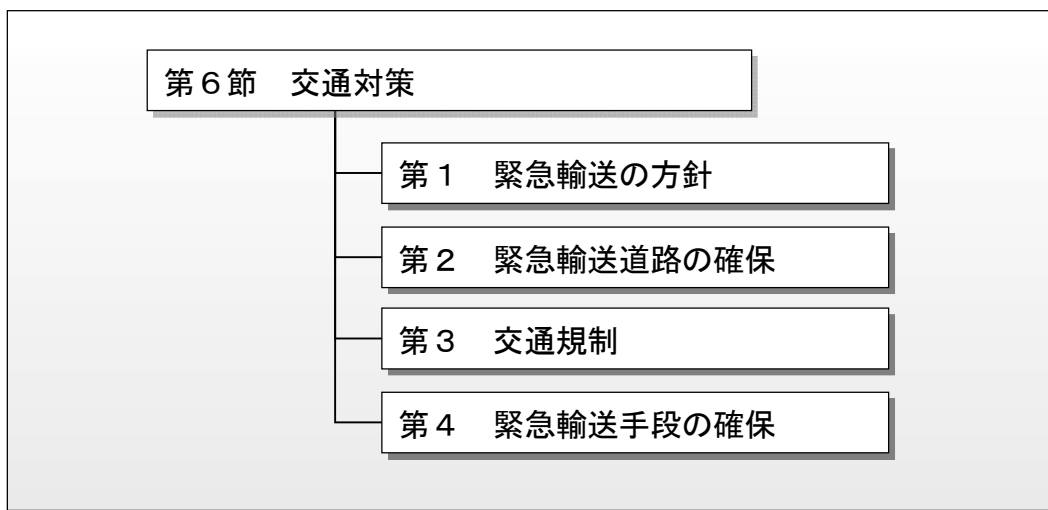
第6節

交通対策

地震による災害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。

この混乱状態のなかで、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明の捜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など市民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

交通対策に係る計画を以下に示す。



第1

緊急輸送の方針

1. 目標 ⇨ 『 総合政策部、総務部、建設部、都市整備部 』

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段を的確に確保し、活動人員や救援物資の円滑な輸送を行う。

2. 基本方針 ⇨ 『 総合政策部、総務部、建設部、都市整備部 』

緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとする。

- (1) 市民の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 被害の拡大を防止するため必要な輸送
- (3) 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

3. 輸送対象 ⇨ 『 総合政策部、総務部、建設部、都市整備部 』

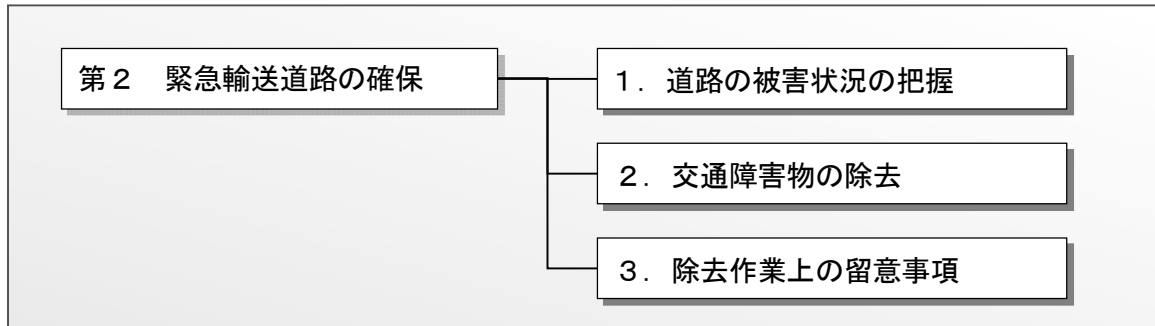
各段階における輸送対象は、おおむね次のとおりである。

第1段階 (被災直後)	第2段階 (おおむね被災から1週間後まで)	第3段階 (おおむね被災から1週間後以降)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ○ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ○ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、補助通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員、物資等 ○ 医療機関へ搬送する負傷者等 ○ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ○ 疾病者及び被災者の被災地外への輸送 ○ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧に必要な人員及び物資 ○ 生活必需品

第2

緊急輸送道路の確保

道路の応急復旧を制約された条件下で効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を行い、緊急輸送道路の確保に努める。



1. 道路の被害状況の把握 ⇨ 『建設部』

県及び市は、緊急輸送道路として、地震による負傷者の救急救命活動、食料や救援資機材の輸送等に必要となる緊急輸送車両の通行する道路を指定している。

「道路建設班」は、緊急輸送道路内の被害状況、障害物の状況を速やかに調査する。

⇨ 『【本文】第2編 第2章 第2節 第6「6.1 緊急輸送路の確保」』参照

2. 交通障害物の除去 ⇨ 『建設部』

「道路建設班」は、各道路管理者及び防災関係機関と連携を図り、道路上の破損物、倒壊建物や看板、電柱等の障害物を除去し、緊急車両の交通の確保を図る。

2.1 応急復旧作業の順位

応急復旧作業を実施するにあたっては、各道路管理者が警察署、自衛隊等の各関係機関とそれぞれ連絡を迅速かつ的確に実施し、被害の状況に応じた救急・救援活動を考慮して優先順位を定め、効率的に実施する。

2.2 実施方法

(1) 市道における障害物の除去

「道路建設班」は、「消防本部」の協力を得て作業班を編成してこれにあたり、必要に応じ、市内建設業界団体への協力要請、さらに市長は知事に対して自衛隊の派遣を要請する。ただし、障害物の規模の程度により民間業者にも協力を要請する。

応急復旧作業は、できる限り二車線の車両通行が確保できるように、通行上の障害物を除去し、道路面に生じた陥没、亀裂等は、緊急車両の通行に支障がない程度に応急復旧を実施する。

なお、災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、緊急通行車両の通行の妨害となる車両等に対しては、災害対策基本法に基づき、必要な措置をとるものとする。

(2) 各道路・河川管理者との連携

国道又は県道に障害物が堆積し通行不能になった場合、又は河川に障害物が滞留し、溢水のおそれがある場合は、この旨を各管理者に通報し、これらの障害物の除去を要請する。

(3) ライフライン施設の破損

上水道、電話、電気等の道路占有施設に障害や危険箇所を発見したときは、直ちに危険防止の措置を講じ、各事業者に連絡する。

2.3 人員及び資機材等の確保

応急復旧を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、建設業協会等との協力体制の強化を図る。

3. 除去作業上の留意事項 ⇨ 『建設部、環境経済部』

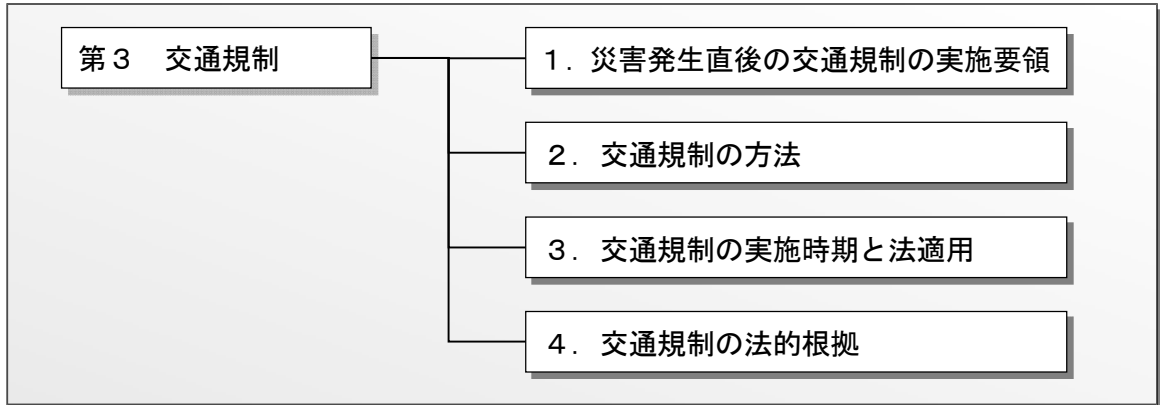
障害物の除去作業にあたっては、次の点について、十分に注意して実施する。

- (1) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得るものとする。
- (2) 交通を確保するため、倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得るものとする。
- (3) 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないように配慮する。
- (4) 応急復旧により発生した除去物の集積所となる候補地は次のとおりであるが、災害廃棄物の仮置き場の候補地でもあることから、選定にあたっては廃棄物対策班と連携を取るものとする。

【 障害物集積所の候補地 】

名 称	所在地	敷地面積
総合体育施設用地		
・旧谷原中学校西側	谷原新田字ヲモレ耕地	88,000 m ²
・旧谷原中学校東側	武里中野字新田	40,000 m ²

地震発生直後の市民の避難路や緊急輸送道路を確保するため、道路管理者及び交通管理者は、道路法、道路交通法並びに災害対策基本法に基づいて交通規制を実施する。



1. 災害発生直後の交通規制の実施要領 ⇨ 『市民生活部、建設部、警察署』

市は、地震発生直後に避難路及び緊急輸送道路を優先的に確保するため、直ちに次のような交通規制等の措置を実施する。

1.1 交通規制実施要領

- (1) 交通要員にあつては、広報、検問、交通整理等、多目的任務を含めて実情に応じた要員を配置する。
- (2) 規制路線にあつては、通行止め用の道路標識を設置するほか、ロープ、セーフティコーン、照明器具等の装備資機材も活用する。
- (3) 緊急輸送道路において、被災者と緊急通行車両が競合した場合は、原則として緊急通行車両を優先して誘導する。その他の道路においては、被災者を優先して誘導する。

1.2 市民への自動車使用の自粛及び交通規制の周知

市は、避難等に際して自動車を利用しないよう、強く市民に呼びかけ、車両の通行抑制と自粛措置を講ずる。

また、緊急輸送道路の指定等の幹線道路の交通規制について周知し、交通の混乱防止に努める。

1.3 市内の交通規制

市は、市内の道路が次のような場合、交通規制を実施し、警察署長及び関係機関に報告するものとする。

- (1) 市内の道路破損、欠壊
- (2) 除去できない障害物がある場合。
- (3) 沿道の建物に倒壊のおそれがあり、交通に危険を及ぼすおそれがあると認められた場合。
- (4) その他の事由により交通が危険であると認められた場合。
- (5) 市内の緊急輸送道路を確保する場合。

1.4 被災地区への流入抑制

- (1) 道路交通の混乱防止及び緊急輸送道路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する。
- (2) 県は、流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する場合は、関係都県と連携を取りつつ実施する。

2. 交通規制の方法 ⇨ 『 市民生活部、建設部、警察署 』

2.1 災害対策基本法に基づき公安委員会が行う交通規制

災害対策基本法に基づく標識の設置については、交通規制の区域又は区間の入口や交差点付近に設置し、車両の運転者に対して交通規制の内容を周知する。

2.2 道路交通法に基づき警察官が行う交通規制

緊急を要するため、標識を設置する時間的余裕がない場合又は標識を設置して実施することが困難な場合は、現場警察官の指示により実施する。

2.3 道路法に基づき道路管理者が行う交通規制

市道において、通行を禁止又は制限しようとする場合は、警察署長に連絡し、規定の規制標識を設置して行う。

なお、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能な場合、通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、適当な迂回路を設定して、職員等をもって現場において誘導する。この場合においては、警察署長への通知は事後に行う。

3. 交通規制の実施時期と法適用 ⇨ 『 市民生活部、建設部、警察署 』

3.1 災害発生直後の交通規制（地震発生直後から1週間程度）

災害発生直後は、人命の救助、混乱の防止等を目的として、交通規制を実施する。

地震発生直後の時期は、道路交通は混乱し、被害が拡大するおそれがある。このような混乱状況の中では、市民などの安全かつ迅速な避難、負傷者の救援救護、消防車等のための緊急輸送道路の確保が中心となるので、道路被害の状況に応じて交通規制を迅速に実施する。

3.2 復旧期の交通規制（地震発生から1週間後以降）

(1) 交通規制法の切り替え

復旧期に入ると、被災者への生活物資の補給、復興物資の輸送、ライフラインの復旧等の活動が本格化し、道路の補修も進み、道路交通利用者も増大することから、応急対策を中心とした災害対策基本法による交通規制から道路交通法による交通規制に切り替える。

(2) 交通規制の緩和等の見直し

災害の復旧状況及び被災地域のニーズを把握し、復旧期の輸送事情に対応した交通規制の強化又は段階的な規制緩和等の見直しを実施する。

(3) 交通規制の解除

復旧活動のための優先交通が必要でなくなったときは規制を解除する。規制の解除は、災害の規模、被災状況及び道路の復旧状況に応じて弾力的に運用する。

4. 交通規制の法的根拠 ⇨ 『 市民生活部、建設部、警察署 』

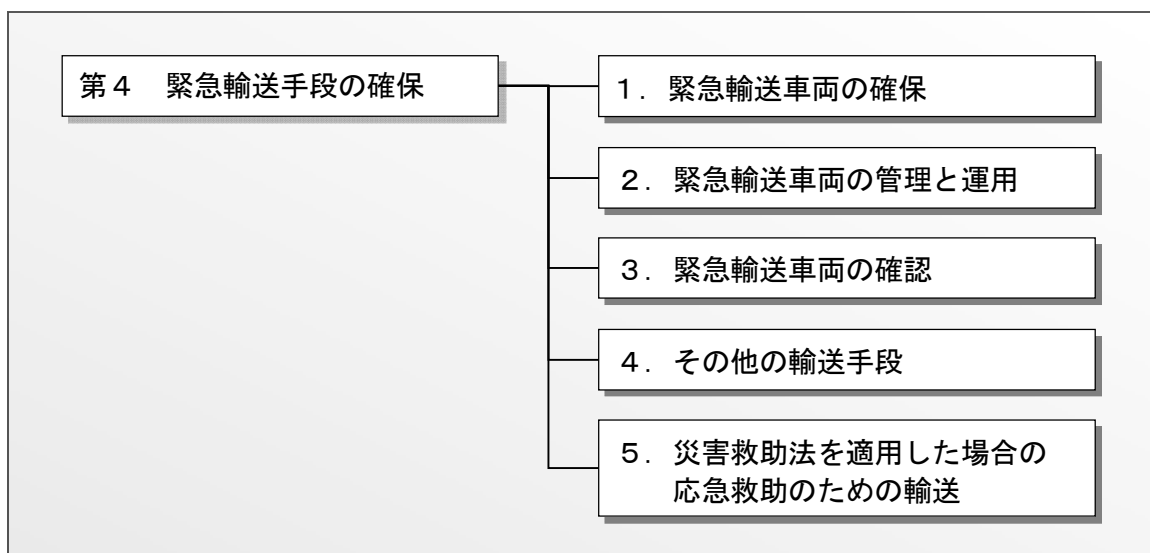
交通規制の法的根拠は、次に示すとおりである。

根拠法令	実施者	範囲
災害対策基本法 (第76条～第76条の4)	公安委員会 警察官 自衛官 消防吏員	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき
道路交通法 (第4条～6条)	公安委員会 警察署長 警察官	交通の安全と円滑を図り又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき、又は道路の損壊や火災の発生等の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがあるとき
道路法(46条)	道路管理者	道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、又は道路に関する工事のためやむを得ないと認められるとき

第4

緊急輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員、及び物資の輸送並びに被災者の避難を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、輸送の万全を期す。



1. 緊急輸送車両の確保 ⇨ 『総合政策部、財務部』

「政策企画班」「管財班」は、地震災害時において、被災者の避難のための輸送及び救助の実施に必要な人員並びに救助物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両を確保し、万全を期する。

1.1 実施の方法

市有車両の全面的な活用を行うとともに、輸送業者及び市民の協力を依頼し、輸送力の確保を図る。各グループ(部)への車両種別ごとの供給数及び供給方法については、各グループ(部)と緊密な連絡を取り、災害応急対策に必要な物資緊急輸送その他の応急措置に対する支障をきたさないように万全を期す。

⇨ 『【資料編(1)】第22「市保有車両」』参照

1.2 緊急通行車両の事前届出

「管財班」は、災害対策基本法に基づき交通規制が実施された場合に備え、本市が使用する災害応急対策を実施するための緊急車両について、春日部警察署長に緊急通行車両等の事前届出を行う。

1.3 応援要請

車両が不足する場合に、相互応援協定を締結している市町及び県に応援を要請する。

2. 緊急輸送車両の管理と運用 ⇨ 『 総合政策部、財務部 』

2.1 車両の管理

災害対策本部が設置されたときは、庁用車及び調達した車両は、すべて「管財班」が集中管理する。

2.2 車両の運用

- (1) 「政策企画班」及び「管財班」は、各グループ（部）の要請に基づき、使用目的にあわせ、適正な配車、車両の運用を実施する。
- (2) 「政策企画班」及び「管財班」は、配車状況を常に把握し、各部の要請に対応する。

3. 緊急輸送車両の確認 ⇨ 『 総合政策部、財務部 』

3.1 緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、警察署又は交通検問所において、緊急通行車両の確認を申請する。

公安委員会（警察署長）は、当該車両が緊急通行車両であることを確認した場合は、標章及び確認証明書を交付する。

なお、交付を受けた標章は当該車両前面の見やすい場所に掲示するとともに、確認証明書を車両に備え付けるものとする。

3.2 緊急通行の確認対象車両

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関するもの。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関するもの。
- (3) 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの。
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関するもの。
- (6) 清掃、感染症予防その他の保健衛生に関するもの。
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。
- (8) 前号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの。

4. その他の輸送手段 ⇨ 『 市長公室 』

4.1 航空輸送

市長は、緊急を要するときは、知事に対しヘリコプターの派遣を要請する。

- ・ 緊急患者等の輸送
- ・ 救助及び救急用資機材（医薬品、食料、毛布等）の輸送
- ・ 災害対策従事者の輸送
- ・ その他の緊急輸送

⇨ 『【資料編(1)】第20「臨時ヘリポート指定地」』参照

4.2 鉄道輸送

市長は、応急対策に必要な人員、資機材等の輸送について車両の増発等を東武鉄道株式会社に協力を要請する。

5. 災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送 ⇨ 『関係各部』

災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は、次の基準により実施するものとする。

5.1 実施責任者

市長

5.2 輸送の範囲

被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水等の供給救助用物資、死体の捜索並びに死体の処理のための人員資材の輸送

5.3 費用

当該地域における通常の実費

5.4 期間

当該救助の実施が認められる期間

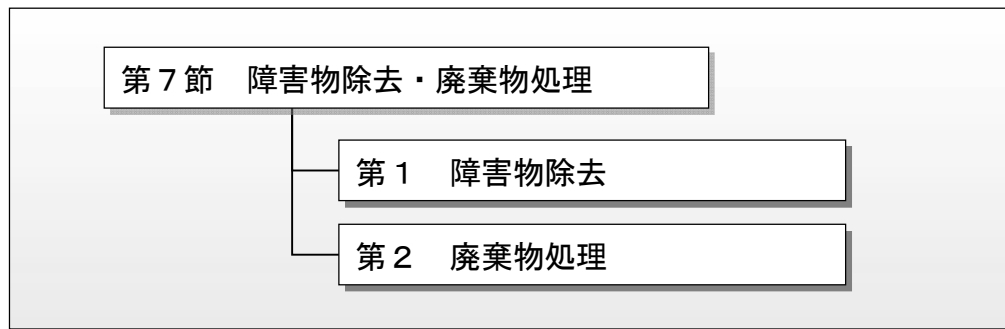
第7節

障害物除去・廃棄物処理

被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物や、道路、河川等の利用の妨げになっている障害物を除去し、被災者の保護と交通の確保等を図る。

また、災害によって一時的に発生する大量の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）や、被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。

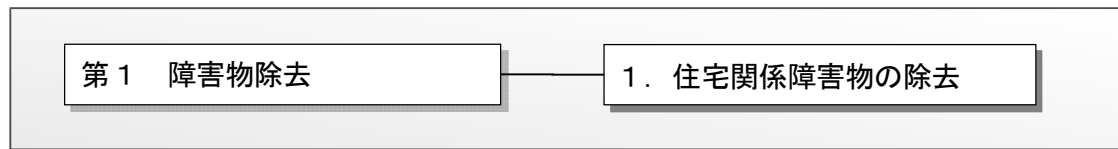
なお、障害物の除去及び廃棄物の処理を実施する機関の間で十分な連携を図るものとする。



担当部	担当業務
建設部 都市整備部	住宅及びその周辺と公共的な障害物の除去
環境経済部	1 災害廃棄物を含む廃棄物の処理 2 仮設トイレ等に係るし尿の処理

第1 障害物除去

災害時においては、災害対策本部は、「建設部」、「都市整備部」、「環境経済部」と連携を図り、住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等の障害物を除去する。



1. 住宅関係障害物の除去 ⇨ 『建設部、都市整備部、環境経済部』

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等の破壊後のガレキ等とは異なる。

なお、必要に応じて、県（建築安全課）に応援要請を行うものとする。

1.1 除去作業の実施

市は、被災住宅の障害物（居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等に限る。）の除去を行う。

1.2 災害救助法を適用した場合の実施基準

(1) 対象者

対象者は、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できないと市が認めた者とする。

(2) 期 間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

(3) 費 用

住宅に対する障害物の除去の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において市が県に請求できる。

◇ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

1.3 除去作業上の留意事項

障害物の除去作業にあたっては、次の点について、十分に注意して実施する。

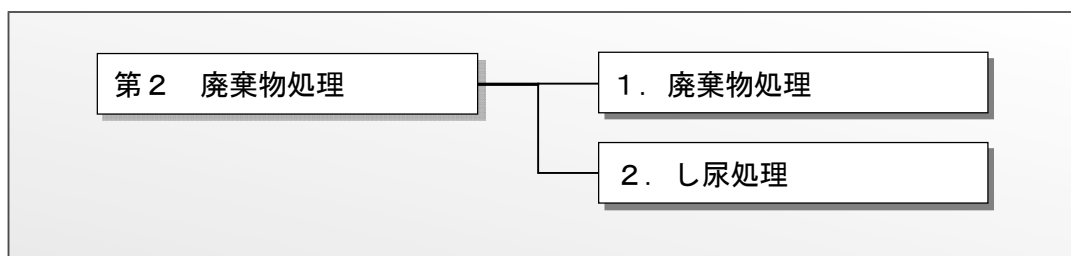
- (1) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得るものとする。
- (2) 交通を確保するため、倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得るものとする。
- (3) 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないように配慮する。
- (4) 応急復旧により発生した除去物の集積所となる候補地は次のとおりであるが、災害廃棄物の仮置き場の候補地でもあることから、選定にあたっては廃棄物対策班と連携をとるものとする。

【 障害物集積所の候補地 】

名 称	所在地	敷地面積
総合体育施設用地		
・旧谷原中学校西側	谷原新田字ヲモレ耕地	88,000 m ²
・旧谷原中学校東側	武里中野字新田	40,000 m ²

第2

廃棄物処理



1. 廃棄物処理 ⇨ 『環境経済部』

災害廃棄物や、被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。

災害廃棄物については、災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理行動計画に基づき、被災地域から排出される災害廃棄物及びし尿等を迅速かつ適正に収集、運搬、処分することにより、生活環境の保全を図る。

1.1 災害廃棄物の種類と発生量の推計

震災時においては、大量の災害廃棄物が発生するため、その種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び発生量を事前に予測し、廃棄物の種類ごとに収集順位、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定め、必要な機材や仮置場の確保を図る。

1.2 住民への広報

災害廃棄物の処理に関して、広報誌や新聞、インターネット及び避難所等への掲示等あらゆる手段で、災害廃棄物の処理及び不適正な処理の禁止に係る広報を行う。

1.3 災害廃棄物処理実行計画

発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に災害廃棄物処理実行計画を作成する。災害廃棄物処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

1.4 仮置場の選定及び設置、管理

災害廃棄物の発生推計量を基に、必要に応じて仮置場の選定及び設置、管理を行う。

1.5 災害廃棄物等処理

道路復旧状況や周辺生活環境の状況、仮置場の位置等を踏まえ、収集・運搬体制を構築し、道路の復旧状況等に応じて見直しを行う。

また、地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合は、他の自治体等との連携による広域的な処理体制を確立するとともに、廃棄物処理業者団体等との連携を図る。

災害廃棄物の処理においては、可能な限り分別を行い、再資源化に努めることとする。

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行うものとし、必要に応じて一時的な保管場所を設置し、収集運搬体制を確保する。なお、本市の処理能力を超えるごみが排出された場合は、埼玉県、相互応援協定を締結している市町及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図る。

1.6 有害物質の飛散・漏えい防止

建築物等への被害があり、アスベスト（石綿）等の有害物質の飛散や漏えいによる環境汚染が懸念される場合は、県と協力して、飛散や漏えいを防止するため、応急措置、環境モニタリング等を行う。また、建築物の解体等によるアスベスト（石綿）の飛散することによる住民及び作業員への健康被害を防止するため、関係機関と協力して当該建築物の所有者及び解体事業者等に対し、大気汚染防止法等に基づき適正な処置を講じるよう指導・助言する。

2. し尿処理 ⇨ 『環境経済部』

地震災害時には、電気・水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などにより、し尿の適正処理が不可能となることが予想されることから、緊急時における仮設トイレ等の適正な設置、管理及びし尿の適正な処理を迅速かつ的確に実施する必要がある。

このため「環境経済部」は災害対策本部を通じて随時仮設トイレ等に関する情報を収集し、生活環境の確保に努めるものとする。

2.1 状況の把握

し尿の処理が適切に行えるよう、開設される避難所のトイレの状況、各避難所の避難者数、国からのプッシュ式支援等で調達される仮設トイレや避難所等で設置される仮設トイレ等の情報について、災害対策本部を通じて常に最新の情報を把握・管理する。

2.2 実施体制

地震災害時のし尿収集が市の処理能力を超える場合は、浄化槽清掃等許可業者の協力を得るほか、関係機関等へ応援を要請する。

2.3 施設の応急措置

地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

2.4 収集方法

被災地域の状況に応じて市の委託及び許可業者と緊密な連絡を図り、避難所など被災集中地区を重点的に処理する。

2.5 処理等の方法

収集したし尿は、下記の処理場において処理するが、処理場が被害を受け処理ができなくなった場合は、関係機関等に処理の応援を要請するほか、下水道への直接投入についても検討し、要すれば関係機関への協力を要請する。

【 し尿処理施設 】

名称	所在地	電話
春日部市汚泥再生処理センター	豊野町 3-6	734-2111

2.6 仮設トイレの管理

避難所、公園等の拠点に設置された仮設トイレの管理について、災害対策本部を通じて避難所等の状況の把握を行い、要すれば避難所等に指導を行う。また、適切にし尿の処理が行えるよう手配する。

2.6 簡易トイレの調達

県及び相互応援協定を締結している関係機関等へ要請する。

第8節

教育福祉対策

災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、「学校教育部」及び私立学校設置者、並びに「福祉部」、「こども未来部」は、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育の実施を図るものとする。

第8節 教育福祉対策

第1 学校教育の早期再開

第2 文化財対策

第3 福祉対策

第1

学校教育の早期再開

地震災害時においては、児童・生徒の安全確保を最優先にするとともに、教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に講ずる。

第1 学校教育の早期再開

1. 児童・生徒の安否確認

2. 学校施設の応急復旧

3. 応急教育の実施

4. 教材・学用品の調達・支給

5. 市民への情報提供・相談窓口

1. 児童・生徒の安否確認 ⇨ 『 学校教育部 』

校長は、地震発生直後における児童・生徒等の安否の確認を次の要領で実施する。

1.1 勤務時間内に地震が発生した場合

(1) 児童・生徒の安全確保と被害状況の把握

校長は、地震発生直後、児童・生徒の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

(2) 児童・生徒等の避難及び引き渡し

校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童・生徒に危険が及ぶと判断したとき、児童・生徒及び教職員を安全な避難場所等へ速やかに避難させる。

また、原則として、震度5弱以上の地震が発生した際に、保護者への引渡しを実施するとともに、必要に応じて保護をする。

(3) 臨時休校等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休校等の適切な措置を講ずる。

また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

1.2 勤務時間外に地震が発生した場合

(1) 被害状況の把握

地震発生後、校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況並びに周辺状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

(2) 児童・生徒等の安全確認

非常招集した教職員は、児童・生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認する。

(3) 臨時休校等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休校等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

1.3 早期の校舎等の安全確認

学校施設は地域の避難場所・避難所として位置づけられるものも多く、大規模な地震災害等が発生した時は、校舎等の早期の安全確認が必要である。このため、教職員は安全確認を行い、すみやかに応急危険度判定士による判定を受ける。

2. 学校施設の応急復旧 ⇨ 『 学校教育部 』

校長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講ずる。

2.1 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

2.2 避難所となった場合の措置

学校施設は教育を優先する。このため避難所としての施設指定は、体育館→特別教室→教室の順とする。

また、学校が避難所となった場合の措置は、「本章 第4節 第2 避難」による。

2.3 施設の応急復旧

- 地震による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育委員会と相談の上、教育を再開する。
- 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに応急仮設校舎を建設する。
- 上記の応急復旧に努めるほか、できる限り教室を確保するため、次の方策を講ずる。
 - ・近隣校との協議、調整を実施し、教室を確保する。
 - ・学校施設以外の教育施設、公共施設及び適当な民間施設等を教室として利用する。
- 避難所に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

3. 応急教育の実施 ⇨ 『 学校教育部 』

教育委員会は、応急教育を実施するため、次に示す事項について対策を実施する。

3.1 応急教育の開始

応急教育の開始に当たっては、校長は教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者及び児童・生徒等に速やかに周知徹底を図る。

3.2 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

- 臨時休校
- 合併授業
- 分散授業
- 短縮授業
- 二部授業
- 複式授業
- 又は上記の併用授業

3.3 教職員等の確保

教職員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、教育委員会は、次の方法により教職員の確保の応急措置を実施する。

- 各学校において、教職員の出勤状況に応じ、一時的な教職員組織体制を整える。
- 県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。
- 県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講ずる。

3.4 学校給食の措置

(1) 学校給食の措置

教育委員会は、学校再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう努める。

ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

(2) 学校給食の一時中止条件

- 避難所となった学校において学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- 感染症等の危険の発生が予想される場合
- 災害により給食物資が入手困難な場合
- 給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合
- その他給食の実施が適当でないと認められる場合

3.5 その他・生活指導等

(1) 登下校時の安全確保

教育活動の再開にあたっては、特に登下校時の安全確保に留意する。

(2) 心身の健康の保持

被災した児童・生徒に対しては、その被災状況により保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。

(3) 避難した児童・生徒の指導

避難した児童・生徒等に対しては、教職員の分担を定めて地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努める。

(4) その他

災害のため多数の児童・生徒が他の地域に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱及び3学期においては卒業証書の取扱について、弾力的な対応を実施するように国並びに県に対し要請する。

4. 教材・学用品の調達・支給 ⇨ 『 学校教育部 』

市長は、災害救助法が適用された場合、教科書・学用品等を次の要領で調達・支給する。

4.1 支給の対象

教科書・学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）、高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し、被害の実状に応じ、教科書（教材を含む）、文房具並びに通学用品を支給する。

4.2 支給の実施

(1) 教科書・教材の支給

教科書については、埼玉県が市教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき教科書供給所から一括調達し、市が支給する。

なお、教科書、教材が学校によって異なる場合は、市長が県立学校長又は私立学校長の協力を得て配達から配分まで実施する。

(2) 文房具・通学用品の支給

文房具及び通学用品については、市が被害の実情に応じ現物をもって支給する。

4.3 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できる。

⇨ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

4.4 支給の時期

教科書（教材を含む）については1ヶ月以内、文房具及び通学用品の支給の時期は、災害発生の日から15日以内とする。

5. 市民への情報提供・相談窓口 ⇨ 『 学校教育部 』

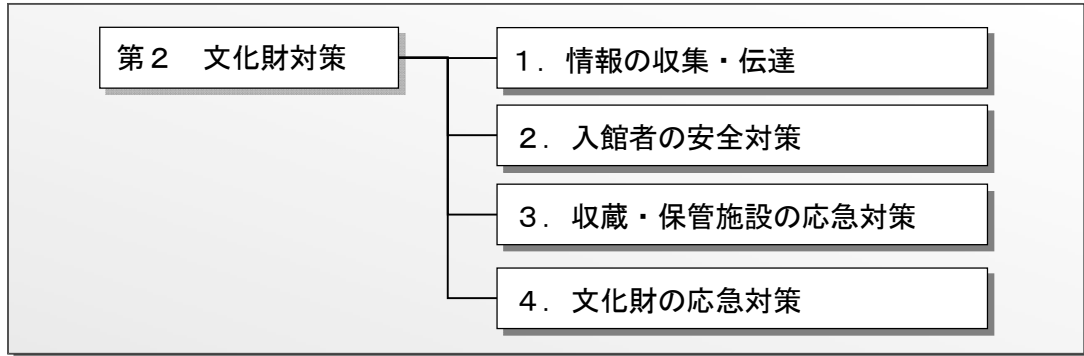
「教育施設班」、「シティセールス広報班」は、学校施設の被災状況、授業の再開等について、本市の広報や校舎内の掲示板等により市民へ情報提供を行う。

「指導班」は、児童・生徒の健康や学業その他についての相談窓口を設ける。

第2

文化財対策

「社会教育部」は、文化財及び収蔵・保管施設に震災被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。



1. 情報の収集・伝達 ⇨ 『社会教育部』

- (1) 被害情報の迅速な把握に努め、埼玉県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。
- (2) 将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

2. 入館者の安全対策 ⇨ 『社会教育部』

- (1) 展示施設では入館者の避難誘導等を行い、入館者の安全を確保する。
- (2) 負傷者には応急手当を施すと同時に、「医療センター」との連携のもと適切な対応を行う。

3. 収蔵・保管施設の応急対策 ⇨ 『社会教育部』

- (1) 収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。
- (2) 災害の拡大を防止し震災応急対策が円滑に実施できるように、危険物・障害物を撤去する。

4. 文化財の応急対策 ⇨ 『社会教育部』

「文化財班」は、国、県及び市指定文化財に被害の発生を確認したときは、次の措置を講ずる。

□文化財への対策

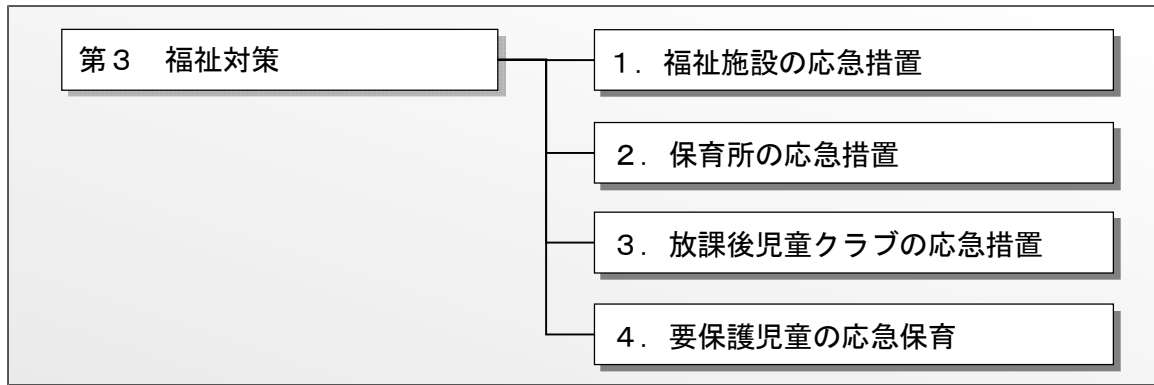
- 国、県指定文化財は、埼玉県教育委員会に報告する。管理者又は所有者は、県教育委員会の指示に従い応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。
- 上記のことを進めるに当たっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
- 市指定文化財にあたっては、管理者又は所有者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
- 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

⇨ 『【資料編(1)】第30「指定文化財一覧」』参照

第3

福祉対策

福祉施設の応急措置、保育所の児童及び要保護児童の生命並びに身体の安全確保に必要な応急措置を講ずる。



1. 福祉施設の応急措置 ⇨ 『福祉部、こども未来部、健康保険部』

要配慮者を受け入れている福祉施設等の管理者は、地震発生後直ちに入所者及び利用者の安否確認を行うとともに施設の被害状況を把握し、的確な応急措置を講ずる。

1.1 安否確認・所在の把握

地震発生直後、福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者、利用者の安全を速やかに確保する。

また、入所者、利用者及び職員の安否を確認し、所在を把握する。

1.2 施設の応急措置

施設管理者（指定管理者）は、地震発生直後に施設の被害、液状化や不等沈下等の地盤災害などを調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

また、施設の被害状況及び応急措置の内容を速やかに所管するグループ長に報告する。

1.3 要配慮者の受入れ

被災地に隣接する地域の福祉施設等の管理者は、施設の機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努める。

1.4 被災福祉施設等への支援要請

(1) 被災した福祉施設の管理者は、水、食料、生活必需品や介護要員等の不足数について把握し、市に報告し、支援を要請する。また、県や近隣市町への要請は、災害対策本部を通じて実施する。

(2) 多数の要配慮者受け入れにより、水、食料、生活必需品や介護要員等の不足を生じる場合、(1)に準じて支援を要請する。

1.5 福祉施設等への市の支援

(1) 市長は、ライフラインの復旧について、優先的な対応が実施されるように各事業者へ要請する。

- (2) 市長は、ライフライン復旧までの間、水、食料、生活必需品の確保のための措置を講ずる。
- (3) 市長は、県ボランティアセンターへの情報提供等により、不足する介護要員等の確保に努める。

2. 保育所の応急措置 ⇨ 『 こども未来部 』

保育所長（園長）は、地震災害時における保育所児童の生命及び身体の安全確保を図るため、以下に示すような応急措置を講ずる。

2.1 地震災害時の対応

- (1) 所長は、地震災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。
- (2) 所長は、まず、児童及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を「保育班」に連絡する。さらに、職員を指揮して災害応急対策を実施し、保育所の安全を確保する。

2.2 応急保育の体制

- (1) 所長は、保育所児童の被災状況を調査する。
- (2) 「保育班」は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、所長は、職員並びに保護者にその指示事項の徹底を図る。
- (3) 所長は、春日部市立保育所マニュアルに基づき、受け入れ可能な児童を保育所において保育する。
- (4) 保育所を避難場所等に提供したため、長期間保育所として使用できないときは、「保育班」と協議して早急に保育ができるよう措置する。
- (5) 所長は、災害の推移を把握し「保育班」と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

2.3 育児用品の確保

「保育班」は、関係団体を通じて、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。

また、県及び国を通じて、関係業者に供出等を要請する。

3. 放課後児童クラブの応急措置 ⇨ 『 こども未来部 』

- (1) 地震発生直後、火災の防止、児童の避難誘導等児童の安全を確保するための必要な措置を講ずる。
- (2) 児童の被害状況等を確認し速やかに指定管理者に報告し、必要な指示を受ける。また、指定管理者はこども育成班に被害状況及び指示内容等を報告する。
- (3) あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、保護者又は祖父母等に引き渡す。また、その措置内容を指定管理者に報告し、指定管理者から「こども育成班」に報告する。

- (4) 「こども育成班」は、災害の状況により臨時休室等の適切な措置を講ずる。
- (5) 「こども育成班」は、災害の推移を把握し学校関係機関と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

4. 要保護児童の応急保育 ⇨ 『 こども未来部、健康保険部、市民生活部 』

「こども相談班」及び「保育班」は、要保護児童が確認された場合、保護並びに応急保育を行う。

4.1 要保護児童の把握等

要保護児童の把握は、次の方法により速やかに実施する。

- (1) 避難所の責任者は、次の要保護児童について「こども相談班」へ通報する。
 - ・ 児童福祉施設から避難所へ避難した児童
 - ・ 保護者の被災等により発生する要保護児童
- (2) 台帳、名簿等による把握
 - ・ 住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握
 - ・ 災害による死亡者への義援金の受給者名簿からの把握
- (3) 市民の通報による把握
- (4) 広報等による要保護児童の発見

「こども相談班」は、「シティセールス広報班」を通じて広報等の活用、報道機関の協力、インターネットなどの活用により、要保護児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかける。

4.2 親族等への情報提供

「こども相談班」は、要保護児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

4.3 要保護児童の保護と支援

「こども相談班」及び「保育班」は、要保護児童を確認した場合は、保護・支援等を行う。

- (1) 要保護児童の保護
 - ・ 親族による受け入れの可能性を打診する
 - ・ 児童相談所に通告し、児童養護施設での保護を行う
 - ・ 児童相談所に通告し、一時保護を行う
 - ・ 保育所での受け入れを行う
- (2) 支援等に関する案内
 - ・ 埼玉県東部中央福祉事務所における母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸し付け
 - ・ 年金事務所における遺族年金の早期支給手続き

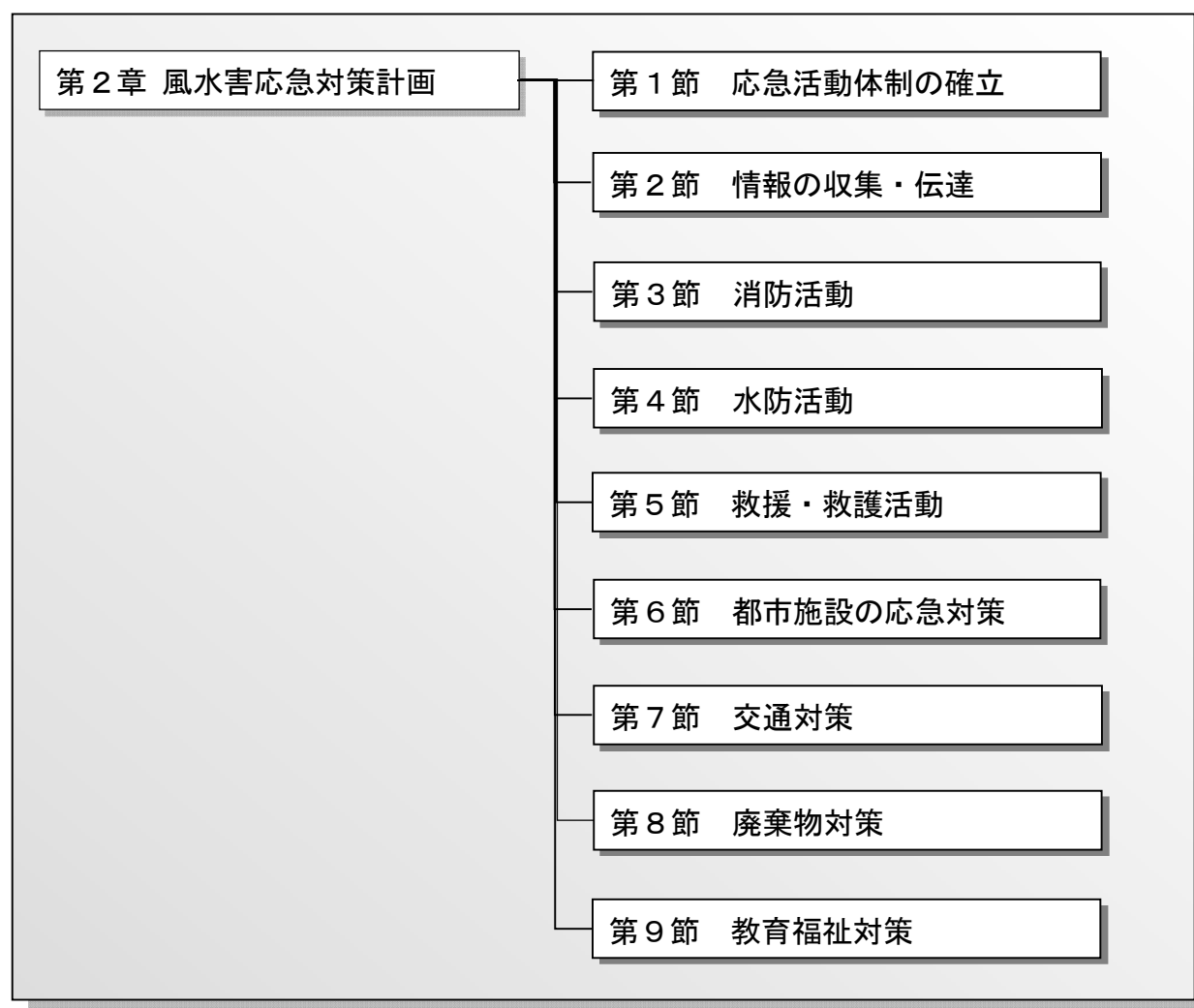
4.4 児童のメンタルケア

「こども相談班」は、「健康班」と協力し、被災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所及び医療機関等の関係機関の協力を得てメンタルケアを実施する。

第2章 風水害応急対策計画

大規模災害発生後における応急対策を迅速かつ効率的に実施するため、風水害応急対策計画を策定する。
風水害応急対策計画は、以下の施策を柱として推進する。

【 施策の体系 】



第1節

応急活動体制の確立

災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、迅速な災害応急対策活動が実施できるよう市の災害応急活動体制を整えるとともに、県、隣接市町等との相互協力体制を整え被害の軽減に努める。

また、大規模災害時には自衛隊と連携し、住民の安全を図り、被災者の救助に努める。

応急活動体制の整備に必要な施策を以下に定める。

第1節 応急活動体制の確立

第1 初動対応

第2 活動体制

第3 応援要請・相互協力

第4 自衛隊の災害派遣

第5 災害救助法の適用

第6 市民及び自主防災組織の活動体制

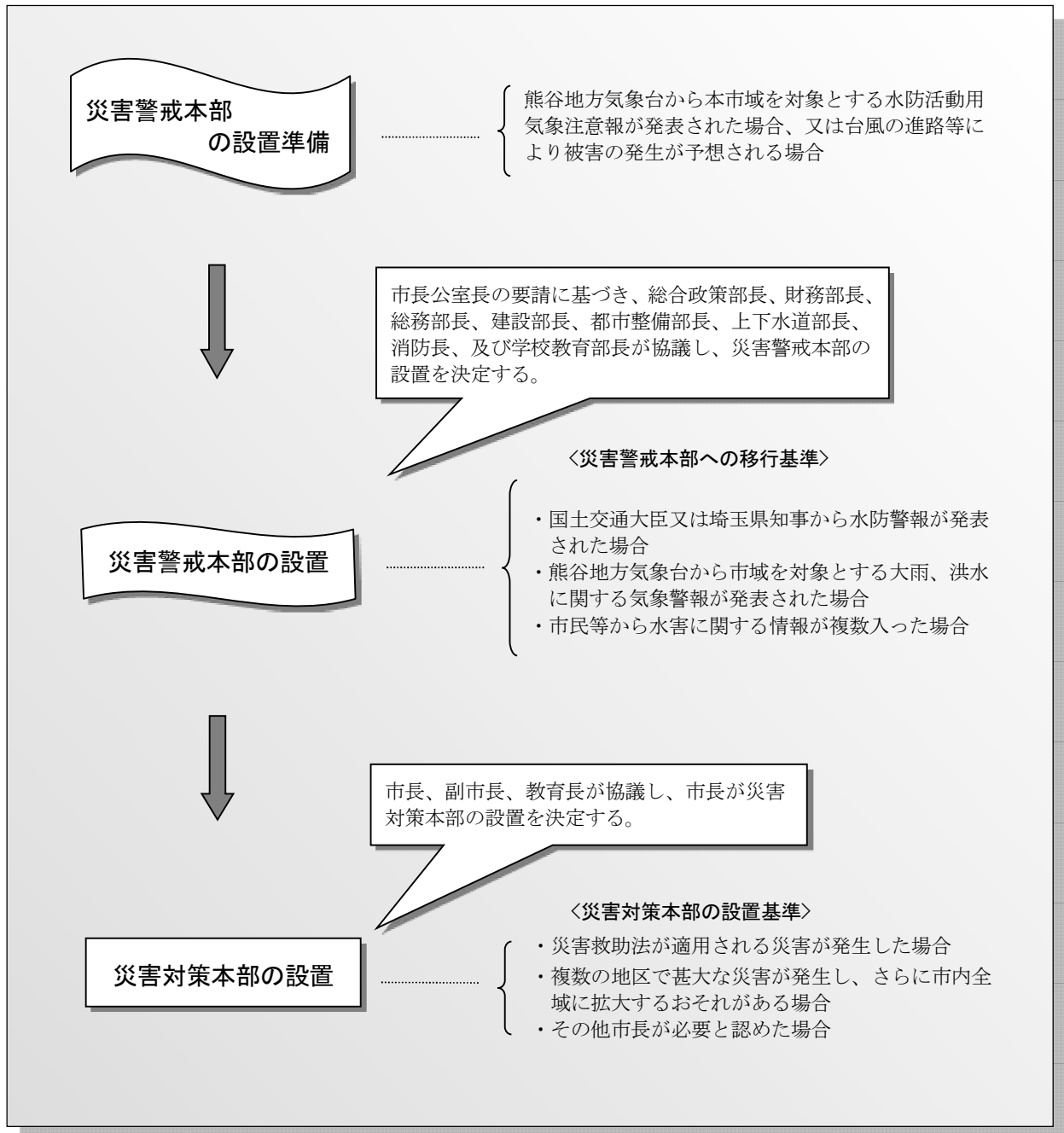
第 1

初動対応

本市域に大きな被害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、本市は以下の手順に従い、活動体制を移行する。

災害の程度による活動組織の設置は、次のとおりである。

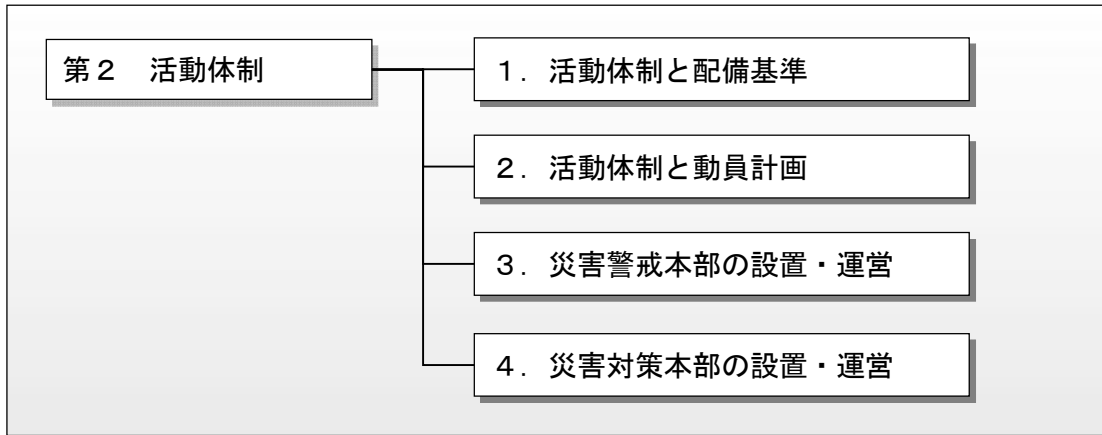
【 災害要因の程度と体制移行の流れ 】



第2

活動体制

災害の発生のおそれのある場合、又は発生した場合、本市がとるべき活動体制及び動員計画、並びに活動の中核をなす災害警戒本部、災害対策本部の組織・運営について定める。



1. 活動体制と配備基準 ⇨ 『各部共通』

活動体制と配備基準は、以下のとおりである。

【活動体制と配備基準（風水害対策）】

配備体制	配備基準	活動内容	
警戒体制 災害警戒本部を 設置して 警戒にあたる 体制	初動 配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生するおそれがあるとき。 ○ 気象庁から大雨警報又は洪水警報が発令されたとき。 ○ 知事の行う水防警報(待機)が発表されたとき。 	災害の要因が発生するおそれがある場合において、限られた少数の人員をもってあたるもので、情報の収集、警報等の伝達及び初期の応急対応を任務として活動する体制
	第一 配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生又は災害の発生するおそれがあるとき。 ○ 国土交通省、気象庁から洪水予報(氾濫注意)が発表されたとき。 ○ 知事の行う水防警報(準備)が発表されたとき。 	災害の要因が発生するおそれがある場合において、限られた人員をもってあたるもので、情報の収集、警報等の伝達及び応急対応を任務として活動する体制
	第二 配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の災害が発生又は災害の発生するおそれがあるとき。 ○ 国土交通省、気象庁から洪水予報(氾濫警戒)が発表されたとき。 ○ 知事の行う水防警報(出動)が発表されたとき。 	災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は災害が発生した場合において、災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制
非常体制 災害対策本部を 設置して 災害対策活動を 推進する体制	第一 配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省、気象庁から洪水予報(氾濫危険)が発表されたとき。 ○ 知事の行う水防警報(指示)が発表されたとき。 ○ 中規模な災害が発生又は災害の発生が予測される時。 	中規模な災害が発生し、被害が予想される場合において、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制
	第二 配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法が適用される災害が発生したとき。 ○ 大規模な災害が発生又は発生が予測される時。 	激甚な災害が発生した場合、市の全職員を動員し、市の組織及び機能のすべてをあげて救助その他の応急対策を推進する体制

2. 活動体制と動員計画 ⇨ 『各部共通』

警戒体制及び非常体制ごとの職員の動員計画並びに動員指令の伝達は、以下のとおりである。

2.1 職員の動員計画

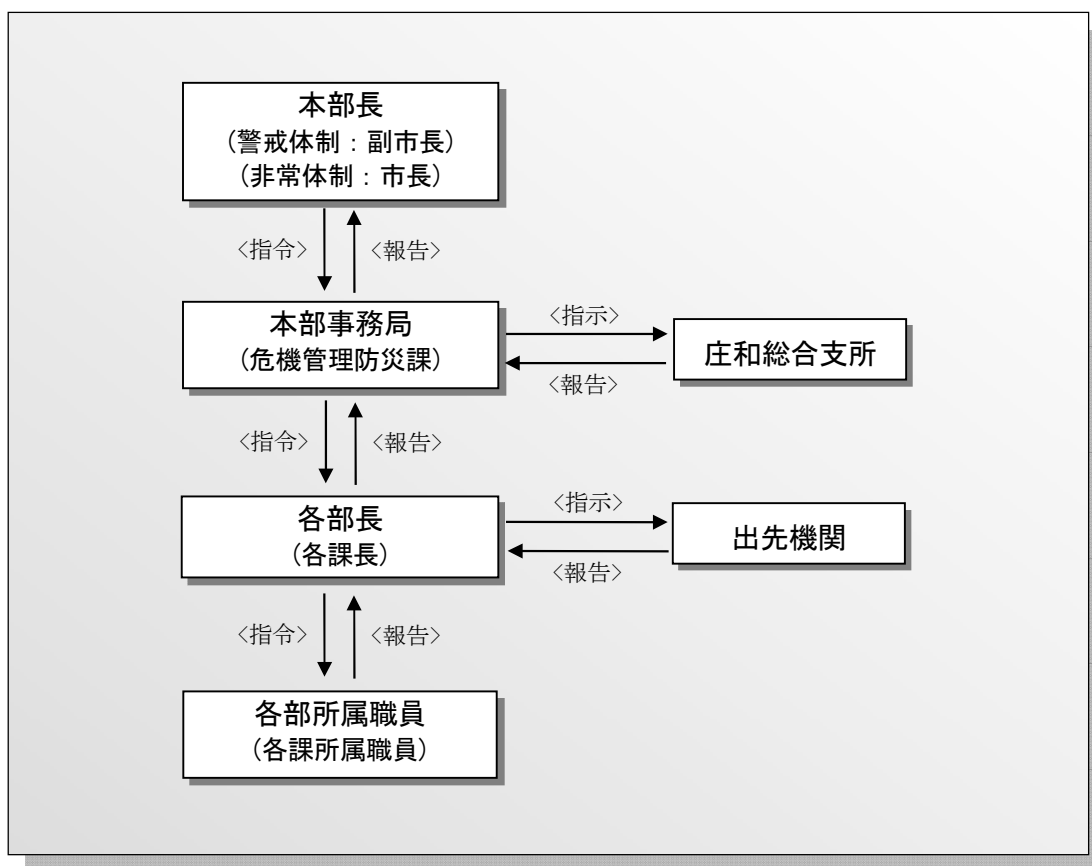
各配備体制に応じた職員の動員計画は、別に定める「職員動員計画表」による。

2.2 動員指令の伝達

職員の動員は、危機管理防災課長から各部長（各課長）を通じて配備要員に伝達する。

動員指令は、勤務時間外（夜間・休日等）における迅速な伝達を図るため、あらかじめ伝達経路を定めておくとともに、電話不通時における確実な伝達を図るため、防災行政無線等を利用した伝達手段に熟知しておくものとする。

【動員指令・動員報告の流れ】



3. 災害警戒本部の設置・運営 ⇨ 『市長公室』

3.1 警戒体制の決定

市長公室長の要請に基づき、総合政策部長、財務部長、総務部長、建設部長、都市整備部長、上下水道部長、消防長、及び学校教育部長が協議し、災害警戒本部を設置するとともに警戒体制（初動配備、第一配備、第二配備）の動員配備を決定する。

ただし、緊急を要し、当該協議を行う時間的余裕がないときは、これを省略することができる。

3.2 災害警戒本部の設置

(1) 設置要件

- 国土交通省、気象庁から洪水予報が発表されたとき。
- 知事の行う水防警報(準備)が発表されたとき。
- 災害が発生又は災害の発生するおそれがあるとき。

(2) 設置場所

災害警戒本部は、春日部市役所に設置する。

(3) 実施責任者

災害警戒本部長は、副市長とし、不在の場合は市長公室長とする。

(4) 解散基準

- ・ 災害対策本部を設置した場合
- ・ 災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

3.3 災害警戒本部の組織・運営

(1) 組織

本部長	市長公室の所管に属する事務を担当する副市長
副本部長	市長公室長
本部員	総合政策部長、公共施設事業調整担当部長、財務部長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、こども未来部長、健康保険部長、環境経済部長、建設部長、都市整備部長、学校教育部長、社会教育部長、上下水道部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、消防長、医療センター事務部長
組織	動員する人員は、別に定める「職員動員計画表」による。

(2) 災害警戒本部の事務分掌

- 職員の動員に関すること
- 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他の連絡に関すること
- 防災行政無線の運用に関すること
- 被害情報の収集及び応急措置に関すること
- 被害状況の報告に関すること
- 市民への情報窓口の開設に関すること
- 災害対策本部への移行に関すること

4. 災害対策本部の設置・運営 ⇨ 『市長公室』

市長は、本市域で風水害による災害が発生し又は発生するおそれがある場合、法第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部を設置する。

4.1 災害対策本部の設置

市長、副市長、教育長が協議し、市長が非常体制（第一配備又は第二配備）の動員配備を決定する。ただし、緊急を要し協議を行う時間的余裕がないときには、協議を省略して配備体制を決定する。

(1) 設置基準

- 知事の行う水防警報(出動)が発表されたとき。
- 災害救助法が適用される災害が発生した場合
- 複数の地区で甚大な災害が発生し、さらに市内全域に拡大するおそれがある場合
- その他市長が必要と認めた場合

(2) 設置場所

災害対策本部は、春日部市役所に設置し、市役所正面玄関に「春日部市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。ただし、市庁舎が被災した場合は、代替場所として防災センターに設置するとともに参集した職員に周知する。

(3) 実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、市長とし、不在の場合は次の順位により代理する。

- 第1順位：市長公室の所管に属する副市長
- 第2順位：第1順位に掲げる副市長以外の副市長
- 第3順位：教育長

(4) 解散基準

本部長は、市内において災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

(5) 設置・解散の通知

災害対策本部を設置又は解散したときは、本部長は、直ちに関係機関等に通知するものとする。

【 災害対策本部設置及び解散の通知 】

通知先	連絡担当	通知方法
市各部	危機管理防災課	庁内放送、市防災行政無線、電話、口頭
防災関係機関	危機管理防災課	市防災行政無線、県防災行政無線、電話、口頭
一般市民	危機管理防災課 シティセールス広報課	市防災行政無線、市ホームページ、 安心安全メール、SNS、Lアラート
報道機関	シティセールス広報課	電話、メール、口頭
隣接市町等	総合政策部	電話、文書

□災害対策本部に用意すべき備品

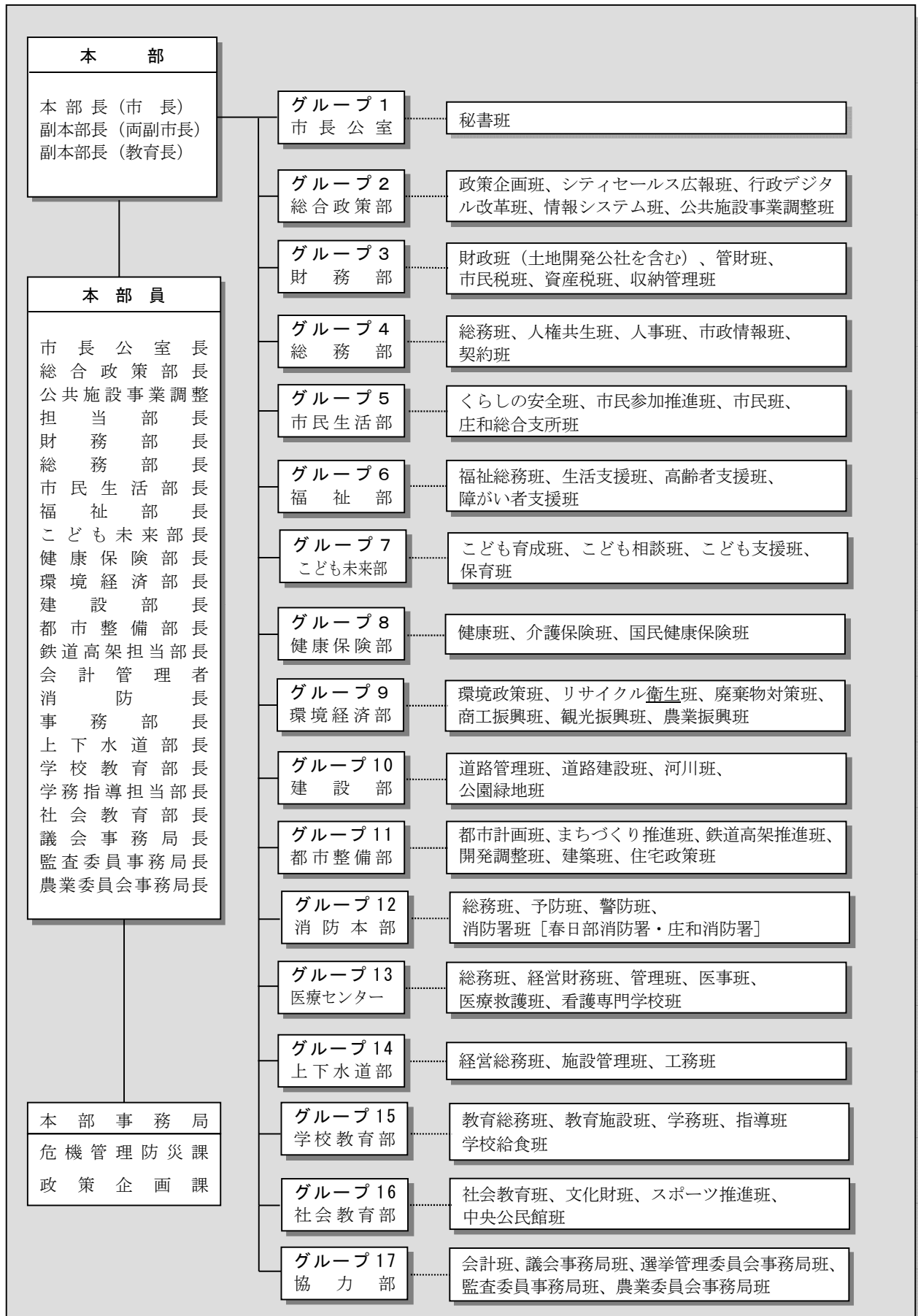
- | | | |
|-----------------|-----------------------|-------------|
| ○ 有線電話及びファックス | ○ 防災行政無線 | ○ 災害対応用臨時電話 |
| ○ 複写機 | ○ 庁内放送設備 | ○ テレビ、ラジオ |
| ○ 災害処理表その他書類一式 | ○ ハンドマイク | ○ 筆記用具等事務用品 |
| ○ 懐中電灯 | ○ 防災関係機関一覧表 | ○ その他必要資機材 |
| ○ 災害時の市内応援協力者名簿 | ○ 被害状況図板、住宅地図及びその他地図類 | |

4.2 災害対策本部の組織編成・事務分掌

災害対策本部の組織編成、各グループ(部)の事務分掌は、次のとおりである。

ただし、災害対策本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、各グループ(部)の事務分掌を弾力的に運用することができる。

【 災害対策本部組織図 】



【災害対策本部事務分掌】（その１）

グループ（部：部長）	班（班長）	事務分掌
グループ 1 市長公室 （市長公室長）	秘書班 （秘書課長）	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2. 災害の視察及び見舞の応接に関する事。 3. その他本部長の特命に関する事。
本部事務局 市長公室 （市長公室長） （市長公室次長）	危機管理防災班 〔本部事務局担当〕 （危機管理防災課長）	1. 災害対策本部の設置及び解散に関する事。 2. 災害対策本部の庶務に関する事。 3. 災害対策本部会議に関する事。 4. 災害応急対策の総括に関する事。 5. 災害情報及び被害状況の収集に関する事。 6. 災害調査の企画に関する事。 7. 防災行政無線の通信統括に関する事。 8. 罹災証明書（火災以外）の発行に関する事。 9. 災害に関する議会報告に関する事。 10. 情報通信機器に関する事。
グループ 2 総合政策部 （総合政策部長） 副部長 （総合政策部次長）	政策企画班 〔本部事務局担当〕 （政策企画課長）	1. 災害対策本部に関する事。 2. 各部の総合調整に関する事。 3. 災害救助法の適用に関する事。 4. 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 5. 県及び隣接市町等に対する応援要請に関する事。 6. 防災関係機関に対する協力及び応援要請に関する事。
	シティセールス広報班 （シティセールス広報課長）	1. 災害広報に関する事。 2. 災害状況の記録及び写真に関する事。 3. 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他の連絡等に関する事。 4. 市民の広聴に関する事。
	行政デジタル改革班 （行政デジタル改革課長）	1. 部内の班との協力に関する事。
	情報システム班 （情報システム課長）	1. 機器の復旧に関する事。
	公共施設事業調整班 （公共施設事業調整課長）	1. 公共施設の被害調査・復旧に関する関係部局への協力に関する事。
グループ 3 財務部 （財務部長） 副部長 （財務部次長）	財政班 （財政課長） 土地開発公社班 （財政課長兼務）	1. 災害予算に関する事。
	管財班 （管財課長）	1. 市有財産の被害調査、管理、庁舎の災害応急対策及び復旧に関する事。 2. 電話、ガス及び電力の確保に関する事。 3. 電話交換業務に関する事。 4. 公用車の手配に関する事。
	市民税班 （市民税課長） 資産税班 （資産税課長） 収納管理班 （収納管理課長）	1. 災害に伴う税の減免に関する事。 2. 物資（衣料、寝具及び生活必需品等）の調達の協力に関する事。 3. 罹災証明書（火災以外）の発行の協力に関する事。 4. 家屋の被害状況調査の協力に関する事。

【災害対策本部事務分掌】（その2）

グループ（部：部長）	班（班長）	事務分掌
グループ4 総務部 （総務部長） 副部長 （総務部次長）	総務班 （総務課長）	1. 部内職員の動員計画に関する事 2. 部内の庶務に関する事 3. 職員及び災害対策従事者への食料その他給付に関する事
	人権共生班 （人権共生課長）	1. 女性などの相談に関する事 2. 男女共同参画推進センターの管理応急対策に関する事
	人事班 （人事課長）	1. 職員の動員の把握に関する事 2. 職員の給与等に関する事 3. 職員及び災害対策従事者の災害補償（消防本部所管を除く。）に関する事 4. 国及び他の地方公共団体への職員要請に関する事
	市政情報班 （市政情報課長）	1. 市民相談に関する事
	契約班 （契約課長）	1. 応急復旧工事の契約に関する事
グループ5 市民生活部 （市民生活部長） 副部長 （市民生活部次長）	くらしの安全班 （くらしの安全課長）	1. 部内職員の動員計画に関する事 2. 部内の庶務に関する事 3. 交通・防犯に係る警察との連絡調整に関する事
	市民参加推進班 （市民参加推進課長）	1. 自治会等との連絡に関する事 2. 市民活動センターの管理応急対策に関する事
	市民班 （市民課長）	1. 被災者の被害状況に関する事 2. 被災者の各種証明書（罹災証明書を除く。）の発行に関する事 3. 住民安否情報の提供に関する事 4. 行方不明者の捜索に関する事 5. 埋火葬の許可に関する事 6. 被災者台帳の調整に関する事
	庄和総合支所班 （庄和総合支所長）	1. 支所内職員の動員計画に関する事 2. 対策本部との連絡調整に関する事 3. 支所内の庶務及び総合調整に関する事 4. 関係各部との連携及び協力に関する事 5. 支所庁舎の管理応急対策に関する事 6. 物資（飲料水、食料及び生活必需品等）の調達の協力に関する事 7. 罹災証明（火災以外）に関する事
グループ6 福祉部 （福祉部長） 副部長 （福祉部次長）	福祉総務班 （福祉総務課長）	1. 部内職員の動員計画に関する事 2. 部内の庶務に関する事 3. 部内施設の被害状況調査に関する事 4. 義援金品の受領及び配分計画に関する事 5. 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく被災者の救援及び受入施設との連絡調整に関する事 6. 各種ボランティア団体等との相互協力に関する事
	生活支援班 （生活支援課長）	1. 被災者の相談に関する事 2. 遺体の処理に関する事
	高齢者支援班 （高齢者支援課長）	1. 高齢者の救援に関する事
	障がい者支援班 （障がい者支援課長）	1. 現地における被災者の相談に関する事 2. 障がい者の救援に関する事

【災害対策本部事務分掌】（その3）

グループ（部：部長）	班（班長）	事務分掌
グループ7 こども未来部 （こども未来部長） 副部長 （こども未来部次長）	こども育成班 （こども育成課長）	1. 部内職員の動員計画に関する事。 2. 部内の庶務に関する事。 3. 部内施設の被害状況調査に関する事。
	こども相談班 （こども相談課長）	1. 児童等の相談・支援及び救援に関する事。
	こども支援班 （こども支援課長）	1. 児童等の医療・手当給付に関する事。
	保育班 （保育課長）	1. 部内施設の被害状況調査に関する事。 2. 児童等の救援に関する事。
グループ8 健康保険部 （健康保険部長） 副部長 （健康保険部次長）	健康班 （健康課長）	1. 部内施設の被害状況調査に関する事。 2. 病院、診療所及び助産所の把握に関する事。 3. 災害医療本部の庶務に関する事。 4. 医療救護所の設置に関する事。 5. 被災者の医療及び助産に関する事。 6. 応急治療の実施に関する事。 7. 感染症予防に伴う救護活動に関する事。 8. 医療関係機関との連絡調整に関する事。 9. 他市等との医療協力の連絡調整に関する事。
	介護保険班 （介護保険課長）	1. 介護相談に関する事。
	国民健康保険班 （国民健康保険課長）	2. 保険給付に関する事。 3. 介護保険施設の把握に関する事。
グループ9 環境経済部 （環境経済部長） 副部長 （環境経済部次長）	環境政策班 （環境政策課長）	1. 部内職員の動員計画に関する事。 2. 部内の庶務に関する事。 3. 河川水等の分析及び検査に関する事。 4. 災害時における公害防止に関する事。 5. 災害廃棄物処理体制の確立及び統括に関する事。
	リサイクル衛生班 （リサイクル衛生課長）	1. 各種防疫及び消毒に関する事。 2. 仮設トイレ等も含むし尿汲取りに関する事。 3. 埼葛斎場組合に関する事。 4. 災害廃棄物の広報に関する事。
	廃棄物対策班 （廃棄物対策課長）	1. 生活ごみ及び災害廃棄物の収集・処理に関する事。 2. ごみ処理施設の運転管理に関する事。 3. し尿処理施設の運転管理に関する事。 4. 最終処分場に関する事。 5. 仮置き場の確保及び管理運営に関する事。
	商工振興班 （商工振興課長）	1. 商店、工場及び事業所等の被害状況調査に関する事。 2. 商工業関係の復旧対策に関する事。 3. 中小企業の資金融資に関する事。
	観光振興班 （観光振興課長）	1. 観光関連施設の被害状況調査に関する事。 2. 観光関係の復旧対策に関する事。
	農業振興班 （農業振興課長）	1. 田畑及び農作物等の被害調査に関する事。 2. 農作物の災害対策に関する事。 3. 耕地関係災害応急対策に関する事。 4. 農業関係の復旧対策に関する事。

【災害対策本部事務分掌】（その４）

グループ（部：部長）	班（班長）	事務分掌
グループ 10 建設部 （建設部長） 副部長 （建設部次長）	道路管理班 （道路管理課長）	1. 部内職員の動員計画に関する事。 2. 部内の庶務に関する事。
	道路建設班 （道路建設課長） 河川班 （河川課長） 公園緑地班 （公園緑地課長）	1. 堤防の緊急修理に関する事。 2. 道路及び橋梁等の緊急修理に関する事。 3. 樋管及び水路関係の整備に関する事。 4. 公共土木施設、道路、橋、堤防、河川及び公園の被害調査・復旧に関する事。 5. 排水ポンプに関する事。 6. 吐口の開閉操作に関する事。 7. ポンプ場のポンプ操作及び防護に関する事。
グループ 11 都市整備部 （都市整備部長） 副部長 （鉄道高架担当部長） 副部長 （都市整備部次長）	都市計画班 （都市計画課長）	1. 部内職員の動員計画に関する事。 2. 部内の庶務に関する事。
	まちづくり推進班 （まちづくり推進課長） 鉄道高架推進班 （鉄道高架推進課長） 開発調整班 （開発調整課長）	1. 施設の防護及び復旧に関する事。 2. 施設の被害状況調査及び災害応急対策に関する事。 3. 被災宅地危険度判定に関する事。
	建築班 （建築課長） 住宅政策班 （住宅政策課長）	1. 被災建築物応急危険度判定に関する事。 2. 災害復旧に係る建設指導に関する事。 3. 施設の復旧に関する事。 4. 応急仮設住宅及び応急避難場所（仮設を含む。）の整備に関する事。 5. 市営住宅の災害対策及び営繕に関する事。
グループ 12 消防本部 （消防長） 副部長 （消防本部次長）	総務班 （総務課長）	1. 職員の招集、部隊編成及び輸送等に関する事。 2. 消防団の連絡調整に関する事。 3. 消防用車両の運用整備に関する事。 4. 消防用物資の調達及び職員の給食に関する事。 5. 庁舎の防護及び被害調査に関する事。 6. 職員及び災害対策従事者の災害補償（消防本部所管）に関する事。
	予防班 （予防課長）	1. 被害調査に関する事。 2. 被害情報の収集及び通報に関する事。 3. 災害対策本部その他の防災機関との連絡に関する事。
	警防班 （警防課長）	1. 災害対策活動の計画に関する事。 2. 部隊の運用に関する事。 3. 災害記録及び警防活動の記録に関する事。 4. 災害情報の受信伝達に関する事。 5. 応援要請に関する事。 6. 災害情報の収集及び通報に関する事。 7. 緊急通報等の対応に関する事。 8. 消防無線の運用に関する事。
	消防署班 （消防署長）	1. 災害の警戒活動に関する事。 2. 消防及び水防に関する事。 3. 救急救助に関する事。 4. 給水活動の支援に関する事。 5. その他現場活動に関する事。 6. 罹災証明書（火災）の発行に関する事。

【災害対策本部事務分掌】（その5）

グループ（部：部長）	班（班 長）	事 務 分 掌
グループ 13 医療センター事務部 （事務部長） 副 部 長 （副 院 長）	総 務 班 （総務課長） 経 営 財 務 班 （経営財務課長） 管 理 班 （管理課長） 医 事 班 （医事課長）	1. 部内職員の動員計画に関すること。 2. 部内の庶務に関すること。 3. 病院施設の被害状況調査に関すること。 4. 病院施設の管理応急対策に関すること。
	医 療 救 護 班 （診療統括部長） （中央診療部長） （薬 剤 部 長） （看 護 部 長）	1. 患者の救護及び被災者に対する応急救護に関すること。 2. 薬剤及び治療材料の供給に関すること。
	看 護 専 門 学 校 班 （看護専門学校副校長）	1. 部内の班との協力に関すること。
グループ 14 上 下 水 道 部 （上下水道部長） 副 部 長 （上下水道部次長）	経 営 総 務 班 （経営総務課長）	1. 部内職員の動員計画に関すること。 2. 部内の庶務に関すること。
	施 設 管 理 班 （施設管理課長） 工 務 班 （工務課長）	1. 被災者に対する飲料水の確保及び給水に関すること。 2. 給水活動の広報に関すること。 3. 浄水場管路の維持管理に関すること。 4. 給水施設の応急対策に関すること。 5. 下水道施設の復旧に関すること。
	学 務 班 （学務課長） 指 導 班 （指導課長）	1. 児童・生徒の安否確認に関すること。 2. 応急教育場所の確保に関すること。 3. 教育実施者の確保に関すること。 4. 教科書教材の支給に関すること。 5. 学校の保健及び衛生指導に関すること。
グループ 15 学 校 教 育 部 （学校教育部長） 副 部 長 （学務指導担当部長） （学校教育部次長）	教 育 総 務 班 （教育総務課長） 教 育 施 設 班 （教育施設課長）	1. 部内職員の動員計画に関すること。 2. 部内の庶務に関すること。 3. 教育施設の被害状況調査に関すること。 4. 教育施設の管理応急対策に関すること。 5. 文化会館施設の管理応急対策に関すること。
	学 務 班 （学務課長） 指 導 班 （指導課長）	1. 児童・生徒の安否確認に関すること。 2. 応急教育場所の確保に関すること。 3. 教育実施者の確保に関すること。 4. 教科書教材の支給に関すること。 5. 学校の保健及び衛生指導に関すること。
	学 校 給 食 班 （学校給食課長）	1. 学校の給食応急対策に関すること。 2. 非常炊き出しに関すること。
グループ 16 社 会 教 育 部 （社会教育部長） 副 部 長 （社会教育部次長）	社 会 教 育 班 （社会教育課長） 文 化 財 班 （文化財課長）	1. 部内職員の動員計画に関すること。 2. 部内の庶務に関すること。 3. 文化財の保護に関すること。 4. 各施設の管理応急対策に関すること。 5. 図書館施設の管理応急対策に関すること。
	ス ポ ー ツ 推 進 班 （スポーツ推進課長）	1. 市体育施設の管理応急対策に関すること。
	中 央 公 民 館 班 （中央公民館長）	1. 公民館等の社会教育施設の管理応急対策に関すること。 2. 地区防災拠点施設の運営に関すること。

【災害対策本部事務分掌】（その6）

グループ（部：部長）	班（班長）	事務分掌
グループ17 協力部 （会計管理者） 副部長 （議会事務局長） （監査委員事務局長） （農業委員会事務局長）	会計班 （会計課長）	1. 部内職員の動員計画及び部内調整に関すること。 2. 災害に関する現金の出納に関すること。 3. 部内の庶務に関すること。 4. 義援金品の受領、保管及び配分計画に関すること。
	議会事務局班 （議会事務局次長）	1. 議会関係の連絡調整に関すること。
	選挙管理委員会事務局班 （選挙管理委員会事務局次長） 監査委員事務局班 （監査委員事務局次長） 農業委員会事務局班 （農業委員会事務局次長）	1. 非常炊き出しの応援に関すること。 2. 各部の応援に関すること。

各グループ（部）に共通する事務分掌：グループ内の班との協力に関すること。

4.3 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、以下のとおり実施する。

(1) 災害対策本部会議

災害に関する情報を分析し、本部の基本方針の協議をするため、本部長は随時本部員で構成する本部会議を開催する。本部長は議長を務める。

本部員に事故ある場合は、当該部の次席者が代理出席する。

□災害対策本部事務局

本部会議に、本部事務局を置く。本部事務局は、市長公室危機管理防災課職員と総合政策部政策企画課職員により構成され、本部と各グループ（部）・各班との相互連絡及び情報交換を行う。

□各グループ（部）・各班

市の各グループ（部）・各班は、非常体制における「災害対策本部事務分掌」に従い業務を遂行する。

(2) 災害対策本部の職務

災害対策本部は、市全域的な被災状況に関する情報の収集を行い、状況を把握するとともに、以下の事項を協議、決定する。

□災害対策本部の協議、決定事項

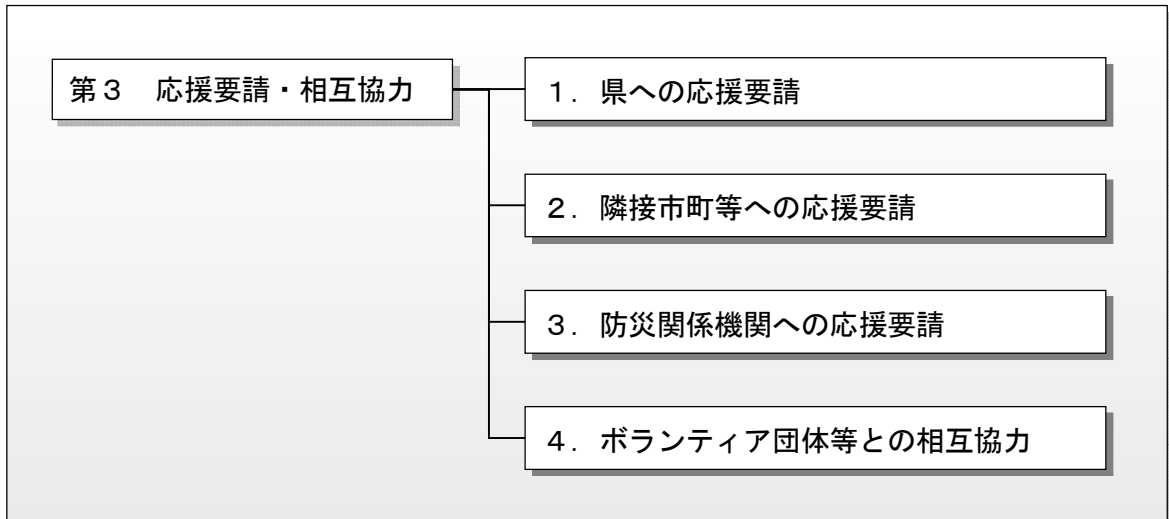
- 災害対策本部の解散に関すること。
- 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 避難指示等に関すること。
- 「災害救助法」（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。
- 市町村の相互応援に関すること。
- 埼玉県及び公共機関に対する応援要請に関すること。
- グループ（部）間の連絡及び調整に関すること。
- 災害対策に要する経費の支弁に関すること。

第3

応援要請・相互協力

市長は、災害の規模や初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、埼玉県他の地方公共団体並びに防災関係機関に職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

応援要請、相互協力を行う組織、団体を以下に示す。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第1節 応急活動体制

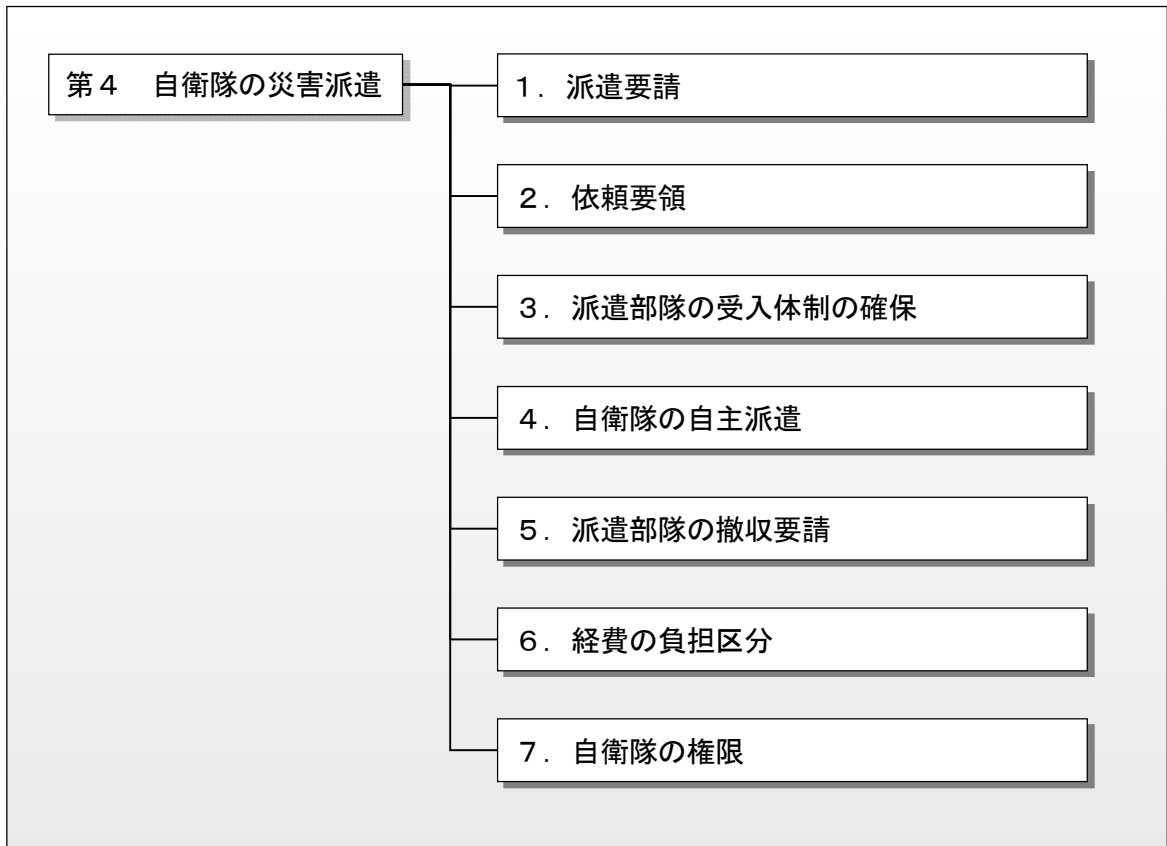
『第4 応援要請・相互協力』

を準用する。

第4

自衛隊の災害派遣

市は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第1節 応急活動体制

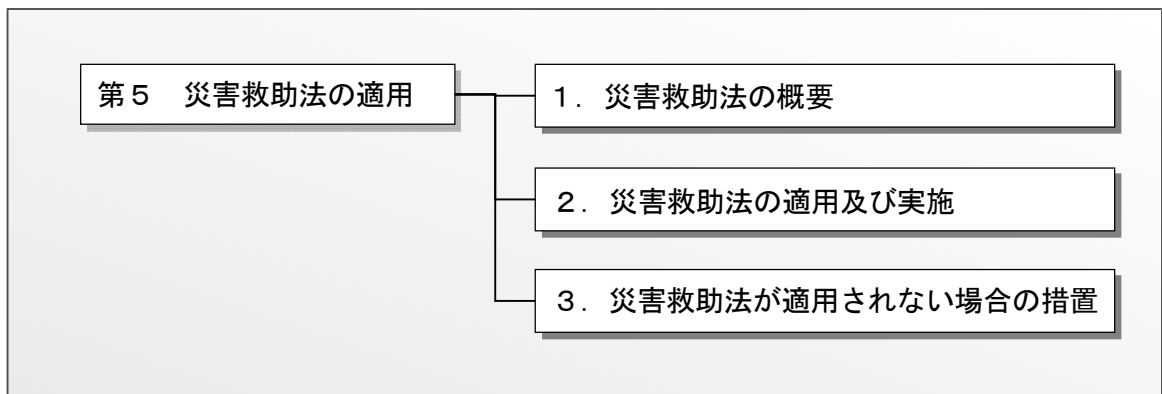
『第5 自衛隊の災害派遣』

を準用する。

第5

災害救助法の適用

知事は、本市域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、同法を適用して応急的に必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第1節 応急活動体制

『第6 災害救助法の適用』

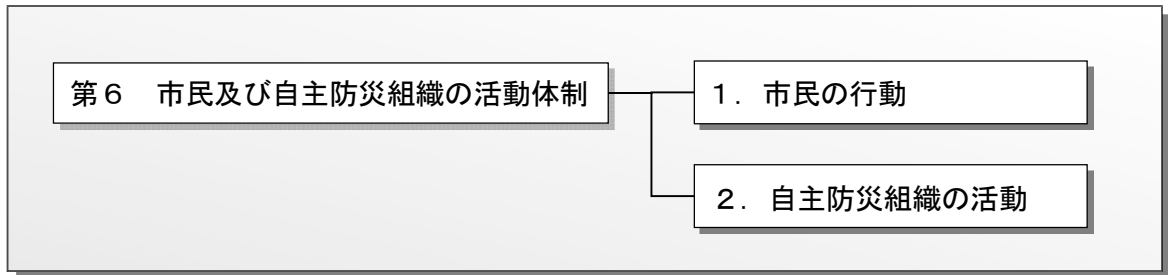
を準用する。

第6

市民及び自主防災組織の活動体制

風水害の発生のおそれがあるとき、又は発生した場合、市民は速やかに避難活動を図り、自主防災組織は市及び防災関係機関と緊密な連携を図り、避難誘導、救出・救護等の応急活動を実施する。

また、事業所は、防災コミュニティの一員として自主防災組織と協力し、地域における応急対策活動を展開する。



1. 市民の行動

風水害の初期段階から時間の経過に応じて市民のとるべき行動を以下に示す。

1.1 情報の入手

市民は、台風や集中豪雨等による避難活動を迅速に行うため、また、浸水等による家屋損壊等の被害を軽減するため、ラジオ・テレビなどにより気象情報を入手するとともに、市や消防本部が行う防災行政無線等による情報の入手に努める。

また、近所に要配慮者が住んでいる場合は、入手情報の伝達など声掛けを行う。

1.2 家財道具等の避難

浸水被害が発生する前の準備として、特に浸水のおそれがある地域の住民は、以下のような対策を実施し、災害による被害の軽減に対処する。

□浸水対策

- 畳は高い台の上に積み重ねたり、押入の上段を利用する。
- タンスは引き出しを抜き、高いところに置く。
- 押入の下段のものは上段に移す。
- ガスの元栓を閉め、電源を切る。
- 溝や下水は流れを良くしておく。

1.3 建物家屋の補修

台風等の到来に際しては、事前に自宅の屋根や塀等の修理、飛来物の撤去・固定及び排水側溝の清掃等を実施する。

□飛来物対策

- 窓ガラスが割れないように雨戸をしっかりと閉めて保護する。
- たるんだ電線はあらかじめ電力会社に連絡しておく。
- 風で折れたりするおそれのある枝や木は切り倒しておく。

1.4 二次的災害の防止対策

市民は、二次災害の発生を防止するため、以下に示す災害予防の実施を図る。

□二次的災害防止活動

- 破損した電気器具類、引き込み線、屋内配線からの漏電に対する注意
- 危険物施設等での配管の破損、危険物の漏洩に対する注意
- 倒壊のおそれのある建物及び周辺地域の立ち入り禁止
- 盗難、事故等の注意

1.5 浸水被害の後始末

台風や集中豪雨により浸水被害を受けた市民は、浸水に伴う危険性を十分に考慮して被災家屋等の後始末を行う。特に道路冠水により、マンホール、窪地、水路等が不明確なため転落の可能性があることに十分に注意する。

また、要配慮者に対しては、家財道具の後片付けなどを含め地域住民が協力して手助けする。

□浸水被害の後始末

- 家の中の水を掃き出すこと。
- 消毒、汲み取りを依頼すること。
- 家中を開け放し、通風を良くして乾燥させ、石灰を散布する。
- 床板、柱等は水洗いし、クレゾール水で拭く。
- 水をかぶった食品は絶対に食べない。
- 衣類を洗濯し、漂白できるものは次亜塩素酸ソーダで漂白する。
- 水につかった畳は腐るので、取り替える。
- 消毒薬での手洗いをを行う。

2. 自主防災組織の活動

自主防災組織は、防災コミュニティの核となり、地域における防災活動で大きな役割を担う。そのため、自主防災組織は自らの災害対策本部を設置し、市災害対策本部と連携を図り、地域の安全確保、的確な応急活動に努める。

2.1 自主防災組織の動員

自主防災組織の会長は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合、被害の規模等を考慮した上で、防災発令連絡網に従った連絡を実施する。

また、昼間だけでなく夜間においても必要最小限の人員の確保に努める。

2.2 災害対策本部の設置・運営

災害が発生し、かつ相当規模の災害が予想される場合、自主防災組織の会長は、被害状況の把握、設置場所の安全性の確認を行い、災害対策本部を設置する。

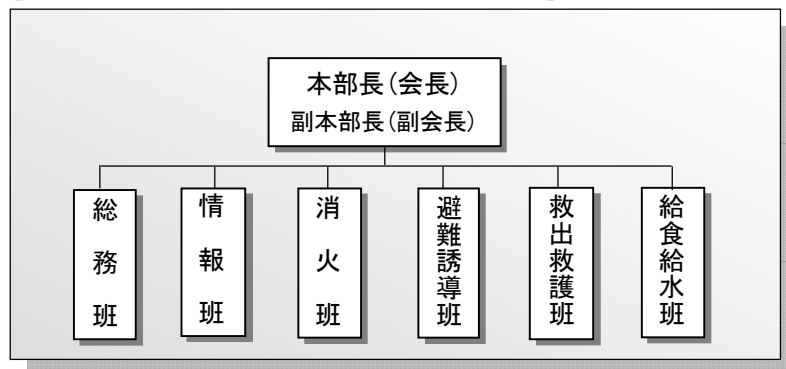
災害対策本部の実施責任者は、対策本部長（会長）とし、不在の場合は、副本部長（副会長、防災部長）とする。

また、災害対策本部を設置した場合は、市災害対策本部に報告する。

□自主防災組織災害対策本部の設置基準

- 地域で相当規模の被害が予想される場合。
- 相当規模の災害が発生し、市の災害対策本部が設置された場合。

【 自主防災組織の災害対策本部の構成例 】



2.3 自主防災組織の活動内容

【 自主防災組織の活動内容 】

班区分	活動内容
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対策本部の設置及び運営 ○ 各班との連絡、調整 ○ 市及び防災関係機関との連携
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況、災害情報の収集、伝達、報告、広報活動
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災の初期消火 ○ 火災情報の対策本部及び関係機関への連絡
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人員確認、地域住民の避難誘導 ○ 指定避難場所の設置協力
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者の保護、安全確保、救援 ○ 負傷者の救護、医療機関との連携 ○ 救援物資の受入、配分
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料、飲料水の調達、配分

第2節

情報の収集・伝達

本市域において、風水害が発生した場合、災害応急対策を行うための情報の収集・伝達及び災害情報を市民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、報道機関への情報提供等に関する計画を以下に定める。

第2節 情報の収集・伝達

第1 情報収集連絡体制

第2 災害情報の収集・伝達

第3 市民への広報活動

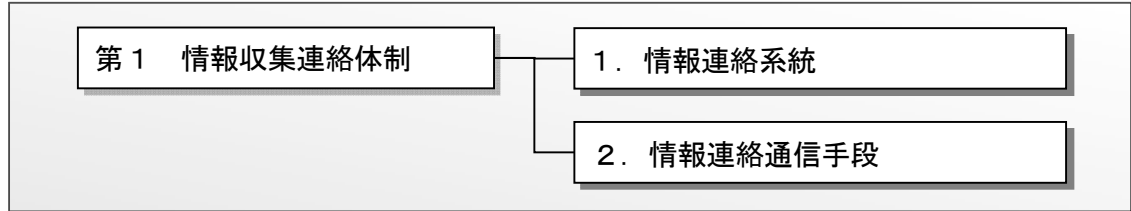
第4 市民の各種相談窓口

第5 被災者への情報提供及び支援

第6 報道機関への情報提供

第1 情報収集連絡体制

災害情報の収集・伝達について、これを迅速かつ的確に実施するための連絡系統及び連絡手段を以下に定める。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第2節 情報の収集・伝達

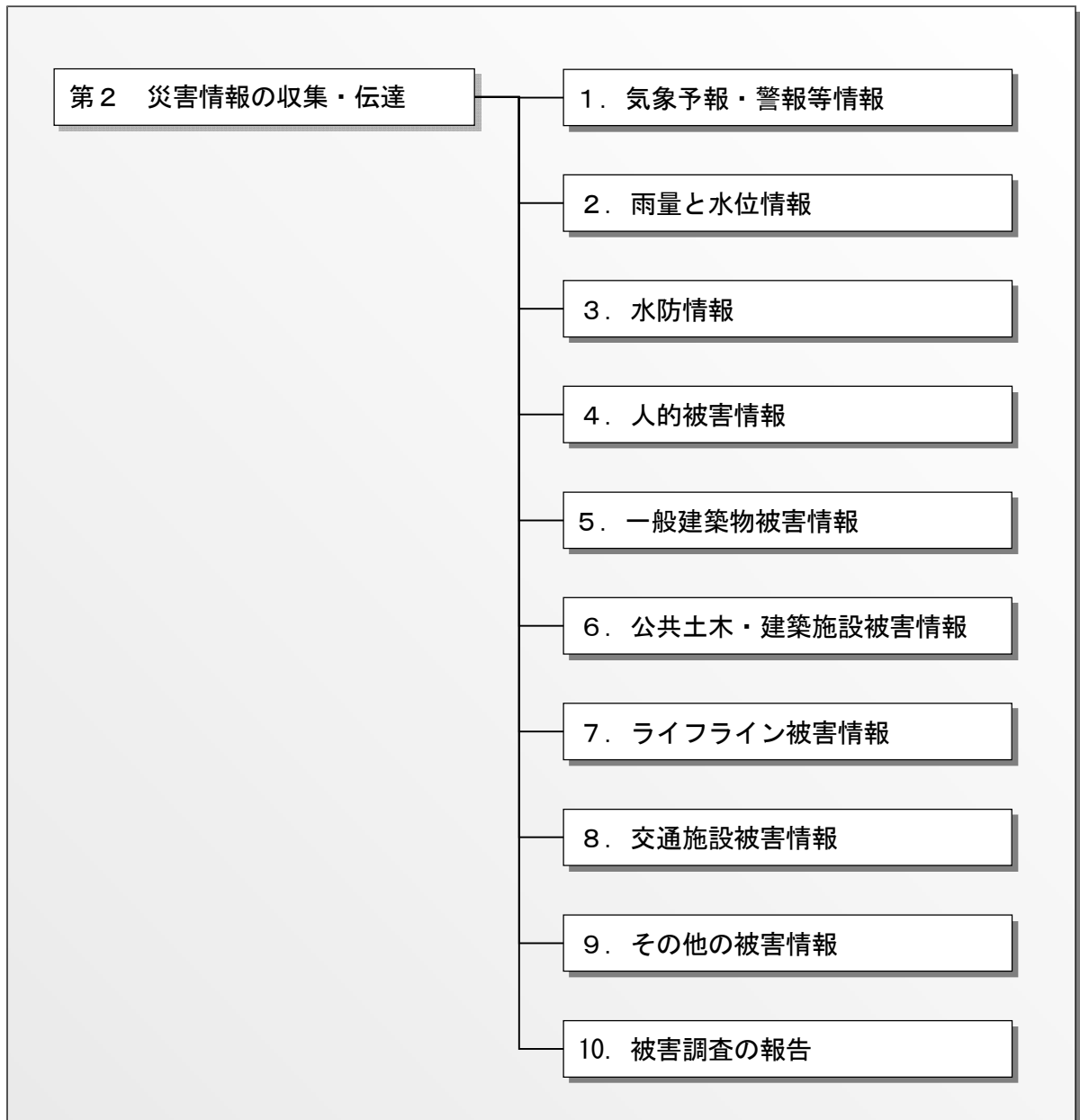
『第1 情報収集連絡体制』

を準用する。

第2

災害情報の収集・伝達

市は、風水害時には各関係機関と緊密な連携を図り、情報の交換を行い、管内又は所管業務に関する被害状況及び応急復旧状況等の災害情報を迅速かつ的確に把握する。



1. 気象予報・警報等情報 ⇨ 『各部共通』

1.1 気象注意報及び警報の種類

熊谷地方気象台は、異常気象等によって埼玉県地域内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、気象特別警報・警報・注意報を発表し、関係機関に通知する。

□特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

□特別警報・警報・注意報の種類概要

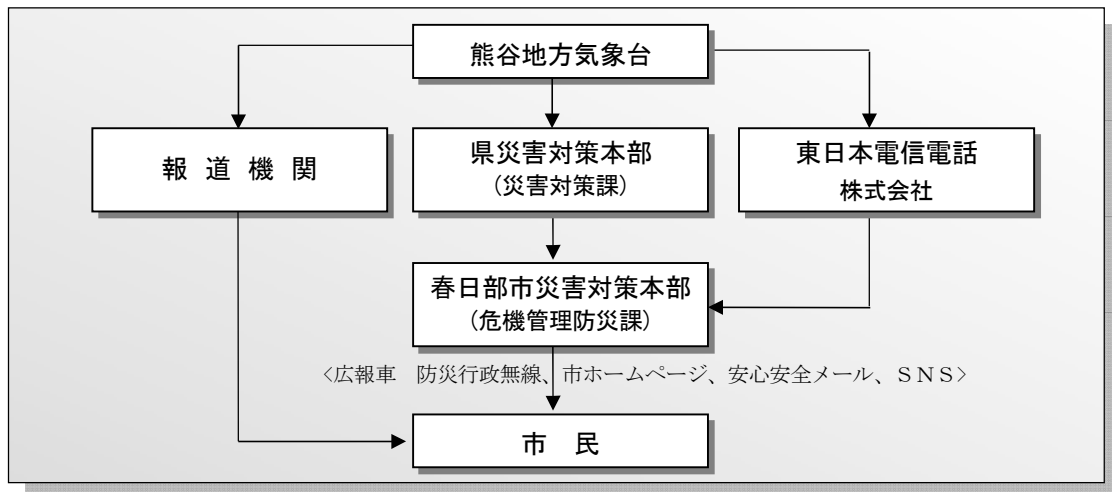
特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表される。	

【水防活動用】

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。

【 気象注意報・警報等の伝達系統図 】



1.2 警報及び注意報等の発表基準

熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の対象地域及び発表基準は次のとおりである。

(1) 対象地域

特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。天気予報は一次細分区域（3区域）に区分して発表する。

【 埼玉県の地域細分 】



資料) 警報・注意報発表基準一覧表（埼玉県）（平成 24 年 10 月、気象庁）

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域の名称
南 部	南 中 部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、川島町
	南 東 部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
	南 西 部	飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町
北 部	北 東 部	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市
	北 西 部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父地方	(秩父地方)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

(2) 特別警報、警報、及び注意報の発表基準

熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報・警報の発表基準を以下に示す。

【 警報・注意報の発表基準 】

種 類		発 表 基 準	
警 報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準 17
		土砂災害	土壌雨量指数基準 122
	洪水	流域雨量指数基準	新方川流域=7.5, 大落古利根川流域=19.3 中川流域=21.1, 会之堀川流域=7.9 隼人堀川流域=8.1, 倉松川流域=12
		複合基準 *1	大落古利根川流域=(10, 11.3), 会之堀川流域=(14, 6) 隼人堀川流域=(12, 7.3)
		指定河川洪水予報による基準	利根川上流部 [栗橋], 江戸川 [西関宿・野田]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s、雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	12
		土壌雨量指数基準	84
	洪水	流域雨量指数基準	新方川流域=6, 大落古利根川流域=15.4 中川流域=16.8, 会之堀川流域=6.3 隼人堀川流域=6.4, 倉松川流域=9.6
		複合基準 *1	新方川流域=(6, 6), 大落古利根川流域=(10, 10.2) 中川流域=(6, 16.8), 会之堀川流域=(6, 5.4) 隼人堀川流域=(10, 5.1), 倉松川流域=(6, 9.6)
		指定河川洪水予報による基準	江戸川 [西関宿]
	強風	平均風速	11m/s
	風雪	平均風速	11m/s、雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	雷	落雷等で被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度25%、実効湿度55%	
低温	夏季：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季：最低気温-6℃以下（冬季の気温は熊谷地方気象台の値）		

種 類	発 表 基 準	
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

※1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組合せによる基準値を表している。

【 特別警報の発表基準 】

現象の種類	基準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

1.3 各種の気象情報

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される

(3) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯※」というキーワードを使って解説する。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

※ 次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ50～300km程度、幅20～50km程度の強い降水をとまなう雨域をいう。

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(5) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(6) 警報の危険度分布（キキクル）

警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで土砂災害、浸水害、洪水災害の危険度が高まっているのかを地図上で色分けして表示し、視覚的にわかりやすく情報提供する。

□警報の危険度分布（キキクル）の情報

情報項目	情報の意味(更新間隔)	備考
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害の危険度の高まりの予測を地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(土砂災害)を補足する情報
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりの予測を地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(浸水害)を補足する情報
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりの予測を河川ごとに5段階で表示(10分毎に更新)	洪水警報を補足する情報

(7) 熊谷地方気象台と市とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、危機管理室へ電話連絡する。緊急性が高い場合等には、市長に直接連絡を行う。

市は、避難情報の発令の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

2. 雨量と水位情報 ⇨ 『市長公室』

市内の主要河川及び水路に水位計、市庁舎等に雨量計を設置し、雨量と水位情報の収集伝達を行い迅速な水害応急活動を実施する。

3. 水防情報 ⇨ 『市長公室』

3.1 洪水予報及び水防警報

水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法に基づく洪水予報は、国土交通大臣が指定した河川について国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で発表する。ま

た、水位到達情報は埼玉県知事が指定した河川について埼玉県県土整備部河川砂防課が発表する。

水防警報は、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、国土交通大臣あるいは埼玉県知事が指定した河川について実施することとなっている。

以上のうち、本市に関係あるものは、次のとおりである。

(1) 国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同して発表する洪水予報

【洪水予報の種類と発表基準】

種類	表題	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

出典：「埼玉県地域防災計画（令和5年3月）」

【洪水予報を行う河川（水防法10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項）】

河川名：利根川、江戸川、中川（国直轄区間）、荒川

(2) 県が発表する水位到達情報

【水位到達情報の種類と発表基準】

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。

【水位到達情報の通知を行う河川（水防法13条第2項）】

河川名：中川（県管理区間）、大落古利根川、新方川、元荒川

(3) 国土交通大臣の行う水防警報（水防法 16 条）

【 河川名及びその区域 】

水系	河川名	基準水位 観測所	水防警報区域		発表を 行うもの
利根川	利根川	栗 橋	左岸	自：茨城県古河市中田新田字砂片附670番1地先 至：茨城県猿島郡境町桐ヶ作字飛地流作下2458番地先	利根川上流 河川事務所
			右岸	自：埼玉県久喜市栗橋町北2丁目3386番3地先 至：茨城県猿島郡五霞町大字山王字堀切1278番3地先	
	江戸川	西関宿	左岸	自：幹川分派点 至：千葉県野田市岡田 1084 地先	江戸川 河川事務所
			右岸	自：幹川分派点 至：埼玉県春日部市新宿新田100番1 地先	
	中 川	吉 川	左岸	自：埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下1647番の1 地先 至：大場川合流点	
			右岸	自：埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向937番1 地先 至：圀川合流点	
荒 川	荒 川	熊 谷	左岸	自：埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2 至：埼玉県上尾市大字平方横町434番1 地先	荒川上流 河川事務所
			右岸	自：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18 至：埼玉県川越市大字中老袋字田島289番1地先	

資料「令和5年度 埼玉県水防計画」

【 水防警報の対象となる基準水標 】

河川名	水位 標名	地先名	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (特別警戒水位) (m)	計画高 水位 (m)
利根川	栗 橋	埼玉県久喜市栗橋	2.70	5.00	7.60	9.20	9.90
江戸川	西関宿	埼玉県幸手市大字西関宿	4.50	6.10	8.10	8.90	9.12
中 川	吉 川	埼玉県吉川市平沼	3.30	3.60	3.70	4.10	4.75
荒 川	熊 谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00	3.50	5.00	5.50	7.51

資料「令和5年度 埼玉県水防計画」

(4) 知事が実施する水防警報（水防法 16 条）

【 河川名及びその区域 】

河川名	基準水位 観測所	水防警報区域	
中 川	牛 島	左岸	春日部市下柳 1167 地先 から 北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上 1672-1 地先まで
		右岸	春日部市牛島 1323-1 地先（倉松川合流点）から 北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通 1876-1 地先まで

河川名	基準水位観測所	水防警報区域	
大落古利根川	杉戸	左岸	北葛飾郡杉戸町大字下高野233地先から 北葛飾郡松伏町下赤岩地先（中川合流点）まで
		右岸	南埼玉郡宮代町和戸3丁目14地先から 越谷市増森地先（中川合流点）まで
新方川	増林	左岸	春日部市増田新田字南313番地先から 吉川市川野地先（中川合流点）まで
		右岸	さいたま市岩槻区大字大戸字沼端515番地先から 越谷市中島地先（中川合流点）まで
元荒川	三野宮	左岸	越谷市大字野島字川端73-1地先から 越谷市中島（中川合流点）まで
		右岸	越谷市大字三野宮字中川原60-3地先から 越谷市東町2丁目（中川合流点）まで

資料「令和5年度 埼玉県水防計画」

【水防警報の対象となる基準水位観測所】

河川名	基準水位観測所	地先名	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位) (m)	計画高水位 (m)
中川	牛島	春日部市藤塚	AP. 5. 20	AP. 5. 85	—	AP. 6. 25	AP. 6. 730
大落古利根川	杉戸	杉戸町杉戸	AP. 7. 25	AP. 7. 70	—	AP. 7. 91	AP. 8. 232
新方川	増林	越谷市花田	AP. 3. 25	AP. 3. 90	—	AP. 4. 02	AP. 4. 790
元荒川	三野宮	越谷市三野宮	AP. 6. 15	AP. 6. 55	—	AP. 6. 80	AP. 7. 580

資料「令和5年度 埼玉県水防計画」

(5) 水位の種類



資料) 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

(6) 水防警報の種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは、水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることは出来ない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫注意情報等により、または既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が、解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

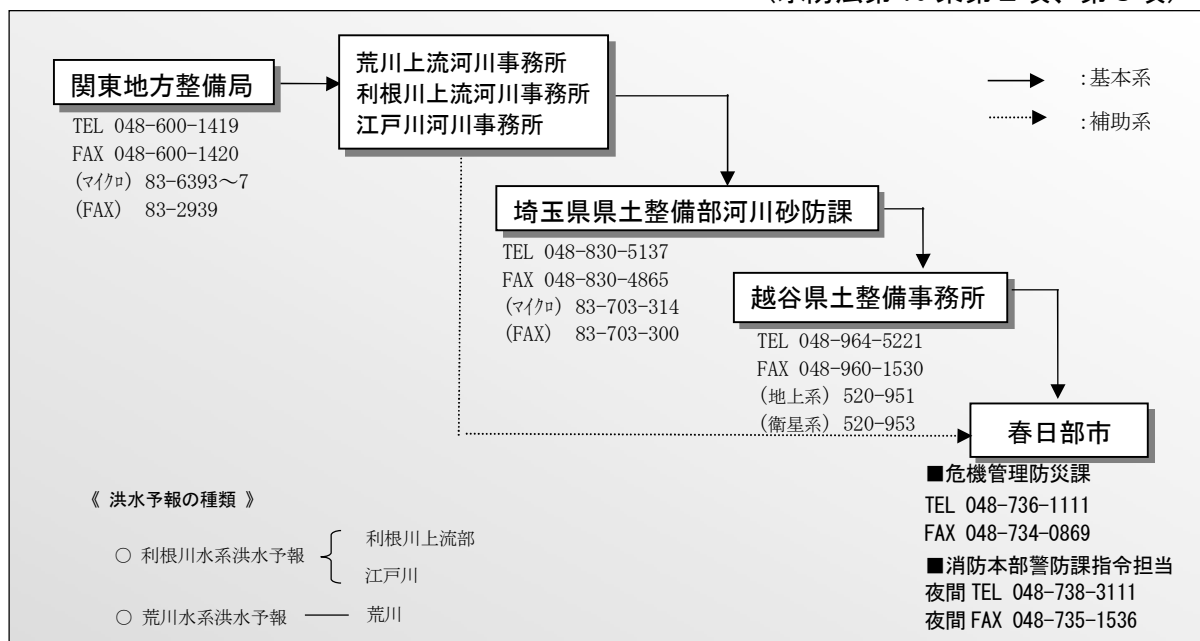
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

資料「令和5年度 埼玉県水防計画」

3.2 洪水予報、水防警報及び水位情報周知の伝達系統

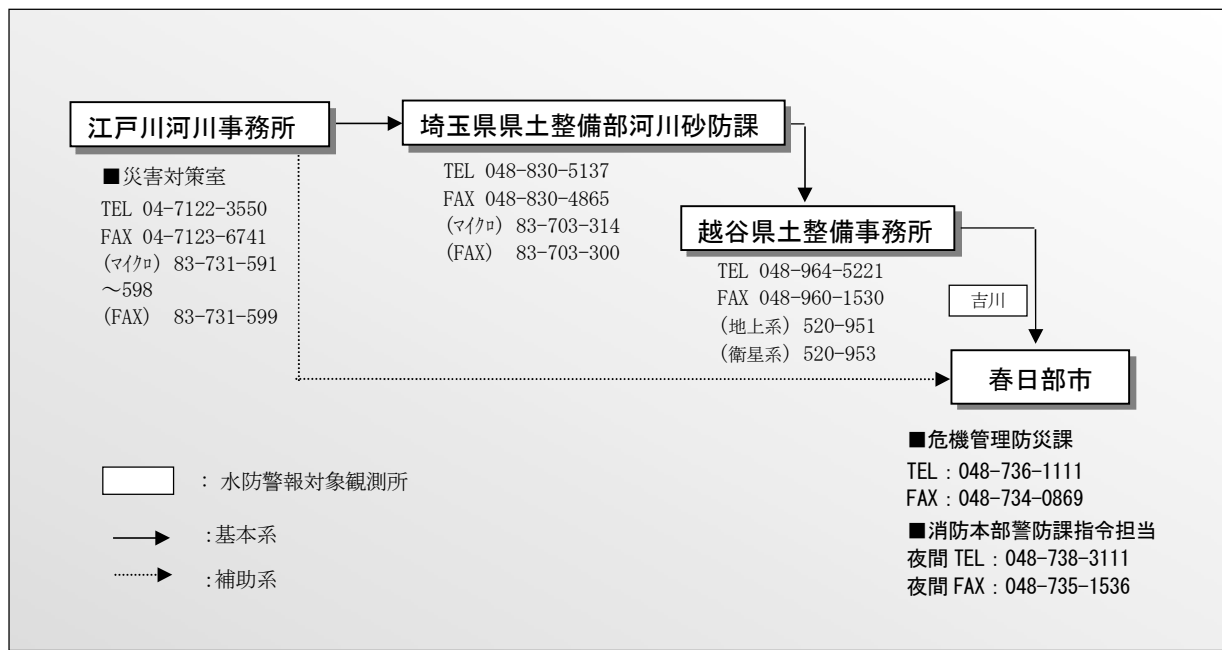
(1) 国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報

(水防法第10条第2項、第3項)



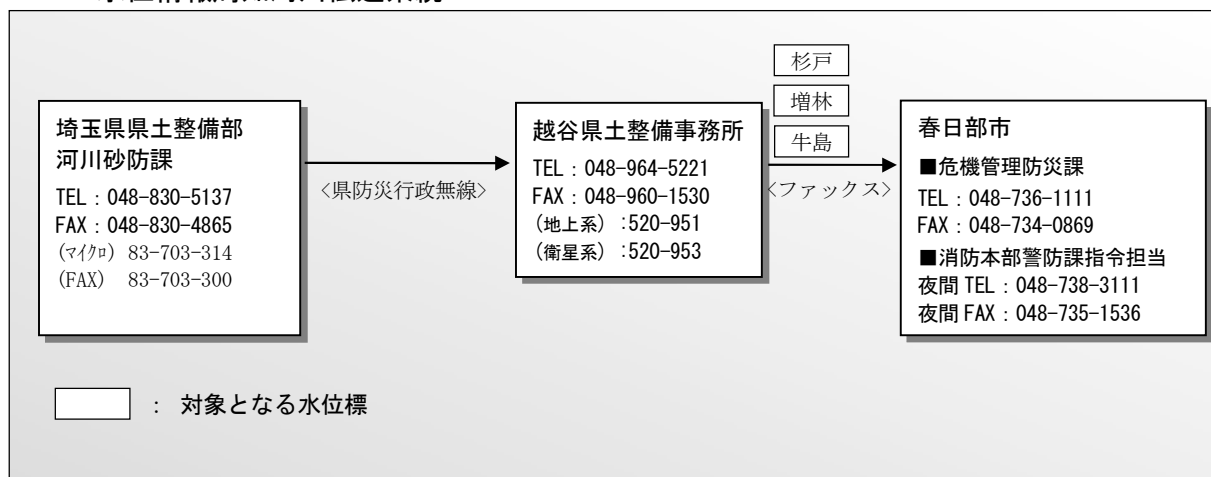
資料「令和5年度 埼玉県水防計画」

(2) 国土交通大臣が発表する水防警報伝達系統（水防法第 16 条関連）



資料) 「令和 5 年度 埼玉県水防計画」

(3) 埼玉県知事が発表する水防警報伝達系統（水防法第 16 条関連）及び埼玉県が発表する水位情報周知河川伝達系統



資料「令和 5 年度 埼玉県水防計画」

4. 人的被害情報 ⇨ 『 市長公室、消防本部 』

大規模な風水害発生時には、広域的あるいは局地的に、多数の傷病者が発生すると予想される。また、医療機関も被災し、道路の通行にも支障が出ると考えられるので、これらの状況に即して、医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要となる。

各グループ(部)は、担当業務の被害調査に関連し、速やかに人的被害を収集し、「危機管理防災班」は、各グループ(部)からの情報、警察署及び防災関係機関からの報告に基づき、人命救助に関する情報を遺漏がないように把握する。

また、収集情報に基づいて、人的被害の情報図を作成し、被害の発生状況を把握する。

5. 一般建築物被害情報 ⇨ 『建設部、都市整備部、消防本部』

一般建築物の被害に関する情報は、災害応急対策の実施の上で重要であるため、市域全体の被害状況を速やかに把握することが求められる。

6. 公共土木・建築施設被害情報 ⇨ 『建設部、都市整備部』

本市が管理する公共土木施設及び公共建築施設（以下、「公共施設」と呼ぶ。）の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施する。被害状況は、現地写真等により記録する。また、国、埼玉県等の管理する公共施設の被害については、各グループ(部)が各関係機関から災害情報を把握する。

7. ライフライン被害情報 ⇨ 『総合政策部、上下水道部』

ライフライン被害のうち、水道については「工務班」と「施設管理班」、下水道については「施設管理班」が被害状況調査を実施する。主要な被害状況は、現地写真等により記録する。その他のライフライン（ガス、電気、電話）については、「政策企画班」が各事業者から被害状況を把握する。

ライフラインの復旧情報については、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして市民への情報提供ができるように、「政策企画班」が各事業者から復旧情報を把握する。

8. 交通施設被害情報 ⇨ 『建設部、都市整備部』

交通施設被害については「道路建設班」が被害状況調査を実施する。広域的な交通の運行状況等は、テレビ等報道機関から情報を得る。

また、国、県、東日本高速道路株式会社及び東武鉄道株式会社等が管理する交通施設については、関係機関から被害状況を収集する。

9. その他の被害情報 ⇨ 『関係各部』

その他の被害（商業、工業、農業等）の情報収集は、基本的には公共施設被害の情報収集と同様の方法により、関係機関、関係団体等から把握する。

10. 被害調査の報告 ⇨ 『各部共通』

本市域で発生した被害報告は次のとおりとする。

10.1 市災害対策本部への報告

各グループ(部)において把握された被害状況に関する情報は、市災害対策本部（「危機管理防災班」）へ報告する。

10.2 県への報告（法第53条第1項）

県への報告は、災害の発生と経緯に応じて埼玉県災害オペレーション支援システムにより報告するものとする。埼玉県災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、電話、ファックス、埼玉県防災行政無線で行う。

(1) 被害速報

被害速報は、発生速報と経過速報とに分け県の所定の様式を用いて報告する。

□発生速報

「発生速報」を用いて、その概要について被害発生直後に行う。

□経過速報

「経過速報」を用いて、被害状況の進展に伴い収集した被害について逐次報告するものとし、特に指示する場合のほか2時間ごとに行う。

(2) 確定報告

別に定める被害の判定基準を参考として、「被害状況調」を用いて、災害の応急対策が終了した後7日以内に報告する。

◇『【資料編(1)】第24「被害報告判定基準」』参照

【 県への連絡先（災害オペレーション支援システムが使用できない場合） 】

	【勤務時間内】 県危機管理防災部 災害対策課	【勤務時間外】 県危機管理防災部 当直	県東部地域振興センター
NTT回線	電 話 048-830-8181 F A X 048-830-8159	電 話 048-830-8111 F A X 048-830-8119	電 話 048-737-1110 F A X 048-737-9958
県防災行政無線 地上系・衛星系	電 話 (発信特番)-200-6-8181 F A X (発信特番)-200-6-8159	電 話 (発信特番)-200-6-8111 F A X (発信特番)-200-6-8119	電 話 (発信特番)-276-951 F A X (発信特番)-276-950

※防災行政無線の発信特番

- ・ 防災電話、防災FAX から発信（地上系） 85（衛星系） 89
- ・ 庁舎内線電話から発信（地上系） *985（衛星系） *989

10.3 消防庁への報告

本市が県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する（法第53条第1項括弧書）。

【 消防庁への報告先 】

回線別	区 分	平日（9：30～18：15）	左記以外
		応急対策室	宿直室
NTT回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	電 話	TN-90-49013	TN-90-49102
	F A X	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	F A X	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TN は、回線選択番号を示す。

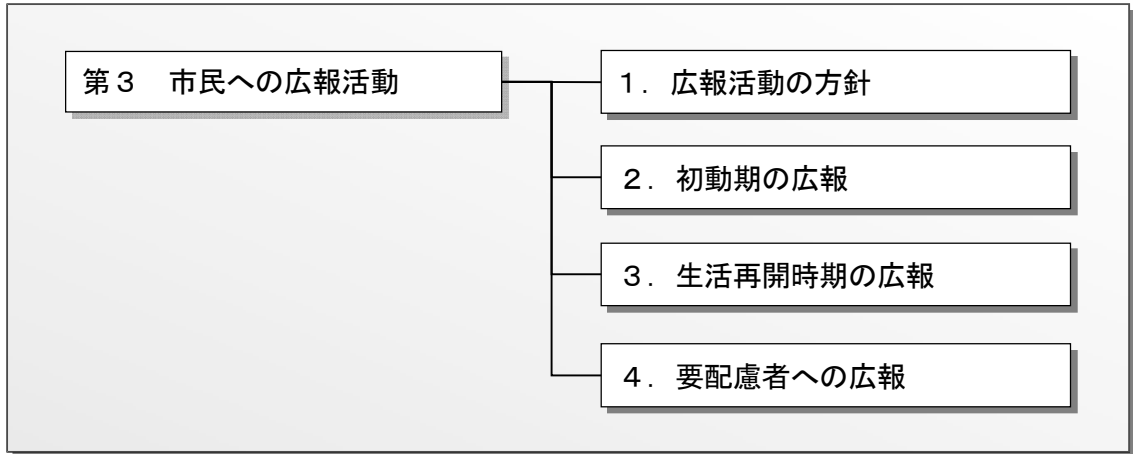
□電子メールによる報告の場合

報告先の電子メールアドレス	●●●●@ml.soumu.go.jp ※●●●●を別途連絡済みの英字に変更
添付ファイルの形式	Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式、PDF形式
その他	電子メールの件名は、【埼玉県春日部市（又は埼玉県春日部市消防本部）】及び災害名（又は事故種別）を含むものとする。 ・電子メールの本文へ火災・災害等の概要記載は不要。

第3

市民への広報活動

風水害発生時には、被災地や隣接地域の市民に対し、風水害や生活に関する様々な情報を提供する必要があり、このため、総合政策部は、適切かつ迅速な広報活動を実施する。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第2節 情報の収集・伝達

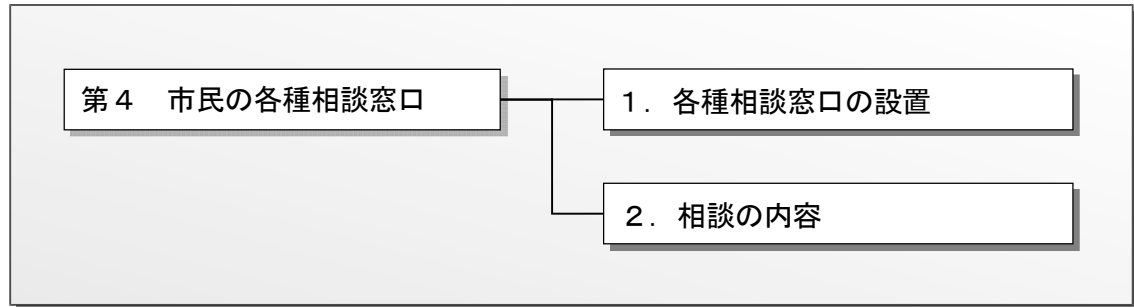
『第3 市民への広報活動』

を準用する。

第4

市民の各種相談窓口

被災住民からの相談、要望、要求等、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各グループ(部)と相互に連携して市庁舎等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。
また、外国人住民に対しても通訳ボランティア等を配置し、相談に応じる。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第2節 情報の収集・伝達

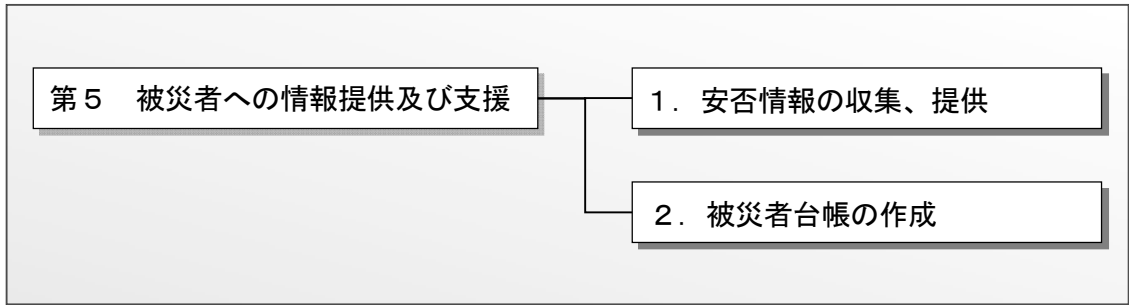
『第4 市民への各種相談窓口』

を準用する。

第5

被災者への情報提供及び支援

法に基づき、被災者への支援を行うため、被害状況及び支援の実施状況等を一元的に整理する被災者台帳を必要に応じて作成し、個人情報の取扱いに留意して、被災者の家族等への情報提供の活用について定める。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第2節 情報の収集・伝達

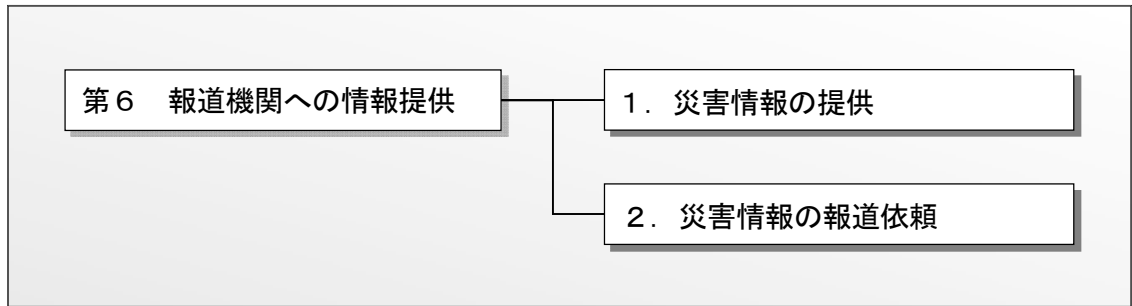
『第5 被災者への情報提供及び支援』

を準用する。

第6

報道機関への情報提供

被災地の市民が適切な判断により行動がとれるように、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報の迅速で的確な広報を実施する。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

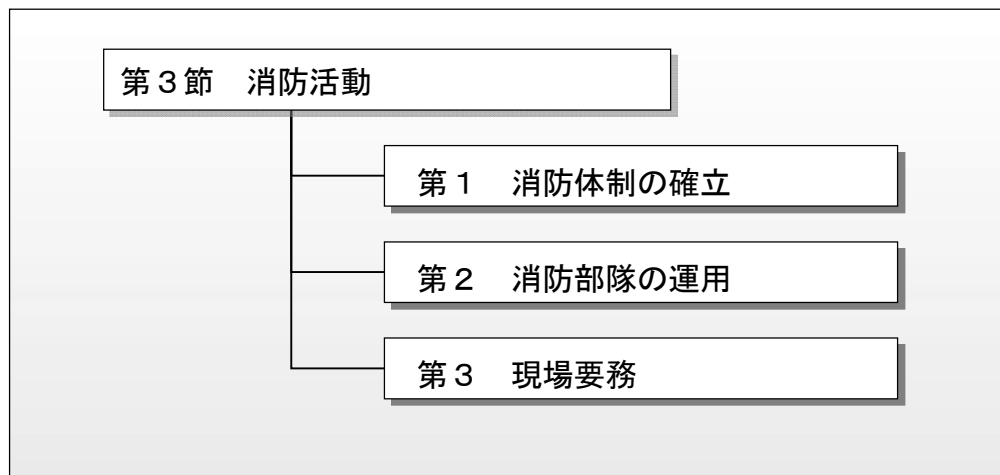
第2節 情報の収集・伝達

『第6 報道機関への情報提供』

を準用する。

大規模な風水害が発生した場合には、家屋の流失、損壊、浸水及び障害物の落下等により人的な被害が予想される。このことから消防の全機能をあげて施設及び人員を最大限に活用し、救助・救急活動を行い、風水害から市民の生命と身体の安全、被害の軽減を図るため、消防機関の活動体制や災害応急対策の確立が必要である。

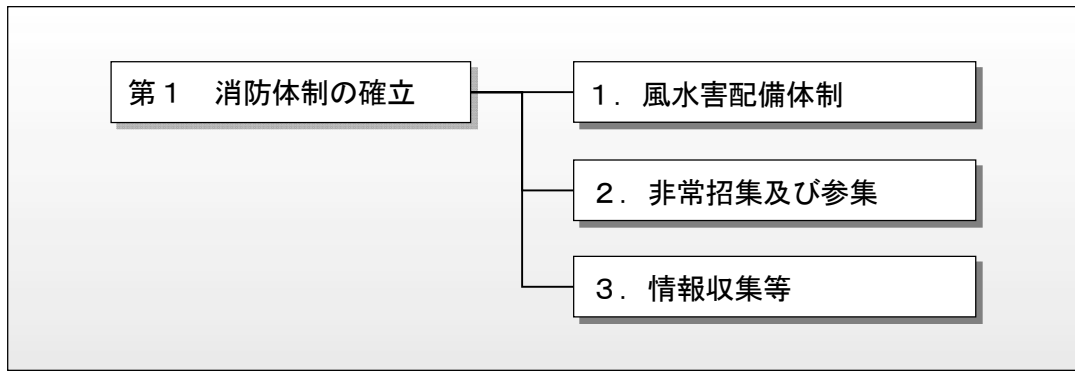
災害時における消防活動体制の計画を以下に定める。



第 1

消防体制の確立

大規模な風水害が発生した場合、その被害の状況により風水害配備体制を発令し、速やかに活動体制の確立を図る。



1. 風水害配備体制 ⇨ 『消防本部』

- 警防本部長は、気象状況及び災害状況に応じ、風水害配備体制を発令する。
- 警防課長及び署隊長は、風水害配備体制が発令されたときは、その体制を整え、活動の万全を期すものとする。

2. 非常招集及び参集 ⇨ 『消防本部』

- 警防本部長は、風水害に対処するため必要があると認めた場合は、配備人員を確保するため勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。
- 非常招集命令は、風水害配備体制が発令されたときをもって、その命令が発令されたものとする。
- 非常招集命令が発令されたときは、職員は速やかに自己の所属に参集しなければならない。

3. 情報収集等 ⇨ 『消防本部』

- 署隊長は、積極的に情報の収集及び被害の把握に努めるとともに、必要な情報を各所属長に伝達するものとする。
- 各所属長は、必要により所属小隊を火災出場可能な状態で、原則として単隊にて出向させ、河川の巡視、被害発生状況等の情報収集を行うものとする。
- 各所属長は、原則として風水害配備第2体制以上の体制が発令されたときは、監視警戒に係る隊を派遣し、風水害発生危険箇所等の状況把握に努めるものとする。

第2

消防部隊の運用

風水害時の消防部隊の運用は、被害状況及び災害の発生状況に応じて行うものとする。

第2 消防部隊の運用

1. 運用の区分

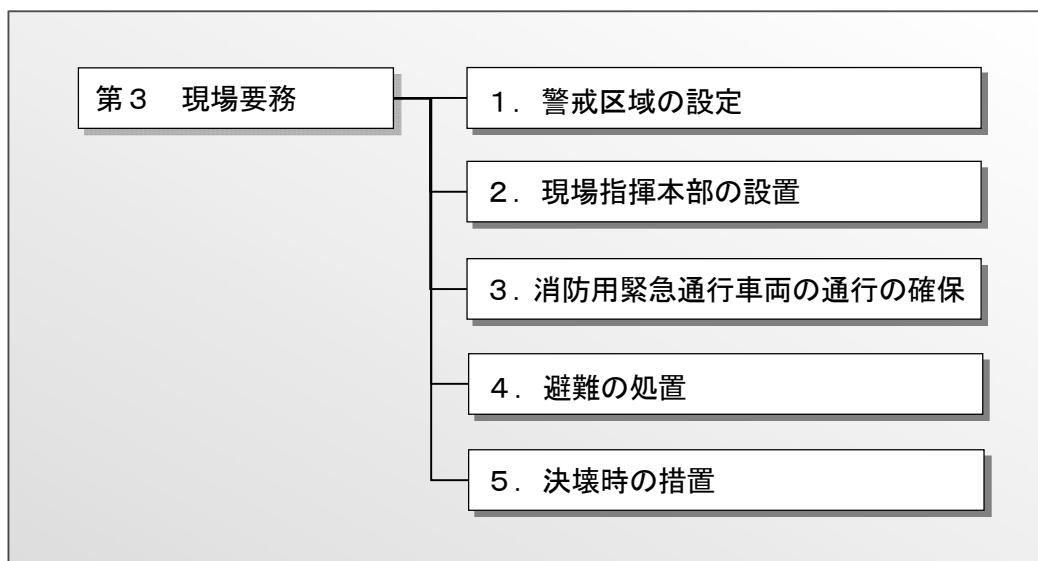
1. 運用の区分 ⇨ 『消防本部』

- 風水害配備体制において、火災出動計画に基づき部隊運用する。
- 各所属長は、必要に応じ所属の部隊を運用する。
- 警防本部長が必要と認めたとき、部隊を調整運用する。

第3

現場要務

風水害時の現場要務は、関係機関と連携しながら適切に対処するものとする。



1. 警戒区域の設定 ⇨ 『消防本部』

風水害において人命危険の防止及び災害応急対策の円滑化を図るため、特に必要があると認めるときは、水防法により警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入を禁止し、もしくは制限し、又は当該区域から撤去させるなどの措置を行うものとする。

2. 現場指揮本部の設置 ⇨ 『消防本部』

- 現場指揮本部は、水防活動の指揮系統及び関係機関との連絡調整を図るため、指揮隊を持って対応する場合に設置するものとする。
- 現場指揮本部長は、風水害の規模に応じ署隊長又は副署隊長があたるものとする。

3. 消防用緊急通行車両の通行の確保 ⇨ 『消防本部』

各隊長は、風水害の現場に出場途上、法第76条第1項に基づき設定された通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の通行の妨げになる車両、その他の物件がある場合は、次の事項に留意のうえ、法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の通行を確保する。

- 消防用緊急通行車両の通行の確保は、その場に警察官がいないときのみ行うことができる。
- 法第76条の3第4項の規定の適用は最終手段とし、通常は次により措置をとる。
 - ・車両の所有者、占有者又は管理者への当該車両等の移動要請
 - ・他の道路を利用した迂回による通行

4. 避難の処置 ⇨ 『 消防本部 』

現場指揮本部長は、風水害の状況から付近住民の安全確保が困難であると判断される場合は、警防本部長に報告し、これを受けた警防本部長は本部長に報告する。

5. 決壊時の措置 ⇨ 『 消防本部 』

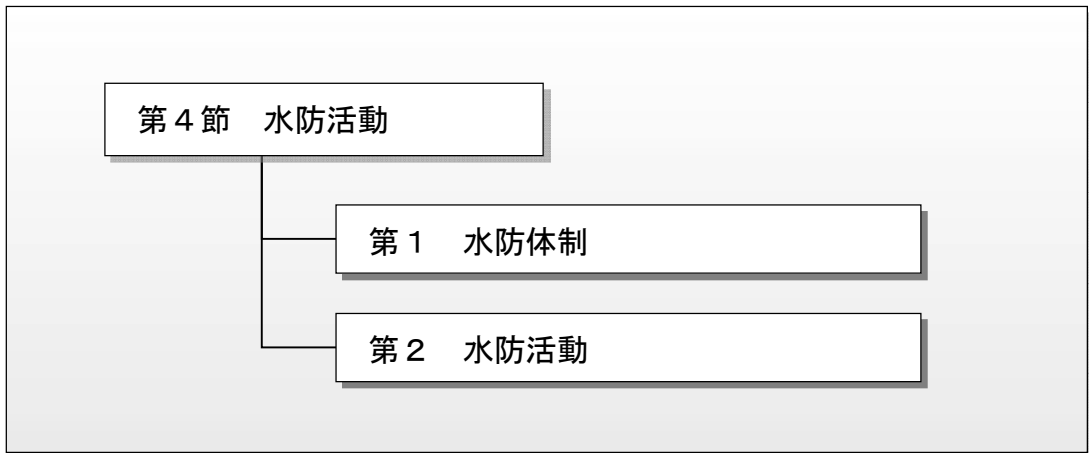
警防本部長は、水防施設の決壊又は損壊等を確認したときは、本部長へ直ちに報告するものとする。

第4節

水防活動

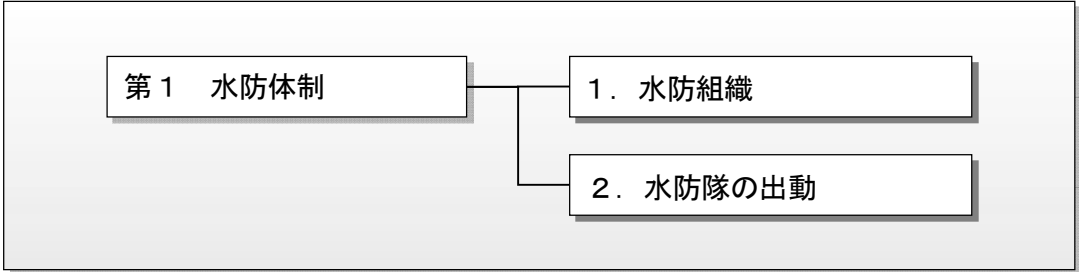
市は、気象状況等から市の区域内に浸水被害の発生が予想される場合に、各水防機関と協力し、水防上の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施する。

なお、市は、久喜市、幸手市、杉戸町及び五霞町と利根川栗橋流域水防事務組合を、また、松伏町、吉川市並びに三郷市と江戸川水防事務組合を結成し、水防に関する事務を共同処理している。



第1 水防体制

水防活動は、本市、消防団、警察署等が綿密な連携を図り実施し、また災害の発生の状況に応じて組織を拡大又は縮小する。



1. 水防組織 ⇨ 『各部共通』

本市の水防体制の組織及び分担業務は、「本編 第1章 第1節 第2 『3. 災害警戒本部の設置・運営』」により実施し、水防活動の中核となる水防活動隊を編成する。

水防活動隊の編成は、建設部水防隊、都市整備部水防隊、消防本部水防隊及び消防団（水防団）とする。それぞれの水防活動隊の役割は、次のとおりとする。

【水防活動隊の役割分担】

活動隊		役割
警戒本部（危機管理防災課）		情報の収集及び伝達を統括する。 大雨、洪水、台風等の気象情報を伝達する。 水防警報を各部に伝達する。 災害の規模に応じた動員を実施する。
水防活動隊	建設部水防隊 都市整備部水防隊	主として技術活動を担当する。
	消防本部水防活動隊	主として災害防除活動を担当する。
	消防団（水防団）	〃

2. 水防隊の出動 ⇨ 『各部共通』

洪水予報又は水防警報が発せられたときは、次のとおり警戒体制を敷き、その後の情勢把握につとめ、次の指示に対応できるような状態におく。

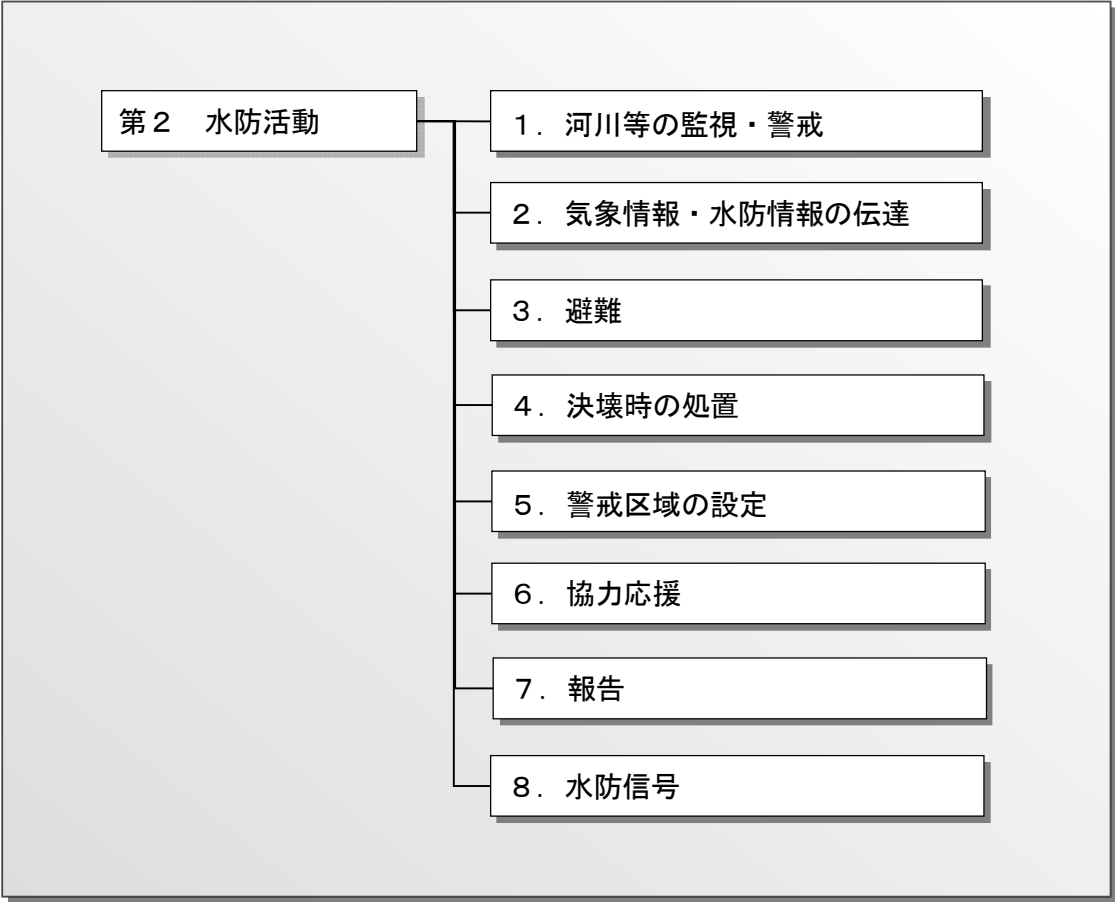
【水防隊の出動基準】

出動別	出動水防隊	摘要
第1次	建設部水防隊 都市整備部水防隊 消防本部水防隊	河川が警戒水位を超えるおそれがあるとき。 (資材準備・点検、水こう門の開閉点検、河川巡視、機場排水操作)
第2次	援護水防隊を除く 全水防隊	河川が警戒水位を超え被害が予想されるとき。
第3次	全水防隊	洪水、堤防決壊の危険があるとき。

⇨ 『【資料編(1)】第19「消防団編成状況」』参照

第2 水防活動

市長は、河川の氾濫又はこれに準ずべき事態が発生するおそれがあると認める場合は、消防機関又は水防関係団体に対し出動を要請し、水害の警戒及び防御に当たらせる。



1. 河川等の監視・警戒 ⇨ 『 市長公室、建設部、都市整備部 』

随時、区域内の河川等を巡回し、水防上危険であると認められる箇所がある場合、施設管理者へ連絡し必要な措置を講ずるよう求める。

また、大雨、洪水及び台風等の気象情報が発令された場合、監視班を編成し、河川等の監視活動を実施する。

□監視及び警戒が必要な箇所

- 「埼玉県水防計画」に定めのある関連の重要水防区域
- 河川、下水道施設の工事箇所
- 浸水履歴のある箇所
- 排水機場、調節池

⇨ 『【資料編(1)】第40「排水機場等一覧」』参照

2. 気象情報・水防情報の伝達 ⇨ 『 市長公室 』

気象情報、水防情報の収集及び市民への伝達は、以下のとおりである。

⇨『本編 第1章 第2節「第3 市民への広報活動」』参照

3. 避難 ⇨ 『 各部共通 』

市長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、地域住民に対して避難の指示をし、避難計画の定めるところにより誘導・救護を行う。

⇨『本編 第1章 第4節「第2 避難」』参照

4. 決壊時の処置 ⇨ 『 市長公室、建設部 』

堤防等が破堤し、また、これに準じた事態が発生した場合、直ちにその旨を越谷県土整備事務所及び氾濫の予想される方向の隣接する水防管理団体、又は市町に通報する。

また、必要に応じ警察署長に対し警察官の出動要請を講ずる。

5. 警戒区域の設定 ⇨ 『 市長公室 』

水防作業のため必要がある場合は、市長は警戒区域を設定し、無用な者の立入を禁止もしくは制限し又はその区域から退去を命ずることができる。

6. 協力応援 ⇨ 『 総合政策部 』

市長は、河川の氾濫又はこれに準ずべき事態が発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、地方公共団体並びに防災関係機関等に対して、職員の派遣、救援物資等の応援を速やかに要請する。

⇨『本編 第3章 第1節「第4 応援要請・相互協力」』参照

7. 報告 ⇨ 『 各部共通 』

水防警報の「出動」発令から解除までの間、水防活動状況を越谷県土整備事務所へ埼玉県水防計画の定めるところにより報告を実施する。

7.1 活動実施報告

- (1) 水防警報の開始時、終結時に報告を実施する。
- (2) 亀裂、漏水、越水、洗掘等の状況が生じた場合、逐次、情報収集し報告を実施する。
- (3) 破堤等、重大な状況が生じた場合は、すみやかに情報収集し、情報が入り次第、報告を実施する。

7.2 活動内容報告

水防活動の終結後に報告を実施する。

8. 水防信号 ⇨ 『 市長公室 』

【 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 20 条に基づく水防信号 】

	警鐘信号	サイレン信号(余いん防止符)	事 項
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	通報水位に達したことを知らせるもの
第 2 信号	○-○-○ ○-○-○	約 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの
第 3 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせるもの
第 4 信号	乱打	約 1 分 5 秒 1 分 5 秒 ○-休止 ○-休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの
地震による堤防の漏水・沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。 備考 1. 信号は適宜の時期継続するものとする。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。			

第5節 救援・救護活動

災害時には被災者の生命の安全の確保をするとともに、人心の安定を図るために、迅速な救援・救護活動を実施する必要がある。
救援・救護活動に係る計画を以下に示す。

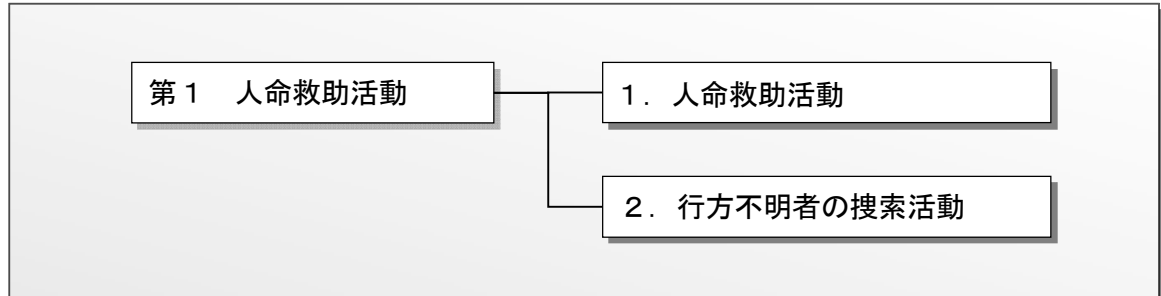
【 救援・救護活動に係る事項 】



第 1

人命救助活動

災害のため、生命や身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対しては、捜索を行い、救助し保護を図る。



本事項については

第 3 編 災害応急対策計画

第 1 章 震災応急対策計画

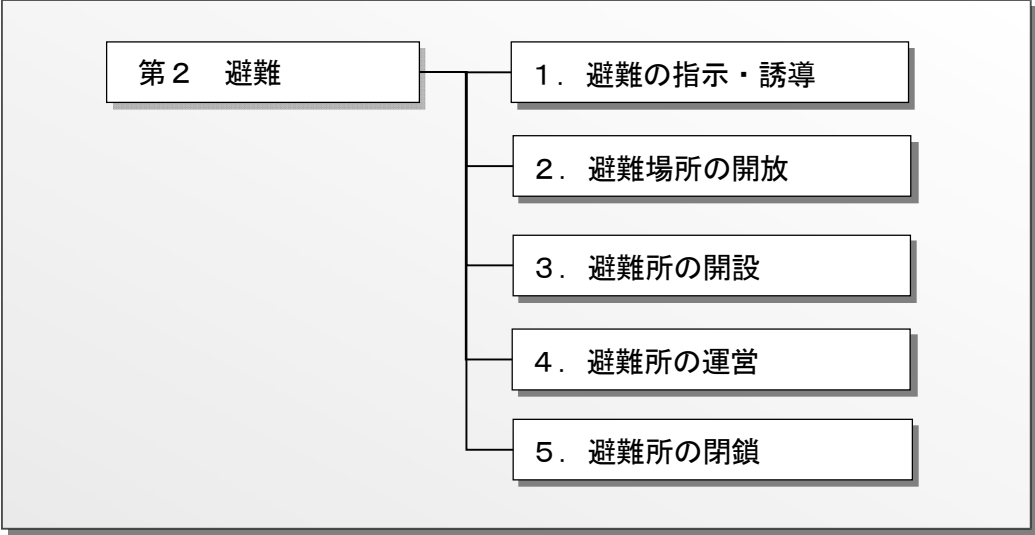
第 4 節 救援・救護活動

『 第 1 人命救助活動 』

を準用する。

第 2 避難

災害時に、危険区域にある市民を安全地域に避難させ、避難場所・避難所の設置、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。



1. 避難の指示・誘導 ⇨ 『 市長公室、各部共通 』

がけ崩れ、洪水等の事態が発生又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるときは、避難指示等の発令及び誘導は、できる限り迅速かつ円滑に実施する。

1.1 実施責任者

避難指示等の発令及び誘導は、できる限り迅速かつ円滑に実施する。また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

【 避難に係る実施責任者 】

災害の種類	実施責任者	根拠法令	区分
災害全般	市長	法第 60 条	指 示
	警察官	法第 61 条 (警察官職務執行法第 4 条)	指 示 (警告、強制的措置)
	自衛官	自衛隊法第 94 条	指 示
洪水 地すべり	知事、その命を受けた県職員	水防法第 29 条及び 地すべり等防止法第 25 条	指 示
洪水	水防管理者	水防法第 29 条	指 示

1.2 警戒レベルを用いた避難情報の発令

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警戒レベルを用いた避難情報（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）の発令並びに情報伝達は、別途定める「春日部市避難指示等の判断伝達マニュアル」（令和3年8月改定）によるものとする。（要配慮者利用施設への情報伝達もこれに準じる）

また、避難情報を発令する場合、熊谷地方気象台、河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めるものとする。

□警戒レベルを用いた避難情報の区分

避難情報等	発令時の状況	住民に求める行動
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市が発令)</p>	<p>●災害発生(※1)又は切迫(※2)している状況</p> <p>※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生</p> <p>※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性がある判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況</p>	<p>【緊急安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市が発令)</p>	<p>●通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</p>	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市が発令)</p>	<p>●要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</p>	<p>【危険な場所から高齢者等避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難 又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で 屋内安全確保の準備をする。

避難情報等	発令時の状況	住民に求める行動
		・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保）をすることが強く望まれる。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	●気象状況悪化	●自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●今後気象状況悪化のおそれ	●災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(用語の説明)

■避難：災害から命を守るための行動

■立退き避難：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動

■近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全な浸水しない場所・建物等

■屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。

- ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
- ・自宅等に浸水しない居室があること
- ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

1.3 警戒区域の設定

市長は、法第63条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、もしくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は市長もしくは市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、この職権を実施することができる。

また、自衛官は市職員もしくは警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定及びそれに基づく立ち入り制限・禁止並びに退去命令の措置を講ずることができる。ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

1.4 関係機関相互の通知及び連絡

避難のため立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は報告する。

□警察官の措置

○ 災害対策基本法に基づく措置

警察官 → 市長 → 知事（災害対策課）

□自衛官の措置

自衛官 → 市長 → 知事（災害対策課）

□避難命令に伴う市長から知事への報告事項

- 災害の態様及び被害の状況
- 指示を発した日時
- 地域名又は対象人員
- 避難場所

1.5 避難経路及び誘導方法

(1) 避難経路

避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(2) 避難誘導

避難誘導は、警察官、消防団及び自主防災組織等の協力の基に、その地域の実情に応じ避難経路の安全度並びに道路の状況を適宜判断して安全な経路へ誘導する。危険な地点には、表示、縄張りを実施するほか、夜間の場合は照明器具等を併用し、明示する。

病弱者、傷病者、障がい者又は歩行困難者は、状況により適当な場所に集合し、車両等により輸送する。火災等で避難場所が危険となった場合あるいは危険となるおそれがある場合は、他の避難場所に誘導する。

(3) 避難順位

緊急度の高い地域から避難を開始することとし、次の順位を原則とする。

1. 病弱者、障がい者
2. 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
3. 一般住民

(4) 携帯品

避難にあたっては、特に以下の事項を遵守するように指導する。

- 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型を記載したもの）を携行する。
- 2食分位の食料、着替え、水筒、手拭い、ちり紙、照明具、救急薬品、携帯ラジオ等を携行する。
- 服装は軽装とし、素足を避け、帽子、頭巾、雨具及び必要に応じて防寒具等を携行する。
- 貴重品以外の荷物は携行しないこと。
- 非常持ち出し品は、平時から用意しておくこと。

2. 避難場所の開放 ⇨ 『 市長公室、各部共通 』

本事項については
第3編 災害応急対策計画
第1章 震災応急対策計画
第4節 救援・救護活動
『 2. 避難場所の開放 』
を準用する。

3. 避難所の開設 ⇨ 『 市長公室、各部共通 』

本事項については
第3編 災害応急対策計画
第1章 震災応急対策計画
第4節 救援・救護活動
『 3. 避難所の開設 』
を準用する。

4. 避難所の運営 ⇨ 『 各部共通 』

本事項については
第3編 災害応急対策計画
第1章 震災応急対策計画
第4節 救援・救護活動
『 4. 避難所の運営 』
を準用する。

5. 避難所の閉鎖 ⇨ 『 各部共通 』

本事項については
第3編 災害応急対策計画
第1章 震災応急対策計画
第4節 救援・救護活動
『 5. 避難所の閉鎖 』
を準用する。

第3

要配慮者の安全確保

市は、自治会及び自主防災組織等と協力して、災害時に避難情報の確認が困難な者で、自ら避難が困難な者、避難所生活での困窮など、様々なハンディキャップを有する高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦並びに言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人住民など、いわゆる要配慮者に対し、その安全を確保する。

第3 要配慮者の安全確保

1. 高齢者・障がい者等の安全確保

2. 外国人住民の安全確保

本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

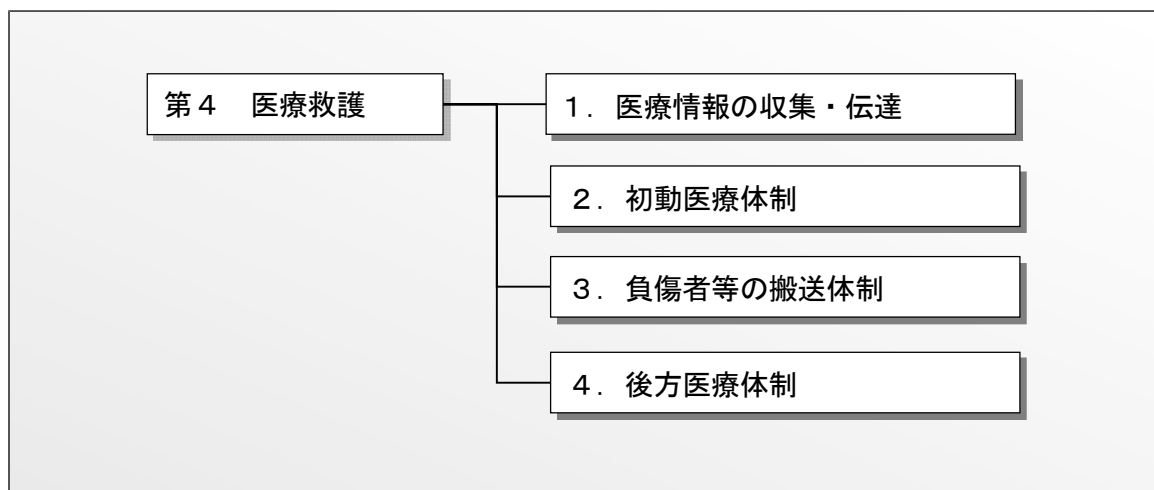
『第3 要配慮者の安全確保』

を準用する。

第 4

医療救護

市は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

『第4 医療救護』

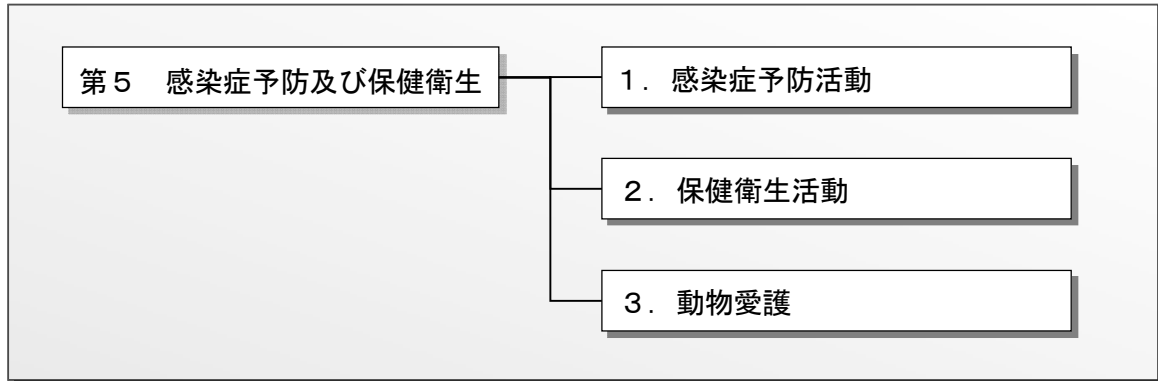
を準用する。

第5

感染症予防及び保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等がまん延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する感染症予防及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施するものとする。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

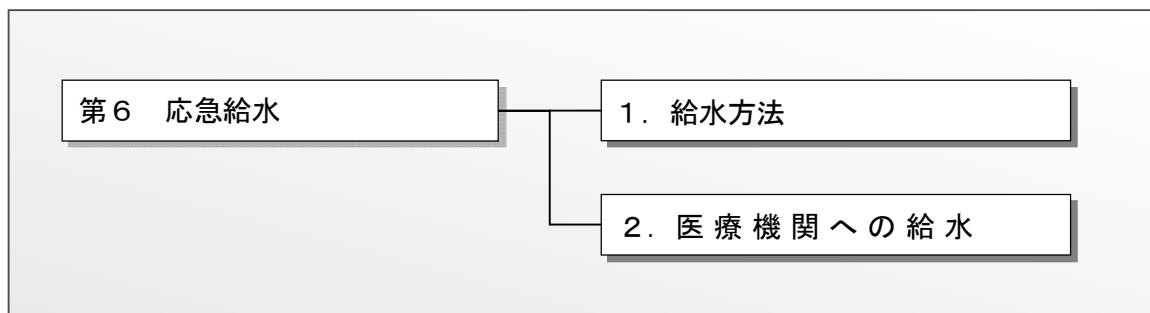
『第5 感染症予防及び保健衛生』

を準用する。

第6

応急給水

市は、災害に伴い飲料水の供給が途絶える又は汚染等により、市民が飲料に適する水を得ることができない場合は、必要最小限度の飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

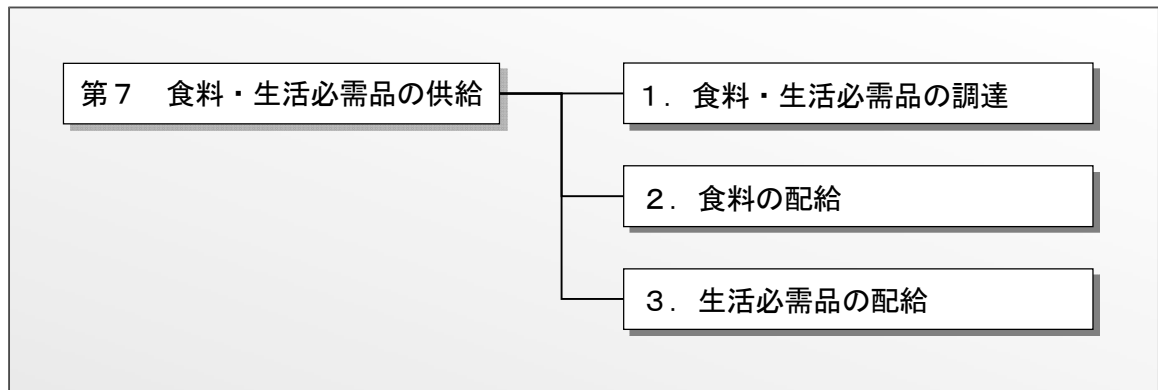
『第6 応急給水』

を準用する。

第7

食料・生活必需品の供給

災害時に、食料及び生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、被災者に対しては、速やかに食料及び生活必需品を供給できる措置を講ずる。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

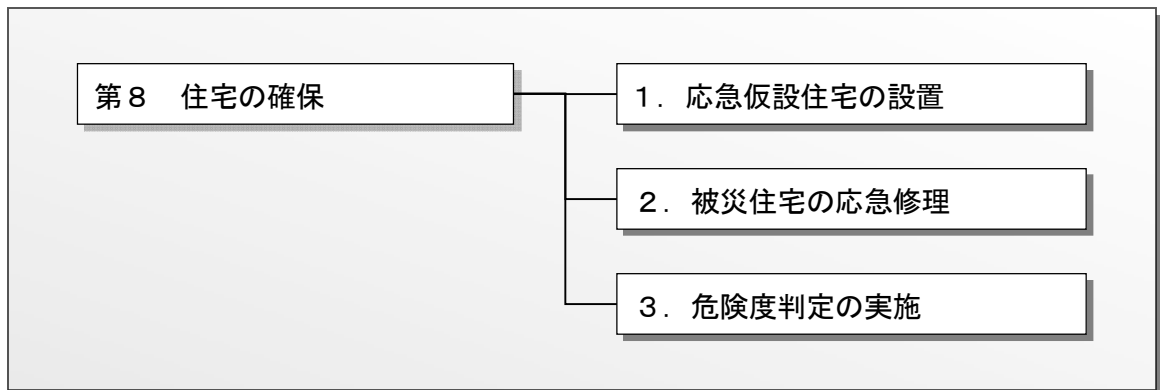
『第7 食料・生活必需品の供給』

を準用する。

第 8

住宅の確保

災害による家屋の流出、焼失等の被害により家屋を失い自らの資力で住宅の再建ができないものに対し、応急仮設住宅の設置などによる住宅の給与を講ずる。また、災害により大規模半壊、半焼、半壊、又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。



本事項については

第 3 編 災害応急対策計画

第 1 章 震災応急対策計画

第 4 節 救援・救護活動

『 第 8 住宅の確保 』

を準用する。

第9

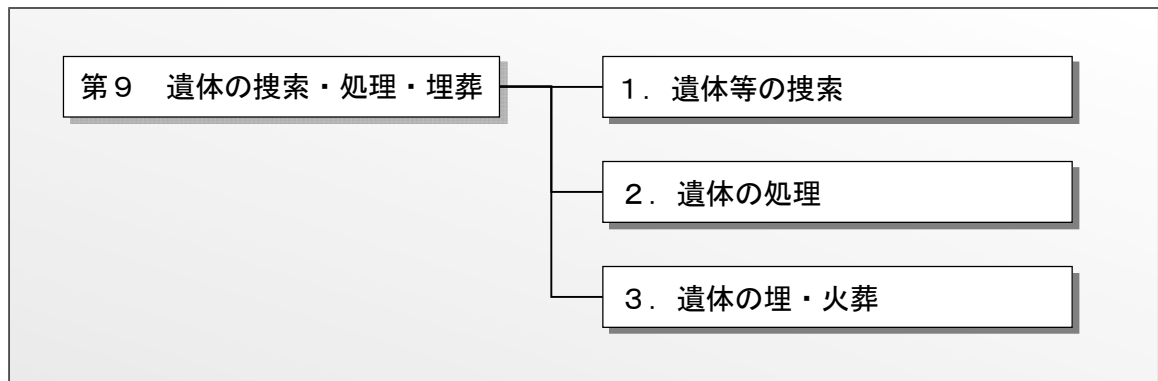
遺体の捜索・処理・埋葬

生命が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者等の捜索を実施する。また、災害の際に行方不明の状態にあり死亡していると推定される者の収容及び死亡した者について、警察官による検視（見分）並びに医師による検案を行い、かつ身元が判明しない死亡者は適切に埋・火葬を実施する。

遺体の捜索、処理及び埋・火葬は、以下に示すように市長が行う。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処理についても市長が行う。

なお、市のみで処理が不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

『第9 遺体の捜索・処理・埋葬』

を準用する。

第10 要員の確保

災害時において、応急対策を実施する際に不足する労力については、市内公共職業安定所を通じて要員を確保し、労力供給の万全を図る。

第10 要員の確保

1. 要員の確保

本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第4節 救援・救護活動

『第10 要員の確保』

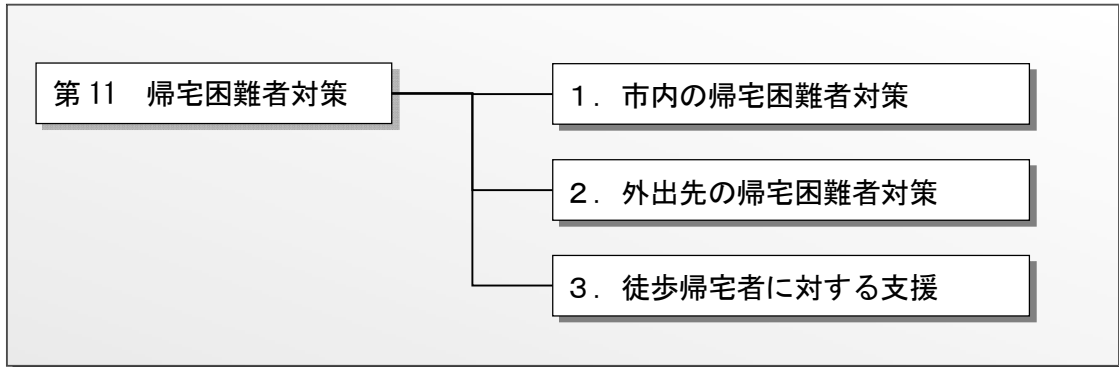
を準用する。

第 11

帰宅困難者対策

台風等の風水害による帰宅困難者対策は、気象予報に基づく通勤・通学時間の調整や、在宅勤務、休校等の予防措置を住民、事業所がとることにより行う。一方で、土砂災害や広域停電等により鉄道が運休した場合、時間帯によっては代替交通の利用が困難となり、駅周辺を中心に滞留者の発生も想定される。

このため、風水害時においては、主に一時滞在施設を開設して滞留者を収容するなど、震災時に準じた対策を行う。



本事項については

第 3 編 災害応急対策計画

第 1 章 震災応急対策計画

第 4 節 救援・救護活動

『 第 11 帰宅困難者対策 』

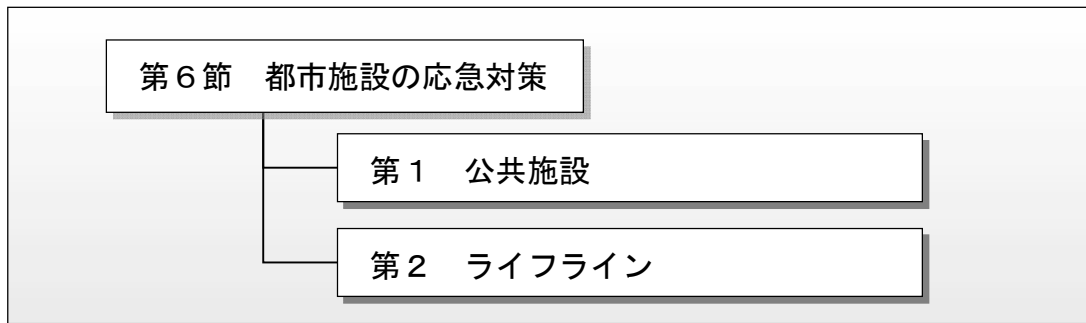
を準用する。

第6節

都市施設の応急対策

都市生活の基盤をなす道路、交通、ライフライン等の都市施設が風水害により被災した場合、都市機能が麻痺し、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。このため、各防災機関においては相互に連携を図り、災害応急対策及び広報活動を迅速に実施する。

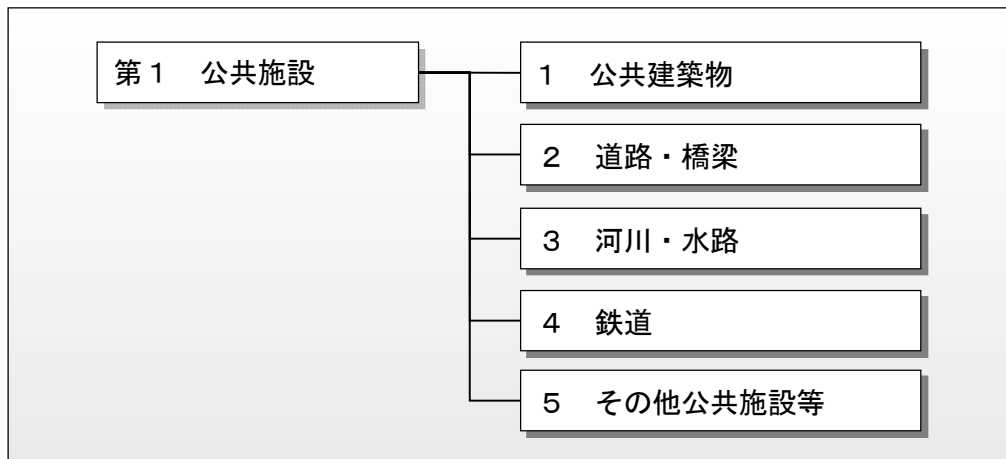
以下に、都市施設の応急対策の計画を示す。



第1

公共施設

道路、橋梁、河川、鉄道等の公共施設が大規模災害により被災した場合は、災害応急対策活動に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して、迅速な応急・復旧対策を実施し災害応急対策の実行に万全を図る。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第5節 都市施設の応急対策

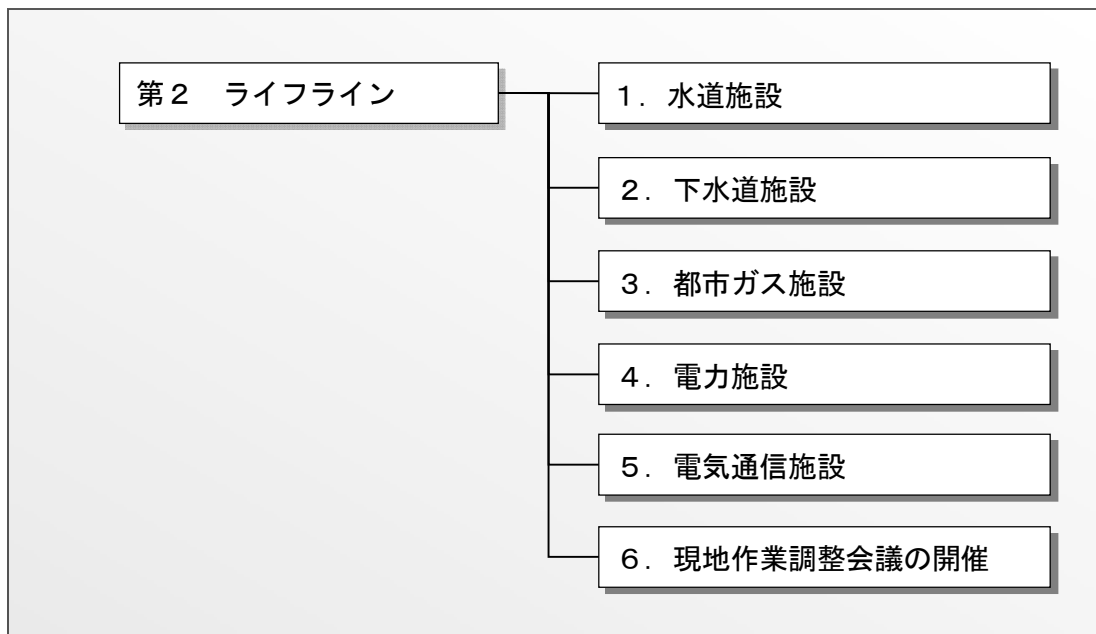
『第1 公共施設』

を準用する。

第2

ライフライン

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、市及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第5節 都市施設の応急対策

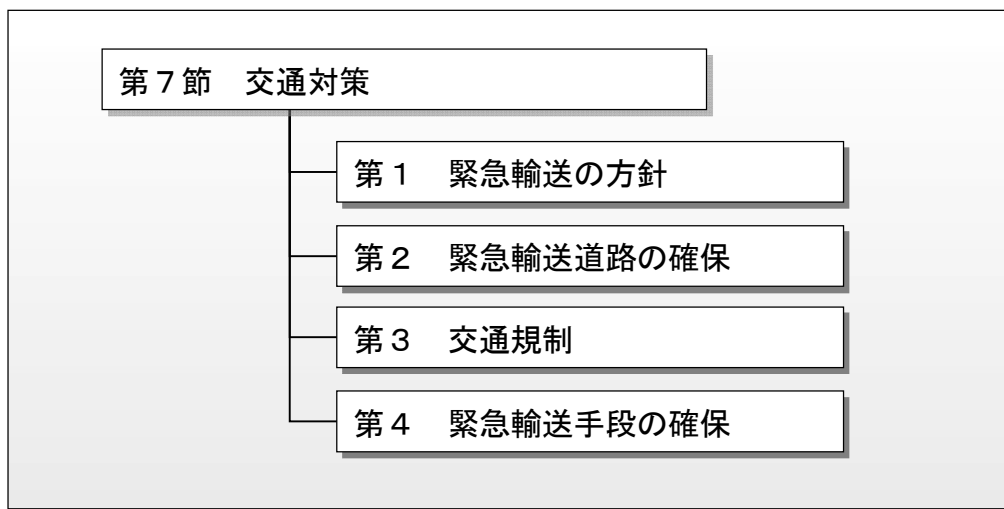
『第2 ライフライン』

を準用する。

第7節 交通対策

大規模災害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。

この混乱状態のなかで、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明の捜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など市民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。
対策に係る計画を以下に示す。



第1 緊急輸送の方針

風水害時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段を的確に確保し、活動人員や救援物資の円滑な輸送を行う。

本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第6節 交通対策

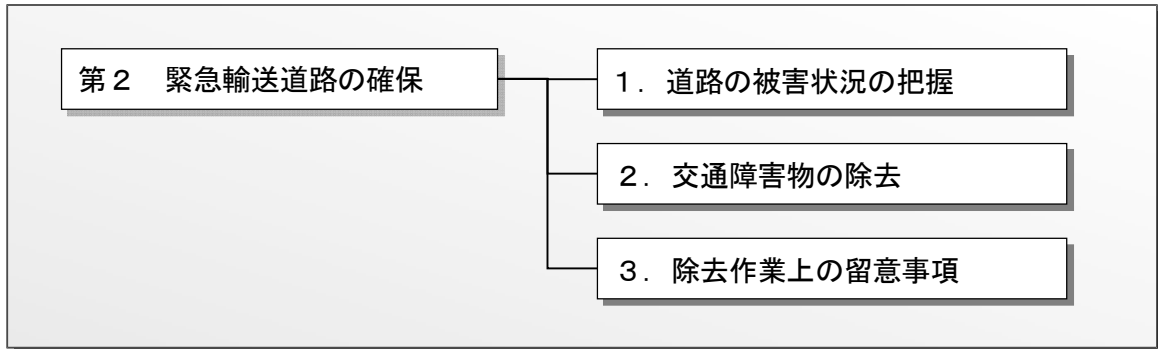
『第1 緊急輸送の方針』

を準用する。

第2

緊急輸送道路の確保

道路の応急復旧を制約された条件下で効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を行い、緊急輸送道路の確保に努める。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第6節 交通対策

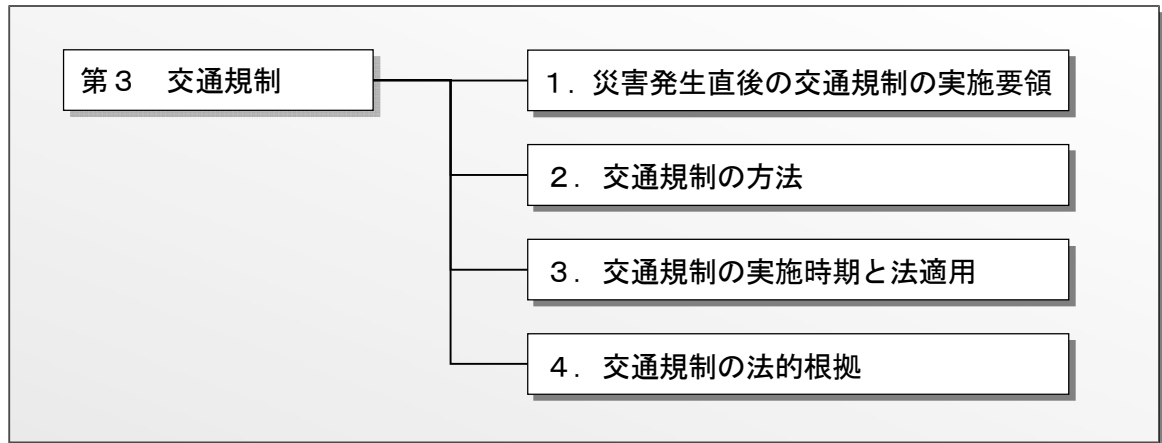
『第2 緊急輸送道路の確保』

を準用する。

第3

交通規制

災害時の市民の避難路や緊急輸送道路を確保するため、道路管理者及び交通管理者は、道路法、道路交通法並びに災害対策基本法に基づいて交通規制を実施する。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第6節 交通対策

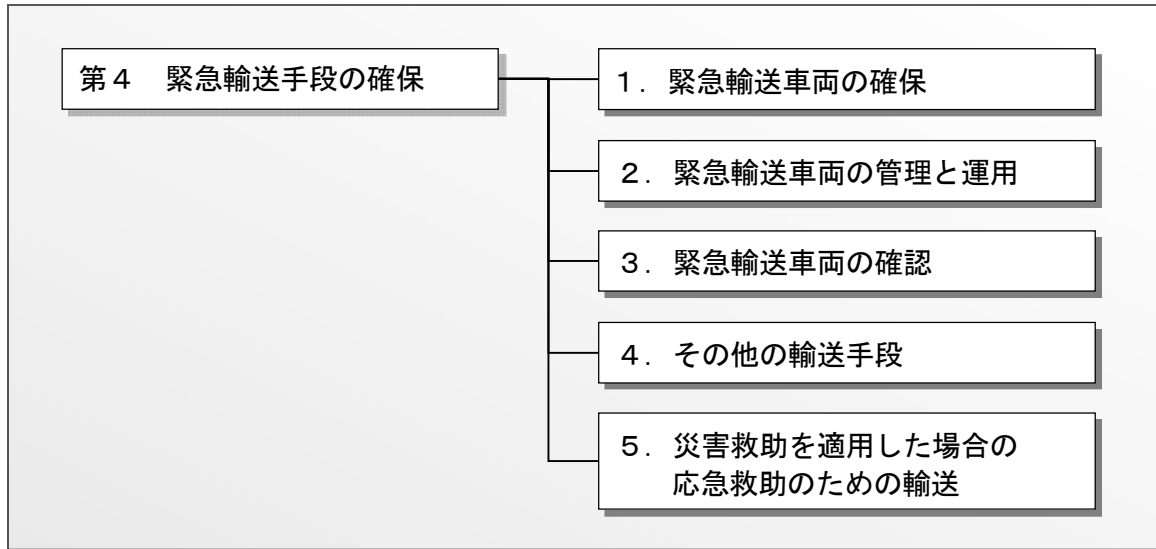
『第3 交通規制』

を準用する。

第4

緊急輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員、及び物資の輸送並びに被災者の避難を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、輸送の万全を期す。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第6節 交通対策

『第4 緊急輸送手段の確保』

を準用する。

第8節 障害物除去・廃棄物処理

被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物や、道路、河川等の利用の妨げになっている障害物を除去し、被災者の保護と交通の確保等を図る。

また、災害によって一時的に発生する大量の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）や、被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。

なお、障害物の除去及び廃棄物の処理を実施する機関の間で十分な連携を図るものとする。

第8節 障害物除去・廃棄物処理

第1 障害物除去

第2 廃棄物処理

担当部	担当業務
建設部 都市整備部	住宅及びその周辺と公共的な障害物の除去
環境経済部	1 災害廃棄物を含む廃棄物の処理 2 仮設トイレ等に係るし尿の処理

第1 障害物除去

災害時においては、災害対策本部は、「建設部」、「都市整備部」、「環境経済部」と連携を図り、住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等の障害物を除去する。

第1 障害物除去

1. 住宅関係障害物の除去

本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第7節 障害物除去・廃棄物処理

『第1 障害物除去』

を準用する。

第2

廃棄物処理

第2 廃棄物処理

1. 廃棄物処理

2. し尿処理

本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第7節 障害物除去・廃棄物処理

『第2 廃棄物処理』

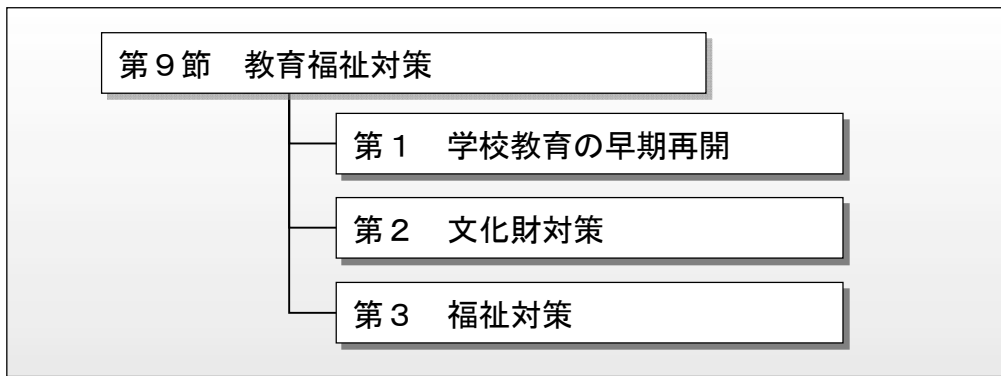
を準用する。

第9節

教育福祉対策

災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、「学校教育部」及び私立学校設置者、並びに「福祉部」、「こども未来部」は、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育の実施を図るものとする。
教育福祉対策の計画を以下に示す。

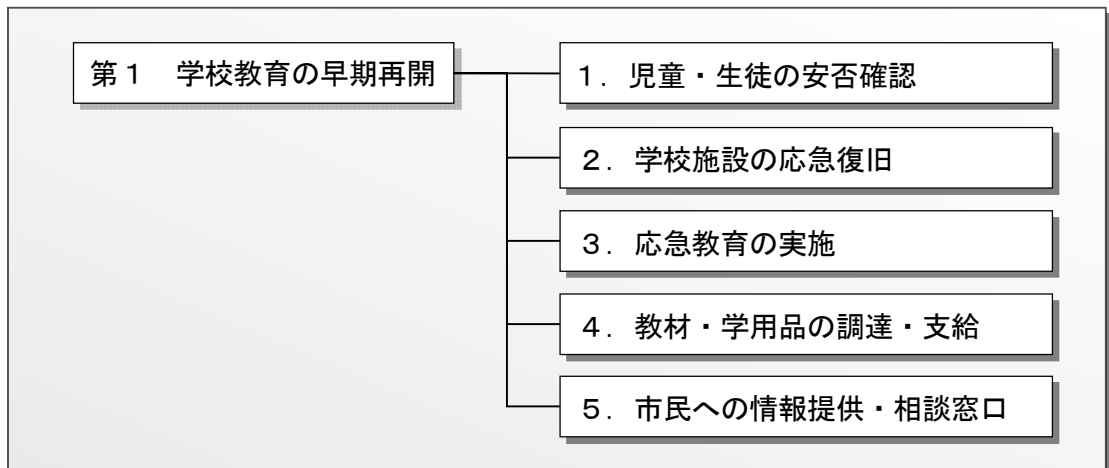
【 教育福祉対策に係る事項 】



第1

学校教育の早期再開

災害時に児童・生徒の安全を確保し、また、災害により平常の学校教育の実施が困難となった場合、市は、関係機関の協力を得て教育の早期再開を図るため、次の措置を迅速かつ的確に実施する。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第8節 教育福祉対策

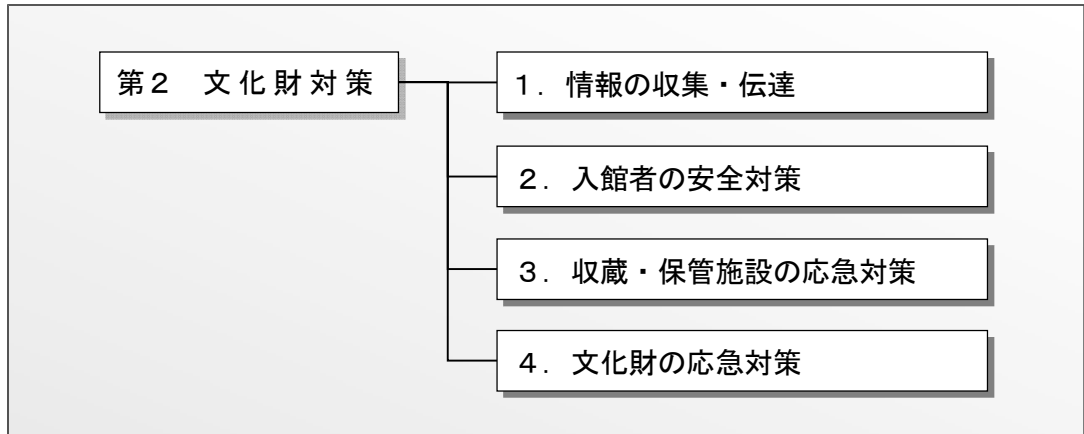
『第1 学校教育の早期再開』

を準用する。

第2

文化財対策

「社会教育部」は、文化財及び収蔵・保管施設に風水害による被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。



本事項については

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策計画

第8節 教育福祉対策

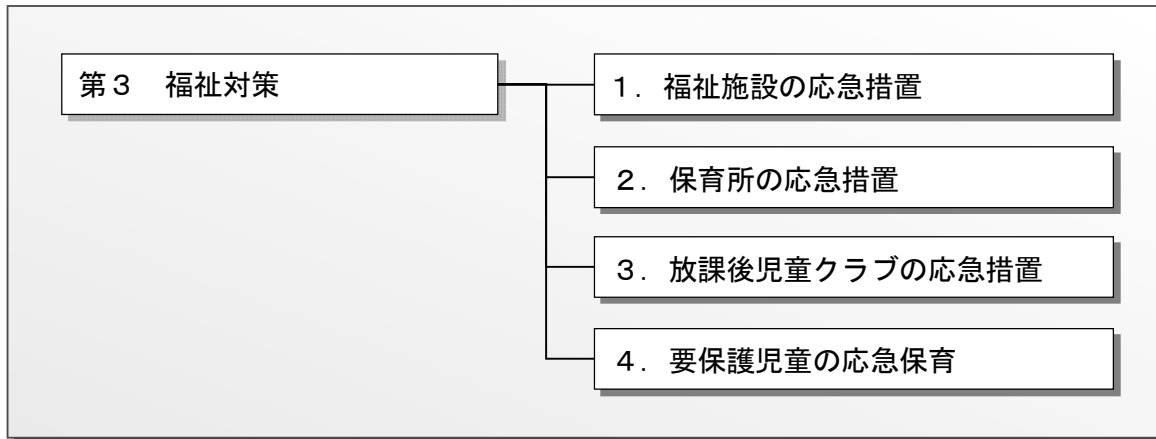
『第2 文化財対策』

を準用する。

第3

福祉対策

福祉施設の応急措置、保育所の児童及び要保護児童の生命並びに身体の安全確保に必要な応急措置を講ずる。



本事項については

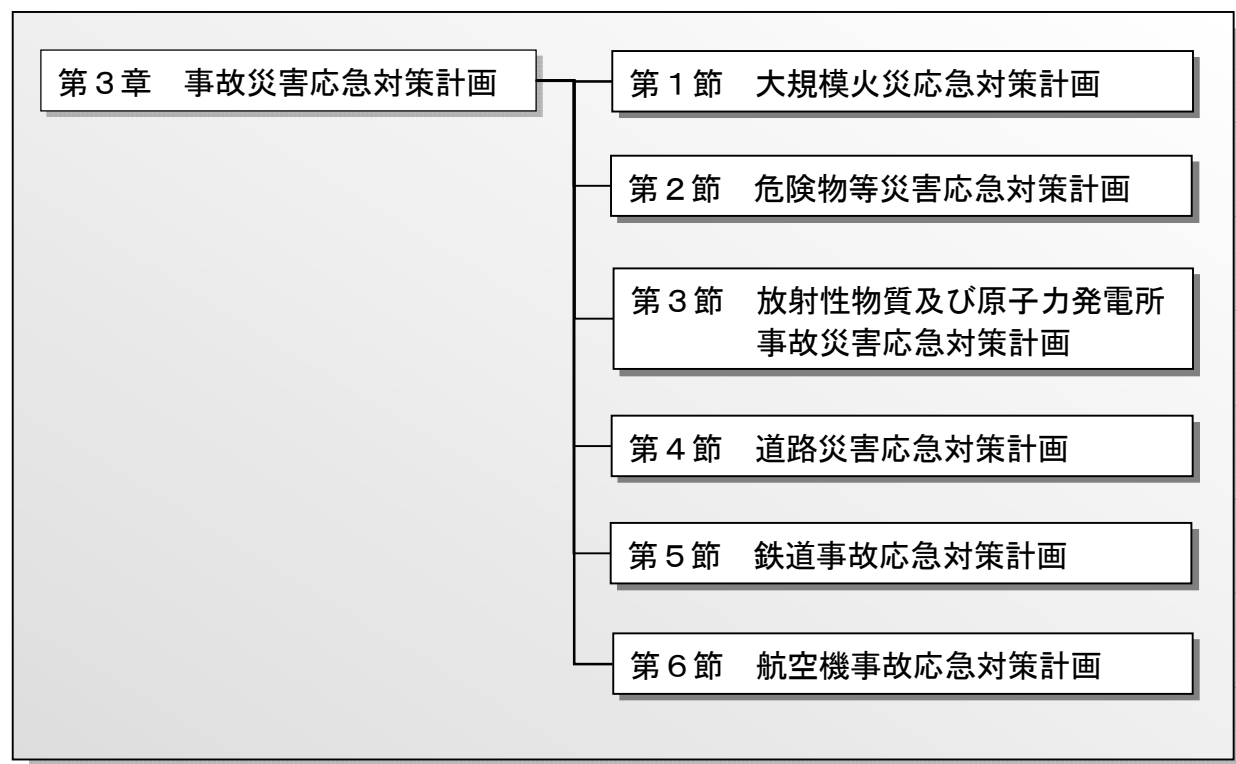
第3編 災害応急対策計画
第1章 震災応急対策計画
第8節 教育福祉対策
『第3 福祉対策』

を準用する。

第3章 事故災害応急対策計画

本市域において市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす大規模事故等の突発的な事案が発生した場合、本市は、以下に示す対策計画に従い、応急対策活動を実施する。

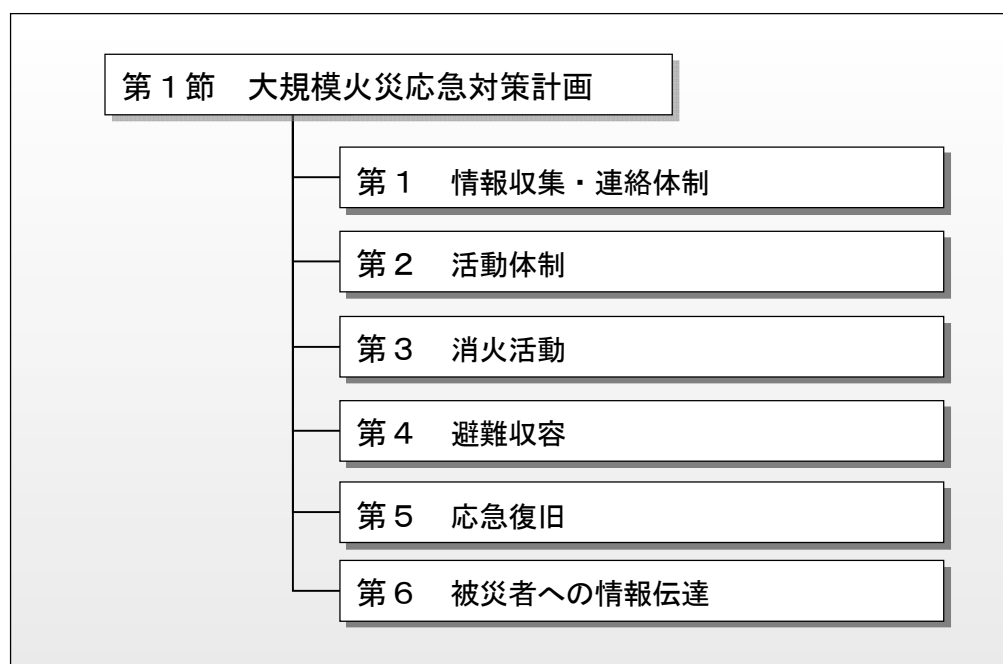
【 施策の体系 】



第 1 節 大規模火災応急対策計画

大規模火災が発生、又は発生するおそれがある場合に、迅速な災害応急対策活動が実施できるよう災害応急活動体制を確立するとともに、県、隣接市町等との相互協力体制を整え被害の軽減に努める。

大規模火災応急対策活動のための施策を以下に定める。



第1

情報収集・連絡体制

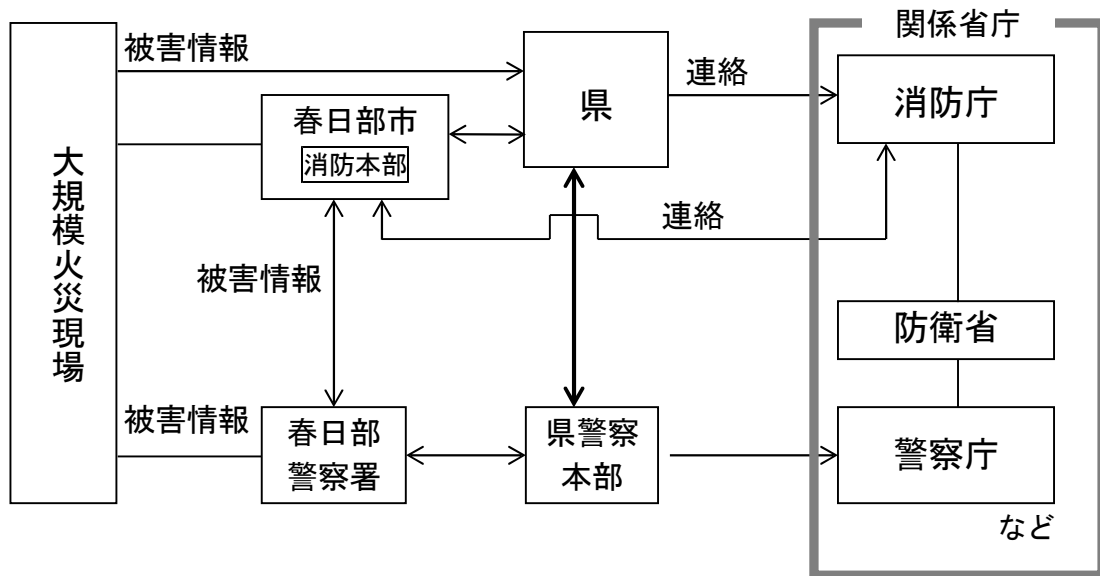
⇨ 『消防本部、市長公室』

1. 大規模火災発生直後の災害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況や人的被害状況等の現場の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

2. 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は、以下のとおりとする。



3. 応急対策活動情報の連絡

市は、応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県へ連絡する。そのため、災害発生後直ちに、電気通信事業者の協力を得て速やかに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

第2

活動体制

⇨ 『消防本部、市長公室』

市内に大規模火災が発生した場合は、「本編 第1章 第1節『第2 活動体制』」に準じて職員の非常参集を行い、災害対策本部を設置して応急対策活動にあたる。本部を設置した場合は、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

市の消防力だけでは対応が困難で、消防力の増強が必要と認められる場合は、県を通じて緊急消防援助隊の要請を行う。応援要請については、「本編 第1章 第3節『第7 応援部隊の要請』」による。また、自衛隊の災害派遣要請は、「本編 第1章 第1節『第5 自衛隊の災害派遣』」に準ずる。

第3 消火活動

⇒ 『 消防本部 』

消防本部は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

第4 避難収容

⇒ 『 市長公室、各部共通 』

災害発生時における避難誘導については、「本編 第1章 第4節『第2 避難』」に準じて実施する。

第5 応急復旧

⇒ 『 各部共通 』

市は、県や公共機関と連携し、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、所管施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

第6 被災者への情報伝達

⇒ 『 市長公室、各部共通 』

市は、県や防災関係機関との連携により、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや道路・鉄道、公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、市ホームページ、安心安全メール、SNS、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人住民等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

また、必要に応じ、災害発生後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置し、必要な人員の配置等体制の整備を図るとともに、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第2節

危険物等災害応急対策計画

危険物・高圧ガス・毒物劇物等の流出、火災、爆発等により災害が発生した場合、その影響は多大なものとなり、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。このため、これら危険物等を取り扱う事業所等の施設災害、危険物等の輸送時の事故、水源への混入による汚染等が発生した際の応急対策について必要な事項を定める。

第2節 危険物等災害応急対策計画

第1 危険物災害応急対策

第2 高圧ガス災害応急対策

第3 毒物・劇物災害応急対策

第4 水道水質汚染事故応急対策

1. 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防本部又は春日部警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2. 応急措置

市内に危険物災害が発生した場合は、法令、県地域防災計画及び春日部市地域防災計画の定めるところにより、関係事業所、県、指定地方行政機関、区域内の公共的団体等の協力を得て応急対策を実施する。

危険物施設等関係事業所に対しては、災害時の応急対策として当該施設の実態に応じ、次の応急措置を講ずるように指示する。

施設管理者が実施する危険物施設の応急対策

- 危険物が流出、爆発のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は緊急停止措置を実施する。
- 危険物施設の現状把握と災害の危険性を確認するため、危険物の取扱施設、消火施設、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。
- 危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
- 危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
- 災害を発見したときは、速やかに主管機関の県、警察署、消防等防災関係機関に通報し状況を報告する。

1. 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防本部又は春日部警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2. 応急措置

高圧ガス災害が発生した場合は、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき施設管理者及び県が応急措置を実施する。消防本部は、高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状況になった旨施設管理者から通報を受けた場合、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置に協力する。

施設管理者等が実施する措置

- 作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
- 上記に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。
- 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるとき、施設管理者は直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

消防本部は、毒物・劇物取扱施設に災害が発生し、又は危険な状況になった旨施設管理者から届け出を受けた場合、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置に協力する。なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の特殊災害中隊(毒劇物等対応小隊)により、応急措置を講ずる。

2. 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

施設管理者等が実施する措置

- 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

1. 活動方針

水質汚染事故発生時の応急対策業務は初動体制の確立、応急体制の確立、応急給水の実施、汚染源の緊急措置・応急復旧に区分される。

原因特定を行うため、県企業局、県生活衛生課、市環境部局、水質検査登録機関と連携して調査を進めるのと同時に、必要に応じて警察等への通報を行う。

◇ 『【資料編(2)】第5「水質事故対策本部組織図」』参照

◇ 『【資料編(1)】第41「水質事故に係る応急対策業務一覧表」』参照

水質汚染事故時の上下水道部職員の非常配備基準を下表に示す。

なお、第2及び第3非常配備の場合、春日部市水道事業水質汚染事故対策マニュアルに基づき、水道事業管理者職務代理者は水質汚染事故対策本部※①を設置する。

【非常配備基準】

非常配備	配備基準	出動範囲	応急対策の内容
第1非常配備	井戸での水質異常があるが取水停止に至らない場合、及び取水停止（浄水停止）を行うが水運用によって送配水が継続できる場合	班長以上及び取浄水班全員	汚染状況の把握 緊急措置 情報連絡 等
第2非常配備※② (水質汚染事故対策本部設置)	長時間の取水停止（送水停止）を行い、断減水を生じる場合	上下水道部職員	汚染状況等の把握 緊急措置 応急給水 応急復旧の実施 情報連絡 応援要請 等
第3非常配備 (水質汚染事故対策本部設置)	配水の緊急停止（断水）を行う場合	上下水道部職員	汚染状況等の把握 緊急措置 応急給水 応急復旧の実施 情報連絡 応援要請 等

注) ※①水質事故対策本部は、総務班・取浄水班・応急給水班・管路班を設置し、統括・班長・各担当責任者・担当者の要員により構成。

※②第2非常配備において、対応体制の拡大が生じた場合、市長部局の応援を要請するものとする。

2. 応援依頼

応急給水体制を整備するにあたり、他の水道事業体等に応援を依頼するかを判断する。また、想定する被害影響範囲が大きく、人員が不足する場合は、市長部局の動員を要請するものとする。（ただし、地震等の災害が同時に起こっている場合を除く）

なお、応急給水活動については、春日部市水道事業災害時広報活動・応急給水活動マニュアルに基づき対応する。

◇ 『【資料編(1)】第42「水質汚染事故による想定被害と応援依頼の概要」』参照

3. 水道事業関係機関への報告

事故の状況等について、国土交通省・環境省などの水道事業関係機関に対し、詳細な内容、措置の内容等について速やかに報告する。

第3節

放射性物質及び原子力発電所事故災害応急対策計画

本計画では、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るための応急対策を定める。

市には、核燃料物質使用施設は立地していないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用事業所（放射線障害防止法に基づく届け出事業所）が所在していることから、これら事業所における火災等の事故を想定する。

なお、市域において、核燃料物質の輸送が想定される高速自動車国道は通過していないため、核燃料物質輸送中の事故は想定しない。

また、県内には原子力施設^{*}は立地しておらず、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域のうち、最も半径の大きい「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ：施設から概ね半径 30 km）にも含まれていない。

しかしながら、本市から約 85km の位置にある東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が本県の周囲に立地していることから、原子力発電所の事故による広域放射能汚染について事故の想定に加える。

^{*}原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 6 条の 2 第 1 項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害応急対策計画

第1 放射性同位元素取扱施設事故応急対策

第2 原子力発電所事故災害応急対策

⇨『施設管理者、市長公室、消防本部』

放射性同位元素取扱施設における事故時の対応は、次のとおりとする。

1. 事故発生後の情報の収集・連絡

1.1 事故情報の収集・連絡

(1) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、市、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

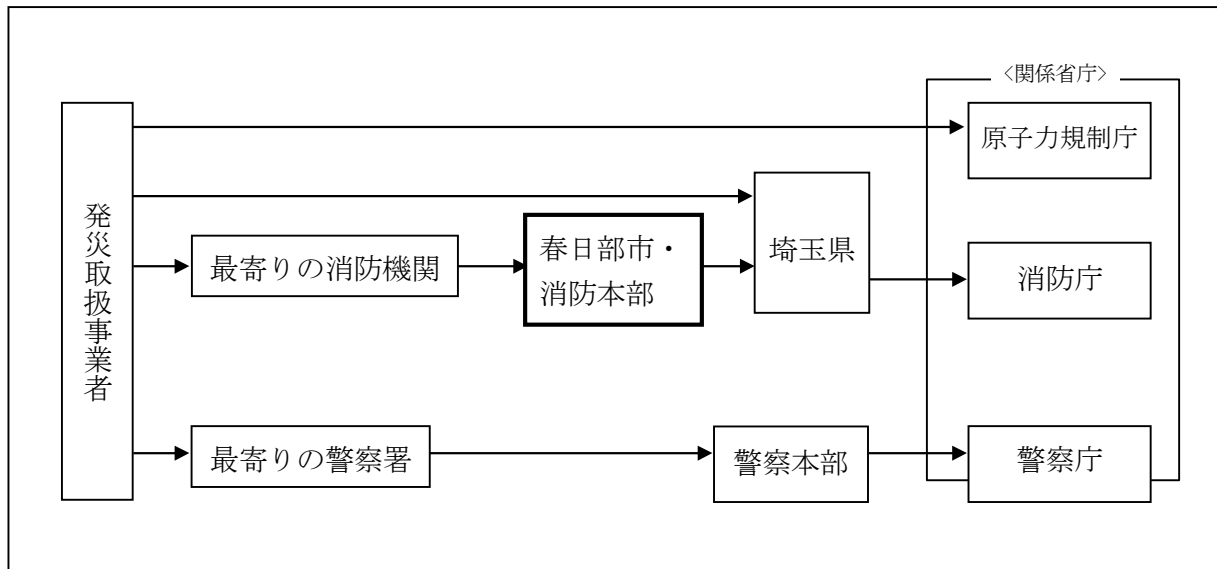
- ・ 事故発生時刻
- ・ 事故発生場所及び施設
- ・ 事故の状況
- ・ 気象状況（風向・風速）
- ・ 放射性物質の放出に関する情報
- ・ 予想される災害の範囲及び程度等
- ・ その他必要と認める事項

市は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに県等へ連絡するものとする。

(2) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は、次に示すとおりである。

□放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統



(3) 放射性物質による事故災害影響の早期把握のための活動

市は、県、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

(4) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとするとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

1.2 通信手段の確保

市及び県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。

また、電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

2. 活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに「本編 第1章 第1節『第2 活動体制』」に準じて必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

第2

原子力発電所事故災害応急対策

⇨『市長公室、消防本部、関係各部』

我が国では、被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、IAEA（国際原子力機関）の原子力防災の考え方を踏まえ、原子力災害時に影響が及ぶ可能性がある区域に対して、重点的に原子力災害に特有の対策を講じておく範囲として、原子力災害対策重点区域をあらかじめ定めている。

原子力災害対策重点区域は、緊急時に備えた準備や緊急時計画を策定しておくために設けられた区域であり、原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正、原子力規制委員会）では、原子力施設からの距離に応じてPAZ及びUPZの2種類の区域が定められている。

なお、本市はいずれの区域にも該当していないことから、応急対策は放射線モニタリングに基づく、健康影響を防止するための環境汚染対策について定める。

■原子力災害対策指針における原子力災害対策重点区域

名称	距離	目的	実施内容
予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	おおむね半径5km	確定的影響等を回避する	即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	おおむね半径30km	確率的影響のリスクを最小限に抑える	緊急防護措置（避難等）を準備

1. 情報収集・連絡及び活動体制

- (1) 原子力事故（特定事象又は緊急事態）に関する情報について、県の通報等により速やかに入手する。

- (2) あらゆる手段を講じて情報収集に努め、県が入手した情報についても、適宜提供を受けるとともに、県及び関係市町村が行う応急対策活動状況並びに被害状況等の情報を把握し、相互の連絡を密にする。
- (3) 市は継続して市内の空間放射線量モニタリングを実施するとともに、測定結果を公表する。
- (4) 県等を通じ放射線や気象情報の入手に努め、市民等に広報する。また、県が本市において可搬式のモニタリング機器を設置する場合等、緊急時モニタリングの実施に協力する。
- (5) 市長は、収集した情報等から、市内に影響が及ぶと判断される場合、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

2. 市民等への的確な情報伝達活動

2.1 市民への的確な情報の伝達

市は県、国、関係機関と連携し、市民に対し、放射性物質の拡散による市への影響程度や、放射線量等の測定結果、国が定める各種基準値に基づく市民の健康への影響の程度、国や県、市、その他防災関係機関の応急対策の実施状況など、市民に対して的確な情報を伝達する。

2.2 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、災害発生後、速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

3. 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、警戒区域の設定を検討するものとする。

また、市長は、警戒区域を設定した場合、近隣自治体に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等するものとする。

4. 飲食物の摂取制限等

市は県及び国の指導・助言、指示並びに放射性物質による汚染状況調査に基づき、必要と判断される場合は、汚染飲料水・飲食物の摂取制限を行うとともに、必要に応じて応急給水を行う。

各品目に関する摂取制限の指標は以下のとおりである。

◇ 『【資料編(1)】第43「飲食物摂取制限に関する指標」』参照

なお、福島第1原子力発電所の事故による原子力緊急事態宣言の解除後、平成24年4月1日より、食品中の放射性セシウムについて、厚生労働省により資料編に掲げる基準値が設定・運用されている。

◇ 『【資料編(1)】第44「食品中の放射性物質に係る規格基準」』参照

市は、国の指導・助言及び指示に基づき、県が農林水産物の生産者、出荷機関並びに市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、出荷制限等の措置を行った場合又は市にこれらの措置を指示した場合は、これに協力する。

5. 住民の健康調査等

市は、警戒区域を設定した場合、県と協力して、住民の健康維持と安定を図るため、警戒区域内の住民に対し、必要に応じて健康調査を実施し、市民の健康維持と民心の安定を図る。

また、公共施設等に臨時相談室を設置し、放射線量の人体への影響、健康状態の相談などに関する相談を受け付ける。相談室の開設にあたっては、国、県、原子力事業者に対して専門家の派遣を要請する。

6. その他

事故発生時の避難誘導、消火活動、医療救護活動、広報活動、緊急輸送等に関しては、「本編『第1章 震災応急対策計画』」の該当項に準じて実施する。

第4節

道路災害応急対策計画

本計画は、市内において地震や水害その他の理由により、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合や、危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

災害発生時の応急措置は、「本編『第1章 震災応急対策計画』」の各節に定める応急対策計画に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

第4節 道路災害応急対策計画

第1 情報収集・連絡体制

第2 職員動員体制

第3 応援要請

第4 緊急輸送活動

第5 危険物の流出に対する応急対策

第6 応急復旧活動

第7 被災者・住民への情報伝達

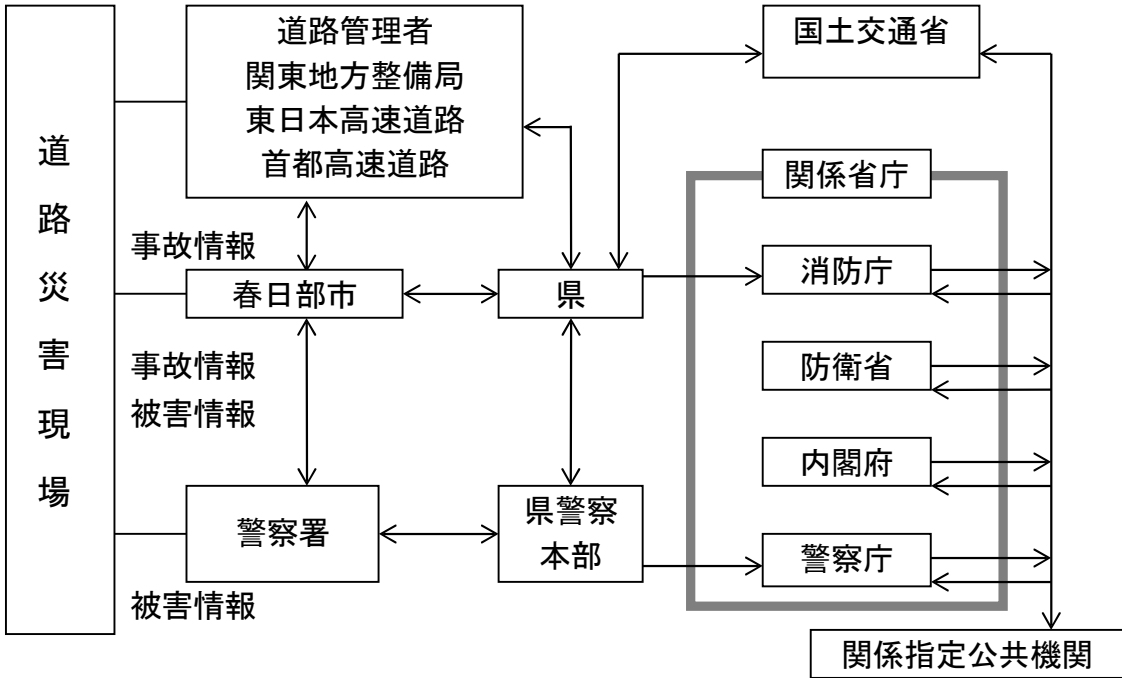
第8 災害復旧

第1 情報収集・連絡体制

⇨ 『 市長公室、消防本部、建設部 』

道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに事故情報を確認し、人的被害状況等の被害情報を収集する。

収集した被害情報は、被害規模に関する概括的情報とともに、直ちに県に連絡する。また、県、警察及び各関係機関等を通じ、国（国土交通省）又は道路管理者からの事故情報等入手する。また、応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。そのため、災害発生後は、電気通信事業者の協力を得て速やかに災害情報連絡のための通信手段を確保する。道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



第2 職員動員体制

⇨ 『 建設部、市長公室 』

災害発生後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

市内に大規模な道路災害が発生した場合は、「本編 第1章 第1節『第2 活動体制』」に準じ、災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。本部を設置した場合は、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

第3 応援要請

⇨ 『 建設部、市長公室 』

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し応援の要請又は応援の斡旋を求めることができる。県への応援要請については、「本編 第1章 第1節『第4 応援要請・相互協力』」による。

また、自衛隊の災害派遣要請は、「本編 第1章 第1節『第5 自衛隊の災害派遣』」に準ずる。

第4 緊急輸送活動

◇ 『建設部、市長公室』

災害時には、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

第5 危険物の流出に対する応急対策

◇ 『消防本部』

市道へ危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行う。

第6 応急復旧活動

◇ 『建設部』

被災した道路施設・交通安全施設について、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第7 被災者・住民への情報伝達

◇ 『市長公室』

市は、県及び防災関係機関と連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、関係機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の詳細な情報を、被災者や住民、関係者等に適切かつ迅速に提供する。

情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、市ホームページ、安心安全メール、SNS、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人住民等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

また、必要に応じ、災害発生後速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第8 災害復旧

◇ 『建設部』

被災市道について、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示するようにする。

第5節

鉄道事故応急対策計画

本計画は、市内において列車の衝突、脱線、てん覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害発生時における応急救助対策及び復旧等の諸対策について定める。

鉄道事故発生時の応急措置は、「本編『第1章 震災応急対策計画』」の各節に定める応急対策計画に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

第5節 鉄道事故応急対策計画

第1 活動体制

第2 情報収集

第3 避難誘導

第4 災害現場周辺の住民の避難

第5 救出・救助

第6 消火活動

第7 応援要請

第8 医療救護

第1 活動体制

⇨ 『市長公室、消防本部』

市内で大規模な鉄道事故が発生した場合には、県、他市町村、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策を実施する。

また、「鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定（平成18年12月1日締結）」に基づき、消防本部は、鉄道事業者と連携を図り、より迅速かつ効率的な消防活動及び安全管理体制の確保に努め、公共交通機関の早期運転再開の実施を図る。

なお、市内に相当規模以上の鉄道事故が発生した場合、「本編 第1章 第1節『第2 活動体制』」に準じ、災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

第2 情報収集

⇨ 『市長公室、各部共通』

市内で大規模な鉄道事故が発生したときは、「本編 第1章 第2節『第2 災害情報の収集・伝達体制』」に準じ、速やかにその被害状況を把握するとともに、県へ報告する。

第3 避難誘導

⇨ 『市長公室、各部共通』

大規模な鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。また、警察、消防本部は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し、列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

第4 災害現場周辺の住民の避難

⇨ 『市長公室、各部共通』

大規模な鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、「本編 第1章 第4節『第2 避難』」に準じ、避難の指示を行う。

第5 救出・救助

⇨ 『消防本部、警察署』

「本編 第1章 第4節『第1 人命救助活動』」に準じ、消防本部を主体とした救出、救助活動を実施するとともに、協力者の動員を行う。

第6 消火活動

⇨ 『消防本部』

大規模な鉄道事故では、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があることを考慮する。

第 7**応援要請**

⇨ 『 市長公室、消防本部 』

大規模な鉄道事故発生時には、各地方公共団体及び関係機関の相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。他機関への応援要請は「本編 第 1 章 第 1 節『第 4 応援要請・相互協力』」に、また自衛隊への応援要請は「本編 第 1 章 第 1 節『第 5 自衛隊の災害派遣』」に準ずる。

第 8**医療救護**

⇨ 『 健康保険部、医療センター 』

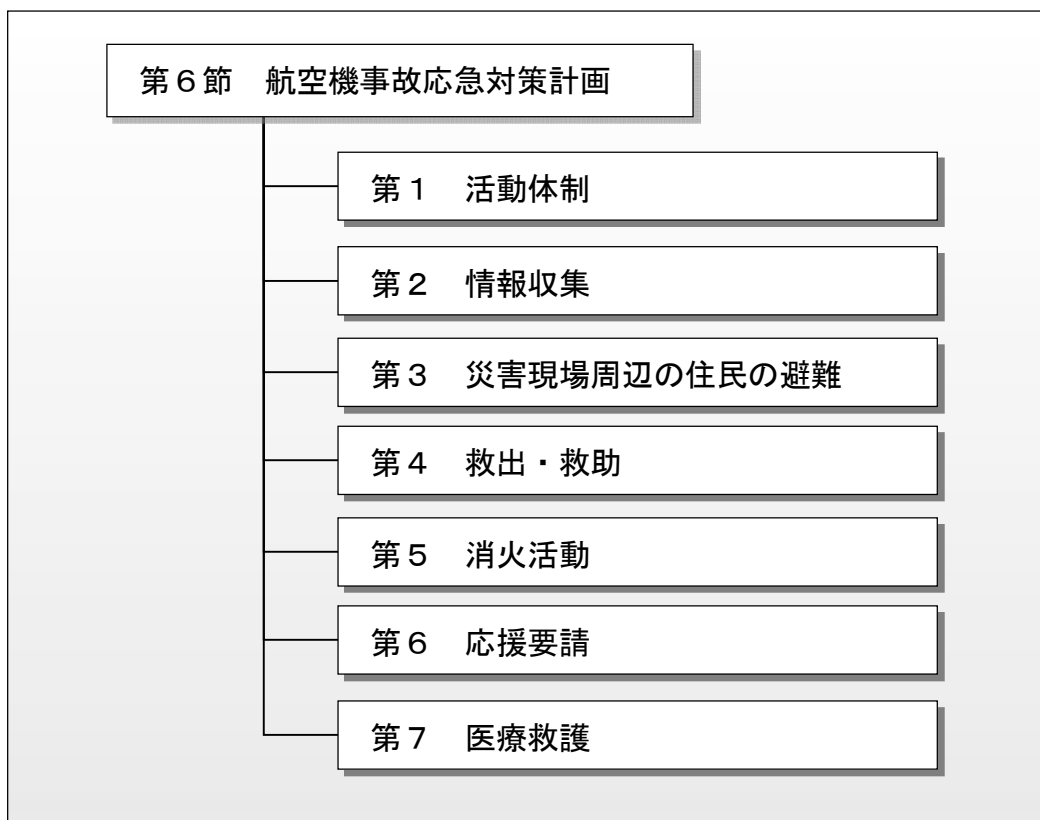
市内で大規模な鉄道事故が発生した場合、「本編 第 1 章 第 4 節『第 4 医療救護』」に準じて、県、その他関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第6節

航空機事故応急対策計画

本計画は、航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、市又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が実施する事故災害応急対策について定める。

航空機事故発生時の応急措置は、「本編『第1章 震災応急対策計画』」の各節に定める応急対策計画に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。



第1 活動体制

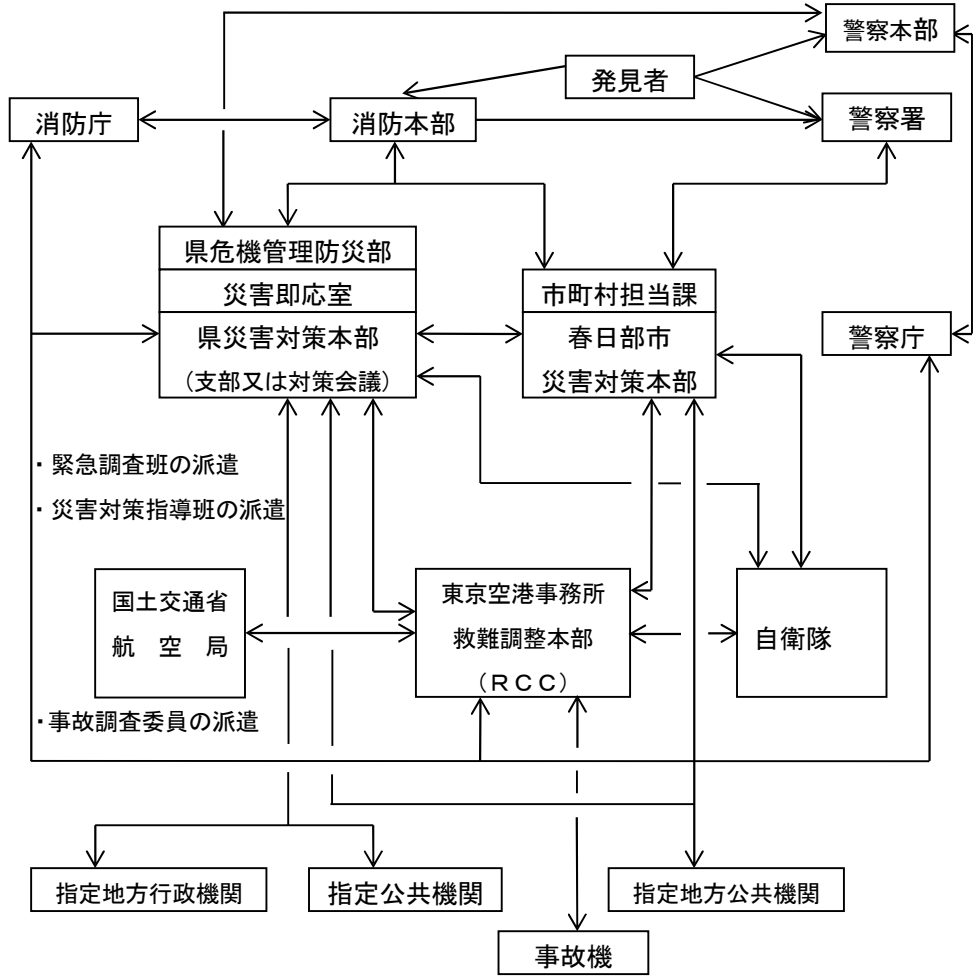
⇨ 『市長公室、各部共通』

市域に航空機事故が発生した場合においては、県、他市町、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

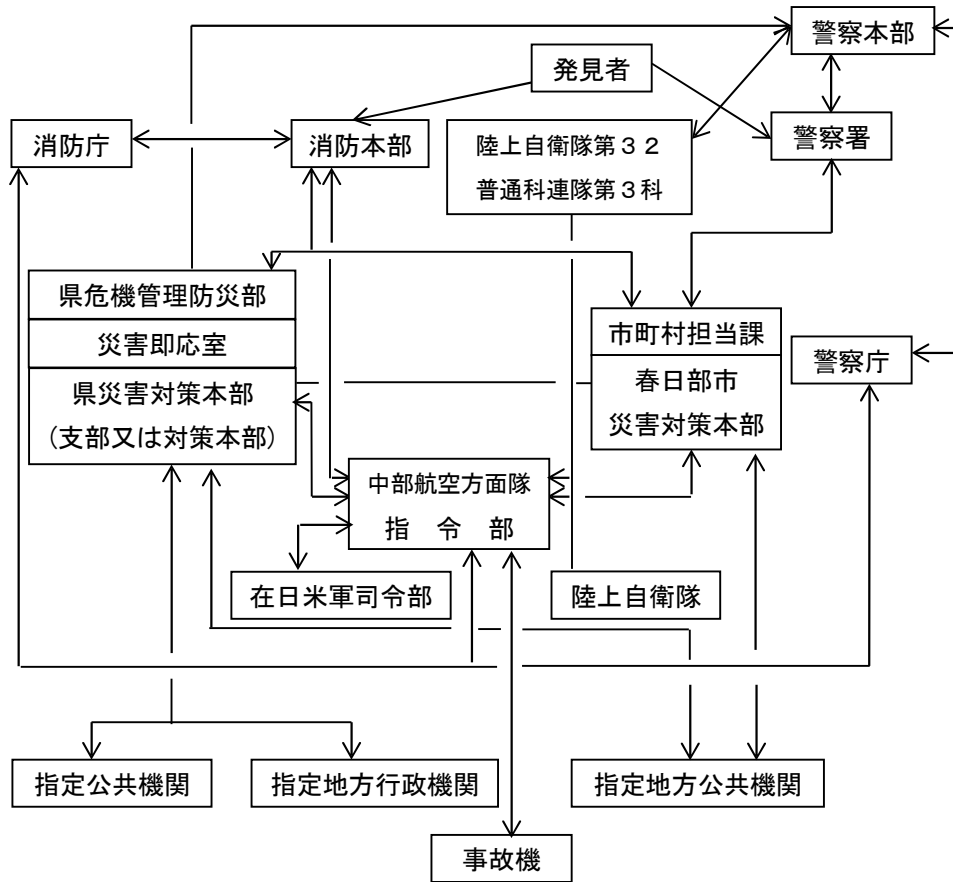
特に、市域に相当規模以上の航空機事故が発生した場合、「本編 第1章 第1節『第2 活動体制』」に準じ、災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする（航空法第76条）。

【 民間機航空機事故の連絡通報体制 】



【 自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制 】



第2 情報収集

◇『 市長公室、各部共通 』

市域において大規模な航空機事故が発生したときは、「本編 第1章 第2節『第2 災害情報の収集・伝達体制』」に準じ、速やかにその被害状況を把握するとともに、県へ報告する。

第3 災害現場周辺の住民の避難

◇『 市長公室、各部共通 』

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、「本編 第1章 第4節『第2 避難』」に準じ、避難の指示を行う。

第4 救出・救助

◇『 消防本部、警察署 』

「本編 第1章 第4節『第1 人命救助活動』」に準じ、消防本部を主体とした救出、救助活動を実施するとともに、協力者の動員を行う。

第5**消火活動**

⇨ 『 消防本部 』

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防本部が主体となって、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

第6**応援要請**

⇨ 『 市長公室、消防本部 』

航空機事故発生時には、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。他機関への応援要請は「本編 第1章 第1節『第4 応援要請・相互協力』」に、また自衛隊への応援要請は「本編 第1章 第1節『第5 自衛隊の災害派遣』」に準ずる。

第7**医療救護**

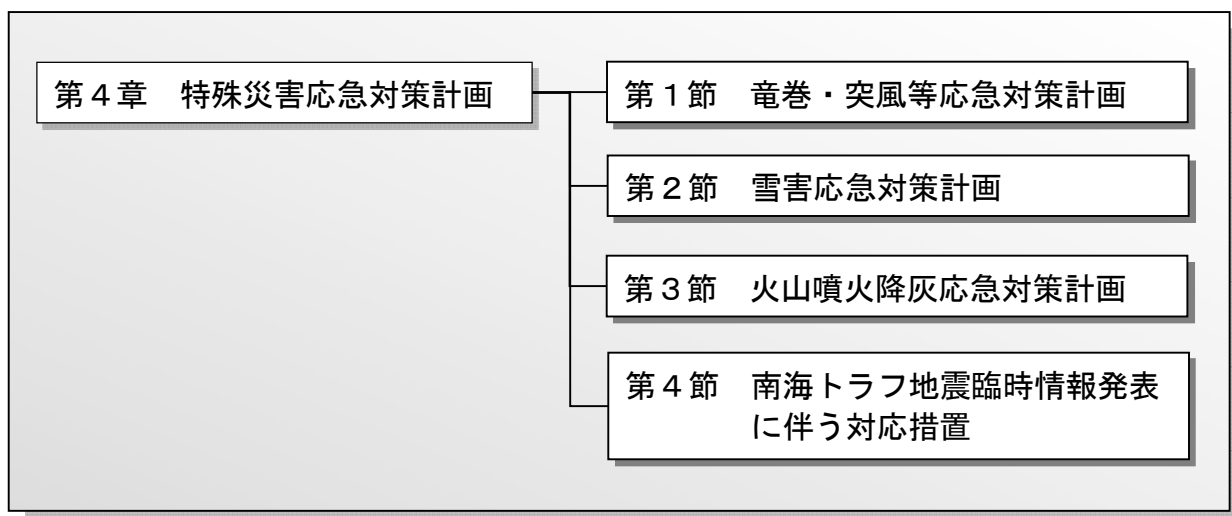
⇨ 『 健康保険部、医療センター 』

市域で航空機事故が発生した場合、「本編 第1章 第4節『第4 医療救護』」に準じて、県、その他関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第4章 特殊災害応急対策計画

本市域において市民の生命、身体もしくは財産に重大な被害を及ぼす竜巻・突風等の突発的な事案が発生した場合、本市は、以下に示す対策計画に従い、災害対策活動を実施する。

【 施策の体系 】



第1節

竜巻・突風等応急対策計画

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策に関して定める。

竜巻・突風等の被害発生時の応急措置については、「本編『第1章 震災応急対策計画』」の各節に定める対策に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

第1節 竜巻・突風等応急対策計画

第1 情報伝達

第2 避難所の開設・運営

第3 がれき等の処理

第4 応急住宅対策

第1 情報伝達

⇨ 『市長公室』

市は、竜巻・突風等が発生又は発生の可能性が高まった際、市長が竜巻・突風等から身の安全を守るため、主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるための必要な情報を伝達する。

第2 避難所の開設・運営

⇨ 『市長公室、各部共通』

竜巻・突風等の被災者に対し、「本編 第1章 第4節『第2 避難』」に準じ、避難所を開設し、適切に運営する。

第3 がれき等の処理

⇨ 『関係各部』

竜巻・突風等により道路上に飛散したがれきなどの障害物を迅速に処理し、交通に支障の無い状態にする。また、竜巻・突風等により生じたがれきの収集・処理を実施し早期の生活再建につなげる。

第4 応急住宅対策

⇨ 『都市整備部』

竜巻・突風等の被災者に対して、「本編 第1章 第4節『第8 住宅の確保』」に準じ、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

大量の降雪による災害に対応するための応急措置については、「本編『第1章 震災応急対策計画』」の各節に定める対策に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

第3節 雪害応急対策計画**第1 応急活動体制****第2 情報の収集・伝達・広報****第3 道路機能の確保と交通規制****第4 救出・救助の実施****第5 一時滞在施設の開設**

第1

応急活動体制

◇ 『 市長公室、各部共通 』

積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

第2

情報の収集・伝達・広報

◇ 『 市長公室、総合政策部 』

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

また、市は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、市民に周知する。

【周知内容の例示】

- 不要不急の外出は極力避ける。
- 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

1. 積雪に関する被害情報の伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

2. 市民への情報発信

市は、気象庁が本市の区域に該当する大雪に関する気象情報を発表した場合、異常な積雪等が発生又は発生する可能性が高まった際には、降雪状況及び積雪の予報等について市民等へ周知する。周知方法については、防災行政無線、安心安全メール、緊急速報メールなど多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

第3

道路機能の確保と交通規制

◇ 『 建設部、警察署 』

異常な積雪時には、関係機関と連携し、市民生活に大きな影響を与える道路の交通確保を優先し、除雪を行う。

交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため必要がある場合は、警察署と緊密な連携の上、交通の整理を行い、規制を要請する。

除雪の実施にあたっては、必要に応じ建設業者等に応援を要請する。また、除雪作業に遅れが生じることが予測される場合には、他の市町村、県及び国土交通省の応援についても検討する。

第4 救出・救助の実施

◇ 『 消防署、警察署 』

異常な積雪により立ち往生した自動車や建物内閉じ込めなど、救出・救助活動については、その緊急性を考慮しながら、関係機関との緊密な連携の上、速やかに実施する。

第5 一時滞在施設の開設

◇ 『 市長公室、各部共通 』

大量の積雪に伴う交通の途絶により帰宅困難者が発生した場合、救護のための一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を収容する。また、気象情報を踏まえ、必要に応じて災害発生前の予防的な避難所開設も検討する。

第3節

火山噴火降灰応急対策計画

富士山等の火山が噴火し、大規模な降灰が市域に影響を及ぼす際の、応急対応に必要な事項を定める。

火山噴火降灰時における応急措置については、「本編『第1章 震災応急対策計画』」の各節に定める対策に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

第3節 火山噴火降灰応急対策計画

第1 応急活動体制の確立

第2 情報の収集・伝達

第3 広域一時滞在

第4 降灰の処理

第1

応急活動体制の確立

⇨ 『市長公室、各部共通』

市は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県や関係機関と連携して災害応急対策の実施に努める。

第2

情報の収集・伝達

⇨ 『市長公室』

1. 降灰に関する情報の発信

気象庁が本市の区域に該当する降灰予報を発表したとき、もしくは県内に降灰があったときは、県と連携して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、県等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

【災害オペレーション支援システムで取得する情報】

- 噴火警報・予報
- 火山の状況に関する解説情報
- 噴火に関する火山観測報
- 噴火速報
- 降灰予報

2. 降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

【降灰調査項目】

- 降灰の有無・堆積の状況
- 時刻・降灰の強さ
- 構成粒子の大きさ
- 構成粒子の種類・特徴等
- 堆積物の採取
- 写真撮影
- 降灰量・降灰の厚さ
- 構成粒子の大きさ

3. 降灰に伴う取るべき行動の周知

降灰が予測される場合は、降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。

(例)

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

第3 広域一時滞在

⇨ 『 市長公室 』

火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民は、県と連携して受け入れを行う。

第4 降灰の処理

⇨ 『 関係各部 』

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業所による対応を原則とする。道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性ある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。宅地など各家庭から排出された火山灰の回収は、市が行うものとする。また、各事業者から排出された火山灰は、各事業者が行うものとする。火山灰の処分方法については、関係機関との検討を踏まえて対応する。

第4節

南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までの「南海トラフ」において、プレートの跳ね上がりに起因する「南海トラフ地震」は概ね100～150年間隔で繰り返し発生している。

現在、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過しており、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっていることから、南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について定める。

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

第1 計画の趣旨

第2 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年 12 月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としており、平成 26 年 3 月 28 日現在、同法に基づき 1 都 2 府 26 県 707 市町村が推進地域に指定されている。

本市を含む埼玉県域は推進地域には指定されていないが、平成 24 年 8 月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震想定において、震度 4 から 5 弱程度の揺れになるとされている。

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が発表することとされているが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、市においても、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

《参考》

◆「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について

埼玉県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度 5 弱から 5 強程度の揺れが予想されている。これまで春日部市地域防災計画において、同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成 29 年 11 月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始され、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行われないこととなった。このため、今後は警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載することとする。

南海トラフ地震臨時情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、市が実施すべき必要な措置について定める。

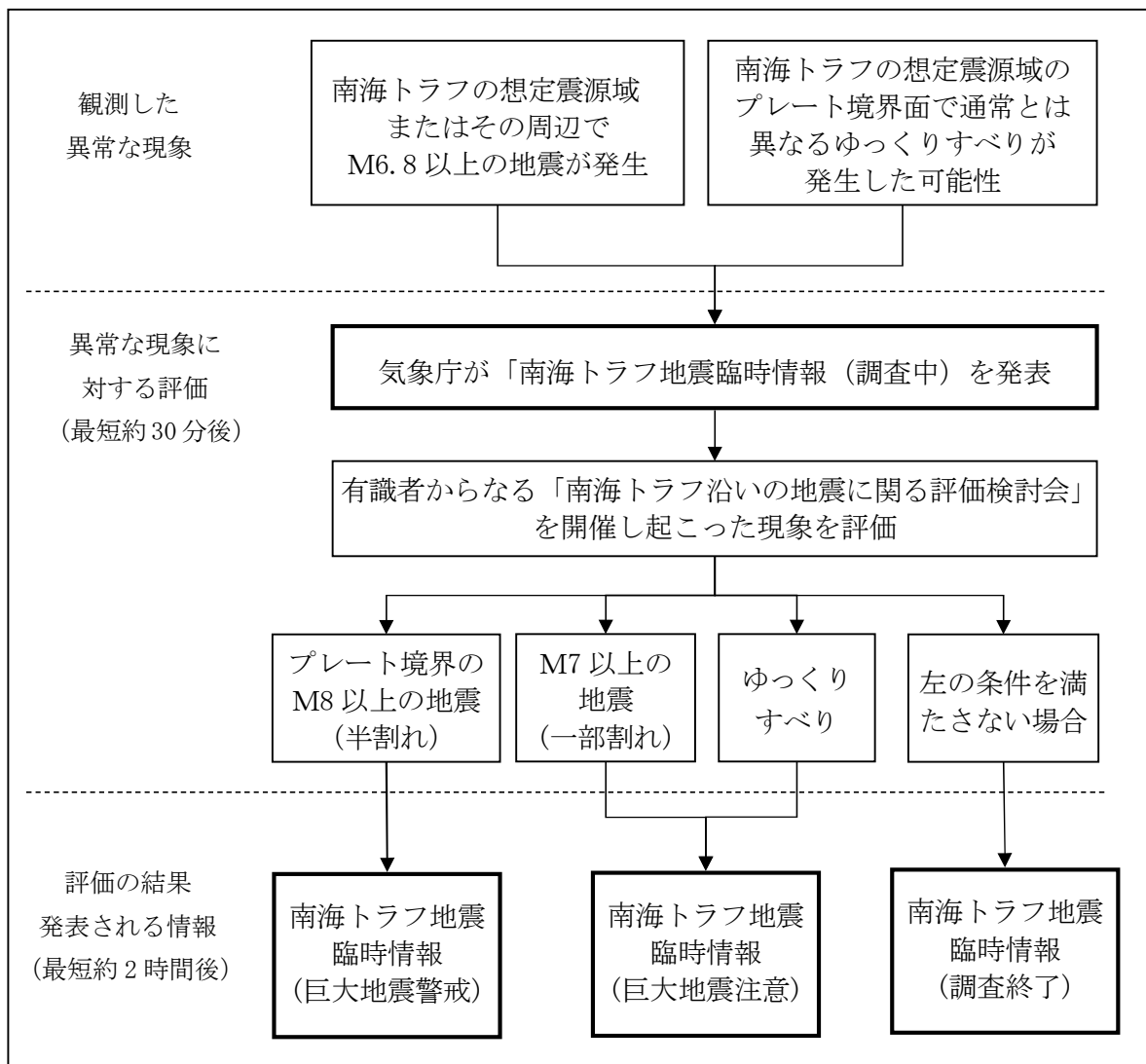
1. 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1.1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

市は、県から南海トラフ地震臨時情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、関係機関に伝達する。

□南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



資料：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（令和3年5月一部改定、内閣府（防災担当））

1.2 市民、企業等へのよびかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

□南海トラフ地震関連情報発表後の警戒、注意を要する期間

気象庁発表情報	ケース	警戒、注意をする期間
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	半割れ	2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間)
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	一部割れ	1週間
	ゆっくりすべり	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

1.3 住民の防災対応

- (1) 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

□防災対応の例

- 家具の固定状況の確認
- 非常用持ち出し袋の確認
- 避難場所や避難経路の確認
- 家族との安否確認方法の確認 等

- (2) 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

□防災対応の例

- 高いところに物を置かない
- 屋内のできるだけ安全な場所で生活
- すぐに避難できる準備（非常用持出品等）
- 危険なところにできるだけ近づかない 等

1.4 企業等の防災対応

日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

□防災対応の例

- 安否確認手段の確認
- 家具や日常生活用器具の固定・落下防止対策の確認
- 食料や燃料等の備蓄の確認
- 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- 発災時の職員の役割分担の確認 等

2. 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合、市は、「本編 『第1章 震災応急対策計画』」に基づき災害対応を行うものとする。